

令和2年第3回定例会

西川町議会会議録

令和2年 9月1日 開会

令和2年 9月11日 閉会

西川町議会

令和二年

第三回〔九月〕定例会

西川町議会議録

令和二年

第三回〔九月〕定例会

西川町議会議録

令和2年第3回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 1 日)

議事日程.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議会諸報告.....	5
行政報告.....	6
議案の上程.....	9
提案理由の説明.....	10
人事案の審議・採決.....	16
決算認定案件の上程.....	17
提案理由の説明.....	18
監査委員の決算審査意見の報告.....	27
決算特別委員会の設置及び委員会付託.....	31
陳情の常任委員会付託.....	31
散会の宣告.....	31

第 2 号 (9 月 2 日)

議事日程.....	33
出席議員.....	34
欠席議員.....	34
説明のため出席した者.....	34
事務局職員出席者.....	34

開議の宣告.....	3 5
一般質問.....	3 5
荒 木 俊 夫 議員.....	3 5
佐 藤 仁 議員.....	5 2
菅 野 邦比克 議員.....	6 9
佐 藤 幸 吉 議員.....	8 3
大 泉 奈 美 議員.....	1 0 0
散会の宣告.....	1 1 6

第 3 号 (9月3日)

議事日程.....	1 1 7
出席議員.....	1 1 8
欠席議員.....	1 1 8
説明のため出席した者.....	1 1 8
事務局職員出席者.....	1 1 8
開議の宣告.....	1 1 9
一般質問.....	1 1 9
佐 藤 光 康 議員.....	1 1 9
佐 藤 耕 二 議員.....	1 3 8
伊 藤 哲 治 議員.....	1 5 6
散会の宣告.....	1 7 3

第 4 号 (9月11日)

議事日程.....	1 7 5
出席議員.....	1 7 7
欠席議員.....	1 7 7
説明のため出席した者.....	1 7 7
事務局職員出席者.....	1 7 7
開議の宣告.....	1 7 8
日程の追加.....	1 7 8

専決処分の承認.....	1 7 8
一般議案・補正予算案の審議・採決.....	1 8 6
決算特別委員会審査報告書の提出.....	2 3 7
決算認定案件の審議・採決.....	2 3 9
報告第 6 号.....	2 4 3
報告第 7 号.....	2 4 4
陳情の審査報告.....	2 4 5
議員派遣について.....	2 4 7
閉会中の継続調査申出.....	2 4 7
日程の追加.....	2 4 8
意見書の提出について.....	2 4 9
閉議・閉会の宣告.....	2 5 1
署名議員.....	2 5 3

令和 2 年 9 月 1 日

令和2年第3回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年9月1日(火)午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案の上程
 - 同意第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 同意第 7号 西川町教育委員会委員の任命について
 - 同意第 8号 西川町町有林運営委員会委員の任命について
 - 承認第 4号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について
 - 議第 43号 財産(西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器)の購入について
 - 議第 44号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について
 - 議第 45号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 46号 西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定について
 - 議第 47号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第7号)
 - 議第 48号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議第 49号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 人事案の審議・採決
 - 同意第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 同意第 7号 西川町教育委員会委員の任命について
 - 同意第 8号 西川町町有林運営委員会委員の任命について
- 日程第 8 決算認定案件の上程

- 認定第 1号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ア 事業勘定
- イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）
- 認定第 3号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について
- 認定第 10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 提案理由の説明
- 日程第 10 監査委員の決算審査意見の報告
- 日程第 11 決算特別委員会の設置及び委員会付託
- 日程第 12 陳情の常任委員会付託

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年西川町議会第3回定例会を開会します。

開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、佐藤仁議員、3番、佐藤光康議員を指名します。

会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から9月11日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月11日までの11日間に決定しました。

議会諸報告

古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

初めに、議会議員の辞職についてご報告いたします。

8月3日、大江・康議員から、8月31日をもって議会議員を辞職したい旨の願いが議長宛てに提出されましたので、同日許可いたしました。

なお、同議員の議会議員辞職に伴い、産業建設常任委員会委員及び広報公聴常任委員会委員に欠員が生じたところであります。

次に、議会諸般の報告をいたします。

8月3日、山形県町村議会議長会の臨時総会が山形市で開催されました。総会では、新型コロナウイルス感染症対策に関する国及び山形県への緊急要望活動、令和元年度決算報告等が承認されました。また、各地方町村議会議長会から提出された国及び山形県への要望事項として10議題を確認し、その実現に向けた実行運動方法などが決定されました。

8月20日には、西村山地方議長協議会と西村山地方総合開発推進委員会との合同で、議長、市町長が山形県の教育長、病院事業管理者、村山総合支庁長へ、各市町における重要事業を要望してまいりました。

特に、西川町関連では、新たな（仮称）特例豪雪地帯の設定と支援、老朽化が進み補修が必要となった場合に、莫大な費用の発生が予想される高速道路に架かるオーバブリッジの財政支援制度の創設並びにインバウンド誘客と着地型観光推進のための二次交通の整備について、強くお願いしてきたところであります。また、併せて、県知事への7月豪雨災害に関する緊急要望書の提出も行われております。

8月28日、山形県市議会議長会、山形県町村議会議長会役員と県知事との意見交換会が山形市で開催され、7月の大雨による被害状況など、新型コロナウイルス感染症の影響と課題、今後の取組について意見交換を行いました。吉村知事から、大雨の災害については、これまで以上の手厚い支援を図ること、新型コロナウイルス感染症対策については山形県と市町村が一体となって課題に立ち向かっていくという力強いお言葉がありました。

同日、村山総合支庁長に対し、村山地方町村議会と村山地方町村議会議長会合同による7

月豪雨災害に関する6項目にわたる要望書の提出を行いました。西川町からは、山形県管理の道路や河川などの迅速な復旧と、町単独で実施する小規模災害復旧に伴う財政支援を強く要望してきたところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、7月8日から10日まで予定されておりました村山地方町村議会議長会の正副議長行政視察研修は延期され、7月16、17日に予定しておりました西川町議会運営委員会行政視察研修は取りやめとしております。また、例年、7月中旬から下旬にかけて実施しております「町民と議会の対話の集い」につきましても、新型コロナウイルス感染症対策の観点から取りやめとしており、今後、何らかの形で町民の皆様への町政に対するご意見などをいただける機会を模索し、政策提言等につなげていくこととしております。

以上、議長報告といたします

以上で議会諸報告は終わりました。

行政報告

古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和2年第3回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金給付事業について申し上げます。

特別定額給付金給付事業は、令和2年4月7日に閣議決定されましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、国民が一致団結し、見えざる敵コロナウイルスとの闘いという国難を克服するため、家計への支援を行うことを目的に実施されたもので、町民1人につき10万円を給付するものであります。

本町では、5月15日から申請の受付を行い、8月14日で受付を終了したところであります。受付期間中、全ての給付対象世帯1,845世帯から申請がありまして、給付人数は、お一人から給付を希望しない旨の申出がありましたので、5,172人です。感染が拡大している

中、高齢者等への職員による申請支援と申請書の郵送を呼びかけるなど、感染防止に留意しつつ実施いたしました。町民の皆さんのご理解とご協力いただき、役場庁舎の窓口が混雑することもなく、円滑な給付に努めることができました。心から感謝を申し上げます。

次に、7月28日の大雨被害、いわゆる令和2年7月豪雨災害について申し上げます。

日本列島の今年の夏は、梅雨の長雨や前線の影響による大雨に見舞われ、各地で災害が発生いたしました。熊本県の球磨川の大氾濫では、多くの方が犠牲になりました。県内でも53年ぶりに最上川が氾濫し、犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧を祈念いたすものであります。

本町におきましても、7月26日の夜から断続的に雨が降り続き、特に28日夜半から町内各地で大雨に見舞われました。町内の累加雨量は、海味で191ミリメートル、砂子関の寒河江ダムで265ミリメートル、志津で285ミリメートル、大井沢で235ミリメートル、日暮沢で289ミリメートルを記録し、海味、寒河江ダム及び志津の累加雨量は、近年では最も甚大な被害が発生した平成25年7月の大雨災害時の累加雨量を上回り、大井沢及び日暮沢の累加雨量もそれに匹敵する雨量となったところであります。

幸いにして人的被害はありませんでしたが、農地・農業用施設や林業用施設、道路、河川が被災したところであります。現在の主な被災箇所数及び被害額につきましては、農地・農業用施設が125か所、2億7,644万円、林業用施設が133か所、3億8,198万円、道路が97か所、8億2,173万5,000円、河川が9か所、2,566万円であります。

今回の豪雨災害に当たり、区長及び地区会長の皆さんからは住民の皆さんの安全確保、災害箇所の情報提供など、全般にわたりご尽力をいただいておりますこと、また、町民の皆さんから応急復旧にご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

甚大な被害が生じた中で、8月2日から7日までの6日間、国道交通省の緊急災害対策派遣隊、いわゆるTEC-FORCEの皆さんからご来町いただき、町道太郎・若山線、下掘・鶴部線及び高旭・東浦線の3路線並びに宝沢川の被災状況の調査に対する技術的な支援をいただいたところであります。

また、山形県村山総合支庁の皆さんからご来町いただき、農地・農業施設災害及び林業施設災害の公共災害査定に向けた準備、助言をいただいたところであります。

次に、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース竣工式について申し上げます。

昨年9月から整備を進めてまいりました月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコースにつきましては、関係者各位のご支援とご協力の下、無事に完成することができ、7月

11日に議員の皆さんをはじめ多くの来賓のご臨席を賜り、竣工式を開催したところであります。

初めに、競技場の無事を祈願する安全祈願祭を執り行い、吉村山形県知事、加藤最上川ダム統合管理事務所長、春園日本カヌー連盟副会長、古澤議会議長よりご祝辞を賜り、最後に盛大な花火の合図とともにテープカットを行い、1,000メートルコースのオープンを祝ったところであります。その後、競技場において西川中学校カヌー部員と河北中学校カヌー部員によるこぎ初めが行われ、各校の2年生と3年生、総勢30人ほどが1,000メートルコースのスタート地点から元気よくこぎ出し、新しいコースの感触を確かめながら、全員が力強くこぎ切ったところであります。

月山湖にカヌー競技場を整備してから約30年となります。このたびの1,000メートルコースの整備によって、地元ジュニア選手たちのさらなる競技力向上はもとより、1,000メートル種目を有する各種大会の招致や、大学カヌー部等の合宿誘致、さらには、東京オリンピックに向けた各国代表選手の事前キャンプなどとして利用が図られ、地域活性化や新たな経済効果が生まれることを期待し、さらなる事業の推進に努めてまいります。

次に、東京品川区への西山杉積み木贈呈について申し上げます。

本町は、東京都品川区不動前駅通り商店街振興組合と友好関係締結を行っておりまして、新型コロナウイルスが特に東京都において感染拡大しておりましたので、商店街振興組合の皆さんに現状を確認したところ、品川区では保育施設の利用制限などで子どもたちが大変な思いをしており、何か支援いただくことはできないのかとお話をいただき、協議の上、西山杉の積み木を60セット寄贈させていただくことにいたしました。

贈呈式には、本来なら私が品川区に直接お伺いする予定でしたが、新型コロナウイルスがさらに感染拡大傾向となったことにより上京を控えさせていただき、代わりに商店街振興組合の古谷理事長、坂副理事長のお二人から、去る7月21日に濱野品川区長に贈呈をしていただいたところであります。濱野品川区長からは、お礼の言葉と併せて、これを機会に西川町と品川区の友好関係を深めてまいりたいとの言葉をいただいております。贈呈にご尽力いただきました品川区不動前駅通り商店街振興組合の皆さんに感謝を申し上げます。

次に、今年から実施いたしました西山杉学習プロジェクトについて申し上げます。

西山杉による林業振興の一環として、子どもたちの郷土愛や絆を育むことを目的に、中学校の学習机を西山杉により製作した天板に替え、卒業時にその天板を記念品として持ち帰ってもらう西山杉学習机プロジェクトを、去る7月23日に西川中学校で実施いたしました。今

年は初年度であるため、1年生から3年生までの134名の全校生徒の皆さんに、自分の机に新しい西山杉の天板を設置する作業を行っていただきました。

本事業を推進するに当たりましては、西川中学校をはじめ、西山杉利活用推進協議会、株式会社天童木工の皆さんから多大なるご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

次に、8月20日に行われました西村山地方総合開発事業、重要事業の要望活動について申し上げます。

毎年、県に対して西村山管内自治体の市町長と議長が一緒になって、管内の重要事業について要望活動を展開しておりますが、今年度は教育長、病院事業局長を訪問するとともに、政策的要望20項目、各部局への要望23項目、計43項目について村山総合支庁に要望を行ったところであります。

また、今年度は、7月28日に発生した豪雨災害に関して、9項目にわたる緊急要望書も提出いたしました。特に、被災地の災害復旧及び被災者の生活再建に関する激甚災害の早期指定、特別交付税による十分な財政支援、被災者生活再建支援制度の公平な制度の運用を要望するとともに、社会インフラの復旧・整備については、将来にわたる万全な対策を講じることなどを強く要望してきたところであります。

さらに、豪雨災害に関する要望活動につきましては、8月28日に村山地方町村会及び村山地方町村議会議長会合同で村山総合支庁長に要望を行ったところであります。

これらの要望の具体化につきましては、引き続き議員の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上を申し上げます、9月定例会の行政報告といたします。

古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

議案の上程

古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、同意第7号 西川町教育委員会委員の任命について、同意第8号 西川町町有林運営委員会委員の任命について、承認第4号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、議第43号 財産（西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器）の購入について、議第44号 西川町新型コ

コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について、議第45号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号 西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定について、議第47号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第7号）、議第48号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）、以上11議案を一括上程します。

提案理由の説明

古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第6号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員、柴田万喜子さんは令和2年12月31日をもって3期目の任期満了となるので、その後任として西川町吉川、高橋千鶴さんを推薦するため提案するものであります。

同意第7号につきましては、西川町教育委員会委員の任命についてであります。

西川町教育委員会委員、奥山秀征君は、令和2年9月30日をもって3期目を任期満了となるので、その後任として西川町間沢の阿部仁君を任命するため提案するものであります。

同意第8号につきましては、西川町町有林運営委員会委員の任命についてであります。

西川町町有林運営委員会委員（学識経験者）、古澤憲一君は、令和2年9月30日をもって2期目を任期満了となるので、その後任として西川町大井沢の澁谷孝太郎君を任命するため提案するものであります。

承認第4号につきましては、令和2年度西川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてであります。

令和2年度西川町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により8月7日付で専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,346万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,510万9,000円といたしたものであります。

内容は、令和2年7月28日の令和2年7月豪雨災害に伴い、災害応急措置及び公共災害復旧申請のための測量設計などの経費について対応するための補正であります。

歳出の主なものから申し上げます。

第6款農林水産業費につきましては、仁田山放牧場連絡道復旧工事請負費222万2,000円などを追加したものであります。

第7款商工費につきましては、志津地内のクアの道一本ブナコース修繕及びブナの泉埋設導水管修繕工事請負費243万円を追加したものであります。

第8款土木費につきましては、西川河川公園駐車場復旧及び芝生土砂搬出工事請負費82万4,000円を追加したものであります。

第10款教育費につきましては、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース流木処理作業委託料50万5,000円を追加したものであります。

第11款災害復旧費につきましては、町単独土木施設等復旧工事請負費4,033万円、公共土木施設災害復旧測量設計委託料7,573万8,000円、農業用施設公共災害復旧測量設計委託料3,150万円、農業施設災害復旧工事請負費650万円、農地及び農業施設に係る農林業災害復旧事業補助金1,961万円、林業施設災害応急措置委託及び公共災害復旧測量設計委託料7,550万円、林業施設災害応急復旧工事請負費3,260万円、林道及び作業道に係る農林業災害復旧事業補助金5,557万5,000円をそれぞれ追加したものであります。

歳入につきましては、第12款分担金及び負担金207万5,000円、第21款町債8,740万円をそれぞれ追加し、なお補足する分については、第18款繰入金2億5,398万9,000円を充てたものであります。

地方債の補正につきましては、町単独土木災害復旧事業3,800万円、農業用施設災害復旧事業390万円、林業施設災害復旧事業4,550万円をそれぞれ新たに追加したものであります。

議第43号につきましては、財産（西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器）の購入についてであります。

情報機器を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第44号につきましては、西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定についてであります。

西川町新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため提案するものであります。

議第45号につきましては、西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであり

ます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号通知カードに係る手数料を廃止するため提案するものであります。

議第46号につきましては、西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。

西川町総合交流促進センター等の指定管理者の管理基準を改めるため、提案するものであります。

議第47号につきましては、令和2年度西川町一般会計補正予算（第7号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,334万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,845万3,000円といたすものであります。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策、7月28日の令和2年7月豪雨災害対策、その他、国・県等支出金の交付決定や町有施設の修繕などに係る補正、債務負担行為の補正、さらに、地方債の補正であります。

歳出の主なものから申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、役場第2庁舎会議室の執務化整備に伴う工事請負費316万7,000円、町ホームページスマートフォン及びテレワーク環境構築業務委託料427万7,000円、町県民税申告相談時の感染防止対策資器材購入費25万円、役場窓口の感染防止対策資器材購入費9,000円、自然水工場床面塗装修繕料240万2,000円、水沢温泉館木造劣化診断委託料199万7,000円、自然水工場紫外線殺菌装置設置及び大井沢温泉館空調換気設備設置工事請負費381万円、合計1,595万2,000円の追加であります。

第3款民生費につきましては、路線バス運行の感染防止対策資器材購入費5万5,000円、にしかわ保育園の感染防止対策資器材購入費96万8,000円、山形県新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金給付事業の実施に伴い、にしかわ保育園職員に対する慰労金給付事業費161万6,000円、合計263万9,000円の追加であります。

第4款衛生費につきましては、乳幼児健診実施の感染防止対策資器材購入費15万4,000円の追加であります。

第6款農林水産業費につきましては、西山杉製材販売促進のための西山杉PR印刷製本費

5万円、道の駅にしかわ、水沢温泉館等の公共施設等の感染防止並びに西山杉普及啓発のための西山杉製クリアパーティション購入費14万1,000円、鳥獣被害防止設備等整備事業費補助金50万円、町産品販路拡大支援補助金321万2,000円、合計390万3,000円の追加であります。

第7款商工費につきましては、町民1人につき3,000円の共通商品券を交付する飲食小売店等共通商品券交付事業費1,670万6,000円、西川町商工業団体等支援事業補助金103万円、起業支援事業補助金300万円、小規模事業者持続化事業補助金256万円、小規模事業者商店等リフォーム補助金200万円、持続化給付金500万円、融資制度等利子補給金及び保証料補給金積立4,452万7,000円、宿泊飲食店の感染防止対策資器材購入費30万8,000円、観光協会地域経済変動対策補助金916万円、月山環境整備運営協議会地域経済変動対策補助金300万円、合計8,729万1,000円の追加であります。

第9款消防費につきましては、災害発生時の際の避難所の業務、さらには、備蓄用の感染防止対策資器材購入費135万3,000円の追加であります。

第10款教育費につきましては、西川小学校及び西川中学校等の感染防止対策資器材購入費25万円、G I G Aスクールの端末整備事業費924万3,000円、西川小学校の電子黒板購入費70万8,000円、西川小学校の網戸修繕料5万8,000円、西川小学校の放送設備更新及び交流室照明取替工事請負費110万4,000円、西川中学校の校長室照明工事請負費60万5,000円、西川中学校の大型プリンター購入費29万7,000円、西川中学校の修学旅行キャンセル料9万7,000円、西川交流センターあいべの感染防止対策資器材購入品76万2,000円、西川交流センターあいべの照明器具交換工事請負費106万7,000円、西川交流センターあいべのトイレシートクリーナー賃借料4,000円、公民館等施設整備事業補助金430万円、自然と匠の伝承館の感染防止対策資器材購入費10万円、自然と匠の伝承館のサッシ用網戸取付工事請負費39万5,000円、西川小学校及び西川中学校の耳鼻科健診の際の感染防止対策資器材購入費13万1,000円、町民体育館の感染防止対策資器材購入費7万4,000円、町民体育館のトイレシートクリーナー賃借料1万9,000円、合計1,925万4,000円の追加であります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額1億3,054万6,000円を追加するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算につきましては、今後さらに町内の動向など踏まえながら、国の地方創生臨時交付金を活用した補正予算を編成いたしてまいりたいと考えております。

次に、令和2年7月豪雨災害対策に係る補正につきまして申し上げます。

第3款民生費につきましては、令和2年7月豪雨災害が災害救助法の適用を受けたことに伴い、住家に押し寄せた土砂を撤去するなどのための修繕料13万8,000円の追加であります。

第6款農林水産業費につきましては、仁田山放牧場の側溝泥上げ業務委託料28万円の追加であります。

第8款土木費につきましては、リース機械運搬料9万6,000円、機械借上料13万2,000円、町道路面補修工事請負費100万円、合計122万8,000円の追加であります。

第10款教育費につきましては、町民スキー場給水ポンプ小屋災害復旧工事請負費199万3,000円の追加であります。

第11款災害復旧費につきましては、農業用施設災害復旧工事請負費1億500万円、林道応急復旧工事請負費1億2,180万円、合計2億2,680万円の追加であります。

以上のとおり、令和2年7月豪雨災害対策に係る経費といたしまして、総額2億3,043万9,000円を追加するものであります。

なお、令和2年7月豪雨災害対策に係る補正予算につきましては、今後実施される公共災害の査定の結果などを踏まえながら、復旧のための補正予算を編成いたしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害対策に係る補正以外の主な補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、役場本庁舎正面玄関前階段の手すり設置工事請負費42万8,000円の追加など109万7,000円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、介護保険特別会計繰出金197万7,000円の追加など231万2,000円を追加するものであります。

第4款衛生費につきましては、未熟児養育医療給付事業費48万1,000円の追加など59万1,000円を追加するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、発芽胚芽米製造販売施設の発芽乾燥機ヒーター制御修繕料28万9,000円、駐車場側溝整備工事請負費26万6,000円の追加など、94万円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、月山の秋イベント事業補助金100万円の追加、志津会館整備事業費7,394万2,000円の減額など、7,352万5,000円を減額するものであります。

第8款土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業の工事請負費400万円を委託料へ組み替えるものであります。

第10款教育費につきましては、西川小学校の雨漏り及びエレベータードア制御基板修繕料34万1,000円の追加、町民体育館入間文化館屋根雨漏り修繕工事請負費102万1,000円の追加など、94万4,000円を追加するものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害対策以外に係る経費といたしまして、総額6,764万1,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、第10款地方交付税1億6,576万8,000円、第12款分担金及び負担金1,099万円、第14款国庫支出金6,449万2,000円、第15款県支出金207万6,000円、第18款繰入金479万円、第21款町債6,670万円をそれぞれ追加し、第19款繰越金2,147万2,000円を減額するものであります。

債務負担行為の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策商工業資金利子補給3,275万円、同じく保証料補給1,177万7,000円を新たに追加するものであります。

地方債の補正につきましては、観光施設管理整備事業を減額変更し、臨時財政対策債、農業用施設災害復旧事業及び林業施設災害復旧事業を増額変更し、総額で6,670万円を増額補正するものであります。

議第48号につきましては、令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,034万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,709万8,000円といたすものであります。

歳出の主なものは、令和元年度決算等に伴う基金積立金349万2,000円、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる保険料の減免措置に係る還付金19万8,000円、令和元年度精算による返納金182万6,000円、一般会計繰出金479万円などを追加するものであります。

歳入につきましては、介護給付費精算に伴う国庫負担金439万2,000円、地域支援事業精算による国庫補助金39万7,000円、介護給付費精算に伴う一般会計繰入金111万1,000円、地域支援事業費精算に伴う繰入金71万5,000円、令和元年度決算に伴う繰越金356万4,000円などを追加するものであります。

議第49号につきましては、令和2年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的収支につきましては、既決予算額のうち、医業外収益に482万1,000円、特別利益に375万円を追加し、同額を医業費用及び特別損失に追加し、支出総額を7億4,191万2,000円といたすものであります。

資本的収支につきましては、既決予算額のうち、県補助金に1,156万8,000円を追加し、同額を有形固定資産購入費に追加し、支出総額を5,254万3,000円といたすものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付事業として、第3条経費に482万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として375万円、第4条固定資産購入費として感染症対応の診察室整備等に要する費用1,156万8,000円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

人事案の審議・採決

古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

議会事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第6号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第7号 西川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議会事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第7号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第8号 西川町町有林運営委員会委員の任命についてを議題とします。

議会事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第8号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで休憩をします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

決算認定案件の上程

古澤議長 日程第8、決算認定案件の上程を行います。

認定第1号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで10議案を一括上程します。

提案理由の説明

古澤議長 日程第9、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました決算認定案件についてご説明申し上げます。

認定第1号から第10号につきましては、令和元年度西川町歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出決算については、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところにより、3月31日並びに5月31日に各会計の出納を閉鎖いたしましたところであります。

病院事業会計及び水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、病院事業会計、水道事業会計、両会計とも5月20日にそれぞれの長から決算の調書が提出されております。

また、普通会計及び特別会計につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から決算の調書が提出されております。

それを受けまして監査委員の審査に付し、本日、監査委員の意見を付しまして認定に付するものであります。

詳細につきましては会計管理者から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 一般会計、特別会計決算の内容説明を求めます。

土田会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 それでは、私のほうから、認定第1号 令和元年度一般会計及び認定第2号から認定第8号までの令和元年度特別会計について内容の説明を申し上げます。

なお、病院事業会計につきましては病院事務長、水道事業会計につきましては建設水道課長からの説明となりますので、よろしくようお願い申し上げます。

さきにお渡ししております歳入歳出決算附属資料に基づき決算の概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきまして申し上げます。

1ページの下段をご覧ください。

令和元年は、町第6次総合計画の前期計画の成果を踏まえ後期計画を進める初年度に当た

り、重要な年となりました。定住人口維持確保を最重要目標に掲げ、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成、主要施策として地域経済の好循環と交流人口の増加につながる施策を効果的に推進する一方、厳しい財政事情を勘案し、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図り、重点政策の下に様々な事務事業が実施されたところであります。

当初予算は48億3,000万円、繰越明許費 5 億183万4,000円、さらに補正予算後の最終予算では53億3,982万5,000円となったところであります。

決算では、歳入総額50億8,425万5,000円、歳出総額48億7,344万4,000円で、前年度に比較し歳入で0.4%、1,839万1,000円、歳出では1.2%、5,674万6,000円のそれぞれ増となっております。

収支決算について申し上げます。

令和元年度の歳入歳出差引額 2 億1,081万1,000円から令和 2 年度に繰り越すべき財源 4,228万3,000円を控除した実質収支は 1 億6,852万8,000円となり、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,186万5,000円の赤字となっております。

財政構造について申し上げます。

歳入総額50億8,425万5,000円のうち、町税は 7 億4,766万4,000円で、前年度に比べ0.8%、610万円の減で、平成20年度以降減少が続いております。

税目別では、個人町民税は前年度に比較し1.1%、188万2,000円減少し、法人町民税は大規模事業所の廃止などにより29.2%、696万4,000円の減少となり、町民税総額で 1 億8,837万7,000円となっております。

固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金は減少しているものの、償却資産の増加により0.2%、109万4,000円の増加となり、総額で 5 億733万5,000円となっております。

このほかの税目別では、軽自動車税は0.6%、11万8,000円の減少、町たばこ税は4.9%、103万7,000円、入湯税は5.8%、64万3,000円、それぞれ増となっております。

地方譲与税は6,295万7,000円で、森林環境譲与税の創設により、前年度に比べ14.1%、776万3,000円の増となっております。

利子割交付金は前年度比50.2%減の42万8,000円、配当割交付金は16.9%増の120万5,000円、株式等譲渡所得割交付金は27.0%減の66万6,000円となっております。

地方消費税交付金は、前年度比6.1%減の9,467万4,000円、令和元年10月からの自動車取得税の課税制度の改正により自動車取得税交付金は49.8%減の774万3,000円、環境性能割交付金は194万5,000円の皆増となっております。

地方特例交付金は、令和元年度の幼児教育保育の無償化に係る地方負担分の措置や自動車及び軽自動車の取得時に課税される環境性能割の臨時的軽減による補填分の交付により、943.5%増の1,451万5,000円となっております。

地方交付税は24億3,211万6,000円で、対前年度比0.9%増となっており、このうち普通交付税は臨時財政対策債振替額の減少や、平成27年度借入れの過疎対策事業債の元金償還開始などにより、前年度比2.5%増の21億3,818万5,000円、特別交付税は、除排雪経費の減少などにより、前年度比9.2%減の2億9,393万1,000円となっております。

交通安全対策特別交付金は対前年度比1.2%減の124万3,000円となっております。

分担金及び負担金は、農地耕作条件改善事業分担金などの増加により、前年度に比べ146.3%増の417万9,000円となっております。

使用料及び手数料は、定住促進住宅使用料が増加したものの、保育使用料や路線バス使用料の減少により、対前年度に比べ7.4%減の6,445万7,000円となっております。

国庫支出金は前年度比6.4%、1,613万円増の2億6,929万9,000円となりましたが、社会資本整備交付金が減少したものの、公共土木災害復旧費国庫負担金や休廃止鉱山公害防止補助金などの増加によるものであります。

県支出金は、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金や、農業基盤整備促進事業費補助金などの増加により、前年度比121.7%増の5億1,088万1,000円となっております。

財産収入は、不動産売払収入などの増加により、前年度比53.6%増の3,204万5,000円となっております。

寄附金は、一般寄附の減少により、前年度比45.4%減の2,566万5,000円となっております。

繰入金は2億1,006万9,000円で、このうち財政調整交付金から1億円、ふるさとづくり基金から6,000万円、地域福祉基金から3,000万円、町有施設整備基金から1,900万円などを繰り入れ、前年度に比較し53.1%、2億3,822万2,000円の減となっております。

町債は、小中学校冷暖房設備整備事業や、月山湖カヌースプリント競技場整備事業などの教育債が増加したものの、町道改良事業などの土木債や臨時財政対策債の減少により、前年度比12.1%減、3億7,190万円となり、町債のうち臨時財政対策債は前年度比27.7%減の9億4,000万円となったところであります。

歳入の目的別構成比では、地方交付税が47.8%、町税14.7%、県支出金10.1%、町債7.3%、国庫支出金5.3%、繰入金4.1%、繰越金2.9%、地方消費税交付金1.9%、諸収入1.6%となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出総額は48億7,344万4,000円で、前年度比1.2%、5,674万6,000円の増加となりました。

構成割合を目的別に見ますと、民生費17.4%、総務費13.6%、公債費13.0%、教育費12.2%、農林水産業費12.2%、衛生費12.1%、土木費9.6%、消防費3.8%、商工費3.2%、議会費1.6%、災害復旧費0.9%などとなっております。

また、性質別構成比では、普通建設事業費18.4%、人件費18.0%、補助費等16.7%、物件費15.4%、公債費13.0%、繰出金8.7%、扶助費5.2%、維持補修費1.9%、積立金1.0%などとなっております。

人件費に扶助費、公債費を加えた義務的経費は17億6,856万円で、前年度比2.4%、構成比では36.2%と0.3%増となりました。このうち人件費は、給与改定などにより前年度比1.2%、扶助費は、障害者自立支援事業の増加などにより1.0%、公債費は、総合交流促進センターリニューアル事業の元金償還開始などにより4.6%の増となっております。

補助費等は、ふるさと納税返礼品の費用や病院事業会計繰出金などの減少により、前年度比5.7%減、8億1,313万円、維持補修費は除排雪経費の減少により、前年度比48.7%減の9,220万3,000円となりました。

普通建設事業費は町営住宅整備事業や町道改良事業などが減少したものの、西川町畜産クラスター事業や小中学校施設整備事業などが増加したことにより、前年度比23.7%増の8億9,454万8,000円の決算額となっております。

普通建設事業費に災害復旧事業費を加えた投資的経費は、前年度比22.5%増の9億3,858万8,000円となったところであります。

普通会計の財政状況を示す各指標は、財政力指数0.244、経常収支比率92.2%、実質公債費比率9.6%、将来負担比率5.7%と健全財政を示しております。

令和元年度の一般会計分の地方債現在高は63億5,794万2,000円で、前年度末に比較し3.5%、2億3,209万2,000円減少しております。

また、令和元年度末の基金の残高は、財政調整基金13億2,798万7,000円、減債基金8億6,863万円、地域福祉基金4,171万1,000円、町有施設整備基金3億6,057万5,000円、丸山薫記念基金271万4,000円、ふるさとづくり基金1億1,215万2,000円などとなっております。

さきに申し上げましたとおり、健全化判断比率は健全財政を示しているものの、本町の財政構造は歳入の約7割を地方交付税、国庫支出金、町債で占め、町税は4.7%と自主財源が年々減少しております。

一方、歳出面では、公共施設や道路、橋梁、上下水道施設などの社会資本の長寿命化対策経費や高齢化による医療費の増加、さらに近年、頻繁に発生する想定外の大規模な自然災害の復旧や新型コロナウイルス感染症対策など、これまででは予測のできなかった支出がございまして、町の財政を圧迫しております。

このような状況の中、町として持続するための健全な財政運営の維持を図っていくためには、各種事業の見直しや、職員の適正化、公共施設の除去も含めた適正配置、近隣市町村と連携した事務事業の取組など、より効率的で適正な行政運営を行っていくことが重要であるというふうなこととともに、町民皆さんと情報共有を図りながら、第6次総合計画後期基本計画に掲げた主要施策の推進に努めていくものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計の事業勘定について申し上げます。

平成30年度から、国民健康保険制度が始まって以来の大きな制度改正となる都道府県単位化が実施されたところであります。県単位化に伴い、県が国民健康保険の財政運営の責任主体を担うこととなり、町は事業費納付金を県に納付し、県は給付に必要な費用を町に支払うこととされております。

本町の国民健康保険の加入状況は、令和元年度年間平均で前年度より26世帯減少し710世帯、被保険者数では前年度より68人減少し1,131人となり、町全体に占める加入率は世帯で約40%、人口で約22%となっております。

決算の収支では、歳入総額6億6,301万2,000円、歳出総額5億6,564万1,000円で、実質収支は9,737万1,000円の黒字となり、単年度収支は3,055万2,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、保険税が9,579万2,000円で歳入総額の14.4%、県支出金が4億1,378万9,000円で62.4%、一般会計からの繰入金6,038万8,000円で9.1%となっております。

平成30年度からの県単位化を見据え、保険税を平成27年度から5年間で県平均程度まで引き上げる税率改正を行うこととしてきましたが、事業費納付金に対する国の激変緩和相当の大規模の財政支援があったことにより、令和元年度においては、所得割、均等割、平等割については据え置き、資産割については3方式に移行するため廃止しております。現年度の国民健康保険税の収納率は98.74%と依然高い収納率となっており、これまでの収納対策として、徴税専門員を配置し、きめ細かな徴収、督促に努めるとともに、滞納者対策会議に加え、高額滞納者に対する生活再建検討会議を開催するなど努力を重ねてきたところによるものであります。また、町民である被保険者の納税意識の高さの結果でもあり、今後も、税負担の

公平性の確保からも継続して取り組んでまいります。

歳出におきましては、保険給付費が3億9,124万6,000円で歳出総額の69.2%を占め、多くが医療費に要する給付費となっており、高額な医療や薬剤の提供により、保険給付費は増減幅が大きくなる傾向にあります。医療給付費は、次年度以降の国保事業費納付金に反映されることになっており、医療費の抑制を図るため、今後も、健康審査結果やレセプトを活用した訪問指導事業などを行い、重症化予防と適正受診を進めていく必要があります。

また、平成29年度末に策定した第2次データヘルス計画で定めた特定健診受診率の向上や血糖値の改善に関する目標値を達成するため、各種保健事業をPDCAにより実施し、生活習慣病の減少を図り、国保財政の健全運営を維持していくものであります。さらに、平成30年度から本格実施された特別交付金事業の保険者努力支援制度は、保険者の努力義務実績が評価され、交付金に反映される仕組みとなっており、国保税に直接影響するため、併せて対応を図っていくものであります。

続いて、施設勘定の大井沢歯科診療所会計について申し上げます。

歳入総額311万円、歳出総額310万6,000円で、差引額は4,000円となっております。

歳入の内訳は、診療収入が50万8,000円、繰入金259万6,000円、前年度繰越金6,000円となっております。診療日は毎週木曜日とおおむね月2回の日曜ですが、遠隔地における地域医療に大きく貢献しているものであります。

続いて、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

本事業につきましては、平成6年度から建設を開始し、平成12年度から睦合及び海味地区の一部を供用開始して以来、平成22年度末に計画全区域が供用を開始しております。

歳入は、一般会計繰入金1億1,480万円、使用料及び手数料4,807万4,000円、分担金及び負担金25万円などで、総額は1億7,419万6,000円となっております。

歳出は、総務費2,624万6,000円、施設費4,963万7,000円、公債費9,752万9,000円で、総額1億7,341万2,000円となっております。

令和元年度末までの接続率は83.4%となっておりますが、公平で健全な経営を行うため接続率を高めていくことが重要でありますので、引き続き各世帯の理解と協力を得てまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計は、水沢及び本道寺月岡地区の農業集落排水施設と西岩根沢地区簡易排水施設の維持管理に係る会計であります。

歳入は、一般会計繰入金2,153万円、使用料及び手数料547万1,000円などで、総額2,745万5,000円となっております。

歳出は、総務費4万5,000円、施設費822万9,000円、公債費1,865万5,000円で、総額2,692万9,000円となっております。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計について申し上げます。

本会計は、寒河江ダム周辺環境整備地区の維持管理に係る会計であります。

歳入は、本町を含む寒河江ダム下流域17市町村の負担金で運営を行っている寒河江ダム協議会からの負担金370万円、繰越金25万1,000円などで、総額395万1,000円となっております。

歳出は、施設維持管理のための人件費、委託料及び需用費などで、総額360万7,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

本会計は、老人保健法による老人保健制度に代わって平成20年4月から施行された医療制度に係る会計であります。運営主体は山形県後期高齢者医療広域連合が担い、保険料の決定、医療給付などを行い、町は被保険者の資格取得・喪失や給付申請などの窓口業務並びに保険料の徴収を担当しております。

歳入総額8,620万2,000円、歳出総額8,453万8,000円で、歳入歳出差引額は166万4,000円となっております。

歳入の内訳は、保険料5,818万3,000円、一般会計繰入金2,755万6,000円などです。

歳出の内訳は、総務費133万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,298万7,000円で、その内訳は、保険料負担金、保険料の軽減に係る繰入金、広域連合の事務費負担金となっております。

歳入差引額残額166万4,000円は、保険料を翌年度に繰り越し、広域連合に納付するものであります。今後も制度の円滑な運営を図るため、被保険者に分かりやすい説明に努め、保険料の徴収と、適正な給付業務に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づく介護サービスの給付を目的にした特別会計であり、第7期事業期間の2年目となる令和元年度の決算状況は、歳入総額7億6,422万5,000円に対し、歳出総額は7億6,056万円で、差引額は366万5,000円となっております。

歳入の主な内訳では、保険料で1億3,549万円、国庫支出金1億8,886万円、支払基金交付金1億9,613万3,000円、県支出金1億1,069万1,000円、一般会計繰入金1億2,644万円とな

っております。

歳出のうち、保険給付費の総額は7億94万6,000円で、前年度に比較し5.2%の増となっております。

第1号被保険者数は2,319名で、介護認定者数は450名となっており、要介護2が全体の19.3%と多く占めております。

今後も高齢化に対応した地域づくりを目指し、介護サービスの適正な提供と質の向上、認知症対策、介護予防の推進を図ってまいります。

最後に、宅地造成事業特別会計について申し上げます。

歳入総額は繰越金など6万1,000円で、予算に計上いたしましたみどり団地の未売却3区画の売払収入及び歳出ともございました。

以上を申し上げます、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出の決算概要の説明とさせていただきます。

古澤議長 次に、病院事業会計決算の内容説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 認定第9号 令和元年度西川町病院事業会計決算について説明いたします。

決算書の340ページをご覧ください。

総括的事項について申し上げます。

西川町立病院は、地域の不足している医療に積極的に取り組み、他の医療機関等との連携を図りながら安全で安心な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持、増進が図られるよう病院運営に努めてきたところであります。

令和元年度は、平成28年度に策定いたしました西川町立病院新改革プランの実施4年度であり、町民に親しまれ、信頼される病院を目指し、事業改善を図ってまいりました。

まず、新改革プランに掲げた、専門外来の新設として、4月より整形外科を山形大学医学部附属病院の協力を得て開始いたしました。併せて理学療法士1名を増員し、リハビリの充実を図りました。また、院内の接遇改善を始め、医師の各地区健康まつり派遣や、第3回「笑顔満開！にしかわ健康まつり」などを通して、より親しみやすい病院づくりを心がけてまいりました。

平成30年度診療報酬改定により、当院が義務づけられたデータ提出加算については10月に取得し、併せて同様の施設基準となる地域包括ケア病床の一部転換についても、具体的な開

設の検討と準備に着手いたしましたところであります。

このように、新改革プランに基づく取組を継続した結果、患者数、稼働額ともに前年度を上回ることができました。

主な医療機器の更新といたしましては、病棟の医療用テレメーター等の整備を行い、より一層、入院患者の安全・安心が図られるようになりました。

次に、決算状況を申し上げます。

まず、患者数の状況であります。入院患者数6,862人、対前年度比509人増となり、外来患者数は2万2,927人で、対前年度比668人の増となりました。

次に、会計状況であります。収益的収入といたしまして医業収益は対前年度比7.4%の増、医業外収益は8.2%の減で、収益合計が6億8,464万8,000円、対前年度比759万7,000円の増となりました。収益的支出では医業費用は2.9%の増、医業外費用は9.9%の増となり、費用合計で7億97万円、対前年度比2,092万4,000円、3.1%の増となり、一般会計から2億7,000万円の繰入れを行ったところであります。その結果、当年度純損失として1,632万2,000円を計上いたしました。

なお、一般会計繰入金前の実質欠損金は2億8,632万2,000円であり、対前年度比367万4,000円、1.3%の減となりました。

次に、4条資本的収入であります。一般会計出資金300万円、他会計補助金293万6,000円であり、収入合計といたしましては593万6,000円となったところであります。

資本的支出では、医療機器の購入や建物整備費の建設改良費、企業債償還元金でありまして、合計で3,511万2,000円となりました。

支出額に対して収入額が不足する額2,917万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、報告といたします。

古澤議長 次に、水道事業会計決算の内容説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の384ページをご覧ください。

本町の水道事業は、給水区域の住民に対し良質で清浄な飲料水を安定して供給することを

使命として、町民の健全で豊かな生活と社会活動を支えるライフラインとしての重要な役割を担っております。令和元年度もこの趣旨にのっとり、これまで整備を図ってきた現施設を有効に活用してまいりました。

本町の水道事業会計は、平成29年4月1日より全ての簡易水道を上水道に統合し、一つの会計として運営しております。施設につきましては令和元年度に策定しましたアセットマネジメントに基づき、中長期的な視点で整備を進め、飲料水の安定供給に努めるとともに、より一層の事業効率化や住民サービスの向上と水道財政の健全化に取り組んでいくこととしております。

建設改良事業といたしまして、大井沢地区石綿セメント管更新工事、海味配水池残留塩素計更新工事等を施工してまいりました。

業務状況につきましては、令和元年度末における給水戸数は1,652戸であり、17戸の減少となりました。普及率は99.8%、前年同率、給水人口は5,101人、147人の減、普及率は99.8%、前年同率となっております。年間総配水量84万9,550立方メートル、有収水量55万4,371立方メートルとなり、有収率については65.3%となりました。

経営状況につきましては、消費税及び地方消費税抜きの収益的収支における事業収益は1億9,974万円で、うち給水収益は1億2,093万3,000円と0.3%の減少となりました。

事業費用につきましては、1億9,404万3,000円で、当年純利益として569万7,000円の計上となりました。

また、資本的収支では総収入額が4,549万9,000円に対し、総支出額が9,604万2,000円であり、差引き5,054万3,000円の資金不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額475万円、過年度分損益勘定留保資金4,579万3,000円で補填いたしたところでございます。

以上が水道事業会計の決算でありますので、よろしくご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いたします。

監査委員の決算審査意見の報告

古澤議長 日程第10、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

高橋監査委員。

〔監査委員 高橋 将君 登壇〕

高橋監査委員 監査委員を代表して決算審査意見についてお配りしている決算審査意見書を読み上げ、報告させていただきます。

お配りしている決算意見書をお開きください。

令和元年度西川町歳入歳出決算審査意見書。

第1、審査対象。

令和元年度西川町歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりであります。

(1) 西川町一般会計、(2) 西川町国民健康保険特別会計から(8) 西川町宅地造成事業特別会計までの7つの特別会計及び(9) 西川町病院事業会計、(10) 西川町水道事業会計です。

第2、審査期間。

令和2年7月3日から21日の期間中、実質8日間で行っております。

第3、審査の着眼点。

審査に当たっての着眼点は、次のとおりであります。

(1) 決算の計数は正確であるか、(2) 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、(3) 会計経理事務は関係法令等に準拠し正確に処理されているか、(4) 事務事業の計画に対する進捗事業は妥当か、(5) 事務の合理化、経費の節減に努力しているか、(6) 前年度決算審査の指摘事項について必要な措置が取られたか。

第4、審査の方法。

審査に付された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産調書について、上記第3の審査の着眼点に基づき、提出された書類等により調査照合するとともに、関係者から説明を聴取し、併せて例月出納検査、定期監査の結果をも踏まえ審査を行いました。

第5、審査の結果及び意見。

1、審査の結果。

審査に付された歳入歳出決算書等に基づき決算の状況を確認しました。

令和元年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の係数は正確であると認められます。

また、予算の執行、会計経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、改善を要する点はあるものの、おおむね適正に行われているものと判断しました。

2、審査の意見。

(1) 町の財政状況。

平成30年度決算と比較し、歳入は1,839万1,000円、0.4%の増、歳出は5,674万6,000円、1.2%の増となっております。前年度より歳入歳出が増えたのは平成28年度以来であります。

歳入面では、町の独自財源である町税は、人口の減少や法人の事業所廃止などにより年々減少し、7億5,000万円を割る状況にあります。しかし、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助などの県支出金の大幅な増のほか、国庫支出金、地方交付税、地方特別交付金の増もあり、繰入金を前年度の半分とした中でも、全体的に前年度を上回る結果となっております。

歳出面では、普通建設事業費において住宅や道路の整備事業が減ったものの、西川町畜産クラスター事業や学校施設整備事業などが増えたことにより、全体的な増加となっております。

地方公共団体の財政健全化の判断比率である実質公債費比率は9.6%で、0.5ポイント増えておりますが、将来負担比率は5.7%で2.1ポイント改善し、健全財政であると認められます。また、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は92.2%で、3.1ポイント改善しました。

一般会計における町債残高は63億5,794万2,000円で、2億3,209万2,000円減少しました。財政調整基金残高は13億2,798万7,000円となり、わずかながら増加しました。

(2) 意見。

自主財源が減少する中でも、実質公債費比率や将来負担比率などからは健全な状態を保っていることが認められます。しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は高いままであり、依然として厳しい状況にあります。このため、今後の事務事業の執行及び財政運営に当たっては、次の事項に留意することを要望します。

適正な事務事業の執行について。

ア、財務事務について。

監査における指摘・指導事項では、契約事務及び支出事務の一部において不適切な事務処理がありました。契約事務並びに財務事務に関する研修等により、事務全般の平準化が図られてはいますが、より専門的な事項について不適切な例が見られることから、今後も内部チェックを徹底し、関係法令等に準拠した適正な財務事務の執行に努めていただくとともに、専門性の高い職員の横断的な対応など、限られた人員で最大の効果を生む方策なども検討していただきたいと思っております。

次の表は、例月出納検査及び決算審査時における指摘・指導事項を項目別にまとめたもの

でございます、ご覧いただければと思います。

イ、収入未済について。

普通税について約168万円の不納欠損の処理をしておりますが、現年課税及び滞納繰越分の収入未済額が240万円増加し、特に、固定資産税だけで1,000万円以上にもなります。様々な要因を踏まえつつも、今後ますます自主財源が減少するという現状と町民の納税意識が非常に高い町であることを踏まえ、適正な納税等による住民間の負担の公平性を確保するためのさらなる方策を早急に検討すべきではないかと思えます。

なお、徴税専門員の配置により、滞納額の圧縮や未納額の発生の抑制等に一定の効果があることは認識しております。

健全な財政運営について。

人口減少と少子高齢化が進む中であって、取り組まなければならない課題も多く、本町の財政運営については今後とも厳しい状況が続くものと見込まれます。

自主財源である町税については、的確な賦課、徴収に努めるとともに、国・県に対しては地方交付税など安定的な財政運営に必要な財源が確保できるよう、所要の措置を講じることを強く働きかける必要があると思われます。

一方、歳出については、今後も高齢者医療など社会保障費や、インフラ老朽化対策など社会資本整備費の増加が見込まれるほか、現在も終息の見えない新型コロナウイルス感染症への対応や、頻発する自然災害への復旧など、想定外かつ突発的な支出を要する事態が考えられます。このことを踏まえ、政策についてこれまで以上の選択と集中を図り、事務事業に関する点検や公共施設等の適正な管理など、行政経費の節減、効率化に一層努めていただきたいと思えます。

病院事業会計においては、患者数、収益とも前年度を上回っておりますが、人件費など費用も増えているため、一般会計からの繰入れを前年度より少ない2億6,700万円とした上で、1,600万円超の赤字決算としたところであります。町立病院は町内唯一の医療機関であり、今後も町民の健康と安心を守る体制を確保しなければならず、そのために必要な経営改善を含めたあらゆる方策に取り組んでいただきたいと思えます。

水道事業会計においては、給水戸数や給水人口が減少する中、関連施設等の維持管理や、より高度な浄水に関する費用などが増えていることもあり、より一層計画的な経営が必要になってくると思われます。

日本国内のみならず、世界的な動向も不安定な面があり、社会経済情勢の変化を見定める

ことが非常に困難な中、第6次西川町総合計画後期基本計画に掲げた5つの基本目標の達成のため、健全で持続可能な財政運営になお一層努めていただきたいと思います。

5ページからは決算の状況でございます。

一般会計、各特別会計、各事業会計の状況でございますが、係数の読み上げについては省略させていただきます。

以上で、決算審査意見の報告とさせていただきます。

決算特別委員会の設置及び委員会付託

古澤議長 日程第11、決算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和元年度一般会計、特別会計、企業会計決算を審査するため、議長及び議選監査委員を除く7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長と議選監査委員を除く7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

陳情の常任委員会付託

古澤議長 日程第12、陳情の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付していますとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

散会の宣告

古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまです。

散会 午前11時34分

令和 2 年 9 月 2 日

令和2年第3回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年9月2日(水)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	農委事務局長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	建設水道課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	学校教育課長		

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

荒木俊夫議員

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

初めに、7月28日の豪雨により被災された方々にお見舞いを申し上げます。今回は、生命、生活、経済活動に大きな影響を与えており終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症は、多くの国、人々に多大な影響を与えております。8月31日現在、国内での感染者数は6万9,147人、死亡者数は1,313人、山形県内での感染者数は78人、死亡者数は1人であります。幸いにして町内での感染者は確認されておりません。

新型コロナウイルス感染症に関し、国・県の対策や町独自の対策が実施されております。今後は秋から例年流行する季節性のインフルエンザに対する対応も求められます。今後も健康、生活、経済に対する積極的な対策を行うことが必要であることから、今後どのように取

り組まれるのか、対策を行うのか、質問をいたします。

質問の1番でございます。感染症に関する予防対策について質問いたします。

第1点目が、町民の日常生活、児童・生徒の登下校を含む学校生活、保育園での生活、福祉施設での生活や飲食店、宿泊施設等における活動についてどのような対策を講じていくのかと、2点目としまして、7月の豪雨で避難された方もおられますが、災害時における避難や避難所についての対策について質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたしますが、初めに本町の新型コロナウイルス感染症対応の状況について申し上げます。

今年1月28日、日本人の初感染が確認されまして、1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部が政府に設置されたのを受け、本町では同日開催した庁議において国や県の対応の状況を共有し、町としての対応について意見交換を行いました。その後、庁議や西川町新型コロナウイルス感染症対策連絡本部、さらには4月7日、政府の緊急事態宣言の発出に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、対策連絡本部を対策本部に切り替え、平成26年2月に策定した西川町新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って、何よりも町民の皆さんの命と健康を守ることを第一に、町の会議、行事及びイベント等を一部縮小、中止もしくは延期するなどして感染予防に努め、併せて町民の感染予防の啓蒙、町民生活の支援、事業者支援による経済対策に努めてまいりました。

特に、春の大型連休を前に、4月16日、緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大され、県をまたぐ移動の自粛が求められた中で、本町の宿泊・飲食・小売業者への影響は甚大でありました。これら甚大な動きを受けた宿泊・飲食・小売事業者に対する支援を行うため、4月17日、西川町商工会、一般社団法人月山朝日観光協会及び商工観光課職員の計14人で構成する新型コロナウイルス対策支援チームを立ち上げ、これまで20回に及ぶ会議を重ねながら、商工観光事業者の困り事の聞き取りや、国・県及び町の既存あるいは新規の支援事業、新しい生活様式、その対処方法等について具体的な説明を行い、補助事業にあっては申請手續のお手伝いをしながら、担当制による事業者に寄り添った巡回相談を展開してまいりました。今後においてもこの支援チームを継続しながら、感染症予防と経済活動の両立が図られるよう対応してまいりたいと考えております。

それでは、荒木俊夫議員のご質問にお答えいたしますが、質問の第1であります、感染

症対策として、町民生活、学校、保育園、福祉施設、飲食業や宿泊施設等の対策並びに災害時における対策についてであります。

初めに、町民生活、学校、保育園、福祉施設、飲食店や宿泊施設等の対策についてありますが、町民生活については町民の皆さんにはお知らせなどによる感染症予防対策の周知徹底、防災行政無線での放送や公共施設への予防対策のポスター掲示などによる注意喚起のほか、不足したマスクや消毒液などの資機材を確保し、高齢者の方などにマスクを配布し、地区集会所に消毒液を配布するなどしてきたところであります。

政府の新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言を踏まえ、5月4日に新型コロナウイルス感染対策を想定した新しい生活様式の実践例が示され、新たな社会生活がスタートしましたが、今もって終息に至らない状況であります。新しい生活様式を取り入れ、なおかつ効果的なクラスター対策を行っていても、それでも次の波が押し寄せてくる状況であり、今後も一人一人が感染対策を徹底した生活が求められていくものと考えております。

学校については、密集・密閉・密接の3密を避けるための感染予防の徹底に努めております。できる限り教室での机の間隔を取るために、西川小学校では多目的ホール、ワークスペース、西川中学校では広い音楽室などの特別教室も活用するとともに、数学、英語については40人学級を2つに分けての授業を行っております。またマスク着用、手洗い、消毒の徹底、換気、検温等を行ってありまして、併せてスクールバス内、放課後子どもプランでの3密を避け、消毒の徹底に努めているところであります。

保育園については、感染症対策ガイドラインを基本として、対外的行事の自粛や規模を縮小した事業実施を行ったところでありましたが、県内での新型コロナウイルス感染症患者の発生を受け、職員や園児の送迎の方のみならず園児についてもマスク着用の徹底や、家庭で保育が可能な方には登園を控えていただく登園自粛などの協力を保護者の方にお願ひした時期もありません。

保育園は、子育てを支える施設として、厚生労働省から感染の予防に留意した上で原則開所していただくようお願いされ、職員や園児に感染者が出た場合の臨時休業を除き、通常どおりの運営が求められた経緯もあります。園内で子どもの保育を行う保育園は3密を避けることが難しいところではありますが、今後とも感染予防の徹底を図り、事業の実施に当たっては十分な注意を払って取り組んでまいりたいと考えております。

福祉施設については、社会福祉法人西川保健福祉会の経営するケアハイツ西川や株式会社テイク・オフが運営するケアセンターとこしえなどとは、これまでも施設の対応状況や不足

物資の確認などを連携してきたところであります。

新型コロナウイルス感染症については、高齢者の重症化や高齢者福祉施設がクラスター化した事例などもあり、行政からの指導のほか、それぞれ感染症対策委員会などを立ち上げ独自の対策も定めて対応しているようであります。

これらの福祉施設は、町立病院、保健センターと共に保健医療福祉サービスエリアとして保健医療福祉サービスエリア総合調整会議を開催しており、今後とも新型コロナウイルス感染症対策について随時情報交換を行って対策を講じてまいりたいと考えております。

飲食店や宿泊施設等につきましては、これまで弓張平入口での検温、問診、事業所用の対策マニュアルの作成、実施状況のチェック、コロナ対策宣言店プレートの作成、あっせん、各種ポスター制作時の新型コロナに負けない宣言のロゴ入りのロゴの記入、持続化補助金を活用した感染症予防対策への支援などに取り組んでまいりました。今後は先ほど申し上げました新型コロナウイルス対策支援チームでの対策支援活動を継続し、国・県の対策マニュアルの普及、定着を進め、事業に携わる方々の感染防止対策に万全を講じてまいります。

次に、災害時における対策についてであります。

コロナ禍の中で内閣府では4月、各都道府県に避難所の感染症対策を講ずるよう2回にわたり通知を発出しております。通知には避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家などへの避難を検討すること、避難者の健康状態の確認について避難所への到着時に行うことが望ましいこと、避難生活開始後、定期的に健康状態について確認すること、発熱、せきなどの症状が出た方のための専用のスペースを確保すること、発災時には政府としても感染症対策に必要な物資、資材の供給等、必要な支援を行うことなどが記載されています。

また、山形県でも内閣府の通知等を受けて、5月に山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しています。本町では県のガイドラインに基づき、コロナ禍での避難のポイント及び避難行動判定フローチャートを作成し、6月24日の区長会議、7月1日の町内会長会議で説明、協議を行い、7月1日のお知らせで全戸配布しているところであります。

コロナ禍での避難のポイントとして避難所の密を極力避けるために、また避難所での感染を防ぐために次の5項目を挙げております。1つ目は、ハザードマップで自宅が土砂災害警戒区域にないかを確認し、区域内の方を中心に避難することを考える。2つ目は、避難場所、指定避難所以外の安全な場所や親戚宅、友人宅なども考える。3つ目は、外への避難が困難

な場合は、自宅内の2階など崖から離れた安全な部屋や場所へ避難することも考える。4つ目は、避難所へ避難する際はマスク、消毒液や石けん、体温計を携行する。5つ目は、避難する前に体調チェックを行う。以上の5項目ですが、避難行動判定フローチャートでは避難の流れを分かりやすく表しております。

災害時に避難所を開設した際には、自主防災組織の皆さんと一緒に開設、運営に当たる健康福祉課及び生涯学習課の職員を中心に、コロナ禍での避難所の開設の留意事項を徹底しております。7月28日に豪雨災害が発生し、大井沢温泉館や西川交流センターあいべ、町民体育館岩根沢分館などに避難所を開設いたしました。その際は職員がマスクや消毒液、体温計などを持参し、自主防災組織の皆さんと協力しながら感染防止に努めたところであります。町立病院では、これまで年2回の避難訓練や土砂災害避難訓練を実施しておりますが、今後、議員のご指摘の感染症対策を想定した訓練等も実施していく必要があると考えております。

大変長くなりましたが以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） るる説明をしていただいて、ありがとうございます。感染を完全に排除することは非常に難しいことだというふうに理解しております。日常生活における新生活様式を取り入れていかなければならない。新生活様式、3点、国からは言われておりました、一人一人の基本的感染対策。これは身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いでございます。2つ目が、日常生活を営む上での基本的な生活様式、外出を控える、密集・密接・密閉の回避、換気、せきエチケット、手洗い、毎朝の体温測定などです。3つ目が、あらゆる組織、ビジネスにおいてテレビ会議を利用した遠隔会議、テレワーク環境の整備と日常業務での活用というふうになっているわけでございます。

こういったことをやはり町民の方々に広く周知することは非常に重要ではないかというふうに思います。これについては繰り返し指導をしていただく対策を取っていかないと、なかなか定着しないのかなというふうに思います。やはりこれまで生活を行ってきた習慣がございますので、そういった面においては丁寧に繰り返し指導、周知をする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員おっしゃるように、まず町民の皆さんのご理解とご協力がなければと思っております。特に今回の感染症につきましては、そもそも西川町にはコロナウイルスはないわけですので、この町外から入ってくるのが第一でありますので、そういった面も含め

て、まずは現在の環境を十分保全してもらおう。そしてさらにコロナウイルスに関する情報等を含めて理解していただく、これが一番だと思っていますので、さらに町といたしましても広報、周知等に頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ町民の方皆さんがご理解の上、対策を講じていくことが本当に必要だというふうに思います。

学校に関してでございますけれども、学校の授業、生活については、教師と児童・生徒が対面で行うことが児童・生徒の状況を把握できて、学力のみならず人を育てるには必要でありますけれども、感染防止を行わなければならない場合、そういった状況に陥った場合、オンライン教育を実施するのか、それに対して全児童・生徒が対応できるのか、その具体的なマニュアルとかありましたら教えていただきたいとしたいと思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 まず、オンライン授業に関してですけれども、文科省のほうでGIGAスクール構想を立ち上げて1人1台端末を整備することになっております。ただ現実的に日本全国の動きでして、今、整備を進めている途中ですけれども、実際にそれを生かすとなると正直言って来年度からになるのかなというのが実情のところでございます。ですから、それまでは春に休校したときに行ったような、YouTubeあるいはインターネットですね、それを利用した方法の、ずっと休校が続いた場合ですけれども、そんな方向でいけばなというふうに思っております。

また、やっぱり学校としてもリスクをゼロにすることはできないという前提の上で、やっぱり感染防止を徹底して、その中で子どもたちの学びを止めないというぎりぎりのところでやっているものですから、なかなか正直苦しいところはあるんですけれども、やっぱり今、町長が答弁したように感染防止を徹底して立ち向かっていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 本当にこれまで経験したことのないことでありまして、その中において児童・生徒を健全に育てていくということに対しては、対面でなければできない面が非常に多いわけでありまして、ぜひ最悪の場合についてはいろんな方法ができるようにしていただきたいというふうに思いますし、今回、非常に夏が暑かったんですけれども、町

側が昨年頑張って冷房を全教室に入れていただいたということについては、今回の不幸中の幸いというか、子どもたちはある程度涼しい中でできたのかなというふうに思っております、そういった面ではよかったのかなというふうに思っております。

次でありますけれども、飲食店や宿泊施設へ入店をためらう方もかなり多いと思います。これは感染予防のためでありますけれども、ただ、お店のほうも防止対策については十分行っていくということでございます。そういった面を考えて安全・安心を守れている、基準的に防止対策を取っているという店がある場合は、そういった防止対策が十分であるよといったような表示をして来られる方を安心させるというか、そういったことを行う必要があるのではないかなというふうに思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 飲食店の関係の安全対策というところでございますが、議員ご指摘のとおり、そういった入店者に対して安心を与えるという部分については非常に大事なことだというふうに認識をしております、町として独自に先行して山形市がコロナ対策宣言店というところで、独自にプレートを作りながらお店のほうに掲示をしたというふうな事例がありました、それ、ちょっとモデル例として参考にさせていただきながら、町としてもその取組を併せて現在やっているところでございます。

なお、山形県としてもそういった動きについて全県下で取り組むべきというようなことでありまして、木製プレートの安全宣言店というふうな木製プレートを作成してあっせんしているというようなところなども行ってありまして、それで十分かということ、まだそれはないかと思いますが、そういったことをやりながら、あとは実際のそういった安全対策講じているかというチェック体制なども併せて行いながら、感染予防対策に努めてまいりたいというふうに考えています。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) そうですね、ぜひ入られるお客さん、来店されるお客さんに、ある程度の安心感等を与えていただきたいと思いますし、単なる看板ではなくて実(み)がある、実(じつ)がある、つまり対策をきちんと取っているお店であるということで、日々それを忘れないようにお店の方もそれを見て対策を講じられると、そういったぜひプレートなり看板にさせていただきたいというふうに思うわけでありまして。単なる看板だけではなくて、その中身が重要なことというふうに思っております。

次に、災害時における行動でありますけれども、先ほど町長のほうから説明をいただきま

した。災害時には命を守る行動は非常に重要であります。感染防止対策について町のほうではある程度、町のマニュアルで説明しているということですが、なかなか住民の方への周知がまだなっていないのではないかなというふうに思うわけです。

前回7月の豪雨のときに、うちのほうの町内でも避難所を開設しましたが、避難された方はいらっしゃいませんでした。そういった中においても、皆さんは避難しても大丈夫なんだろうという声をおっしゃるわけですね、密になると。そういった面において、ぜひこれも先ほどと同じように住民の方によく周知しないとこれは図れないのではないかと、これを達成できないのではないかなというふうに思うわけです。そういった意味においては、こういった周知徹底をもっとしないと、住民の方は理解していないんじゃないかなというふうに思うわけです。

区長さん、町内会長さんは頑張っているいろいろお話をしていただいているわけですが、なかなか一人一人までは到達していない部分もあるのかなというふうに思いますので、ぜひこの避難対策についても周知をしていただくとともに、避難所に先ほどあったような消毒液とかマスクとか石けんとか体温計を持ってというふうなこともあったんですけども、なかなか避難されるとき皆さんがお持ちになれるかどうか難しいので、やはり避難所にはこういった消毒液であるとか、ある程度マスク、石けん、体温計、こういった感染防止対策、避難所における食料や水と同じように、こういったものも備える必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、この周知徹底と感染予防対策物品の配付を行うのかどうか、お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員からございましたコロナ禍での避難所対策、あと感染予防の資機材等の準備のご質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目は、コロナ禍での避難所の感染予防対策の町民の皆さんへの周知徹底ということですが、議員ご指摘のとおり、私どものほうも周知は今後とも心がけていく必要があると、実践していく必要があるというように考えてございます。

先ほど町長の答弁の中で、これまでのコロナ禍での避難所の運営に際しての留意事項等についてはお答えさせていただきましたけれども、今後につきましては、具体的には今回の定例会中の全員協議会でも議員の皆様方のほうにハザードマップについてのご説明を申し上げてご理解をいただきたいということで考えてございますけれども、併せまして、この定例会終了後、自主防災組織の会長であります区長、地区会長の会議を開いて、そのハザードマッ

プを中心に防災対策の協議、説明を行い、そして10月以降、ハザードマップを町民の各世帯に配布した後に、自主防災組織の話合いや訓練の中でハザードマップの徹底を中心に防災対策の話合いを行っていききたいというふうに考えておるところでございます。具体的にはそういった形で、今年の秋にいろいろ機会を設定しながら町民の皆さんに呼びかけていききたいというふうに考えておるところでございます。

もう一つのコロナ禍での避難所の資機材の関係でございます。

これにつきましては、先ほど町長お答え申し上げた中で町の職員、具体的には健康福祉課、そして生涯学習課が災害時の避難所の担当ということで役割を明確にしてございますので、開設とともにその職員が資機材を持参して避難所に駆けつけたということで、今回の7月の豪雨災害は対応させていただいたということでございます。

今後でございますけれども、具体的にありました非接触型の体温計、これらについても各避難所のほうに配備をしたいというふうなことで考えてございまして、今定例会に上程させていただいております一般会計の補正予算の中に、そういった非接触型の体温計の購入予算と、こういうのも盛り込ませていただいているというところでございます。

そういった点も含めながら、当然駆けつける職員は今後ともそういった必需品は持参しながら避難所に駆けつけて、地域の方と共に避難所の運営を行っていくという姿勢を基本としながら、想定される必要な備品等の避難所への配備というものについても検討してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） コロナ禍の中ではありますけれども、こういった避難とかについては訓練が非常に重要であります。そういった中においてもコロナに感染しない予防対策を取りながら、やはり訓練も行っていかなきゃならないので、ぜひご指導していただきたいというふうに思いますし、ただ資機材について避難所に職員の方が持ってこられるというお話でございますけれども、避難所は各町内会とか各地区で避難所を開設しているわけです。そこに全て職員が来られるわけではないので、そういった面については資機材についてはある程度避難所として設けている場所、つまり大きい避難所だけでなく、そこにも資機材を配備する必要が必ずあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

避難所への資機材の配備については、まさに議員おっしゃるとおりでございます。私ども今回の補正予算可決いただいた後には、非接触型の体温計なども、いわゆる指定避難所分の数の予算計上というものもいたしてございますので、そういったものの避難所への配置といたしますか、管理も含めて配置等を検討してまいりたいということで考えておるところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 二百十日も過ぎまして台風シーズンであります。ぜひ避難所への資機材並びに訓練のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問の2番に入らせていただきます。

質問の2番ですけれども、町立病院における感染予防対策、感染症が疑われる方の診察、診療についてどのように対応なされるのか質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、町立病院における感染症対策及び感染症が疑われる方の診察、診療対策についてであります。新型コロナウイルス感染症対策としては町立病院に感染者用の診察施設はなく、院内感染の要因は極力排除しなければならないことから、来院されます全ての方への検温と問診の実施、時間と場所を限定した発熱外来の設置、入院患者への面会制限、正面玄関の施錠時間の変更、内履きスリッパを廃止し院内土足対応等の対策を行ったところであります。また健診事業につきましては、緊急事態宣言による事業開始の延期や人数の制限、感染リスクの高い内視鏡検査の中止などの措置を取ってまいったところであります。このような対策を講じた上で、病院外来に来られた感染が疑われる方につきましては、県が設置します帰国者・接触者センターに直接連絡していただくようお願いしてまいりました。

今般、山形県新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付事業の創設を受け、新型コロナウイルス感染疑い患者受入れのための院内感染防止を図るため、今定例会にPCR検査の検体採取ができるような診察室を整備するとともに、病院1階部分に抗菌床貼りシートを敷設、待合室長椅子の更新、空気清浄機、サーモシステム、個人防護具などの整備のための補正予算を計上しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 本場に第一線で働いている方でありますので、患者さんも多くいらっしゃると思いますので、感染防止対策をお願いしたいと思いますけれども、今ありましたこのPCR検査の必要性が生じた場合や、患者さんからのPCR検査をしていただきたいと、こういった希望があった場合の対応についてお伺いします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在では、PCR検査につきましては町立病院での検査自体はすることはできません。あくまでも現時点は先ほど町長が説明したとおりでありまして、帰国者・接触者センターのほうに患者さんのほうからご連絡をいただいて保健所の指示を受けるというような状況になっております。今後につきましては、PCR検査の検体採取ができるような診察室を対応したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 先ほども申し上げましたけれども、これから冬ですね、秋から冬に向けては季節性のインフルエンザ、毎年流行するわけですが、この流行期になります。コロナが疑われる方との患者さんとの対応区分というのはあるのかどうか、あと季節性のインフルエンザの予防接種、例年10月末頃から11月頃始まるわけですが、この予防接種をどのように実施するのか、これについてお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 インフルエンザの予防接種とコロナの関係でございますけれども、インフルエンザの予防接種は例年ですと11月から開始しているところでございます。ところが例年ですと、かなり予防接種される方で待合室がたくさんになると、いわゆる密が発生するということが懸念されておりまして、今年は例年どおりのインフルエンザの予防接種はできないというふうに病院の中でも考えておりまして、全体についてはまだ検討中でございますけれども、まず9月から外来でインフルエンザの予防接種の申込み受付を行うということにしております。

ワクチンについては入荷が早くて今月末頃になるとと思いますので、10月からの予防接種を外来受診と合わせて行うと。なるべくばらけるような形で実施していきたいということです。その他、希望の方については従前の予約申込みも併用しながら進めていきたいというふうに

考えております。

あともう1点ですが、コロナとの関係がございます。これにつきましては、なかなかはっきりしたことは申し上げることができないわけなんですけれども、補正予算に上程させていただいているPCR検査用の診察室、いわゆる陰圧ハウスというものを準備しようと考えているわけですが、それを院外に設置しようとして考えております。具体的な場所としてはケアアイツとの間の救急車が入るところ、このハウスについては横長でございまして、かなりあそこ広いものですから奥に奥行きが3メートル弱くらいなもので、ちょうど入るようなスペースがございますので、屋根がかかっているので雪の心配もないということで、いわゆる患者の動線ですね、コロナ疑いだと先生が判断すれば、そちらのほうの診察室に誘導して、いわゆる一般の患者との接触を極力避けていきたいと。院内にも入れない、入れないというような対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 例年、季節性のインフルエンザのワクチンが不足するというか、希望者のほうが多くなるということもございますし、今回コロナ禍の中でありまして、きっと希望される方は多いんじゃないかなというふうに思いますので、できる限りワクチンを確保していただいて、町民の方の安全を守るように努力していただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

質問の3番に入らせていただきます。経済対策であります。

経済対策1つ目が、飲食店や宿泊等観光産業対策ですね。当町は観光立町でもございますので、これに対する。

あと、2つ目が農林業に対する対策。

3つ目が、収入が減少しコロナの関係で生活が大変になった方、また解雇された方の生活支援、就労対策、これについて質問させていただきます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3番目でありまして、経済対策として飲食店、宿泊等観光産業、農林業、生活及び就労対策についてであります。飲食店及び宿泊等観光産業等につきましては、全体的な対策としましてすえ置き期間の新設や限度額の引上げ等による西川町事業性評価融資制度「スーパーひかり」、これは当初予算に盛り込んでおりますが、その拡充、新型コロナウイルス感染症に関連する対策事業を行う際に活用できる西川町小規模事業者持続化補助金拡充、8月1日から実施しております三酒で乾杯キャンペーンなどを行ってまいりました。

そのほかに飲食業や小売業対策として、20%のプレミアムを付与したプレミアム商品券の追加発行支援、西川町飲食店会が実施する月山フレカ5倍セールへの支援、観光業対策として期間限定により1人当たりの宿泊料金を3,000円割引し、1,000円分の町内で使用できる商品券を配布することで観光誘客を呼び戻そうとする月山これよるキャンペーンを行ったほか、国や県が実施します各種経済対策の実施支援対策を行ってきたところであります。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、新たな事業展開や感染症防止対策を実施をする方へ補助限度額30万円、補助率5分の3の町単独の小規模事業者持続化補助事業について、西川町商工会を經由して継続支援するほか、今定例会に上程しております補正予算案の中に西川町商工業団体等支援事業補助金を計上しております。これは西川町飲食店会が実施しております月山フレカ5倍セールの継続、西川町を代表する食としての月山山菜そばの振興に係る支援を予定しております。

農林業対策につきましては、商工業同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一月の売上げが前年同月比で50%以上減少している農林業者についても、国の持続化給付金、個人100万円まで、法人200万円までが給付対象となり、併せて町の持続化給付金も個人10万円、法人20万円を交付しております。

また、国の第2次補正予算によります農業の感染防止対策とともに、販路拡大、生産販売方法の確立など、今後の経営の継続に向けた取組に対する支援策として補助率4分の3で上限額100万円の経営継続補助金を交付しております。

今後、国の高収益作物次期作支援交付金として高収益の作物の野菜、花卉、果樹等につきまして、農業者の経営継続や規模拡大などを支援するため10アール当たり5万5,000円、ビニールハウスなどの施設園芸に対して10アール当たり80万円を交付するものでありまして、本町ではスノーボール、啓翁桜などの花木関係等への交付を見込んでおります。

また、林業関係においては西山杉の販売促進のために、感染予防対策として西山杉のパッケージの開発販売を開始し、県からは合わせて230台の注文をいただいております。さらには西山杉製材販売促進事業として町産材の西山杉の町外住宅建築材出荷時に製材品価格の5%相当と限度額10万円を補助し販売促進に努めてまいりたいと考えております。

生活対策につきましては、国の特別定額給付金給付事業に基づき、町民1人当たり10万円の給付を行ったほか、地域振興券として町民1人当たり3,000円の宿泊飲食商品券を発行しておりますが、宿泊、飲食以外でも利用できる第2弾の地域振興券、町民1人当たり3,000円の発行を予定しております。今定例会の補正予算案に計上しているところであります。

また、新型コロナウイルスの感染症の影響による負担軽減のため、町独自施策として令和2年度国民健康保険税の一律2割減免及び国の制度に基づく新型コロナウイルス感染症に罹患または収入減少が見込まれる世帯に対する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を行っております。令和2年度国民健康保険税の町が独自に行っている一律2割減免については、国民健康保険に加入する全世帯723世帯に対し、当初課税において1,778万8,500円の減免を行ったところであります。

国の制度に基づく減免については、現在、国民健康保険税には9件の申請がありまして、令和2年度の町の一律2割減免分35万600円を含み、総額107万8,100円の減免を行っております。また地方税法の改正に伴いまして、町税等の納付が困難となった場合で一定の要件に該当する方に対して、担保不要、延滞金なしで納期限から最長で1年間、徴収の猶予を受けることができる特例制度が創設されておりますが、現時点ではまだ申請がないところであります。

就労対策につきましては国の雇用調整助成金制度等がありますが、これら複雑な申請手続を専門家に委託する際の費用については、これまでも申し上げております町単独の小規模事業者持続化事業の該当項目としておりますので、この事業を通して支援を行うこととしておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） るる、対策を講じていただいておりますけれども、本日の新聞報道によりますと、コロナの関係で影響を受けている業種として1位が製造業、2番目が観光業、3番目が小売業というふうになっているようでございました。そして雇い止めについては5万人を超えていると。本県は363名と出ておりましたけれども、7月の県内の有効求人倍率は1.04とかなり低くなっているわけでございます。

こういった中で、対策支援チームがいろいろ事業所さんを訪問しながら状況把握をしながら対応しているということでございますけれども、コロナの関係で事業を廃止したところがあるのかどうか、あと生活支援、就労対策の相談というのはあるのかどうかお聞きします。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ご質問の第1点でございますけれども、コロナ禍によりまして本町において事業を廃止したという事業所があるのかというようなご質問でございますが、現在その支援チームで合計四、五回程度回らせていただいておりますが、非常に厳しい状況についてはもちろん今日の新聞のとおりであるわけでありますけれども、実際的に廃業というふうな

ところについては、現在ないというふうに把握をしております。

それから、第3点目の雇用の関係の相談でございますが、特にそういった具体的な相談についても、今のところ当課にはないというのが実情となっておりますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 追加答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 生活相談という点でございますけれども、現在、健康福祉課のほうにはございませんが社会福祉協議会のほうに、昨年度からの収入減につきまして国のほうの制度で貸付け等々の制度ございまして、そちらのほうに相談案件が何件か来ているというような状況でありますので、補足説明とさせていただきます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） これから、大分コロナ禍が長期化しているわけでございますので、ぜひ相談業務なり指導なり、よろしくお願ひしたいというふうに思いますし、ひとつ1点お聞きたいんですけれども、農業の関係では自然災害や農産物の価格低下、こういったことに対する農業収入保険制度、こういった制度が新設されているわけですが、これはあらゆるものに対して価格の下落に対しても対応できるという保険でありますけれども、この加入状況が分かりましたら教えていただけませんか、

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 収入保険制度の加入状況というようなことでございます。制度の内容につきましては、ただいま議員がおっしゃったとおりでございます。今年度の6月現在におきまして、今年度の前半の収入に係る対応につきましては該当しないわけですが、6月以降、2法人、1個人が入るということになりまして、2月の生産、それと令和2年以降の生産分に対して、今後、収入保険制度が該当するような形になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） そうですね、農林業は自然相手でありますし、またこういった価格変動もありますので、保険制度としてはかなり9割まで補填になるということでもありますので非常にいい保険だとは思いますが、若干掛金が高いのかなというところがあって、国の補助もあるんで、できれば町も若干補助しながら対応していけば、安心して農業を営むこと

ができるのかなというふうに思いますので、ご検討をお願いしたいというふうに思います。

先ほど、第2弾の商品券3,000円、飲食に限らず第2弾を町のほうは準備しているということでございます。あと国保税なり介護保険等の減額等もありますけれども、今後も経済対策をできるだけ多く打っていただいて、今のところコロナの関係で廃業した事業所がないということでございますので、ぜひ事業を続けたい方が続けられるような仕組み、また町民の方が生活しやすい体制を取っていただければというふうに思うわけでございます。

質問の4番に入らせていただきます。

これについては、今後も続く対策に要する財源対策と誹謗中傷や風評被害についてご質問をいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第4点であります。財源確保対策並びに誹謗中傷や風評等々の対策についてであります。まず初めに財源確保対策についてであります。

本町では、新型コロナウイルス感染症対策のために、これまで4回にわたり補正予算を編成し議会からご可決をいただいたところであります。4回の補正予算の総額は6億9,142万9,000円。うち5億3,140万円は町民1人一律10万円給付する特別定額給付金給付事業であります。さらに本定例会に1億3,054万6,000円の対策経費を盛り込んだ補正予算案を上程しております。

これらの対策経費に充てる財源につきましては、特別定額給付金給付事業は全額国庫補助金であります。そのほかに個別事務事業に係る国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び財政調整交付基金からの繰入れなどを考えておるところであります。

次に、誹謗中傷や風評被害等対策についてであります。新型コロナウイルス感染症感染拡大の中で、感染された方や感染の疑いのある方を初め医療関係者などの様々な方に対する誹謗中傷の報道がなされております。山形県の吉村知事も、誹謗中傷を行うことのないよう幾度となく記者会見で県民に呼びかけておられましたし、ある県の知事は、感染された方に対し犯罪的な誹謗中傷が行われていると強い表現で注意を促されておりました。いずれ新型コロナウイルスの治療薬やワクチンは開発されるでしょうが、傷ついた心を癒やす特效薬は永遠に開発されないと思いますので、誹謗中傷や風評被害が生じないように細心の注意を図っていくことは感染症対策の極めて重要な一つであると考えております。

本町でも、職員に対しては対策本部会議などで感染症対策を行っていく上で、様々な関係

者の人権には最新の注意を払うよう指示しておりまして、さらに区長会議や町内会長会議、そして再三にわたりお知らせにも誹謗中傷や風評被害が生じないように呼びかけてまいりました。また県では市町村と一体化して、新型コロナウイルスによるいじめ、偏見、差別問題に係るサポート体制を立ち上げることを検討されているとお聞きしております。今後とも誹謗中傷や風評被害が生じないように細心の注意を払ってまいりたいと考えております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 財源的には、国の臨時交付金や財政調整基金で賄うというふうに、財政調整基金もこれまである程度資金として積み立ててきた経緯もあるので基金を活用するということがあります。ただ長期化した場合、財政調整基金についても限りがあるわけがございます。また経済が縮小している中においては税収も減少していくと。ダブルパンチになるわけございまして、こういった中において確実に財源確保ができるよう、国や県のほうにもぜひ町長のほうから要望していただいて、行政運営がスムーズにいくようお願いしたいなというふうに思うところであります。

また、誹謗中傷や風評被害についてですが、町長おっしゃるように予期せず不幸にも感染した方への誹謗中傷が起こっていると報道されております。未知のウイルスへの緊張と不安、差別、偏見はあまりにも切なくて心が痛みます。町は、ぜひこの対策を町民の方に周知徹底を図っていただきたいというふうに希望いたします。

第一線に対応している医療関係者や保健・福祉関係者への子どもさんたちへの差別的な発言や行動もあるようであります。児童・生徒への指導はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。事態が起こってから対応したのでは遅いので、基礎学力と同じように常日頃からの教育が重要であるというふうに思っておりますので、どのように指導を行っているのかお聞きいたします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長、時間が来ておりますので端的にお願いします。

伊藤教育長 結論から申しますと、いわゆる道徳教育、人権教育の中で当然行っているわけですが、最近の一番近い状況の中では、ちょうど8月に文部科学大臣から「児童生徒等や学生の皆さんへ」、それから「保護者や地域の皆様へ」というようなメッセージが出されておりましたので、それを学校を通して、あと校長の添書もつけて、子どもたちと保護者の皆さんへそういう誹謗中傷等も起こさないというか、注意するような内容も含めて新型コロナウイルスに対する対応の仕方についても周知していただいたところでございます。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員、時間が来ておりますのでよろしく。

1番（荒木俊夫議員） 町民の安全・安心を守り経済活動を活性化させるためには、町民に対する十分な説明と、国・県との連携を図り感染防止対策を徹底し新しい生活様式を積極的に取り入れて、実効性のある経済対策を行うことが必要であります。感染防止と経済の両立に向けて積極的な対策を行うことを求め、質問を終わります。ありがとうございました。

古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤 仁 議員

古澤議長 続いて、2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤 仁議員） おはようございます。2番、佐藤仁です。

最初に、災害で被災された方、お見舞い申し上げます。それとあとコロナと、またそれに追い打ちをかけて災害ということで、職員の方も商工観光課を初め産業振興課、建設課の方々、大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、私、今回、質問大項目2つ通告しております。細項目で全部で5つということでお願ひしたいというふうに思います。

まず初めに、今後の医療と介護の方向性ということで質問をしたいというふうに思います。

高齢化社会を迎えまして、とりわけ高齢化比率が高い西川町におきまして医療の、または介護重要施策の一つというふうに思います。それを踏まえまして質問をしたいというふうに

思います。

質問の1ですが、これ去年のちょうど1年前、9月に質問した町立病院における地域包括ケア病床、この設置について質問しました。今の現状をまずお聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 今後の医療と介護の方向性についてということでありまして、初めに介護保険制度について申し上げますが、介護保険制度につきましては、長寿社会の進展におきまして従来の老人福祉及び老人医療制度による対応には限界が生じるということで、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成9年に介護保険法が成立しまして、12年から施行されているものであります。これまでに3年ごとに制度を見直しまして7期目でありまして、現在、令和3年度からの3年間、8件目の計画を策定中であります。

それでは、それぞれ具体的にご質問にお答えいたしますが、まず質問の第1点目、地域包括ケア病床導入計画の現状についてであります。

地域包括ケア病床とは、平成26年度診療報酬改定におきまして新設され、急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受入れ並びに患者の在宅復帰支援を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病床のことです。

具体的には、リハビリをしながら在宅復帰を目指し、60日間まで入院できる病床です。ただし本病床を設置するには施設基準のハードルが高く、平成29年1月に策定しました病院新改革プランにおきまして設置困難な結果となっていたところであります。施設基準のうち、特に専従の理学療法士、作業療法士または言語療法士1人以上及び専任の在宅復帰支援担当者1人以上の設置と、データ提出加算の届出が困難であったためであります。その後、理学療法士の増員によりまして専従対応が可能となり、懸案でありましたデータ提出加算も昨年10月に取得ができたことに伴って、12月以降、地域包括ケア病床開設に向けての具体的な検討に入ったところであります。

当該文書の申請に当たっては、施設基準として申請時、直近6か月の試行データの検証が必要なことから、今年1月からデータ整備に着手し、開設に向けての院内協議を重ねてまいりました。また令和2年度の診療報酬改定により新たに配置が義務づけられた社会福祉士の採用にめどが立ったことから、8月19日に東北厚生局長に対し地域包括ケア入院医療管理料2の届出を行い、8月24日付で受理通知が届いていましたので、昨日9月1日から地域包括

ケア病床の算定が可能となったところであります。

以上の答弁であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。いろいろ事務局初め、苦労してやっと9月1日からということで、これからの医療と介護と両方兼ね合わせたような病床とも言えると思いますので、非常によかったというふうに思います。

それで、一つは9月からそういうふうになって今からまた進めていくということなんでしょうけれども、これは今度町民の方にいかに周知をしていくかということがやっぱり大切かと思えます。

ちなみに、朝日町、隣の、ホームページ見ますとイラスト入りのパンフレットといいますかポスターといいますか、あります。それ、ちょうど私どももコピーをして今持っていますけれども、これを例えば当町でも作ってホームページに上げる、もしくはお知らせ等で例えば全戸配布までするのかどうか、そこら辺でやっぱりこういうものが今度新しくなったということで、あまり使ってもらわないことにしたことはないんでしょうけれども、病院ですから、ただそういうものがあるということで、大いにこういうときは利用して健康維持に努めてもらいたいというような意味で周知をするのも一つかなというふうに思います。事務長、どうでしょうか。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 地域包括ケア病床の周知ということでございます。先ほど町長が申しましたとおり、8月24日付で東北厚生局長より認可が下りたというようなことで、9月1日からの算定開始ということになりました。周知につきましては、ただいま佐藤議員がお示しになった朝日町さんのようなチラシを当院でも準備していたところでございますが、ちょっと受理がいつになるか分からなかったものですから、まだ出してはいなかったんですけれども、次の9月15日のお知らせで町民の周知は図りたいと思っております。

ホームページにつきましては、町立病院のホームページというのがございまして、そちらのほうにはいつでもアップロードできるような状況になっておりますので、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） いわゆる間もなく準備を進めていくということで大変心強いと思

ます。よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に質問2に移ります。1と2が逆じゃないかと言われそうですが、今後の町立病院の全体像をどのように考えて今後進めていくつもりなのかお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2点目ではありますが、今後の町立病院の全体像についてであります。町立病院は町内唯一の医療機関でありまして、入院患者及び外来患者のほとんどが町内在住者でありまして、地域の1次医療を提供する役割を担っているところであります。

これまで、町立病院は過疎地の僻地医療に関わり、救急告示病院として地域医療における役割を果たすとともに、予防と整形外科の開設を含む診療、介護、福祉、町民の健診実施機関としての機能や、透析医療を行うなど町民の健康と医療のとりでとなってきたところであります。

今後は、人口減少と高齢化が進む中で町民のかかりつけ医の役割を維持し、町民に信頼される医療機関を目指しておりますが、今年度において町民と有識者から成る町立病院の在り方検討委員会を設置しまして、今後の病院の進むべき方向を検討していただくこととしております。

前に申し上げましたが、この西川町で唯一の医療機関でありますので、まず町民の安全・安心、こういったものを含めて健康のとりでとして最重要でありますので、町立病院としての位置は確保していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 確保していきたいということです。それで山形新聞の座談会といいですか記事が載っていました。座談会といいですか、寒河江の支所の黒田さん主催の7月5日の新聞に各関係市町村の首長が集まって話をした記事が載っております。お隣、朝日町の鈴木町長は、「今後とも堅持していく」というふうにはっきりおっしゃっております。小川町長のほうはといいますと、「維持はしたいが町による運営は財政的に厳しくなっていると。病院の役割分担はすべきと考える。議論はあまり後回しにはできない」というようなコメントをしておられます。ちょっともう一度そこら辺の真意をお聞きしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、西川町立病院のみならず全国の公立病院の赤字経営等については、非常に今、国も関心を持っておりまして、さらに一昨年ですか、全国の公立病院統廃合等について

検討すべき病院というようなことで、全国の700ほどの公立病院が実名を挙げて公表されたところであります。その中に西川町立病院は入っておりませんでした。西川町立病院もこういった小さな町としては財源的に非常に厳しいというのはこれまでも申し上げたとおりであります。しかし朝日町の町長は堅持すると。これは西川町も当然であります。ただ堅持をするということではあります。ただ町民の皆さんの全てのニーズに応えられるかどうか、これ非常に疑問であります。それらを全て町立病院で賄う、確保するということは困難であるというようなこともありまして、これまで1市4町と申しますか、寒河江、西村山に県立病院も含めて4つの公立病院はありますが、それぞれ役割分担も必要ではないかということもこれまでずっと言ってきました。特に今回、町立病院では整形外科、そしてリハビリを設置しましたんですが、これは前々から町民の皆さんのご要望もあって、そして高齢化社会に対応するには一番これは必要だというようなこともあってあります。そのほか小児科、婦人科等もありますが、こういったものについては一町立病院だけでなく、それぞれが役割分担を行って、そして1市4町の中でそれらをニーズに対応できるような、そういった公立病院の在り方が必要だということを申し上げてきたところであります。

ですから、今、河北町では県立病院を充実、強化、さらには寒河江市立病院は河北病院との統合と、そういった新聞紙上ではあります。それらも踏まえて西村山管内の医療体制の在り方、こういったものを含めて協議、検討すべきであるというようなことでの内容でありますので、よろしく願います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 去年のいつの議会だったか、町長も堅持していくというような答弁をなされておいて、この新聞記事を読むと、ちょっとトーンダウンしたのかなというような印象を持つ町民も多いのかなと。そろそろなくなる算段でもしていたのかなというような感じを、私自身もちょっとびっくりしています。今の話はなるほどなんでしょうけれども、寒河江市がああいう状態で話を出したと、県立病院を絡めてですね。それはそれとしても、さっきから言いますように町長もおっしゃっているように、紹介状も書くところ、西川町にはないわけですね、クリニック一つないので。町立病院が唯一のとりでになっております。

ちょっとデータ的に見ますと、去年度の日本全国で43.6兆円が医療費にかかっていると。それとは別に公立病院、去年度当たり1,455あるそうです。それにまた交付税云々で5,000億ぐらい出しているというようなことを国としてはやっている。西川町も町立病院で交付税で2億5,000万の繰入れのうち何割なのか、5割なのか6割なのか、それに充当になってい

るんでしょうけれども、そういう現状です。

先ほど、町長が700ぐらい統配合って、これ440ぐらいですね、たしか。1,455のうちの440か424かどっちかだと思うんですが、何のことない、財政規律でお金をかけたくないというような国の端的に言えばですよ、そういうふうな姿勢です。440という根拠は、まず公立病院の3割の病院を統廃合したい、そのうちの1割のベッドを縮小したいというようがことが1点、あとさっき言ったように西村山であれば大体20分の県内での病院を見て、業績の悪いところを統廃合しようというので出てきたのが、しかも急性期病院。西川町は急性期病院としての登録がないので出てこない。そういうことで440ぐらいの中に町立病院も河北病院も入ってきた。それは朝日町立病院も入っているということだろうと思います。

要は、国では医療費にお金をかけたくないということなんですが、もう皆さんも存じのとおり2025年、団塊の世代で高齢化、後期高齢者になると。そうした場合に、あと5年後、入院患者は逆に28万人ぐらい増えるだろうというふうに言われております。増えるだろうというのに国では病床を減らそうとしているわけです。非常に矛盾をしたことを考えているというのはおかしいんですけども、しかも、この前も言いましたけれども、その病床を減らすために今年の予算で84億円もかけていると。これは今年だけで来年からは消費税を上げて福祉社会料、そっちの関係に回そうとして消費税を上げているわけですけども、それでまた新たな仕組みをつくって病床を減らしていこうというようなことを考えているということであれば、非常に地方にとっては大変な時期に来ているということだと思えます。

ちなみに、西川町の人口は去年末で5,187人、高齢者が2,314人、高齢化率、町長もご存じ44.6%、後期高齢者の方はその中で1,343人、全体で26%です。

ちなみに、2040年となると団塊ジュニア世代が高齢者になる。あと20年後です。そうした場合に高齢化率は40%、後期高齢者率は25%になる。西川町はもう20年前倒しして44%、26%になる、そういう現状があります。

国で今現在43兆円ぐらいかかっているもの、5,000億を交付金出しているとなった場合に、単純にあと5,000億つぎ込んでもらえれば、1,455の公立病院で単純に割ると3億4,000万です。西川町では2億5,000万、去年は2億7,000万円、今年の目標で2億5,000万繰入れをやる。

ちなみに、朝日町の病院は3億4,000万、寒河江市立病院が5億9,000万、河北病院が4億9,000万繰入れをやっている。あと5,000億、国で将来のことを考えてつぎ込むとなれば大分助かってくるわけです。半分でも助かるわけですよ。維持していくのに非常に楽だ。こうい

う数字を見て、町長どう思いますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員からありましたように財源の裏打ち、裏づけ、そういったものを町としましても国のほうへ要望し、町だけでなく町村会も含めて地方のこういった人口減少等も含めて地域に残すには、やはり安全・安心が一番だというようなことでありますので、そういった意味での医療の確保は非常に重要だと思っています。そういった意味で西川町も50億を切るような予算の中で約3億の一般会計の繰入れもやっていますが、そういった中で命は金に代えられませんので、できれば国のほうでもそういった意味で補填をしてほしいというようなことで、今後とも叫び続けてまいりたいと思います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) ここまでくると、やっぱり一市町村、一都道府県でどうしても対処できない面が予算的に出てくるんだろーと思います。この前も話しましたけれども、やっぱり1,741ある区市町村、それが私は営業所だと言っています。47都道府県、これは各支店だと。それがやっぱり束になって本店である政府にかけ合っていないと、もうどんどんどんどん緊縮財政で地方にはお金が回ってこない。その結果、やっぱり命のとりである病院なんかは、いち早くやっぱり縮小していかざるを得ない。病院を縮小すれば、やっぱり診療所、病床が19床以下ですね、そうなれば、もうどんどんどんどんやって、もう先が見えてくると。やっぱり何とか今の現状を維持していくというのであれば財源の確保、これはやっぱり政府に束になってかかっていると大変な時期に早晚来ます。

やっぱり町の財政調整基金にしても2億5,000万で割れば、あと何ぼという数字がすぐ出てくるわけで、もつ年数が出てくるわけですよ。そうした場合に今から手を打っていないと駄目だというふうに思いますので、町長にはそこら辺で政府、中央に、西川町だけでなく各市町村長のあれでやっぱり申入れをしていかなきゃなんないのかなというふうに思います。

それで、病院の維持に関しては、やっぱりそういうことでお願いしたいのと、あと今の現状の病院ですね、昨日もちょっと決算委員会の特別会計で話出ました。健康診断なんですけれども、ちょっと昨日、私発言しなかったんですが、後期高齢者の健康診断をストップしたと。かなり保健センターなり病院に電話をしたというのは私も聞いていますので、何でやめたんだというふうにちょっと病院に電話したときに、ちょうど事務長と補佐がちょっといなくて、保健センターの飯野課長に電話したんです。そのとき、とにかく憤慨している人は後

期高齢者は健診したいと言っているのにしてくれない、もう死んでもいいのかというようなことで電話をしたという方も何人かおられる。そうしたことを話をしまして、ちょっと病院と話を調整して、そういうふうな誤解を招いているのであればきちんとした対応、または今後の予定、そういうものを話をしてもらえないかというような話で検討してもらえないかというような話を課長にはしました。その後、どういうふうな対応を取ってくれたのかちょっと分からないんですが、そういう意味でコロナ云々で高齢者の健康診断をやらなかったというのは分かるんですが、じゃ健診センターに行ってくれとか、そういう導き方がちょっと足りなかったというふうに私は思うんです。そこら辺、去年もちょっと話ありましたけれども今後どういうふうに対処してくれるのか、飯野課長か事務長かどちらでも構いませんがお願いします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 後期高齢者の健診を中止したということでございますけれども、コロナウイルスの対策の中で、第一義的には内視鏡の中止というのがまずありました。それはやはり感染率が高いということと、国からの指示文書も来たというようなこともありました。それと併せて、後期高齢者につきましては、やはり高齢者の感染リスクが高いというようなことが当初からありまして、中止をしようというようなことで病院の中で先生方の判断も非常に大きかったわけですが、そのような形にしたわけでございます。

その時点で、お知らせのほうには趣旨を記載しまして周知したつもりであったし、保健センターと連絡しまして健診センターへのほうの移行というかも併せて行ったつもりではいたわけなんです。その後、町民の方からの、今議員おっしゃられたような苦情的なものも確かにございまして、その後、病院の対応としてですけれども、後期高齢者の方というと、ほとんどの方が病院に通院しているわけでございます。外来受診の中でいわゆる健診的な対応が必要な方、あと希望がある方、さらには内視鏡の受診を希望される方に関しては一般診療の中で対応しましょうということで、病院の中ではそのようなことで先生方ともお話をしてやってきたというようなことでございます。

今後なんですけれども、1泊ドックにつきましては10月から再開をしたいというふうに考えております。ただし、やはりこれもコロナ対策がありまして密にはできないということで、1日1人限定ということで、3月までの間に35名程度に区切って今年は実施させていただきたいというのが1つあります。

あと、後期高齢者の健診1日ドック等につきましては、これも検討したんですけれども、

今年度についてはやはり再開がちょっと難しいというような結論に達しまして、先ほど申しましたとおり外来受診の中での対応というようなことで今年を進めたいというようなことであります。

なお、例えばドックとか、今年したかったけれどもできなかったなんていう方も出てくるやに思われますので、そういった方には来年度の対応として早く受診をしていくとか、そういった対応を取っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 例えば胃カメラを飲みたい方は外来に行つて要望すればできる、それは分かります。あと逆に言えば健康診断でやるよりも外来で行つたほうが安いというような方もちゃっかり者もおりまして、行ってやってきたというような方もいらっしゃいますが、基本的にやっぱりそういうことであれば、いろいろなことを病院のために町民のためにやっていることが逆にあだにならないように、やっぱり導き方だと思うんですね。特に後期高齢者の方、今まで町のために働いてきた方で大事にしなきゃなんない。80歳まで元気でやってくださいというような町の目標もあるのに、おらだ、あといいのかと言われるんでちょっと困るので、そこら辺はちょっとよろしく願いしたいなというふうに思います。

それと、先ほどの荒木議員からもいろいろインフルエンザとの絡みがあるという話がありました。それでインフルエンザ、今65歳以上、あとは6か月から18歳まで2,000円補助やっています。今年もやるんだらうと思いますが、一つの提案は、これ年齢関係なく補助をやつたらどうかと。今年に限ってですよ。例えば要はインフルエンザでとか風邪で来る患者の方を病院になるべく少なくしたいと思うんです、混乱しないようにですね。ちょっと熱あつても病院に言えばちょっと待てと。さっき言った陰圧のテントを今度買って設置すると、そっちさ行けとかでなくて、なるべくインフルエンザであろう患者が病院に来ないためには、全員に例えば2,000円を補助して、65歳以上だけ、18歳未満で、その中間は自己負担なわけです、今はね、全額。それをやっぱりある程度町で補助するから、とにかく受けてけると。インフルエンザにならないようにしてくれと、コロナとの絡みを少なくするというような考え方になんないのかなと。今年に限ってですよ、例えばの話。

例えば、ちょっと調べてみたんですけども、高齢者と18歳未満、大体今の現状人口から引くと2,297人、例えば2,200人でいいです。そうしますと補助額は2,000円です。四百五、六十万かかる。例えばコロナの臨時財政交付金でもう締め切つたのかどうか、あと限度額が

これではもう使えないのかどうか分かりませんが、そこら辺で使える予算組みできないのか。もしくは、もうしょうがないと、町の一般予算で今回は補助するから、みんな受けてインフルエンザとコロナというふうに重ならないようにやろうというような気持ちはあるかどうか、ちょっと突発的で何の前触れもないので答えられないかもしれませんが、町長どうでしょう。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今年度はウイルス、要するに風邪のウイルス関係につきましては2つの大きなウイルスが想定されております。それは一つは議員おっしゃるようにこれまでのウイルスでありますし、そして今回はコロナウイルスというようなことでありますので、大変な環境の中でのこの冬を迎えようとしておるわけではありますが、国のほうでもこのコロナウイルスも含めて例年のウイルスにつきましては早期に対応しようというようなそういった動きもあるようですし、新聞また報道等によりますと、ある年代を区切って無償にするとか、そして年代を区切って罹患しやすい年代については早めにやるとか、そういったことも検討がなされているようでありますので、それも含めて推移を見ながら町としての対応も進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） それでは、ちょっと3番目に移ります。質問3、今後、介護認定者が増えることが予想されると思います。そういう中で施設の整備及び介護福祉職員の確保、どういうふう to 今後考えていくのか、お聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の3点目ではありますが、介護施設の整備及び介護職員の確保に対する対応であります。議員ご指摘の介護認定者の増加につきましては、後期高齢者が急増するターニングポイント、要するに先ほどご指摘ありましたように2025年問題として懸念されております。

2025年問題とは、戦後すぐの第1次ベビーブーム、昭和22年から24年までに生まれた、いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢75歳に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されるという問題であります。

本町におきましても、人口減少と少子高齢化が進んでおりまして、介護サービスを利用する高齢者も増加しておりますが、第6次西川町総合計画「健康元気にしかわ！」にも掲げております「生涯を元気に現役80代」を目標に、各種介護予防事業に取り組んでいるところであります。

施設につきましては、これまでケアハイツ西川の施設改修や、ケアセンターとこしえの開
設など施設の整備を図ってきておりますが、今後につきましては介護職員の確保の必要性も
生じることも考えられますが、実習などで関係のある学校との連携や働きやすい職場環境の
構築などに努めることが重要であると考えております。今後は2025年、令和7年以降を見据
えた施策の展開を検討してまいりたいと考えております。

そして、介護認定の関係であります。介護の認定率であります。これは県内でも最下
位クラスでありまして、要するに元気老人が非常に多いということでありまして、これは町
立病院も含めて、それから保健関係の健康診断、それから各種健康教室、こういったもので
の対応、あとは生涯学習の中での高齢者大学等も含めて、心と体の健康というようなことで
これをやっていきますが、こういったものを含めて並行してやっていきたいと思っております、
よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 健康な人がうかいので、健康診断のほうもよろしくお願ひしたいな
というふうに思います。

それで、今介護認定者どのくらいいるのか、それと要支援者1から介護5まであります。
ちょっとそこら辺、データが分かれば飯野課長お願ひしたいなというふうに思います。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまの質問で、要介護認定者数という質問でございます。介護認定
につきましては要支援の1、2、あと要介護1から5までというようなことで認定のほう、
されております。

人数でございますけれども、要支援1につきましては、平成元年度48名、要支援2は75名、
要介護1は74名、同2は85名、要介護3は61名、要介護4は70名、要介護5は37名というよ
うなことで、要介護認定者数につきましては合計で450、介護認定率は19.4%というような
数字になってございます。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 認定率は19%、約20%ということで、今、先ほどの病院とも絡むん
ですけれども、国の方針として介護度の軽い人というのは、特老にも入れない。例えば今ま
ですと2から入れたのが3からでないとい入れない。国の方針としては地域包括というよ
うな名目で、自分が住み慣れた地域で景色を見ながら、そして地域の方々に支えられながら介

護というか養生してくださいという趣旨です。要は、言葉悪くすれば国ではできないので地方でやってくださいということなんですよ、端的に言えば。今、要介護2から3でないと、特老に申し込めない。

今の話ですと、町で要介護2というのは85人です。450人に対して85人なので18.9%、約19%になる。これは大体全国を見てもそういうふうになっているんだろうと思います。その数を特老に入れないよというふうに変えたわけです。そうすると非常に今後在宅、逆に言えば昔は在宅でやれたんでしょけれども今はやれない。それでも逆に国の方針としては在宅在宅、医療も在宅と言っている。大変になると思う。それに今度認知症が絡んできます。認知症のサポーターというのがいるはずですよ。これ、町ではどのぐらいいるんでしょうか、飯野課長。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 認知症サポーターの人数でございますけれども、認知症サポーターといたしましては、認知症に対する正しい知識と理解を持って地域の認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをするという制度でございます。人数といたしましては、西川町におきましては304名というようなことで登録のほうになっておるようなものでございます。以上でございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 300人、私が持っていったのはちょっと古いやつで222人ぐらいです。全国ですと今1,200万人ぐらいいます。90分の講習を受けると取れるんです。山形県で一番少ないのは鮭川村と大蔵村、下から数えて3番目が西川町と。年代別に見ると10代が非常にうまいんです。これから認知症というのは非常に問題になってくる。世界的に今5,000万人ぐらいいるそうです。日本は今500万人だそうです。これがあと5年後、25年には日本は700万人になるだろうと。逆に日本では認知症をつくっているというふうにまで言われます。ちょっと何か反応が悪ければ認知症だということで、それは別として、そうしますと、これからこの認知症対策って非常に大切になってくる。今、ケアハイツととこしえさんがあります。とこしえさんが出たのは非常に助かっている方がいっぱいおられる。本人もですけども家族もですよ。今後そういうふうが増えてくるだろうという予想で、例えば今言ったようなとこしえさんあたりの施設、例えばこれから誘致、招致する考えがあるのかどうかで、ちょっとそれだけお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいま議員のほうから質問ありました件でございますが、健康・医療・サービス制度の会議の中でもそのような議論等々もございます。一つは、現在コロナ禍で今後の状況ちょっと分からないんですけども、今、人数といたしましてはまだ少し余力があるというようなところもございますが、今後、小規模多機能型の施設等々についても需要が見込まれてくるのではないかというような議論でございます。今後それらの情報を集めまして、中でまた計画等を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

古澤議長 追加答弁、小川町長。

小川町長 認知症も含めて、今後、介護関係の施設の整備等でありますが、一時期、ケアハウスを建設した当時は待機者が非常に多かったわけでありますが、現在は待機者が非常に少なくなっているということは、高齢者の数も少なくなっているということもあってであります。こうした状況も踏まえて今後施設誘致等については検討すべきだと思っておりますが、ただ認知症につきましては、実は私も保健福祉、10年間ほどケアハウス建設からですが介護保険制度創設期も含めて、一番はやっぱり、これ今後は認知症対策だというようなことを実感してまいったところであります。

しかし、認知症につきましてはどうしても、これは私の主観になると思いますが、どうしても社会参加が少なくなった時点から認知症が進むのではないかと、要するに人とのつながりがなくなる。そして家庭においては家族がおっても独りになると、孤独になるというのが本当に多いというように思っています。今、町のほうでもどうしても進めてほしいということで担当課のほうには言っていますが、デイサービス、ミニデイサービス、要するに人との関係をいかに構築するか、そして自分の存在感をきちっと捉えていただく。これが認知症対策になるのではないかと考えています。そういった意味でこういったものを含めて両面で施設整備と、それから高齢者を見守る体制、こういったものを進めるべきと思っていますので、ご理解をお願いしたいです。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 認知症は普通の介護の認定を受けている方と違って、非常に家族が大変なんですよね。家族と、あと地域の方が。そこら辺は重々お分かりだと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、サポーターに関しては、やっぱりこれボランティアということなんですけれども、有償ボランティアという仕組みをつくりながら地域でやっていると、非常に認知症の方々ま

たは家族に対してのサポートになるということで、そこら辺の仕組みづくりをやっぱり今後考えていかなきゃなんないのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

毎回毎回すみませんが時間がなくなってきました、次の質問で第6次西川町総合計画「後期基本計画」についてお伺ひします。

後期基本計画がスタートして1年半たちます。それを踏まえて質問します。

質問1ですが、最重要目標に定住人口の維持確保、例えば令和5年には人口5,000人、世帯数1,600人の確保を挙げています。現状と今後の課題をお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 第6次の西川町の総合計画の後期基本計画であります、初めに第6次の総合計画「後期基本計画」について申し上げますが、第6次西川総合計画は、「“きらり 月山”健康元気にしかわ！」をテーマ、合ひ言葉に平成25年12月に策定しまして、26年度から5つの基本目標を掲げ、総合計画の目標年次である令和5年度において確保したい人口5,000人、世帯数を1,600世帯、交流人口を年間100万人と設定しまして各種施策を進めてきたところがあります。

また、31年からは本町を取り巻く情勢の変化や町民ニーズに対応するため、総合計画の基本構想の理念等は踏襲しつつ、今後5年間で重点的に産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成の3つの分野で主要施策を展開する後期基本計画を策定したところがあります。さらに後期基本計画では、分野を横断する施策については重点事業推進プロジェクトを設置しまして、町のみならず関係機関・団体、そして町民の皆さんと連携を図りながら事業を進めているところがあります。

質問の第1点目の内容に触れますが、第6次西川町総合計画「後期基本計画」の現状と今後の課題についてであります、令和2年4月1日現在の住民基本台帳における人口は5,187人、世帯数1,847世帯となっております、第6次総合計画策定時に令和2年度に見込んでおりました人口は5,183人、1,656世帯でありまして、僅かではありますが現時点では推計値よりも若干上回っているという状況であります。

しかし、昨年9月の定例会でも申し上げましたとおり、これまでの状況に基づき単純推計をしますと、計画最終年度の令和5年度におきましては、世帯数は目標を上回る見込みとなるものの、人口については5,000人を下回るのではないかと捉えております。

今後の課題としては、町に住む人が生業を用いながら生き生きと暮らしやすい魅力ある地

域にしていくことが、本町の定住人口の維持確保につながると考えておりました、そのために第6次総合計画の後期基本計画に掲げている産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成の3つを重点施策として、農林産業振興、商工業振興、健康と生きがいづくり、若者定住、子育て支援、新たな雪対策の5つの重点事業推進プロジェクトに対応する作業チームを設置しまして、具体的施策の検討を進めておりますが、特に新型コロナウイルス感染症拡大の中、地方への移住志向が強まっていることや、町内に住む皆さんがこの町に住み続けるかという課題に重点施策については具体化した対策を検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） これまでに合併が3つあります。明治、昭和、あとは平成と。明治はあれですけども、平成、昭和に関しては大体中学校1校というような単位で合併がなっていると。平成に関しましては我々は不参加だったわけですけども、その英断ということで、今1,700何ぼかになっているということだと思いますけれども、例えば江戸時代あたりは500人というのが村単位ぐらいだったそうです。私の地元も在は700人ぐらい。西川町、今13区があって合計で5,000何人の一つの町になっていると。

今現在、全国的に小学校が2万ぐらいあるそうです。大体人口割にすると5,000人から6,000人ぐらい。さらに言えばコンビニ、これの商圈、商圈というのは商いの地域、大体3,000人ぐらい。西川町、今、2店舗あります。ちょっと数字的にだけ取れば西川町というのは理想の町になっている。これは理想というか考えようなんですけれども、なっているというのが現状ですね。

なので、これからの課題としては、やっぱりインフラの整備というのは非常に大切だと思う。東京が今公共として一番うかいです、金額が。要するに便利いいなって。やっぱり人が集まるのは当然なわけです。やっぱり地方創生とは言いつつ地方にお金が回ってこない。要するにそういう整備もできない、現状を維持していくのもやっとやっとなれば、やっぱりどうしても中央に出ていってしまう。そうなれば、やっぱりハート面で今度勝負していかなきやなんない。

例えば、息子さんが、去年の新聞に出ていたんですけれども何で戻ってきたかって、父親、母親が元気なんで戻ってきたと。これが病気になれば戻ってこないと言うんですね。戻ってきて介護して、また死んでしまえばまた戻っていくと。ですから地域にいる方は元気でいて

もらわないと困るんだというような話をしております。

もう一つは、これ、ちょっとこの前の新聞に出ていたんですけれども、我が町でも大学生にいろいろ今回のコロナで発送しております。米沢の学生なんですけれども米が届いたと。物よりも「せめて胃袋から温まってください」という市長のメッセージが入っていたと。これにほろっときたそうです。物も大切だけれども気持ちも大切なんだというようなことで新聞に取り上げられております。これは読売新聞ですよ。

そういう面で、やっぱりハート面というのが非常に大切だと。やっぱり5,000人というのは頭じゃないと思うんです。やっぱり今住んでいる人が、この西川町は非常にいいところだと。やっぱり住んでいる人がいいところだと思わないと、外部から人、入ってこないと思う。それが非常に大切かなと。だから、その結果として4,900人でも4,500人でも私はいいと思うんです。それなりの行政をやればいいわけですから。5,000人ありきで行政やるのではなくて、いろいろ、まずは町に住んでいる人がこの町は日本一いいところだというふうに思ってもらわないと人っていうのは集まってこない。集まってきてくださいと言っても、毎年100人入っても、毎年100人出ていってしまえば、人数は変わりはないんですけれども、それでは愛着心を持った人って残らないわけです。

だから、そういう面の施策というのは今後、もちろんインフラは政府のほうに予算の配分はお願いしなきゃなんないんですけれども、当面町でやれるものはハート面をきちんとやっぱり今の。あとは大学生にもそうです。出ていったら戻ってくるような気持ちになってもらわないと困るような施策をやっていただきたいなど。もちろん我々もそれを提案をしてやっていかなきゃならないというふうに思います。

あと5分ぐらいしかないのもっと、いつも時間配分が下手くそでなくなってしまうんですが、2番目のふるさと納税について今後どういうふうに対応、拡大していくつもりなのか、簡単にで、すみません、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、ふるさと納税につきましては、今年度、若干PR面と申しますか、提携する会社も増えまして昨年度よりは伸びている状況であります。まず国の対応もそれぞれ町内、いわゆる自治体の中での生産物というようなことに限るといったようなこともあって大変世間を騒がせたような状況になっておりますが、西川町でもさらに町内の生産物、特産品、こういったものを掘り出しまして、さらには生産しまして、それを返礼品に充てていくというようなことで考えております。

今後とも、なかなか西川町、西郡管内で言えば若干総額にしては低いような状況であります。これを何とか跳ね返したいというようなことで、市内もそうですが商工会、観光協会も含めて知恵を出し合いながらさらにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ふるさと納税というのは、やっぱり行政で利益を生める唯一の部署でもあります。ただ、お金だけでなく、やっぱり物と町のPR、それで物をつくっている業者さん、個人の方、そういう方に非常に恩恵が来る。自分でつくったもの、生産したもの、自分の会社でつくったもの、生産したものが全国に行くというのは非常にうれしいことだと思うんですね。そういう意味では、今のシステムの町から総合開発、総合開発からリンベル、リンベルからインサイトとかというところで商品をつくり込んでふるさとチョイスに上げているということで、誰が責任者なのか、ちょっとよく分からないんですけども、ただ今回、三酒で乾杯ってやっています。ただ、ふるさと納税見ると西川町の酒が載っていないんです。設楽酒造というすばらしい酒屋があるのに酒が載っていない。肩書では三酒に乾杯って言って日本酒も入っている。なぜかと社長に聞いたら、蹴っぼっているのかと言ったら、いや、そうじゃないんだと、やるつもりはあるんだというような話をしておりました。それ町に言っても何かちょっと動きがね、私から言えばですよ、荒木課長を責めるわけじゃないんですが、いろいろ兼務で非常に忙しいんでなかなか回れないとは思っています。ちょっと話をしたら造ってみようかというような話まで今しています。そういうふうにして、やっぱり商品の開発を町がある程度率先してやっていかないと、業者から今度ふるさと納税に上げて品物できたからつくるからとか、そこにはなかなか来ないと思う。

今日も新聞に、がんの云々ふるさと納税で云々とか出ていますけれども、やっぱり行政と業者一体になって商品づくりをやっていかないと、何か尻すぼみになるんだろうというふうに思います。

やっぱり、ふるさと納税には金銭的な面もありますけれども、やっぱり我々がつくったものが日本全国に行くという生産者の気持ちが非常に活性化していくんだろうというふうに思います。そういうふうな意味合いもふるさと納税にあるのかなと。ただ単にお金が入ってくるだけのふるさと納税ではなくて、生産者の気持ちも前向きに仕事に取り組んでいくというような効果もあると思いますので、担当者の方は兼務で大変でしょうけれども、ある程度でご相談、または上司に相談して力を入れるんだとすれば、もうちょっと組織的にやってい

く必要があるのかなというふうに思います。

そろそろ議長が私の目を見て時間だというふうに目で合図をしておりますので、ちょっと今日はきざに最後を締めたいと思います。きざって言うと顔に似合わずですけども、幕末といいますが、吉田松陰さんという教育者がおられました。その方が言っているのは「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、故に夢なき者に成功なし」と。言われてみれば当たり前なんですが、やっぱり夢、目標になるものを行政または議会が一緒になって町民に示して行って、そしてそれが一体となってそれに向かっていく。これがやっぱり小さい町だからこそできるんだらうというふうに思います。常にそういうふうな考え方で執行部と議会が一緒になって町を引っ張っていきこうというようなことであればいいのかなというように思いましたので、ちょっと紹介して私の一般質問を終わります。

古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

菅野 邦比克 議員

古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。

まず最初に、7月28日に水害がありまして、町の職員の素早い対応と被害把握、大変ご苦勞さまでございました。これからもよろしくお願ひしたいと思います。また被害に遭われた方にお見舞い申し上げたいと思います。

今回は、それに関してちょっと質問をさせていただきたいと思います。7月28日の大雨による被害は甚大なもので、町内全地区で土砂崩れや越水に見舞われました。国・県、町、区、それぞれで管理している中で海味区で管理している大堰があります。大堰や水門の改修も急がなければならない箇所があります。しかしながら財政的に見ても負担が大きく、今後の災害に備え、地域の安心・安全を守るために町の財政支援について質問いたします。

質問1、区管理の箇所はあくまでも区で復旧しなければならないのか。ここは距離も長く費用負担が大きい。財政的に負担ができない場合はそのまま放置になるのかどうか、町の支援はできないのかお伺ひいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの区管理の大堰改修や災害復旧対応についてであります。初めに水路等の農業施設の管理等について申し上げます。

農業施設の管理につきましては、従来、地域が管理する施設として各地区に水利組合を立ち上げて、地元の皆様のご努力により管理がなされてきたものでありまして、地域によっては西川町土地改良区に加盟し管理されておるところであります。また町内全域における水路が最適かつ効率的に運営されることを目的としまして、昭和60年に土地改良区と町内13地区の水利組合により西川町水利組合連絡協議会を立ち上げていただき、以来、用水路の改良整備促進や災害時の対応などの連絡調整を図っていただいております。

その中で、町では平成2年度から小規模水路等整備事業として各地区の水路整備事業2分の1の補助事業を実施しております。このように用水路は基本的に地域の財産として各地域により管理がなされるものであります。

それでは、菅野議員の最初のご質問にお答えいたしますが、区管理施設の災害復旧についてであります。農業用施設災害復旧への町の補助につきましては、平成25年度の豪雨による激甚災害以前は全て2分の1の補助率でありました。しかし、このように大規模災害が頻発する中で、町の基幹産業である農業を今後とも継続していただくためには、さらに充実した補助率とする必要があると判断しまして、大雨災害対策本部設置時の災害復旧につきましては補助率を農業用施設は95%、個人所有の農地につきましては75%にまで引き上げたものであります。

その補助率につきましては、近隣の市町村よりも高率補助と思っておりますが、ただ最近のこういった災害でありますので、各市町村とも補助率のかさ上げ等もやっておりますので、ただ町としましては現在は農業施設95%、農地個人所有につきましては75%というようなことで対応しているところであります。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今、説明ありました農業施設については95%、個人所有につきましては75%というご回答をいただいたところです。海味地区は当時は農地も随分あったわけですが、今宅地が多くなっておりますので、この補助率について、私が言っているその大堰については具体的に言うと愛宕神社から間沢川のダムまでです。大体1.5キロ、この

前測ったところ1.5キロくらい。その下に住まわれている世帯というのは概算で80世帯くらいあります。大雨降ると、みんなびくびくしながら、あふれたり土砂崩れ起きたりしないかというふうなことで、毎年大雨とか台風の災害についてあったときに非常に心配しているところであります。

28年、29年の水害あったときも、あそこ土砂崩れあって、それからあふれている。私の自宅のほうも水があふれてきて大変な思いしたわけですがけれども、あそこの大堰についてはこの前も水害の次の日、全部回ったんですけれども、今の水害のようなものが発生すると、今の川幅、それから深さでは対応できないというふうなことがはっきりしてまいりました。一つに、高速道路ができてから、あそこ四町内の入り口に水門が造られたわけですがけれども、実際、太郎団地の上のオバヤシ川のほうに降った雨、それから旧西山小学校のほうに降った雨が全部あそこに集まってきます。相当の水量で、国ではあそこを造ったんで寒河江川に抜いたから水害になることはないでしょうというふうなことで我々も安心しておったわけですが、何回かあふれているのが現状です。あの水門の、いわゆる20年ぶりの雨に対応できるとか、30年ぶりの雨に対応できるとか、そういう対応で造られていると思いますが、多分、町に移管されるときに、今、町に移管されているんだらうと思いますけれども、何年対応の雨で大丈夫というふうなことで造られている水門なのか、分かれば。分からなければ結構ですけれども。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 菅野議員の質問にお答えいたします。

そのオバヤシザワ、旧西山小学校の下のほうのかなり大きなます、設置しております。そこにつきましてはあふれるということで国道のほうに流れていく水路があるんですが、その国道のほうも水深工事でかなり大きなものに替えまして水の抜けをよくする工事を行っております。それで流れをよくして水がそこで滞留しないように、あふれないようにというふうなことで対応を取っておるところであります。

何年に一回の雨に対応したというふうなその想定は、ちょっと私は今のところは聞いておりませんでしたので、何年ということはちょっとお答えできないわけですが、そういったことで大きなますをつけて対応したというようなところの工事ということで話は聞いております。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） ますの基準も20年、30年、50年、100年対応のますもいろいろあるというふうなことを聞いておりますので、海味のあそこに降ったときの基準がこれぐらい降れば大丈夫というようなことで造られていると思うんですが、私もあの水門を見ている説明を受けたりしてきましたんですが、あのオバヤシザワから来る水、すごくやっぱり多いです。あの高速道路から落ちる水と、あと山に降った水がオバヤシザワを通過してあの水門に入るんですが、量と速さ、すごいものがあります。結果的に、あその水門に一回当たって、かぎざきで寒河江川に抜けるんですけども、一回水門の中に当たる量と速さで太郎のほうから来る水が完全に止められるんですね。止められるので四町内のほうが水がもうあふれ出ているというふうな状況なんですよ。

だから、水門の管理している人は、いろいろ操作したりまったりやっていますけれども、あその水門では今の雨のキャパには対応できないというのが今回分かってきて、何とか対応できないかというようなことで、これはかなり金もかかるしなという話はしておるんですけども、実際あその水門の対応をしていかないと、いわゆる80世帯、上から下まで非常に雨降るたびに心配だというふうなことから、真っすぐオバヤシザワから寒河江川に流れる町道を通して下に流す工事ができないのかというふうなことなんです。一旦、見てもらうと分かるんですけども、当時はそれでよかったと思うんですが、今ですとちょっと容量が不足しているというのが現状で、大分要請が今回ありました。寒河江川のほうに抜ける小学校までずっと下行くんですけども、あそこは非常に幅があって、まだまだ容量があるんですけども、大堰に入るその水の流れの仕組みを変えていかないと、やっぱりこれからも何年と水害に遭うのかなというような気がしておりますので、今すぐというわけにはいかないでしょうけれども、水門の改修の検討についてもちょっとお伺いしたいんですけども、国のほうはもう一切構わないよというふうなことを言っているようなので、町としても金にかかることは承知していますが、住民の安全を守るという点について、ちょっとお昼になったんですが、その一言だけちょっと確認させていただきたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、今回のオバヤシザワの件でのご質問になりますが、今回の災害につきましては、それぞれ農業用水路も非常に被害を受けておりますが、ほとんどの水路等にもしましては、要するに取水口、今回の災害は豪雨でありまして、それぞれの中小河川の増水が非常に大きかったと。それに伴って林道、町道が崩壊したというようなことでありますので、それと併せて取水口がほとんどやられています。

ですから、今ありましたようにオバヤシザワにつきましては、あそこの高速道路ができた時点でも大変な浸水でありまして、その後、改良に改良を重ねて現在に至っております、これまで何年かは今回の災害、前まではそういった大きな越水がなくなったなと思っておったんです。ところが今回の水は想定外と申しますか非常に大きな水でありまして、それらは各町内全般にわたる問題でありますので、これらにつきましてはさらに議員がご指摘のように、それぞれの農業施設、それから林道もそうですが、区負担の在り方等も踏まえて、さらに全体を眺めながら検討をすべきだと思っていますので、今日は個別の問題についてはこの後よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

古澤議長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 質問1の関係で区の人口もだんだん減っていますし、区の会費というものもそんなに上げられないという状況でございますので、ぜひ、そういった意味で町の支援をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、その大堰について、もう一度、海味区は土地改良区に入っていないと思うので、ぜひ調査していただければ大変ありがたいなというふうな気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番の質問に移らせていただきます。

土石流や地滑り地帯の土砂災害警戒区域指定地をしていますが、急傾斜地崩壊危険区域の指定を図り対策を講じる必要があると考えますけれども、どのような場合に指定になるのか質問したいと思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2点目ではありますが、急傾斜地崩壊危険区域の指定についてであります、土砂災害警戒区域の指定につきましては、土砂災害防止対策の推進に関する法律が平成13年

4月1日から施行されておりまして、県が指定するものであります。

この法律は、土砂災害危険箇所の全てを砂防堰堤などの施設整備による土砂災害防止対策を行い安全な状態にしていくには膨大な時間と費用がかかるため、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制を図るため制定されたものであります。

一方、急傾斜地崩壊危険区域の指定につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき県が指定するものであります。

指定基準につきましては、斜面の高さが5メートル以上かつ斜面の勾配が30度以上で、危険が生じるおそれのある人家が5戸以上となっておりまして、県が急傾斜地崩壊防止工事を行った場合には町が工事費の20%を負担しまして、町の負担額の10%を当該工事により利益を受ける方から負担していただくこととなります。

町内の急傾斜地崩壊危険区域の指定危険箇所数は42か所、急傾斜地崩壊防止工事の概成箇所数は16か所、整備率は38.1%となっているところであります。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） この急傾斜地指定について、今、42か所で既の、工事終わった分は16か所というふうなことですけれども、今回も個人の方の急傾斜地が崩れたと、あと裏山が崩れている箇所もあるというようなことでいろいろと出ていると思いますけれども、これ全部個人の負担、金額が大きければその個人の負担割合も随分大きくなると思いますけれども、これはあくまでも法律にのっとった形で運用ということは分かりますけれども、この危険地帯に住まわれている方については、それがあともう住めないという方も出てくると思いますので、補助率についても町で少し検討を見直すというような考えはございませんでしょうか。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 急傾斜崩壊防止危険区域の関係でありますけれども、先ほど町長が申しましたとおり、基準がございまして、指定に関しましては5戸以上の人家が基準になってきております。そして、その急傾斜崩壊防止危険区域に指定されますと、住宅を移転する際には移転の補助金というものが出るということになります。

しかしながら、1戸の場合ですと、そういった指定というのがなかなかできない状況でありますので、個人負担といいますが、その方の個人の財産になりますので、その方の負担で

というふうなことになります。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 急傾斜地崩壊危険区域については、基準については今、答弁あったとおりだと思います。30度以上、斜度、それから高さが5メートル以上、それから被害が、おそれの生じるある家が5戸以上、学校とか病院、そのあるものについては、場合はまた別と、5戸未満でもいいですよというようなことですが、5戸、5戸以上の住宅の危険のあるところというと、西川町で探すとなかなか5戸以上そろって崖があるというような住宅地というのは、探してもなかなか難しいのかなと思っているんですけども、その辺の基準の5戸以上だから絶対5戸以上でないとは駄目なのかどうか、もう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 今の法のほうでは、5戸、その人家の戸数、危険が及ぶおそれのある区域の人家の戸数というのが5戸というふうに、以上となっておりますので、その5戸以上、あとはその範囲につきましては、その30度以上の傾斜角で高さが5メートルのところというふうなことになりますので、どこまで取るかというようなところもあるかとは思いますが、その受益する人、受益者からその負担、受益者負担を必要とするということでありまして、工事をする際にはその方、まず地区の同意も必要になってくると思われまして、その基準は今のところはそういう基準になっております。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 基準はそのとおりですが、金額が大きくなるとその負担も随分大きく当然なるわけですし、個人の財産だから個人でやれというふうなことにはなるかと思いますが、できれば西川町の住民でもある方について、その辺の見直しも少ししていただけたらというふうな考えで質問をしているわけでございます。

なかなか危険地帯にいられる方というのは、雨が降ったりまったりすると、非常に崩れるとかいんな不安がっておりますので、何とか基準は基準として激甚災害のときのような指定を受けたときに、これも該当に少し基準外していただいて整備するなんていうことは、激甚災害指定の場合も利用できないということなんでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま菅野議員から具体的に激甚災害の指定について、指定になった場合のいわゆる緩和の、緩和といいますか、財政的な措置がなされるのではないかというご質問をいただきましたので、その件についてお答えさせていただきます。

激甚災害は、ご案内のとおり、災害対策の基本をなすと言われております。災害基本対策法に基づきまして、対策法の中で激甚である災害ということで決められたものということで別途法律があるところがございます。

激甚災害に対する財政的な国の負担に関する法律ということで、一つの法律が存在いたしておりまして、その法律の規定に基づきまして、政府は被害の状況等を勘案して政令で定めるといふことにされております。

したがって、今回の令和2年7月の豪雨災害でございますけれども、これにつきましては、新聞報道等なされておりますように、8月25日に閣議決定がなされまして、8月28日に政令が公布、即日施行されたということで、本年の5月15日から7月31日まで全国各地で梅雨前線により発生した被害、これを激甚災害ということで指定するということで政令が發布されてございます。

その中で、今回の激甚災害で該当する、いわゆる先ほど申し上げました法律で激甚災害をもって対応する事項については、このようなものであるということで列記されておりますので、その中で今回該当するものはこれだということで發布されてございます。

簡単に申し上げますと、地方自治体が行います災害復旧、公共土木施設災害の復旧でありますとか、農業用施設の災害復旧と、こういうものが激甚災害の際に地方の地方公共団体の財政的な負担を軽減しようという目的の下に、そして一刻も早く復旧を加速させようということで定められている制度でございますので、国の負担率をかさ上げしてやるということになるかと思っております。学校施設なんかもそうだと思います。

今回も当然、本町で関係あるのは、公共土木施設災害、そして農業施設災害というような形になりまして、議員ご指摘の急傾斜地の崩壊防止工事、これらについては激甚災害の対象とはなり得ないというふうに私どもでは理解しておるところでございます。

そういったことも含めながら、よろしく制度をご理解いただきまして、ご理解いただくようお願い申し上げたいというふうに申し上げるところでございます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 法律上のことについては、そのとおりだと思っております。

その方がそこに住み続けるためには、やっぱり相当の資金が必要になるというようなことですので、できれば個別的にそういう対応ができる制度があればなというふうなことを願っているわけですが、個人の分は個人でやれというようなことについては、それは制度上で仕方ないわけですが、町のある程度、町民に安心して暮らせるようにするには、そういうものもそこに住み続けたいという方であれば、少しは支援というか、対策もうちょっと考えていただければ優しい町政になるのかなというふうな気がしておりますので、今後ともひとつその辺についてはよろしくお願いしたいというふうに思っております。

2番終わりますして、質問の3番にいきます。

今後も温暖化の影響でどんな災害が発生するかは分かりません。町民が安心して暮らせるように、区管理の案件でも支援が届きやすいように対策を立てられないか質問をいたします。

先ほど申しあげました海味の大堰についても、水門の件とか、あとあそこを全部U字溝を入替えるなんていうと億単位の金がかかるし、高さのかさ上げ工事するといっても何千万かかるような形になると思いますので、ぜひ区費を上げて何千万の対応するなんていうことはちょっとできないので、その辺、急傾斜地指定の工事を受ければ県で工事をして、ほかは土地は無償で提供していただいて、県の所有地になると。

しかし、管理、管理については、草刈りしたり土を上げたりするのは地元でやってくださいというのが急傾斜地指定地を受けた工事をした場合のその後の管理だと思いますけれども、これと同じような形で、できればすぐなんていきませんが、長い時間かかると思うんですが、大きい案件については、やはり町でしていただいて、砂利上げとか草刈りとかというふうなものについては区でやりますので、その辺の支援が届きやすいような対策をお願いしたいというふうなことです。

冬についても、この大堰については雪崩が大きくなって、ここの大堰に入って全部、全部というか、ここでも冬、水があふれてきます。それで区の役員らは大慌てで処理しているわけですが、そんなことでしていただければ住民のほうも安心できるかと思っておりますので、ぜひ大きいものについては、今後、町でしていただける検討はしていただけないでしょうか、お願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、区管理施設等につきますので町の支援策というふうなことになりますが、これは先ほど申しあげたように、25年の災害の折に今のそれぞれ農業用施設を95%、個人用所有の農地につきますのは75%というようなことで、他市町村に先駆けて高率の補助で対応

したわけでありますが、これはなぜここまで上げたかと申しますと、災害も大きかったわけでありますが、ただいま議員ご指摘のように、まず高齢化になっておりまして、それぞれの地域の中での負担能力と申しますか、が非常に大変だということです。

そして、特に共同が一番と、地域の中で大変なのは共同作業であるというようなことで、共同作業にも出てくる人が少なくなったということも併せて、ですから、昔のようにそれぞれの地域の中で既存の農地林道、あとは農業施設、先ほどありましたように、堰の管理、用水路の管理、こういったものを含めて非常に困難な時代に突入するというようなこともあって補助率をかさ上げしたということでもあります。

実は、今回、先ほど言いましたように、農業用の用水路の取水口もそうですが、それと併せて一番と大きな災害被害が林道、それから中小河川に並行する町道であります。そういうようなことで、林道等につきましても区管理の負担が非常に大きいということもありますので、これらのこれからの区管理の施設の管理等につきまして、全体的にもう一度検討すべきだと思っていますので、それらをこれからの地域づくりにも反映すると、関連するということでもありますので、この中で具体的に検討させていただけたらと思いますのでよろしくお願ひしたいなと思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） ぜひ、人口は減る、負担金は出せないというふうな地域にだんだん、どこの区も同じだと思ひますけれども、ぜひそういうふうにして検討していただひて、西川町に安心して暮らせるような対応をしていただければ大変ありがたいというふうに思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、もう一つの案件について移りたいと思ひます。

ケーシーフレーム株式会社とその後の折衝経過はとあります。

令和2年3月の定例会議会で質問に対して、町長はケーシーフレーム株式会社の社長の居場所が分かれば会いに行きますと答弁してはありますが、その後の経過どうなったのかちょっと質問をさせていただきたいと思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまのケーシーフレーム株式会社のその後の折衝経過であります、ケーシーフレーム株式会社との連絡についてであります、初めに、令和2年第1回3月定例会以降のケーシーフレーム株式会社の町税への対応関係についてであります。

4月21日には催告書、5月15日には令和2年度固定資産税納税通知書、7月10日には督促

状をそれぞれ同社代表取締役宛てに送付したところであります。送付した催告書、督促状及び納税通知書については返送されておりませんが、転送されているのか、本人が確認しているのかは不明であります。

次に、ケーシーフレーム株式会社の破産申立てについてであります。同社の破産申立てについては、平成30年4月に同社から債務整理を依頼され受任通知を発出された弁護士からの昨日までの連絡では、9月頃に破産の申立てを行う予定とのことであります。

また、同弁護士に同社代表取締役の居場所について尋ねましたところ、申し上げることはできないとの回答がありましたのですが、これは弁護士の立場として当然の回答と理解しております。

これまでの経過は以上のとおりであります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 大変ご苦労さまでした。

なかなか折衝経過といっても大変なことは私も分かりますけれども、なぜその自己破産、9月頃というのですけれども、今まで自己破産申請をしなかったのか、そして手続をしなかったのか、弁護士からの経緯なんていうものは分かりませんか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの菅野議員からのいわゆる破産の手続の一言で言えば遅れているという理由でございますけれども、私どものほうでは一切承知はしてございません。

ただ、これまで本件に係る一般質問というような形で、議員からもございましたように、平成30年12月議会を発端にこれまで3議員の方から4回にわたりご質問をいただいて、その都度お答えを申し上げてまいりました。

その中で、今、議員からあったような形の件について回答を申し上げた経過もございますけれども、いわゆる破産手続の申立てをするには経費もかかると、あといわゆる裁判所へ納付する経費、当然、あと代理人たる弁護士のほうに支払いする経費もかかると、そういった金銭的な問題も当然あると、あるいはまた書類の準備、裁判所に申請するための書類の準備等もあると、そういったことは想定されるが、やはりどうして時間がかかっているのかは、やはり聞いてもないし承知はしていないと、こういう形で回答しておりましたけれども、今現在もそれと同じような内容でございます。よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 破産しないメリット、デメリットっていろいろあるわけですがけれども、多分、今、総務課長の話のとおり、破産するにもこれぐらいの規模ですと相当の資金が必要かなというような気がします。

しかし、持っているかどうかというのも我々も一切分からなくて、また破産しなければいろんな制約は受けていないはずですので、借入れもできるし、いろんな行為ができるというふうなメリットは当然今までも受けているんだろうなとは気がしますけれども、ただ想像にしかできませんけれども、やはり会社を起こして、これぐらいの清算をやって、本来であればきちっと代表者としての責任は最後まで果たすべきだろうというふうなことは思っておりますけれども、2年近くこういう形で全然分からないまま所在も教えないというふうなことについては、町にとっても、我々にとっても非常に失礼なことをしているというふうに思っております。

実際に、今回の決算書を見させていただくと、ここの滞納金の金額は分かりませんが、町全体の固定資産税の滞納が1,100万ぐらいありますかね。このうちケーシーフレームの滞納金額は幾らだかは分かりません。個人情報で教えられないというふうなことでありますが、多分、何百万にはなっていると思いますけれども、町民の話もいろいろ聞くと取れるんだかというふうなものは言われておまして、また、我々に対するとがんがん来るのに、ケーシーフレームには言っているんだかというふうな質問も聞きます。

なかなか所在が分からないので大変難しいという話はしていますけれども、一町民からすればそういう質問を出てくるのも当然なのかなというふうな気がしておりますけれども、実際にこれからも弁護士に強力に話をしてどうなるか、9月頃だというのは向こうの弁護士の話としても、それを強力にどういう予定なんだかというような話は、これからやる予定はございますか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長から先方代理人の弁護士の回答として、昨日までに9月頃に破産の手続を行いたいという予定であるということで回答あったというのは申し上げたとおりでございます。

当然、私ども事務方といたしましては、9月という具体的な月が先方のほうから出たわけでございますので、9月はやはり待つしかないと思います。9月は待って、当然、以前からも議会の全員協議会ですとか、あるいは一般質問のお答えの中でも申し上げておりますように、議員もただいまご指摘のとおり、西川町も債権を持ってございますので、手続がいわゆる

る裁判所で受理しまして、管財人が指定された段階で恐らく西川町のほうにも通知が来るだろうというふうに予想してございます。

それまでに、仮に手続が受理ってからどれぐらいかかるかという問題もありますけれども、いずれにいたしましても、9月が終わった段階で私ども事務方としては先方弁護士のほうに電話等で、本来であれば当然、足を運びたいのですが、世の中コロナ禍というのもございますので、電話等で確認をしながら、追跡をしていきたいというふうには考えているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 9月に破産手続に入って、当然、水沢の体育館についても向こうのほうで全部処理になると思っておりますが、そうすると、今の段階では水沢の体育館も無償で返すとか何とかというのも一切分からない、こういうことでよろしいんですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答え申し上げます。

議員ご指摘、おっしゃりますように、現段階では分からないという回答でご了解いただきたいと思います。全てはやはり管財人が立ってからの交渉という形になるかと思っております。よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） なかなかこの問題については、連絡が取れないので非常に大変な案件であったというふうな気がしますが、まだ結論が出て、破産手続もしてないので何とも言えないわけですが、相手がない折衝の難しさといえますか、そういうのをひしひしと感じております。

問2も関わるわけですが、一般質問が30年の12月にあって1年9か月経過しています。都度、いろんな方が町民に経過について説明したらどうだという話は前からいろんな議員から出ていますが、今までの経緯について、こういうふうな回答でまだなかなか進んでいないと、でも9月頃、破産手続に入るようだというふうなものの何かでお知らせする考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、今後の進め方についてであります。これは先ほど総務課長から答弁あり

ましたように、まず、中に弁護士、管財人が入った状況でありますので、破産申立てが確実になされなければなかなか前に進まないというような状況であります。町民の皆さんへの周知というふうなことでありますが、これはこれまでも町長と語る会、それぞれの場所、地域で座談会を開催しまして、それぞれの中でのご質問にも、特に関心のある方はその場に来て、ご質問をなされたわけでありまして、そういった中でご説明を申し上げていますが、今の状況ですとなかなか進まない状況にありますので、今の現在をまず破産申立てを注視しながらやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 破産手続が終わって水沢の体育館も返ってくる、それから固定資産税の納付がある、確定した段階では町民の皆さんへの連絡というのはあるかとは思いますが、実際に体育館の今回あまり言いませんけれども、体育館の解体費用も随分かかるので、これはもう前から、前から言っているとおりですので、このまま何もなければいけないというわけにはいかないの、ぜひちゃんとした説明をしてもらえば大変ありがたいというふうな気がしているところです。

破産手続もなかなか簡単ではないと思いますけれども、ぜひ西川町にとってこの固定資産税の未納も随分あるようですし、取りっぱぐれのないような形でぜひ手続上、間違いのないような形で進めてもらえれば大変ありがたいわけですが、これからのいろんな手続上、折衝あるかと思っておりますけれども、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

12月頃には、もう議会には報告などできような体制にはなるということによろしいですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 菅野議員のご質問にお答えさせていただきます。

12月の議会の全員協議会等の場をお借りしての話と、こういうことになるかと思っておりますけれども、こういった内容の話になるかは当然、議員もご指摘のとおり、相手方のいることとございますので、私どもといたしましては当然、これまでも議会全員協議会の場であるいはこの議場でご質問をいただいた場で、その時点の事実、状況を詳細にご説明、ご回答申し上げてきたつもりではあります。

したがって、12月の段階での状況というのは当然、今日の一般質問を受けた中でも9月中にという先方の話もございますので、内容は別にいたしましての報告というのは当然必要かなというふうには考えてございます。以上でありますので、よろしくご理解ください。

以上です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今回については、そんなに長くこれは話いたしません。

最後に、このケーシーフレームの無償譲渡については、町長は当時は正しかったというふうな気持ちで進められたのは分かります。

現在、こういうふうなものに至って率直な気持ち、町長、今どういうふうに使われているのかなと、判断として、いや当時は間違いないと、今はどうかなというふうな、感触的にはどう思われていますか。それだけ聞いて今回の質問は、ちょっと時間早いですけれども、終わらせていただきます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 当時は、それぞれの内部検討会も十分にいたしまして、これがベターであろうというようなことでの結論を得て踏み切ったわけでありまして、じゃ今はどうなのかというようなことではありますが、やはり前回もこの結論に至るまで内部での検討会もやりながら、そして議会のほうにも諮りながらやってきたわけでありまして、手続上は問題はないと思っていますし、それに対して個人的な主観的な問題では、あとは別個の問題でありますので、行政としましては妥当な方法でなかったかというようなことを考えております。

4番（菅野邦比克議員） これで私の質問は終了させていただきます。

古澤議長 以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

佐藤幸吉議員

古澤議長 続いて、8番、佐藤幸吉議員。

〔8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

8番（佐藤幸吉議員） 8番、佐藤幸吉でございます。

今回、私は2点にわたっての質問を申し上げたいというふうに思っております。

現在、新型コロナウイルスの感染、その対策並びに町内事業所の経済対策などについて、金融機関並びに町、商工会との連携の下、いろいろな手だてをいただいておりますことを敬意と感謝を申し上げたいと思います。新型コロナウイルスの感染が医薬品などの開発によって、世界中が安心して暮らせる日が1日も早く来ることを祈っている次第でございます。

また、7月26日から大きく28日の大雨による豪雨災害による避難対策並びに被害状況の把

握、そして復旧作業というようなことに奔走されましたことに感謝を申し上げたいと思います。

初めに、1つ目の質問といたしまして、観光立町としての取組についてお尋ねをしたいというふうに思っております。

最近、ここ数年、インバウンドで訪れる観光客を町民挙げて歓迎する体制、そして町民の観光意識を高揚する意味で、次のような進め方はできないか、お尋ねをしたいというふうに思っております。

質問の中には、台湾師範大学との交流を通して、町民との関わりを質問しているところもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

から までありますが、関連した事項でございますので一括して質問申し上げ、一括でのご回答をいただければというふうに思っております。

1つ目は、台湾師範大学との交流の際、町のところどころに歓迎の横断幕、そしてその国の国旗などの掲揚並びに施設やイベント会場入口に歓迎の意を表した心を込めたおもてなしができないかお尋ねをしたいと、こんなふうに思います。

として、同じく台湾師範大学との交流の際であります、歓迎レセプションなどには町民も参加、交流できるような環境をつくることできないかお伺いをしたいと思います。

3つ目でありまして、これは台湾師範大学の交流にかかわらずインバウンドで来られる方にも通用することでありまして、町民みんなが気持ちを込めて歓迎できる観光の町の創出をすることができないかお伺いしたいと思います。

4つ目でありまして、台湾師範大学との交流の際、小学校、中学校との交流の場をつくってはどうか、この4点について一括ご質問、回答をいただければというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 観光立町の取組についてであります、初めに、西川町の観光振興について若干申し上げておきますが、第6次総合計画後期計画におきまして、主要施策に観光業を含む産業振興を掲げておりまして、特に最重要目標には、交流人口100万人を掲げ推進しております。

また、平成31年3月に策定しました観光ビジョンにおいては、この目標を達成するため、月山や山岳信仰、豊かな自然の中での生活や食など、町が誇るべき固有の自然・歴史・文化、言わば町の宝を最大限に活用した歴史文化観光、アウトドア観光、健康づくり滞在観光、四

季のイベント観光、この4つの柱により、国内、海外、それぞれにターゲットを絞り込み推進しているところであります。

特に今年度におきましては、昨年度において月山朝日観光協会が一般社団法人化したことによる体験型滞在プログラムによるツアーの積極的な展開や弓張平公園周辺を対象エリアとして推進するスノーシューパーク構想の実現による通年観光による誘客を拡大し、観光業はもとより関係する他産業にも波及をさせることで、町内経済の好循環による産業全体の底上げを目指すことで観光立町を進めているところであります。

なお、議員ご質問のインバウンドの推進については、日本一の雪を貴重な資源として、訪れていただいております特に東アジアの韓国、台湾、中国、タイを主要国として推進してまいりましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により積極推進ができない状況にあることから、現在はこれまでの交流による絆を継続しながら、少しでも早い新型コロナウイルス感染症の収束を期待している状況にあります。

質問の1のインバウンド関係も含めてになりますが、まず、インバウンド観光客の歓迎体制と町民の観光意識の高揚についてであります。

初めに、歓迎横断幕や国旗の掲揚などによるおもてなしについてであります。インバウンドの推進については、ただいま申し上げましたとおり、現在のところは積極的な推進が不可能となっておりますが、提携を結んでいる台湾師範大学や毎年お越しいただいております韓国モーグルスキーチーム、またインバウンドに限らず、様々な観光イベントや全国規模の大会などの開催に当たっても来訪者への歓迎の気持ちを表し、リピーターになっていただくためには歓迎看板等の設置や掲示は大変重要であると考えております。

現在、町内には、綱取地内の国道沿線にメッセージが掲示できる看板を2基設置しております。また、今年度は、睦合地内の国道沿線、高速道路高架橋下に新たな観光看板を設置中であります。この看板については、看板内容が差し替えできる形式になっておりますので、それらの看板を有効に使用してまいりたいと考えております。

施設等に掲示、掲揚する相手国の国旗については、台湾師範大学歓迎レセプション会場等への掲示を行うことで歓迎の意を表しているところであります。

次に、歓迎レセプションなどへの町民の参加、交流についてであります。歓迎レセプションは提携している台湾師範大学の訪日プログラムに合わせて、町と一般社団法人月山朝日観光協会、ランドナビにしかわ、関係団体、加えて体験プログラムでご指導いただいた皆さんにもご参加いただき、歓迎ムードの中で和やかに開催させていただいているところであり

ます。

台湾師範大学との交流は10年を経過しておりますが、今後においてはこれまでの交流や今後の絆づくりにより、町民の方々も独自に訪台するような草の根交流に発展することが大切であると考えておりますので、意欲のある町民の方々との新たな交流や絆づくりの機会の設定については事前に周知し、参加者を募ることなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、町民皆さんが気持ちを込めての歓迎についてであります。

観光立町の実現のためには、インバウンドに限らず、国内の観光客の方々に対しても町民総ぐるみで歓迎する体制が重要であると考えております。

第6次総合計画で示している町民のまち自慢運動は、町民一人一人が町の宝、町の誇りを再認識し、宝マップや西川町史を活用しながら、観光客にもそのことを説明し、案内、紹介できることを目指すものであり、観光ビジョンで掲げる町民総ガイド化運動と合致するものでありますので、一体となり進めていく必要があると考えております。

また、観光業は、食材供給の拡大による農業、飲食業への波及やお土産品の開発、販売による加工業、小売業への波及、設備投資による建築、建設業への波及、その他公共交通への波及など各産業との連動性が強いことから、町としては、観光からの総合産業化も目指しているところであります。

このことを町民の方々にも再認識いただくことで、まさに町民総ぐるみのまち自慢運動から町民総ガイド運動につながり、議員ご指摘の町民みんなが気持ちを込めて歓迎する観光の町を創出できるものと考えております。

次に、小学校及び中学校との交流の場についてであります。

西川小学校に今年1月に、台湾の南湖小学校の児童19人、引率教員、保護者が9人の28人が来校しまして、歓迎会や5年、6年生との授業、給食などを通して、子どもたち同士の交流が図られました。また、その際に姉妹校の締結を行いましたので、今後も継続して交流が図られることとなります。

それ以前にも、台湾の小学校が西川小学校を訪れ交流を行っております。また、台湾師範大学が本町を訪れた際には、西川中学校の生徒との英会話での交流活動を行っております。

今後、本町が重点を置いて取り組んでおります英語教育についてオンラインなどで子どもたち同士の交流を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたい...
... (録音漏れ)

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 一括で回答いただきまして、ありがとうございます。

それで、いろいろ横断幕であるとか、あるいは国の国旗を掲揚したりしながら、町全体を歓迎ムードにしてあるというような創出を提案したわけでございますけれども、交流センターでの交流の場合はもちろんであります。例えば現在イベントとしてやられていることは、例えば和菓子作り、あるいはそば打ち体験、茶の湯体験などを通して、いろいろ西川町あるいは日本の文化というものに慕っていただく、そういう機会をつくっているようですが、その際の例えば玄関口に、やはりどこに行ってもそれなりの歓迎ムードがあるというような創出をするために、そういうことが必要なのではないかというふうに思いますが、その辺の見解、あるいはこれまでしてきた、何年かたっているわけでありましてけれども、その辺のそうすればよかったんだな、あるいは今後していこうというような考えにならないかどうか、その辺1点お尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 台湾師範大学の歓迎のみならず、インバウンドの誘客、交流に対する歓迎ムード等の創出というようなことのご質問であるというふうに思っております。

現在、台湾師範大学との交流の関係につきましては、特にランドナビ西川さんとか、あとは西川町の国際交流協会のほうでもお話をいただきまして、順調な交流が進んでいるというふうに思っております。

特に、そういった絆づくり、歓迎ムードの盛り上げというような部分においては、今、ご紹介申し上げました方々からお骨折りをいただきまして、いるというふうにも思っております。

師範大学の方々につきましても、そういった町全体の盛り上がりムードについては、それなりに評価いただいているというふうに思っております。そういった今後、そういった盛り上がりについてどういうふうにしていけばいいのかも含めまして、研究をしながらさらなるその歓迎ムードに基づいた交流促進については行っていきたいというふうなことを考えているところであります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 確かに、歓迎ムードというふうなことになりますと、確かにその会場に行けばそれなりのムードがあるわけでありましてけれども、やはり町、町民からすれば、どっかでやられているのかな、あるいは台湾、あるいはその他のインバウンドで来られている方の状況すら把握できないという町民の感覚だろうというふうに思いますので、その会場

のみならず、やはり町内で歓迎されるようなのぼり旗であるとか、あるいはその歓迎を表すものを表に出したりというようなことをされればよろしいのではないかとというようなことで、今、課長のほうから回答ありましたように、今後検討していくというようなことも含めまして、ぜひそういう観光立町にふさわしいような歓迎ムードをつくっていただきたいと、こんなふうに思うところであります。

それから、歓迎レセプションのことではありますが、これまでの一つの団体として師範大学からいらっしゃるときには、40数名なり、あるいは50名前後の方々がいらっしゃるというようなことのようにありますが、その内容を見ますと各種団体、先ほど町長からも話ありましたが、町の三役、あるいは観光協会、あるいは国際交流協会なり、その他の各種団体などがある意味での三役クラスの人が参加しているというようなことで、それだけで町民全体の醸成を図られるようなものにはなっていないのではないかとというような感じがいたします。

そういうふうな意味で、交流会などの案内などには、どのようにしてその紹介をしているのか、町民に対するPRをしているのか、その辺お聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 歓迎レセプション等への町民に対しての案内というようなところでございますが、まず先ほどご紹介申し上げました西川町の国際交流協会がございまして、若干紹介させていただきますけれども、現在、約20名ほどが在籍されておりまして、独自の英会話教室、それからハロウィンパーティーの開催、近年におきましては、モルディブ共和国との交流促進なども担っていただいているというふうに伺っております。

議員ご指摘の台湾師範大学の訪日に関しましても、様々な形で協力体制を取っていただいております。具体的に歓迎レセプションにも参加いただきながら、歓迎のゲームの企画とか実施など交流の場において大切な役割を担っていただいております。

そして、ご質問の町民の方々へのレセプションへの案内につきましても、国際交流協会からチラシなどを作成いただき、お知らせ版などの活用もさせていただいたときもありますけれども、広く町民の方々への案内も行っていたいただきながら、国際交流の輪を拡大しているというふうに思っておりますが、なお、今後ともそれにつきましては、研究しながら拡大に向けた取組をしていきたいというふうに思います。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） これまでやってきたことというのは、やはりそれなりの方法でやられていると思いますので、今後さらに充実した、あるいは町民全体が意識できるような、そ

の観光の町にしていく、そういう意識を常に持った上での改善ということを希望申し上げたいというふうに思います。

それから、その交流の際であります、さらには日本の文化の交流、あるいは台湾から来られる方の何か文化的なものを交流する、そういった意味では町の芸能であるとか、あるいは太鼓、踊りなどを通して、もっと身近な文化交流もできるのではないかとというふうに思いますので、あるいは冬であれば雪遊びであるとか、あるいはいろんな遊びを通してこの町のよさを知っていただく、さらに相乗効果の中でインバウンドのお客が増えるというようなところに結びついていければ大変ありがたいのではないかと、こんなふうに思っております。

同時に、西川町、あるいは日本全国どこでもそうなのでありますけれども、本来持っている文化的なものがこの社会の変容によって変わっていく、あるいはなくなっていく文化もあるのではないかと、そういうふうな意味での見直しなどもする絶好の機会なのではないかというふうに思いますので、そういう一つの希望を申し上げながら、この件についても見解があればいただいて質問にしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 町とか日本の芸能、それから地域文化交流というふうな観点につきましてはありますが、現在、歓迎レセプションにおきましては、個人の愛好家の方でありますけれども、太鼓の披露とか、それから会場での餅つき、獅子舞などの披露なども行っていただいた経過もございます。

そうしたお互いの国がそれぞれに持ち合やす自然環境や体験、文化交流を通して、国際理解を促進し、併せて今後の交流を促すということにつきましては、議員ご指摘のとおり、日本の文化を見直すということにもなるというふうに思っておりますので、非常に大切なことであるというふうに思っておりますので、そういった観点で今後進めていきたいというふうに考えております。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 次に、実は先ほど町長のほうから答弁ありましたが、看板の設置などについて、やはり歓迎の意味あるいは町を知っていただくためのインバウンドのための看板ということもありますが、その看板を掲げることによって町民自体も、あ、観光客の方々を歓迎しているな、我々もその意識にならなければならないなというようなことにならうな、そういう効果のあるものにしていくためにも、先ほど綱取のところ看板を掲げた、私もかつてその看板のことでいろいろ質問をしたときあるわけですが、その内容が変わ

っておりまして非常に見やすくなっている、しかもこの差し替え可能な看板ということで、だんだん改善されているなというふうに思います。

それで、睦合の看板、いわゆる熊野地区であると思いますが、高速道路の下のほうに台座が造られておりますので、やがてその看板も出来上がるものと思いますが、実は看板についても外国語併記の看板を取り付けることによって、西川町の町民の皆さんがやはりそういう外国からのお客様を歓迎しているんだなというような、盛り上げにつながるような看板をぜひ意識してほしいとこんなふうに思いますので、今回その差し替え可能な看板というふうに言われておりますが、その内容もそこだけにかかわらず、ぜひお願いをしたいと。

実は、高速道路から降りたところに看板が必要なのではないかというふうには、何年前に質問したときあるんですが、やはりそういうものを通して西川町らしい看板をつけることによって、町民自体もそれから向こうから来られる観光客の皆さんにも西川町挙げての歓迎ムードに浸っているなというようなことをぜひ意識してほしいとこんなふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 看板による歓迎ムード、そして町民自体の歓迎ムードの創出というところのご質問でございますけれども、町長からも答弁ありましたとおり、綱取地内の2か所の看板につきましては、議員のご指摘もございまして、見やすくさせていただいていたところでありますが、看板の下のほうに担当者が手作りで掲示できるような形の看板にしております。

でありますので、その部分に歓迎の意を表する標語などと併せて外国語表示、多言語の表示などをしながら、訪れる方に対しての歓迎の気持ち、そして町民の方々へもそういった国際交流の動きを知らせるというようなところについては可能になっているというふうに思っておりますし、睦合地内に現在設置しております看板につきましても、差し替え可能というふうなところでありますので、当面、山菜そば関係の看板ということで考えておりますが、インバウンドが回復した折には、そういった差し替え、そういった歓迎の看板なども掲示しながらそういった雰囲気をつくっていくことができるものというふうに思っておりますので、それをやりながら醸成を図っていきたいというふうに考えているところであります。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） やはり看板などによってのPRというのは大変大切な、しかも町のこのシンボルになるようなところもあると思いますし、また町民の気持ちがそれに率直に表

れるのではないかとこういうふうに思いますので、ぜひ効果のあるものを意識してつくっていただきたいなというふうに思っております。

それから、台湾師範大学との交流の際であります、先ほど小学校あるいは中学校との交流の場について町長から答弁があったわけでありましてけれども、実は南湖小学校との提携、姉妹校提携というようなことで締結されたということでありまして、いろんな意味での交流の場が図られるというふうに思いますし、また、必ずしも人的に接触するような機会がなくとも、今、インターネットでいろいろ交流ができる場合もありますし、コロナなどで非常に行き来できない状態の中でも可能な限りの交流を続けていただきたいなというふうに思いますし、小学校、中学校との盛り上がるをぜひつくっていただいて、国際感覚の豊かな醸成が図られますように心から祈念を申し上げたいなというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきますが、実は志津会館の件であります。質問2に入らせていただきます。

志津会館の新築が予定されておりますが、実は西山杉などの活用を図り、地区集会所の役割と観光案内所の役割を果たすというような大きな意味での相乗効果、相互の効果を発揮することができないか、計画の見直しも含めましてどうなのかということ、まず第1点、質問したいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 第2点目の志津会館の新築についてであります、志津会館は昭和51年建築でありまして、築40年以上の経過しておりまして、施設の老朽化と観光地としての公衆トイレ併設の課題を併せて解決するため、平成27年に設置されました関係者全員で構成します月山志津温泉地区拠点施設等検討会の中で検討がなされ、翌平成28年8月に検討会、そして志津町内会の統一意見として、地区集会所、公衆トイレ、消防ポンプ庫、観光案内所を併設した施設を現在の場所に建て替える要望が出されたところであります。

町は、老朽化による建て替えの必要性を認識し、また、この地元の検討会の要望を受けまして準備を進め、今年度において建設に係る予算のご承認をいただきながら進めてまいりましたが、地質調査の結果により、基礎工事にさらなる工事費と工期を要することから、今年度の着工、竣工を見送り、次年度当初からの着工年度内竣工とすべく、先般の議会全員協議会でご説明を申し上げ、今定例会において建設に係る工事費を削減する補正予算案を上程しているところであります。

志津会館の設計概要につきましては、施設内には調整課題であった地区集会所、下足のま

ま進入できる公衆トイレ、消防ポンプ庫、観光案内スペース、待合所、それに多目的ルームやイベント時の倉庫機能を配置することで、議員ご指摘の地区集会所と観光案内の役割を併設し、相互の効果が発揮できる施設になるよう配慮しているところであります。

施設の構造は、地階部に当たる基礎は鉄筋コンクリート造とし、その上に木造2階建ての本体の建設を予定しておりまして、木造部につきましては、町産材の使用を予定しているところであります。

また、議員ご質問の後段部の町全体のデザインと志津会館の建設に関しては、志津会館は観光地の入口に当たり観光の重要拠点であると認識しておりまして、建て替えに当たっては地元の要望のみならず、町を代表する観光地としての在り方に立った建設が必須であると認識しております。

建設場所の選定、決定については、町担当課も地元の検討会の構成員となりながら、また検討結果後においても、町全体の観光地のデザインの在り方に立った町独自の検討や調整を行ってきた経過がありますが、諸条件を勘案し、また早期の建設要望に応えるため、町としても現在の場所に決定し、具体的な準備を進めてきたものであります。

町民の皆さんには、今後発行する町報の特集号で現在進めております志津地区を含めた展開を予定している冬の誘客対策としてのスノーシューパーク構想による通年観光の取組と併せて、志津会館の建て替え概要を紹介してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 今、その新築目的なり、その効用なり、質問回答をいただいたわけでありましてけれども、志津会館の新築、今回改築される場所について従来と同じ場所を考えているということではありますが、例えば地盤、もちろん今回延期された背景にも地盤沈下という大きな問題があって延期を余儀なくされたというふうに回答されているわけでありましてけれども、さらにはやはり周辺の会館の周辺の余裕が非常でない場所であるというようなこと、あるいは道路に直接面しているというようなことがあって、あの場所からすれば志津地区内でも別の場所に移しても十分効用ができる、あるいはむしろ地盤などの検討をしなければならぬというような問題もなくできる場所があるのではないかとというふうに思っております。

それと同時に、先ほど町としての考えもそういう検討の結果、今回の結論に至ったということでありまして、また、志津地区の皆さんもそういう考えであったというようなことを今、

回答をされましたけれども、町として本当にあの場所でいいのかということをもう一回お聞きしたいと、それから、志津地区の皆さんは今の場所でよいということで本当に結論をつけたのか、その辺、2点について再度お尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 志津会館の関係でございまして、ちょっと冒頭、議員ご指摘の内容の中で地盤沈下というふうなご指摘ございましたが、地盤沈下ではなくて、今回、実施設計、そして地質調査を発注する中で、いわゆる支持地盤が想定以上に深かったというふうなところからの理由で今年度については見送るというふうな状況になりましたので、誤解のないようにまずはお願いしたいというふうに思います。

建設場所の決定という部分について改めて答弁させていただきますけれども、町長からもありましたけれども、平成27年9月に設置されました検討委員会、このメンバーにつきましては、本道寺地区の代表としての地区会長さん、それから姥沢地区の宿泊施設で構成する月山山形協議会の組合員さん、それから弓張平地区の観光関係の3団体の方々、それから西川町総合開発株式会社、それに地元の月山志津温泉旅館組合、加えまして町の商工観光課が入ったの検討会を重ねてきたというふうなところであります。

合計しまして役員会を含めて五、六回の検討会をされたというふうに思っておりますけれども、途中の段階に検討の途中の段階におきまして、役場の内部におきましては検討を重ねながらでありましたが、これらの構成員の方々、関係団体の方々によりまして、将来を考慮した多方面からの多角的な検討を行った結果、最終的な検討委員会の総意として建設場所につきましては、現在の場所に建設というような集約がなされたというふうに考えているところであります。

具体的なその場所の選定の主な理由といたしましては、志津駐車場の入口部にも当たっております、駐車場には一番近いと、かつて駐車場に公衆トイレがあったわけでありまして、25年に老朽化に伴いまして解体したという経過もありまして、公衆トイレの課題もあったところでありますけれども、そういったその課題もあの場所であれば併設ということで解決できるというふうなことがあったというふうに思っております。

ただし、一番考慮すべき事項としては、やはり例年四、五メートルに及ぶ降雪、これに係る除雪、それから管理のしやすさという部分については大きな理由であったというふうに思っております、現在の場所に建てるのであれば、これまでどおり屋根の雪につきましては自然落雪方式が可能でありまして、傾斜地であるということから排雪の必要がないというふう

なことがありますけれども、他の場所の候補地、ほかに2か所ほどあったわけでありまして、その場所につきましては平地でありますので、平地に建設すれば冬期間の屋根の雪下ろし、それから除排雪作業が大変であるというようなところがあったというふうに思っております。

さらに、建設場所が道路から距離があるというような場合については、今、豪雪地帯でありますので、少しの距離でも玄関先までの日常の除雪、これが非常に大変だというふうな見方もあるところであります。

また、同じ場所であれば、月山志津温泉の入口にも当たりまして、観光案内所としてふさわしい場所でもあるというようなことから、これらがちょっと大きな理由として考えておりますけれども、繰り返しになりますけれども、町としては月山の今後の将来像も描きながら、内部検討を進めて、そしてなおかつ検討委員会のメンバーの方々、特にメンバーの方々につきましては、これまでも観光振興と深く関わりを持っていただいた方でもありますし、造詣も深く月山とともにこれまでも生きてこられた方々でありますので、その統一したご意見につきましては、町としても最大限に尊重しながら同じ場所への建設について決定をさせていただいたというふうな経過であります。

このような経過を踏まえまして、今年度におきましては、予算をいただきながら準備を進めさせていただいたところではありますけれども、検討委員会の要望から数年たっておりますので、その統一ありますので、最良の選択をするというふうなためにも、昨年度においてはほかの場所の可能性についても聞き取りなどを行いながら確認させていただいた経過がありますけれども、町としては再度現在の場所が適当であるというふうな判断をしながら、これまで事業の進捗を図ってきたというふうなことでありまして、今後の月山の観光振興と地元の関係者の要望にいち早くお応えすべく、次年度に改めまして予算をいただきながら早期の完成を目指していきたいというふうに考えているところでありますので、何とぞご理解をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） 今、回答いただきまして、先ほどは私のほうから再検討というようなこともできないのかということも含めて質問したわけでありまして、現在の私たちも全協の中でも説明を受けておりますし、これらの計画について変えるとなればかなり大きな問題というふうになるだろうというふうには思っておるわけでありまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、月山観光の入口というようなことで非常にこのイメージ

の強い場所であると、こういう認識からぜひ観光客をどう迎えて、どう喜んでもらえるか、そしてそのために何をすればいいのかというような観点から考えてみた場合、観光行政としての役割を地区の皆さんをはじめ、町民に理解してもらうための一つの大きなデザインの中の一つとして説得するような、そういう努力をすべきでないかと、こういう観点から質問を申し上げたところであります。

しかも、私の考えでありますけれども、地盤が安定している場所で月山を仰ぎながら観光客の皆さんが景観を楽しみながら、地区集会所、あるいは公衆トイレ、観光案内所、バスの待合所、それから観光客の休憩所、そしてできればお土産品などによるにぎわいなどもつくれるような場所、あるいは足湯など、ちょっとした休憩の場にふさわしいようなものにできないかなども含めまして、いろんな方面から考えた結果を出してよろしいのではなかったかと、こんな思いから出したところでございます。

いろいろ今後、延期を余儀なくされている、そのような状況の中で計画が変更になるというようなことがあって、さらにいい方向での検討などあれば、それなりにぜひ進めていただきたいと、こんな思いも改めて申し上げたいとこんなふうに思っております。

それから、最後に、町全体のデザインをどこにどういうふうなものをつくって、町のバランスを取っていくかというようなことをする場合に、建設する内容など決まっているものも町として決めるものがあるわけでありましてけれども、その決定する段階、あるいは町民に対する説明というものをどのようにしているのか、これは必ずしも観光ということではないと思いますが、政策推進あたりの考えになるのかどうか分かりませんが、そういう内容であそこにこういうものを、あそこにこういうものをというふうに町全体のバランスをどういうふうにして、どういうふうに進んでいくのか、そのプロセスなどを簡単に説明いただければというふうに思います。

古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

町の様々な政策決定のプロセスでございますが、施設の整備云々もそうですけれども、町全体の施策については、基本的に6次総の総合計画にのっとりた形、加えて後期基本計画にのっとりた施策、重点プロジェクト5つございますが、そこにどのような事業、推進すべき優先すべき事業があるのかということをもまず全体的に網羅した形で捉えておきまして、それを各課で現場現場でまず基本的なプランをつくっていきます。

それを全体的な町的意思決定機関、業務調整会議、庁議等を経まして、一つの成案に持っ

ていくという形でございます。

その間、いろいろ関係課並びに関係団体の方々とも町の内部の検討に加えまして、外部の方の意見も十分に取り入れた形の中で町の施策につくり上げていくという形になってございますので、一つの成果、施策のつくり上げの中においては、その段階段階において説明すべきタイミングが必要であれば、そのタイミングでご説明していく場合もありますので、そういったところについては、ケース・バイ・ケースで皆さんのほうにお知らせしていくということもあろうかと思えますけれども、基本的な町の施策のつくり上げについては、そういった手続を取って施策やっているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） いろんなこれからのデザインというものを考えてみた場合、まだまだやらなければならないところがあるような感じがしますけれども、着々と一つ一つ物事が進んでいるというふうに理解をしながら、ぜひ今後とも町民にとっていい施策につながるようお願いをしたいと、こういうふうに思っております。

2つ目の質問に入らせていただきます。

昨年度より掲げました第6次総合計画の後期5年間の初年度が経過したわけでございます。

その中で、最重要目標として定住人口維持確保を掲げ、目標達成のため奮闘されていると思いますが、目標達成の出口は出てきたのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

私も選挙公約の中で、人口減少対策を最重要視点として捉えておりましたので、第6次総合計画の目標と同じであるという認識の中で、昨年9月の一般質問でもしたわけでありますけれども、引き続いての質問を申し上げたところでございます。

質問の第1点であります。最重要目標として定住人口維持確保を掲げましたけれども、その背景となるもの、5,000人がどういう意味をなすのか、そういう点についてお尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまのご質問は人口対策でありまして、初めに、第6次西川町総合計画後期基本計画の取組状況について申し上げますが、先ほど佐藤仁議員のご質問でもお答えしたとおり、平成25年度に「“キラリ 月山”健康元気にしかわ！」をテーマ、合言葉に第6次西川町総合計画を策定し、以来、中核となる5つの基本目標を柱として、さらに平成31年からは総合計画の基本構想の理念等は踏襲しつつ、本町を取り巻く情勢の変化や町民ニーズに対

応するため、今後5年間で重点的に展開する分野を産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成の3つの分野で主要施策を展開する後期基本計画を策定したところであります。

また、第6次総合計画におきましては、目標年次である令和5年度において確保したい人口を5,000人、世帯数を1,600世帯、交流人口年間100万人と設定して、本町の地域振興を図るため各種施策を進めてきたところであります。

それでは、通告ありました質問の第1点目になりますが、定住人口維持確保を掲げた背景についてであります。まちづくりを進め、産業振興や地域コミュニティの活性化などを図る上では、多くの方々が関わることで地域に活力やにぎわいが生まれ多様な活動が展開できると考えておりますが、第6次総合計画策定時には、計画の目標年次である令和5年度の人口が4,891人との予測でありました。

このことから、より多くの定住人口を確保した上で、多様で幅広い分野で魅力あるまちづくりを進めていくことを目指し、定住人口を予測よりも多い5,000人の目標を設定したところであります。

以上です。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

8番（佐藤幸吉議員） なかなか5,000人という一つの目標については、それなりの背景はあると思うんですが、目標値でありますので現在よりも少ない下めの目標値というようなことで、5,300人から例えば5,000人にするという一つの目標は、本来ならば5,500人を目指して、それに向かって進むというのが目標値なのかもしれませんが、そういった意味では、なかなか現状からすれば日本国中、減少傾向のある人口でありますので、この目標にしなければならなかったのかなとこんなふうに思います。

いろいろ地域を維持する、あるいは助け合いの共助という意味からの限界の数字なのかなというふうに思って捉えております。

これから5,000人を切るような時期が来るのかもしれませんが、その際の地域なりを守っていくための施策などもこれからどんどんしなければならないのではないかと、こういうふうに思っております。

質問2に入りますけれども、5,000人の人口確保が難しいという見解は、去年の9月の一般質問の中で町長からの答弁がありました。

現在の人口の推移からしますと、後期計画、今年は2年目に入っておりますので、来年中には5,000人を下回るのではないかと、こんなふうに推測をするわけではありますが、

この人口政策を通して、その5,000人で例えば来年には5,000人で止まるというようなことではなく、やはりその後も減り続けるという現象が続くと思いますので、その5,000人を確保するためのどういうふうにして、いろいろ先ほど産業振興であるとか、地域づくり、人づくりなどを通してやっていきたいとこういうことでありますけれども、やはりどういう展開、その展開の仕方がどうしても見えないということで、昨年質問から含めまして今年質問にもなったわけでありまして、もう少し具体的にいろんな施策については、それほど大変いい施策で進んでいると思うんですが、それを具体化するために何をやるというところが見ない、私はそのところが再度質問になった背景でありますので、ぜひその点からの回答をいただければというふうに思っております。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 定住人口の確保につきましては大変難しい問題でありまして、議員ご承知のように、国全体が減少しつつあり、さらに山形県は減少率が国内でも1番と、40何番目だったと思います。

そういった意味では、山形県としても厳しい状況ではありますが、そういった中で生き残りをかけてありますが、まず、人口確保のための政策についてであります、第6次総合計画の政策、その政策を進めていくための施策、事業につきましては、何より西川町に住む人々が安心して暮らしやすい生活ができることや夢があり活力がある経済活動が町内において営んでいけること、そして穏やかに心や体が保てるよう、そのような姿を目指して策定しております。

そして、その基本姿勢を分かりやすく伝えるため、まちづくりのテーマ、合言葉を「“キラリ 月山”健康元気にしかわ!」と設定したところであります。

昨年度から始まった後期基本計画では、第6次総合計画の理念を継承し、さらに諸課題を解決するために、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成の3つを主要施策に掲げ、5つの重点事業推進プロジェクトを設置し、各施策を推進しております。

重要事業推進プロジェクトの農林業振興並びに商工観光業におきましては、町内において活力ある経済活動を営んでいくことができることにつなげていく考えでありますし、特に、周年農業の確立や農業生産力の向上への取組、商工業者の新規事業等への支援、町内の自然資源などを活用した体験プログラム等の構築による通年観光の確立を進めてまいります。

健康と生きがいづくりにおいては、町民が健やかに心や体が保てることにつなげていくことができるように、健康づくり運動やスポーツへの取組推進、地域での支え合いの仕組みづ

くりを進めてまいります。

若者定住・子育て支援、新たな雪対策につきましては、安心して暮らしやすい生活環境整備につなげていくこと、特に地方への移住志向が強まっていることや町民の皆さんが多様な形で町内に住み続けられるような住宅施策や公共交通体系の見直しを進めてまいりたいと考えております。

これらの取組が重なり合い相乗効果を出していくことが、町の人口確保につながっていくものと考えておりますし、本町の人口動態の改善には、転入転出による社会的動態を改善していくことが自然動態の改善にもつながっていくものと考え、先ほどから申し上げている諸施策を推進し、まちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

特に、今の移住定住等につきましては、これはそれぞれの各自治体に取り組んでまいったわけではありますが、最近の情勢としましては、地方に目を向ける若者が非常に多くなってきているというようなこともあってありますが、さらに今回のコロナウイルスの関係でやはり地方、要するに里山も含めて、そういった意味で非常に安全で豊かな環境の中で生活できるというような、そういった思考を持つ若者が増えてきているということでもありますので、それらも含めて今後対応は進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

時間が来ておりますので、よろしく申し上げます。

8番（佐藤幸吉議員） 回答ありました、特に若者の田舎志向、最近の田舎志向、あるいは田舎暮らしなどの絶好の西川町にとって条件があるのではないかとというふうに思っております。とりわけ農業、あるいは林業というようなことを通して人口定住化に結びつけていく、そんな施策が今後ありますようにご期待を申し上げたいというふうに思います。

質問3でありますけれども、10年後のビジョン、人口あるいは高齢化率、仕事の様態、学校であるとか生活、役職、地域の役職ですね、そういうことをどういうふうに捉えていくのか、町民が安心して暮らせる道筋を明確にしておく必要があると思いますので、その辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 佐藤議員、時間が超過しましたので、これで終了させていただきたいと思います。

8番（佐藤幸吉議員） いろいろ課題の多かった質問を申し上げましたけれども、いろいろ途中になってしまいましたが、今後この続きはこの次あたりというふうになると思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

古澤議長 ここで休憩をいたします。

再開は2時55分までといたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

大 泉 奈 美 議 員

古澤議長 続いて、5番、大泉奈美議員。

〔5番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

5番（大泉奈美議員） 5番、大泉奈美です。よろしくお願いします。

最初に、質問に入る前に、まだ収束を見せない新型コロナウイルス感染症において、懸命に治療に当たられていらっしゃる医療従事者の皆様方に敬意を表するとともに、7月の豪雨災害において被災された皆様に対しましてお見舞いを申し上げます。また、豪雨災害に対して早めの対応をされた町職員の皆様に対して、感謝を申し上げるところでございます。

それでは、質問に入らせていただきまして、健やかに安心して暮らせるまちづくりの検証について質問をいたします。

町は、西川町を元気にをスローガンに、令和2年度は後期計画の本稼働の年度としております。その重点施策の中には健やかな体づくりと安全・安心、持続できる地域環境整備を掲げています。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中における健康診断を含めた健康づくり、防災対策について次の質問をいたします。

質問の1番です。

健康診断率は年々向上していると思われませんが、町民の健康を守るためにさらに受診率を上げるため、保健師等、訪問勧奨を含めた対策についてお聞きします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの健やかに安心して暮らせるまちづくりの検証とこのように、大泉議員からご質問がありましたのですが、まず第1点目からご回答申し上げます。

町民の健康を守るために、保健師等の健康診断訪問勧奨を含めた対策についてであります。健康診断は自分の健康状態をチェックするもので、病気の早期発見及び予防であり、また、がんを含めたかかりやすい病気の危険因子のチェックも健診の目的であります。

その健診率の指標としては、国民健康保険の特定健診の平成30年度の受診率は62.8%で県内では第3位、後期高齢者健診は38.4%で県内1位の健診率となっております。いずれも高い健診率を維持しているわけであります。

西川町国民健康保険第2次保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画においては、令和5年度までの特定健診の受診率を目標値70%としておりまして、これまでもその目標値を達成すべく、受診の再勧奨などを積極的に行ってきたところであります。

勧奨の方法については、主に郵送や電話による勧奨を行い、保健師の訪問勧奨としては、健康づくり推進会議による町内事業所訪問の際による健診勧奨を行っているところであります。

なお、今後の健診対策につきましては、若い世代の健診率の向上やがん検診の勧奨を課題として捉えておりまして、若いうちからの健診やがん検診の重要性を機会を捉えて啓蒙するとともに、個別の勧奨や町民運動としても対応してまいりたいと考えておるところであります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 新型コロナウイルス感染症が発症してから、今年度の町の事業はほとんど縮小または中止しなければいけない状況にあります。

そうした中で、特に高齢者を対象とした各地区で行われている介護予防教室、つまりミニデイ、あとはぴんしゃん広場、いきいき広場など中止となり、また、グラウンドゴルフで体力づくりや仲間づくりをされていた方など、車を運転できない特に女性の方は外に出る機会がなくなり、歩くのが困難まではいかないですけれども、なかなか歩きづらい、さらにまた楽しみもなくなり寝てばかりいるはーという声が聞かれます。

要支援、介護認定されている方に対しては様々なサービスがあります。先ほど佐藤仁議員もありましたが、介護認定を少なくするという事は非常に重要な町の施策でもあります。それを申し上げれば、その一歩手前の方たち、もうちょっととも膝が心配で歩けないとか、

そういった方たちに対して保健師さんの勧奨、つまりは勧奨とは、私も恥ずかしいんですがちょっと分からなくて辞書で調べました。そのことをするように励ますこと、よいこととして、それをするように人々に勧めることという意味と書いてあります。

つまりは声がけ、保健師さんに声をかけていただくと、声をかけてもらっただけでちょっと元気が出てくるなという感じがいたしますが、この点についてどのようにお考えであるかということをお聞きします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 大泉奈美議員の質問にお答えします。

現在、今、コロナウイルスの関係でなかなか事業が推進できない状況ございましたけれども、一応、7月頃から通常の事業を再開したいというようなことで、元気アップ教室ですとか、楽楽運動教室等々の事業を再開しているところでございます。

また、3密等々、あと新しい生活様式の中で以前のような人数や中身にはまだちょっとなっていないところもございますけれども、現在、徐々に戻りつつあるというようなことで考えております。

先ほどの質問にありますように、各高齢者の方々の運動の関係でございますけれども、保健師、個別に今、回るというのも現在、なかなか難しい状況でもございます。そのようなこともございまして、要望ある方につきましては、保健師のほうから運動教室に来てもらうとか、そういうようなことで対応しているというような状況でございますので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ただいま保健福祉課長のほうから保健師さんがなかなか個別に回るのは難しいというお答えがありました。

しかしながら、逆にこのコロナウイルスが感染している時期だからこそ、要は少ない集団ではできないところで保健師さんが町民のために訪問勧奨ということをしていただきたいなというふうに思うんですが、先ほどもいろいろな教室、車を運転できる方はスポサポ西川とか、楽楽、ゆる楽運動教室が再開されておまして、実は私も参加しているんですけども、多いときは25名を超えるほどの参加者がいらっしゃいます。

ほとんどが女性でございまして、健康意識は高いと思います。やっぱり歩かないともう歩けなくなりそうだとか、そういったことに参加してきて、みんなであんまりわいわいはでき

ないのですが、運動指導士の下、皆さん健康意識を高くして教室に参加しているなというふうに思っているところです。

先ほど申しましたが、やっぱり介護一步手前、ぴんしゃん広場、いきいき広場、例えば町のけんこう弁当を利用されている方、町のけんこう弁当を配達する方と一緒に保健師さんが例えばどうですかという、要は商工観光課と商工会が連携して行った支援チームのような感じで、そう頻繁に訪れる必要はないかとは思いますが、やはり保健師さんも一緒に訪問し、声かけできる体制づくりをしていただきたいというふうに思いますが、この点についてもう一度お尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 確かに、ただいまのご質問にあるように、町民一人一人に寄り添った事業というふうなことも当然あるかとはございます。

しかしながら、他の人数的な問題もございまして、ただいまの状況といたしましては個別にお願いされた方々に個別に回るといような状況と、あとは地区のほうに訪問させていただいて保健指導なりを行うといようなことでやらせていただいておりますので、そんなことでご理解のほうをいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

古澤議長 追加答弁、小川町長。

小川町長 まず、大変有意義な提言をいただきましたので、ありがとうございます。

今、課長の答弁につきまして、非常に消極的な答弁だと思っております、追加答弁と申しますか、実は私も今から50年前、役場に入ったわけですが、当時、国民健康保険の担当を10年間やりまして、国民健康保険はいかに医療費を下げるか、そのために成人病の3大成人病、高血圧も含めて、こういったものをいかに下げるかと、そういったことでの運動が大事、要するに食生活が大事だったわけでありまして、当時、それぞれの町内会に自分たちで書いた資料を持って、そして座談会などを開いておったわけでありまして、その折に保健婦さんと一緒に回ったわけですが、実にその当時の保健婦さんはそれぞれの地域の一人一人と面識がありまして、要するに信頼関係が非常に強かったということでもあります。

当時は今のようなコンピューターもないし、そしてですが、できれば議員おっしゃるような個別のそういった訪問も含めて町民との信頼関係をつくるべきだといようなことで、実は保健婦を1名増員した経過がございます。

ただ、今回、去年ですか、残念ながら、今年ですか、1名途中で退職されまして、また元に戻ったわけではありますが、ただ、私もそういった意味でできれば家庭訪問を増やせというようなことで指示をしておりますが、仕事の内容を見ますと今、介護保険、要するに高齢者対策が非常に大きなウエートを占めておりまして、当時は脳梗塞で倒れれば脳卒中に当たったとかとっては、寝たきりでそのままにしておったと、そういった介護関係、要するに福祉と保健が一緒になっていなかったということもあってではありますが、今はその保健婦の仕事の大半が高齢者対策、障害者対策、こういったものでありまして、できれば、おっしゃったように、いろんな事業を捉えて保健婦が町民と接する機会が必要だと思っておりますので、その辺はできる限り改善するように改めて課長にも指示しておきますので、やはり町民の皆さんは、今の役場の職員もそうですし、我々もそうですし、例えば今回の災害の現場、今回は災害すぐ終わったんですが、区長さんに連絡もなしでずっと町内2日間ほど回ったんですが、行けば、ああ、町長来たな、役場の職員来てくれたと、そういうふうなので非常にその信頼関係が非常に高まるということでもありますので、そういったものを含めて、さっきありましたように、ただハード面の整備ではなくて、心のつながり、これが大事だというふうな発言もあったわけでもありますので、そういった意味も含めて今後対応したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 今、町長のほうから力強いお言葉を頂戴いたしましたので、ぜひその点についてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

あとは、先ほど課長がおっしゃいましたミニデイでは保健師さんと会えるという、各地区に行ってらっしゃるということではあったのですが、ミニデイ再開は、町内再開された地区、まだされていない地区があるのですが、町としてはミニデイをもう始めていいですよというふうな指導とかはなされているかをちょっとひとつお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ミニデイ等々に関しましては、3密あるいは新しい生活様式を守りながら実施していただきたいというようなことでお話をしているところでございますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） では、私はゆる楽、楽楽に行って、保健師さんと時々お会いできて

おりますが、なかなかお会いできない方もいらっしゃると思いますので、なるべく、ああ、町の保健師さんだったけとかとかという会話のキャッチボールができるように期待をしたいと思います。

続きまして、質問の2番目に移りたいと思いますが、町立病院、一般社団法人寒河江西村山郡医師会総合健診センターについて、それぞれの受診率と町での財政負担についてお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 町立病院及び一般社団法人寒河江西村山郡医師会総合健診センターでの健診診断受診率並びに町の財政負担についてであります。現在、町立病院では、基本健診のほか、総合がん検診や一泊ドックなどを、総合健診センターでは、基本健診のほか、総合がん検診やレディース健診などを行っておりますが、それぞれ健診事業の委託契約を締結して事業を行っております。

施設ごとの受診率につきましては、平成29年度から令和元年度までの3か年間の受診者の比率では、国民健康保険特定健診では、町立病院が65%、総合健診センターが35%、後期高齢者健診では、町立病院が80%、総合健診センターが20%、胃がん検診、肺がん検診につきましては、町立病院が70から80%、総合健診センターが20%から30%程度で推移しております。

年齢が上がるにつれて町立病院での受診も多くなっている傾向があるようでありまして、なお、乳がん検診につきましては、年々総合健診センターに移行しているようでありまして、令和元年度では、町立病院17%、総合健診センターが83%の比率となっております。

財政的には、健診費用のおおむね7割を町が負担しておりますが、令和元年度、健診に係る経費として、町立病院へ2,438万円、総合健診センターへ813万円ほどの委託料を支払っております。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） それぞれに町では契約をされて健診を、町民の方、健診をされているということでございまして、町立病院の健診率が高いなというふうに感じているところであります。

ちょっと1点につきまして、総合健診センターでの健康診断について、こういった健康診断の案内が4月に町民全員に渡るわけです。ここの中段のところにさがえドックとありまして、8時から8時30分受付、14時頃終了という形で案内をしているわけなんです、実はさ

がえドック、8時から8時半までの受付、大体、西川町の人、真面目ですので、その15分が、早い人なんか30分ぐらい前に行くんじゃないかなというぐらいの時間に健診センターに行きまして、基本健診、あとはそれぞれに希望するがん検診です。胃はバリウムなんですけど、そういうものを受け取るわけなんです。

しかしながら、希望しない方は早めに終わられまして、案内としては内診を午後1時半からとなっていますので、午前中の基本健診、例えば胃のバリウムぐらいをちょっと入れまして終わっても、午前中ちょっと早めに終わってもう3時間ぐらい後に、1回家に帰ってきて、それからまた寒河江まで出かけていくという声も聞かれています。

また、向こうに行っても、じゃ、お昼どうしようとか、次始まるのが1時半から、先生の内診が1時半から始まりますので、その間の時間、これは非常にいろんな用事があり忙しい中に行っているわけで、できたら、午前中で終わるようにはできないのかなというふうに思います。

先ほど委託契約ということでございましたので、これを午前中に終わるという契約にはできないかなということが1点、もう一点については、エコー検査、このさがえドックの中には一応オプションとありますが、希望の中に入れておりません。ただ、最近残念なことに肝臓、すい臓とその辺のがん発生が見られると思います。

なかなか静かな臓器と言われておりまして、症状が出たときにはちょっと危ないかなと言われている場所でございますので、もし契約の中にそのエコー検査をオプション、希望ですね、希望できれば早期の病気発見につながれると思われそうですが、この2点についてお聞きいたします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまの大泉議員の質問でございますが、2点、1つは、午前中に健診のほうを変えられるかという点とエコー検査が実施できないかという点でございます。

総合健診センターのほうの健診といたしましては、3つ委託しておりまして、1点が早朝健診と言われるもの、あとはさがえドックで、あと昼からですとレディース健診というようなことで大きなところではそのようなことになっております。

午前中で帰れないということに関しましては、委託の内容の中で保健指導を必ず実施するようという契約になっておりますために、健診結果が午後にならないと出ないというようなこともございまして、午後に診察になっていると思われまして。

各市町の契約内容については、当初、一本化のようなことでやっていたのかもしれないの

ですが、現在では西川町だけがこのようなやり方というか、になっているようであります。

コロナ禍の状況の中で、また健診の内容見直し等々もあるわけでございますけれども、先ほどありましたエコー検査、実施できるかどうかもありますし、今後の状況を把握いたしまして、健診センターと来年度の契約等に内容について検討を今後図っていきたいというふうには思っておりますので、よろしくご理解のほうお願いしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ただいま保健福祉課長の答弁によりますと、来年度以降は午前中で終われるような契約に進めていきたいというご意見を頂戴して、なるべく午前中で終わって帰れるというふうにしていただきたいなというふうに思います。

また、保健指導につきましては、先日、国民健康保険の保険証が変わりまして、そのときに保健センターのほうから町立病院医師による健康結果相談会というお知らせも入ってきておりますし、あとは皆さん大体主治医といいますが、いつもかかりつけの先生がいらっしゃるというふうに思いますので、保健指導につきましては、その都度、例えば病院なり、あとはそんなんでもないんですけどもという方は、もしくは保健センターのほうで相談というか、ちょっと話をすると安心するということがありますので、保健師さんなどにお話ができる体制にしていきたいなというふうに思うところであります。

この点については、ぜひお願いしたいということで、もう一度、課長のほうで答弁をお願いいたします。確認のためでございますが、よろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 確認ということですが、契約関係につきましては、来年度に向けて検討のほうを健診センターのほうとも詰めていきたいというふうに考えております。

あと、保健指導の関係でございますが、先ほど議員のほうからありましたように、町立病院の医師によります健康診断結果の相談なども行ってありますし、保健センターのほうに来ていただければ保健師等が対応できるような体制を組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） それでは、続きまして、3番について、健康年齢を上げるために各課連携しての事業、ウォーキング等を推進していく必要があると思いますが、第6次総合計

画の細かい部分の中にウォーキングを推進するという項目がありますので、現在の現状と今後についてお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 健康年齢を上げるための取組についてであります。健康年齢は、健康状態を分かりやすく理解するための指標でありまして、健康診断の結果を使い、何歳相当なのかを統計的に判定するものでありまして、第6次西川町総合計画の健康寿命、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されているものの延伸につながるものでありと捉えております。

健康寿命延伸に係る総合計画の具体的な施策につきましては、第1に生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、第2に年代に応じた心身の機能維持及び向上、第3に健康を支え、守るための社会環境の整備ほか挙げておりまして、社会環境の整備に健康ウォーキング等の健康環境づくりを推進することとしております。

そのために、これまでも健康づくりと生涯学習、スポーツの中でもウォーキングコースを設定し、推進を図るなどの事業を展開してまいりました。

また、健康づくりについては、ウォーキングのみならず運動教室や高齢者大学などでも各種事業を行っているところでありますが、今後、健診データなどによるハイリスク者抽出などにより、より効果的な指導、改善を行えるよう検討してまいりたいと思っております。

以上です。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ただいまの町長の答弁にありまして、健康年齢、健康寿命という言葉が出てきました。健康寿命とは、日常的、継続的な医療、介護に依存しないで自身で生命を維持し、自立した生活ができる生存期間というふうにされているわけでございます。

町はやっぱり健康を維持するために様々な健康教室を開催していきまして、今後、コロナの関係もあり、新しい生活様式と言われているように、イベント型健康祭りというのはなかなかちょっと社会的距離を取る、つまりは3密に気をつけて行うということがあり、なかなかできない、今この時期になってきているというふうに思うわけでありまして。

町でもスタンプを押して、スタンプいっぱいたまると商品がもらえますよという施策というか、健康福祉課のほうで皆さんにお渡しをして、それを楽しみにして今日はここからここまで歩いたからぼんと一つ印をつける、何月何日しましたというふうな形のものも出しているわけでありまして。

ウォーキングにつきまして、健康福祉課のホームページをちょっと開いてみましたら、平成26年度にお宝ウォーキング、地区ごとに行っているという、当時いるで、平成26年ですよ、随分前のものをホームページに上げているということ、じゃ、それ以降、ウォーキングとかそういった形についてはやって推進をしていない、当時は人がいっぱい集まれば進めていくという、コロナ前ですね、人がやっぱり集まらない事業は縮小し、だんだんと取りやめにしていくという方向にあったかというふうに思いますが、今は逆に少ない人数で行う必要性、逆に5人ぐらいでちょうどいいとか、多くても10人とか、そういったことにもなってきておりますので、歩くというのは自分でペースでどこでも歩けるわけです。

例えば、それをウォーキングの形を保健師さん、保健福祉課のほうで、ここからこのコースはこういうペースでこういった形で歩いていただくと運動効果がありますよとか、そういった指導の形になってきているのではないかなというふうに思うわけです。

そこで、ちょっと提案と申しますか、歩くという意識づけもありまして、一つは体重体組成計と申しまして、乗っただけで体重とか脂肪とか骨密度、骨量、全部分かる機械があります。ゆる楽体操などに行きますと、何か月かに1度かなんか、寒河江のあそこは国保のセンターから大きいものを借りてきて、逆に全体的なお腹の体脂肪だけじゃなくて、手の右左、足の左右、ここの脂肪率とか筋力、骨量が分かるというすばらしい機械がありますので、ぜひ町でもこういった形で購入されて、保健センターに置いていただきまして、例えば私は朝毎日歩いているんですよという方が、じゃ保健センターに行って自分の健康指数を数字で見られるという形にできたらいいかなというふうに思います。

あとは、万歩計です。町で万歩計を買って、みんなに渡すということ自体も大変なことではあるかとは思いますが、あとは携帯のアプリで万歩計を設定して、それに身長、体重、年齢などを入力をして今日1日何歩歩いたら、あなたの健康はこうですよというアプリなどもありますので、そういったものを紹介できる、要は健康を数字で本人が見られるというか、ああ、保健センターに行くと体組成計に乗ってデータももらえるし、あとは万歩計で私これくらい歩きました、そうしたら、じゃあなたこれくらい運動しましたよとか、目で見える健康チェック、こういったものも進めていっていただきたい。

3つ目にですが、今のポイント制のものもいいんですけども、例えばお薬手帳のような健康手帳を配付して、1年間、自分の健康をチェックする、その項目については例えば自分の好きなもの、苦手なもの、その内容については、食物、飲物、テレビ、映画、花、言葉、本、日課、色など、やっぱり生活において自分が好む環境で過ごすために書き込めるものを

含めた健康手帳などというものも配付をしながら、自分の健康をチェックしてもらいたい。

最初、お薬手帳って、何こなお薬手帳あって面倒くさいなという方もおられるかと思いますが、最近はおとんどの方、いや、私も持っていますけれども、ここでこういった薬を飲んで、だけれども、先生に見せると、ああ、あなたはこういった形で病気をされたり、お薬を飲まれたりしていらっしゃるといのがすぐ分かります。そういった形において、一人一人の健康手帳をつくりまして、配付などをさせていただけたらなというふうに思うところがあります。

こういった形で、新しい健康づくり、教室も含めながら、自分でできる新しい健康チェックの方法についてちょっとご提案を申し上げましたが、ちょっとこのことについてご意見を伺いたいというふうに思います。

古澤議長 体脂肪関係、万歩計等々の備品については、小川町長のほうに。

小川町長 大変具体的なお提言ありがとうございます。

この健康づくりに関しましては、病気の早期発見、早期予防もそうではありますが、それ以上に元気なうちからいかに健康を意識して、そして生活するか、これが非常に重要になってきて、そしてもしそこに自分で直せるものがあれば日常生活の中で是正していくというのが、これが基本だと思っています。

そういった意味で、西川町でも健康推進のためにウォーキングを20年前頃から取り入れておりまして、特に米沢の短大、女子短大の先生などをお願いして、そして弓張平で町民大会などを開催してきて、そしてその後、さっきあった宝のマップに距離数を入れて、そして時間、様々入れながら、それぞれの公民館で実践して経過がございしますが、なかなかこれが運動に、要するに体のほうでなくて、町民運動としてできなかった経過があります。

これは何かといいますと、やはりそれぞれやっても結果は自分の主観でしか捉えることができなかつたと、これはやっぱりある程度、客観的に数値できちっと出るものがあるべきだというようなこと、議員おっしゃるとおりです。

ですから、これからやるには、例えば、歩数であれば万歩計、さらには1か月間、自分で努力したら、その結果として体脂肪なり何なりがどの程度減ったとか、そういったものが客観的に眺められるその数値が必要だと、そうすればお互いに、多分保健センターに行ってそういった計測をすれば、そういった中でのそれぞれの仲間意識も出てきますし、そしてお互いにそこから新たな運動が生まれる可能性もあるというようなことでもありますので、まさにそのとおりです。

ですから、実は健康福祉課長のほうにも、今、保健関係のプロジェクトを今度やりますので、健康づくりのプロジェクトを組んでおりますので、これに生涯学習課も含んでありますので、その中でどう具体的にどのような町民運動ができるのか、そしてもし機材が必要となれば、そういったものを具体的に提案してもらって、そして令和3年度の事業にどの程度組み入れられるかというようなことで指示しておりますので、今、議員もたまに、たまにじゃなく年中でも結構ですので、健康福祉課長なり生涯学習課長などに言って、今あったようなご提言をぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

古澤議長 2点目の年間つけられる健康手帳配付等々においては、飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいま提案いただきました何点かのものにつきましては、数値の見える化ですとか、あと今後、健康寿命ですとか、不健康の期間の短縮、介護認定率に反映するようなことで事業のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思っています。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 先ほど町長から、あと課長のほうから答弁をいただきまして、ぜひ来年度に向けて、これを進めていっていただきたいなというふうに思います。

あと、ウォーキングについては、ちょっと先日、生涯学習課でやっているスポーツの教室なんですけど、弓張平の植物園を歩いてきました。林の中を歩いたらすごくいろんな植物もあるし、いや、なかなか気持ちいいねという、あの弓張平公園、あれほどの施設整備されておりまして、あそこを活用しないのは非常にもったいないというふうに思っておりますので、今後もウォーキングコースの一つとして自然、弓張平の植物園の中のコースを入れていただきたいなというふうに思います。

健康づくりについては、全ての町民ですから、もちろん町長をはじめとする町の職員の方々の健康も含めて考えていただけるというふうに思っておりますので、皆さん、執行される皆さんも心も体も健康にこの町で暮らしていける今後の施策を期待したいというふうに思います。

続きまして、4番の質問に入らせていただきます。

令和2年7月28日の豪雨災害における地区防災組織との連携についての検証と今後の防災訓練の在り方について、提案を申し上げましてお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の4点目ではありますが、令和2年7月の豪雨災害における地区自主防災組織との連携並びに今後の防災訓練の在り方についてであります。本町では、災害対策基本法の規定に基づき、地域及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、仮に被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう備える減災の考え方を基本とし、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的に西川町地域防災計画を策定し、本町及び関係機関が災害時に処理すべき事務または業務について定めております。

地域防災計画では、大雨の場合、本町地域に大雨警報が発表されたとき、総務課、産業振興課及び建設水道課の職員が役場に登庁、いわゆる第一次配備体制と称しておりますが、災害発生に備えることとしております。

7月の豪雨災害の際は、7月28日午前4時53分に本町地域に大雨警報が発表され、5時20分に第一次配備体制を完了、直ちに各地区の自主防災組織の会長である区長、地区会長に各避難所の鍵開け、開放等の開設準備並びに地区内の危険箇所及び被害状況の調査をお願いしたところであります。

その後、午前8時に西川町大雨災害対策連絡本部を設置、大井沢温泉館に避難所を開設しました。同日午後零時10分、本町地域に土砂災害警戒情報が発表され、1時30分に対策連絡本部を対策本部に切り替えて、区長、地区会長等とも連絡を取りながら、また、消防団に出動を要請し、町民の生命を守ることを第一に、被災箇所の確認、被災拡大防止のための応急措置などについて全力を挙げて取り組んでまいったところであります。

今年は梅雨の期間が長く、さらに雨の日が多かったことに加えての豪雨で、被災箇所及び被害総額は甚大なるものとなる見込みですが、人的な被害はありませんでした。日頃からの地区自主防災組織の話合いや訓練の成果と考えております。

防災訓練につきましては、地区自主防災組織や町の総合防災訓練におきまして、従来から火災や地震を想定した訓練を中心に実施してきましたが、今回の豪雨でも堰があふれる、また民家近くに土砂が押し寄せてくるなどの事案があったことから、土のうによる浸水防止の訓練などを加えることも検討してまいりたいと考えておるところであります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） さきの豪雨災害におきまして、特に避難所開設ということにつきまして、役場のほうにも町民から様々な各課に電話があり、職員の皆様対応なされたかなとい

うふうに思います。

振り返りまして、私、昭和42年の羽越災害のときに小学校3年生でありました。寒河江川が増水し、睦合のほうも川が氾濫して床上浸水、消防団の方が出て畳を上げたり、あとは土砂崩れでちょっと亡くなった方もおられました。町内でもほかにもそういった被害とかがあったのを非常に記憶しておりまして、あの川の流れ、水量が今もやはりちょっと頭の中にありまして、私もあの近くの川に行ってはいけないとは言われながらも、ちょっと川を見たりして、いや、もう本当にふだんとは全く違うこの状況に驚きながら、恐ろしさを感じたところであります。

先ほど荒木俊夫議員のほうからも避難所開設について、地区防災組織との連携ということにおいてのご質問とかもありましたが、これを振り返りまして、恐らくその避難所については、各様々な対応があったのかなというふうに思います。

区長さんを本部長に、地区での本部長にしながら避難所を開設しているというふうな形になっておりますが、ちなみに入間地区におきましては、区長は自ら現地に赴き、災害現場の確認、援助を行うという形で区の現場にいました。じゃ、避難所には誰がいたかと言えば、どなたもいらっしゃらなかったのが鍵を開けたという状態ではあり、避難する方もおられなかったということでもあります。

各地区それぞれの事情もあり、非常に防災組織の方、大変だなというふうに本当に改めて思ったところであります。

そこで、町では防災士という方が6名いらっしゃるということをちょっと先日お伺いしまして、防災ですからいろんな防災があるわけです。その方々の役割をお伺いしたい、役割はって何にもしないわということではなくて、防災士の方々たちとの連携とか、今後避難所を開いたらこういうふうな形でとか、こういうものをもってとかという指導とかもありますので、そういった方たちの役割をお尋ねしたいことが1点と、もう一つは、今回、特に感じたんですが、あちこちで水があふれているという。

林道とか、県道とかは崩れたところもありますが、ほとんど水があふれている、沢々がさわや川がいっぱい地形的にありますので、そこで土のうについてちょっとお尋ねをしたいのですが、まず一つ、袋はどこにあり、土の保管場所はどこにあるかということ。

例えば、建設水道課にあるのであれば、じゃ大井沢まで運ぶんでしょうかとか、志津まで運ぶんでしょうかというふうなちょっと考えにもなりますので、地域的にここからこのエリアはここからこういうふうにとっていくとかということについて、具体的にちょっと教え

ていただけたらというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま大泉議員から2つの質問がありました。

まず、第1点目の防災士の役割と申しますか、防災士の件についてのご質問にお答えさせていただきますたいと存じます。

防災士につきましては、議員ご指摘のとおり、本町に今現在6名の講習会受講資格取得者ということであらうところでございます。

振り返ってみますと、防災士というものは、平成7年1月のあの忘れもしない阪神淡路大震災の際に、それこそ甚大な被害を受けたわけでございます。ああいった甚大な被害、さらに最近では当然、東日本の大震災もそうですけれども、そういったもの災害が発生しますとご案内のとおり、行政機能も完全に麻痺してまいります。行政機能も働かないと、まさしく平成の時代に出た言葉は、それこそ自助、共助、公助でございますが、こういった言葉が出まして、やはり自分の命は自分で守ると、こういうことが基本的な防災対策の考え方として日本には定着したのではないかなと、私自身は考えてございます。

それを補うのが地域、隣組、地域での公助になりますかね、そういった形で地域での助け合いということで考え方がなると、そこで西川町ではいわゆる自主防災組織というものを万が一のために地域で取り組んでいまいしょうということで、平成27年の5月までに12地区全ての地区で設立がなるというふうに整理いたしております。

そういったときに、地域の中で活躍していただけると、地域の防災のリーダーというものがやはりこの防災士の大きな役割でないかなということで私どもも考えておりますし、そのためにも町といたしましても、毎年それぞれの自主防災組織のほうに補助金を若干ではございますが交付させていただきながら、その講習会等を受講していただいて、資格を取得しましてキャリアアップしていただいて地域の防災のリーダーとしてのご活躍を期待しておりますというところでございます。

今後、町の横断的な組織としてというようなことも当然来る時期もあろうかと思っております。まずは、やはり地区の非常時、防災のリーダーとしての活躍を今後とも期待してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、2つ目の土のうの件についてでございます。

土のうは西川町、私どもでは総務課の危機管理係のほうで一義的に管理いたしております。通常は役場第2庁舎の

倉庫のほうに保管しながら、万が一の場合は土や砂を入れて土のう袋として活用しているというところでございます。

実際、いざという時のためにというようなことでありますけれども、当然、台風ですとか雨の災害の場合ですと事前に予報等が出ますので、大雨のおそれがあるといった場合は、事前に主に建設課のほうが主になりますけれども、その土のう袋に土を詰めたりして準備をするというようなことで、今現在は水沢の除雪ステーションのほうに土を詰めた土のう袋を置いておるというところでやっております。

実際、今回の7月豪雨の際も週末の土曜日の夜に住民の方、関係区長のほうから町長に消防団の要請が入りまして、町長から消防団に直ちに命令を出して土のう積みを行ったというケースがございました。やはり土曜日の夜でございましたので、業者も当然、休みだと、こういうことでありますので、町長から直ちに消防団長に命令が出て、地元の消防団、そして建設課の職員等々で、そうですね、依頼があってから1時間弱で土のうを積み上げた、ということがございました。

そういったこと等も踏まえますと、いつやはり議員ご指摘のとおり、土のう袋が必要になってくるかも分からないというようなことを考えますと、それぞれの地区の消防車のポンプ庫とか、そういったところにも土のう袋としてやはり今後置くことも、地元消防団あるいは自主防災組織とも検討していくべき課題の一つかなというふうに捉えておりますし、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、訓練の中でも土のう袋の作り方の訓練というのでも検討していかなければいけないかなと思っておりますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

時間が来ましたので、手短にお願いします。

5番（大泉奈美議員） では、最後の質問というか、私の防災に関する考え方も含めましてちょっとお話をしたいなというふうに思いますが、私も女性消防団に入っております、防災訓練を1、2、3年、4年ほど経験をさせていただいております。

実際やっぱり防災訓練のときに土のうの作り方を体験するということは非常に大事な時代になってきたというか、もうかなと、どれくらい上までいっちゃいけないとかというのもありますので、そういった形で防災訓練に入れていただきたい。

あとは、もう一点は、やっぱり避難所の開設について、今回もですが日中、例えば区長は

いるんだけど、町内会長や隣組長はちょっと仕事でいないとか、所用があっていないとか、じゃ、その下の組織はどうやってしたらいいとかということもありますので、要は人がいないときのシミュレーションというか、そういったものもちょっと考えていくが必要があるかなというふうに思いました。

最後にですが、防災について地域づくりも含めまして、自分、そして家族、地域が頑張るが駄目なら公共的に、つまりは町の支援をお願いしたい、つまり先ほど課長が申し上げましたとおり、自助、自分ですね、共助、周りの皆さんです、公助、公の場所から助けをいただきまして、様々な課題があると思いますが、今後の町の施策に期待をしまして質問を終わらせていただきます。

すみません、最後ですが、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。これで終わります。

古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分

令和 2 年 9 月 3 日

令和2年第3回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年9月3日(木)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

佐藤光康議員

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

3番（佐藤光康議員） おはようございます。

3番、佐藤光康です。

7月の豪雨災害は西川町にも大きな被害をもたらしました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

私たちは、今回の被害からしっかりと教訓を学び、災害に強いまちづくりを目指さなければなりません。そこで質問いたします。

避難所の在り方について、いつどのようになれば誰が避難所を開設するのか、避難所が開設されれば、町と各地区の自主防災組織の役割分担はどのようになるのか、特に避難所での食事、毛布などは誰が準備するのか、答弁をお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの災害に強いまちづくりを目指してというようなことで、佐藤議員からご質問ありましたが、その中での避難所の在り方についてご回答申し上げます。

避難所の開設につきましては、本町では豪雨の場合、大雨警報が発表され、かつ大雨が観測され、災害が発生または災害発生のおそれがあるときに、町と地区自主防災組織が合意の下、避難所を開設することといたしております。

避難所の開設に際しては、西川交流センターあいべなど町管理施設はその管理者が鍵を開けるなどして開設、運営に当たり、地区集会所など地区管理施設は基本的には地元自主防災組織で鍵を開けるなどして開設・運営を行っていただくこととしております。

本町では、健康福祉課及び生涯学習課が災害時の避難所担当としておりまして、避難所の開設・運営について協力することとしており、その主な役割として地区自主防災組織と町対策本部の連携、連絡を行っておるところであります。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 私も8時に公民館の鍵を開けて、一応、避難所を開設しました。避難する方はいませんでしたけれども、どういうときに町の職員の方が来られて、何を持ってきてくださるのかとか、あと、食事準備なんかはどうなるのかとか、そういういろんな問題あると思うんですね。ですからそこら辺の、毛布はどうするのかとか。各自が持っていくのか、それとも町が来て持ってきてくれるのかとか、そういういろんな細かいことが結構あるんだと思います。地区が、区が準備するのか、食事とか毛布は個人で準備するのかとか、町でしてくれるのかとか、そこら辺の、いわゆるマニュアルが結構あると思うんですけれども、そこら辺のもう少し分かりやすい形での、ぜひ出していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤光康議員からありました、災害時、災害のおそれがあるときの避難所を開設した場合の資器材でありますとか食事でありますとか、そういった内容についてのご質問にお答えさせていただきます。

今回、今議員ご指摘のとおり、令和2年7月豪雨の際は地元の避難所を午前8時に鍵を開放されたということで、大変ご協力をいただきましてありがとうございました。

議員からもございましたように、議員が鍵を開放された避難所へ避難された方はいらっし

やらなかったと、こういうことでありますけれども、今回も含めながら、実際、避難所に避難された方等々のことについて申し上げさせていただきますと、具体的にございました毛布等につきまして、あるいはまた、今回であればコロナ禍ということで、感染症の感染のおそれがあるということで昨日の一般質問でもご質問いただき、あるいは町長はじめ私どものほうからもお答えさせていただきましたとおり、非接触型の体温計でありますとかマスク、あるいは消毒液等々の感染防止のための資器材、こういったものを町の職員のほうで持参して対応させていただいたというところでありました。毛布につきましては町のほうでも備蓄してございますので、今回の避難所開設に当たっても実際、一晩宿泊されたという避難所もございましたので、町のほうで準備いたしまして、開設した避難所のほうに運びまして対応させていただいたと、こういうことであります。

加えて、ご質問のありました食事等についてでございますけれども、食事につきましては、原則、ご本人で食事を取られると、こういうことになります。ただ、やはり災害避難というようなことで、地区によっては自主防災組織のほうで炊き出しを準備されて対応されておられたケースもこの間ございます。あるいはまた、これは決してあってはならないんですけれども、長期間にわたる避難生活を余儀なくされるような大災害、これがあつたときには当然、ご自身で準備あるいは自主防災組織で準備というところに対応できるものではございませんので、そういったときは、全国でもいろいろ報道になっているような形で、いろいろな方法をもってして対応しなければいけないというふうには認識してございますけれども、今現在の食事の対応については、申し上げましたようにご自分で、あるいはまた、地区防災組織のほうで炊き出し等でご対応されているというのが実情でございます。

以上のような形でよろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ある町では、食料を出した避難所と食事を出さなかった避難所ではばらになりまして問題になったという話をこの前聞きました。ですから、ある程度はマニュアル的なものが必要かなという気がするんです。ですから、そこら辺でぜひ、区が何を準備すればいいのか、個人は何を準備するのか、町は何をしてくれるのか、プリントか何かありませんかと聞きましたら、それは全くありませんという答えでしたので、ぜひそういうのを準備して、分かりやすく町民に教えていただきたいというふうに思います。

次、避難所の問題です。

避難所、避難施設、避難場所のハザードマップです。

昨日からハザードマップが非常に強調されています。ハザードマップを見ながら避難施設、避難場所を確認して逃げてくださいと。そこで、今町民が不安を持っているのは、このハザードマップの避難施設、避難場所が崖崩れ、土砂災害警戒区域なんだとかという声があるんです。

例えば、吉川地区、2次避難所の西川研修センターというのは崖崩れが発生する危険性のある土砂災害警戒区域に当たるのではないかという声があります。それから水沢地区、避難場所、旧水沢小学校グラウンドです。土石流が氾濫する危険性のある土砂災害警戒区域になっています。これでいいんですかと私も聞かれました。それから寒河江川のすぐそばにある学校が避難所になっています。吉川地区の西川中学校も避難施設です。海味地区の西川小学校体育館、避難施設です。西川小学校グラウンド、避難場所です。今回、豪雨災害で寒河江川を私も見ましたけれども、流木が流れてきて、土石流も入って、もう濁流が、私もあんな見たことはありません。すごい流れです。あの脇の中学校とか小学校とかグラウンドに行けというふうに町のほうで誘導するのでしょうか。質問します。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 避難誘導についてのご質問にお答えさせていただきます。

町、私どもといたしましては、災害の種類あるいは災害の程度に応じて的確に判断した上で、避難はこのほうがベターであるというようなことを自主防災組織の会長さん方と相談するということになると思います。当然、災害によっては、いろいろ危険の度合いと異なりますか、発生する災害が違ってくるかというふうに考えてございます。

本町の場合ですと、一番発生する危険性、おそれが高いものは土砂災害というふうには認識しておりますけれども、地震でありますとか、やはりそのほか様々な災害がございますので、その災害の種類、発生の度合い等に応じて自主防災組織の皆さんと的確に話し合いながら判断してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

当然のことながら、指定避難所ということと加えて指定避難場所ということで、ただいま議員のほうからもご指摘ありましたように、旧小学校施設のグラウンドでありますとか、指定の避難場所も指定してございます。そして、吉川の研修センターでありますとか、指定の避難所というところもございます。

今回もそうでしたし、昨年台風19号の豪雨の際もそうございましたけれども、指定避難所のほかに各地区ではそれぞれ町内会の集会所、そういったものも開放して、万が一の避

難に備えておられたというところもあるようでございます。昨日来からも申し上げておりますし、以前からも私どもでは申し上げておりますけれども、やはり避難には様々な方法があると思います。市町村が指定します避難所、こういったところに避難するということがありますし、自宅の中でより安全なところに避難するという方法もあるでしょうし、あるいは感染症が感染している中で、国のほうでも盛んに呼びかけておりますのは、知人宅あるいは親戚宅への避難、こういったものも検討してほしいということで、国民の皆さんに呼びかけておるようでございます。

私どもといたしましても、町長と語る会、地域座談会等も通じまして、やはり平時、いわゆる日々の生活の中で、家庭で、あるいは職場、学校で万が一こういった災害が発生した場合には、どういったことで自らの命を守るのかと、こういうものを常に話し合っていたきたいと。そして、地域自主防災組織の中でもそのような形で災害のいろんな場面を想定して話し合いをされて、そして訓練をされてということで、この間やってまいったところでございます。そういったことで、今後とも心がけながら対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、地震とかという話ありましたけれども、今さっき言ったハザードマップは土砂災害のハザードマップです。町が出しているやつです。それから、災害が起きたら自主防災組織の長と町が相談するというお話をされました。そんな時間はありません。余裕もありません。もうそういう、土石流がぼんぼん流れていく、そういう中での走り回りながらの対応です。ですから、やはり事前に一番ここが安全な場所だということを決めておくのが避難施設、避難場所、それは町が決めているわけです。その場所が土砂災害警戒区域になっているということは問題じゃないんですか。町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、ハザードマップができたのはここ十数年前でありまして、そして、それに伴う避難所等につきましては、その以前から避難所を指定しておったわけではありますが、なかなか今議員おっしゃるような最上の避難所というのは整備するのに困難な面もあるというようなこともあって、今、自助、共助、公助というようなことで、やっぱりまずは自分で身を守ってもらう、そしてさらに地域で一番安全な場所を認識していただいて、今、国が指導しておりますように、親戚または知人宅、そういったものを含めて避難所として考えていっ

てほしいというようなことでありますので、そして最後は公的なものでありますが、議員おっしゃるように、まず町の場合は今ある公共施設について指定をしているというような状況でありますので、これを今後の、今回はこれまで西川町始まって以来の災害でもありますし、今回ハザードマップさらに各家庭にお渡ししますが、これにつきましては前回のハザードマップよりもさらに規模の大きたと申しますか、そういったものに対応するためのハザードマップをつくっておりますので、それらも含めて今後、自主防災組織と併せて検討を重ねるべきだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ほかの町の方に見てもらおうと、ちょっとあり得ないという話をされました。ですから、町でそういう場所を避難所、避難施設にしているというのは、やはり責任問題が出てきます。ぜひ、検討と今言われたような気がしますので、しっかりと検討していただきたい。特に西川町はなかなかそういう安全な場所、崖崩れが多い場所が結構多いのでなかなか大変だとは思いますが、ぜひ検討していただきたいと強く要望します。

次です。

災害が起きないまちづくりということで私、書きましたけれども、災害が起きないというのはあり得ないわけです。必ず起きます。ところが私も今回地区で流木が流れてきて、そしてもうあっという間に流れてきて堰が埋まって、そして流木が堰に埋まってしまってそこからあふれ出して、うちにも水が流れ込んでくると、そういう状況の中で、ある方はユンボを持ってこの流木を脇にどかして、そしてほかのところに流したという経験を目の当たりにしました。それも1か所だけじゃないんです。ですから本当に、今、あっという間にそういう状況になるということで、流木の恐さですね、本当に痛感しました。

それから、土石流です。私の区で通行止めになりましたけれども、もう一気に土石流がばあっと流れてきました。目の前で見ましたけれども、あっという間に県道が1メートルぐらい土砂がたまりました。ですから、本当にそれを見て、災害が起きないまちづくりとは一体どうすればいいんだろうとふと思ひまして、ここに書きました。

今回の水害では、山から大量の流木が流れてきて堰を止め、水があふれ出して人家に流れ出すということが起きました。災害が起きたら元に戻すだけではなくて災害を起こさない対策が必要になっていきます。町ではどのように考えていますでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、災害が起きないまちづくりについてでありますので、議員おっしゃるように、

災害が起きないまちづくり、これは大変な事業であります、現在の状況を示しながらご理解を得たいと思います。

土石流や崖崩れなど、降雨に起因する災害は現象の発生から被害までの時間が短いために人命が危険にさらされる例が非常に多いと認識しております。これらの土砂の発生や流出を抑え、災害の発生を未然に防止し、町民の生命、財産を守るとともに地域の経済活動を維持していくためには、砂防堰堤や防護柵などの整備が有効であると考えております。

しかし、これらの工事等につきましては、多額の財政負担及び専門的な知識が必要となりますので、地元の要望などを踏まえまして国や県に要望を行っておりますし、今後もさらに強く要望していきたいと思っております。

また、森林におきます災害防止対策につきましては、保安施設事業並びに地滑り防止工事に関する事業などを行う治山事業において実施しておりまして、事業実施主体は国有林は国、民有林は県となっております、町は危険箇所等の状況を把握し、保安林の指定並びに治山事業について国や県との連携により事業推進を行っているところであります。

現在、本町での実施箇所につきましては、平成25年7月の豪雨災害時に大量に土砂が流出しまして、特に月山沢地区の砂沢並びに大井沢地区のタテギ沢などの6つの沢で国有林、民有林のそれぞれの箇所におきまして保安施設整備を推進してまいりました。

また今後の治山事業の実施予定につきましては、現在、上小沼地区の約123ヘクタールの山林が地滑り防止区域に指定されておりますが、これまで県営事業によりまして排水対策などを行ってまいりましたが、依然として地滑りは収まらず、大規模災害を未然に防ぐためにも、国直轄の地滑り防止事業の導入に向けて県と調整を図っているところであります。

豪雨災害につきましてはなかなか事前に把握と申しますか、そういった意味での対応が非常に困難なものがありますが、災害の起きないまちづくりといたしましては、まず砂防、西川町は砂防でありますので、特に国直轄の事業、また県の事業等の導入を得ながら対応を行っていききたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 流木が本当に大きな災害を引き起こすということが私も今回痛感しました。でも、そう言いましたら、あんたの区だけじゃないと、町全体なんだという話をされました。

流木災害の対策、山の問題ですね、山が荒れてきているわけです。そんなのできるわけないだろうという話ありましたけれども、資料の中のプリントの1枚ご覧ください。3番と書

いているやつで、これ、林野庁で出したものです。ホームページから取ったやつです。平成29年、3番というところです。平成29年7月九州北部豪雨で流木災害があって、治山対策が問題となったということです。これで林野庁も何とかしなくちゃならないということで緊急点検を実施したと。点検しましたら、点検結果1,200地区が全国で流木災害の危険な場所が出てきたということで、600億円を出して緊急対策をやったという林野庁の報告です。山形県も25か所点検対策のうちに入りましてやったようですけれども、西川町は入ったのでしょうか。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 この治山の対策のプロジェクトにおける点検作業につきましては、本町では把握していないところがございますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、流木災害は全国的な問題になっていますので、ぜひ全国的な状況を見ながらしっかり取り組んでいただきたいと思います。治山GISの活用とか、今、そういういろんな新しいもの導入しながら治山対策が進んでいるようです。ぜひそういうことも町民の命、安全を守るためにぜひやっていただきたいと思います、強く要望しておきたいと思えます。

次、この災害の問題で、復旧の問題です。

強いまちづくりということで、やっぱりしっかりと復旧をしなければならないということです。ということで、農地災害復旧事業の補助率について若干確認をしたいと思えます。

公共災害と町で言っているものがあります。今までの区に対する町の説明では、40万円かかる復旧事業は公共災害と呼んで、町で実施して、地元の負担はゼロだったと聞いていますが、それは間違いありませんね。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいま公共災害復旧事業につきまして、地元負担がゼロというふうなことで、議員からのご指摘でございますが、これまで、まずは公共災害復旧事業につきましては、測量設計、さらに工事費を含めまして地元負担につきましては5%というふうなことになります。公共災害復旧事業につきましては、町が直接工事をするわけでございますが、地元負担の条例に基づきまして地元が負担するというふうなことで5%というふうなことで決めさせていただきながら、させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、公共災害も5%だというふうに、区の負担が5%だということを言われましたけれども、ある区長さんは、今まで0%、全く負担なかったのに、どこで5%に変わったんだというふうにすごい怒っておられました。その事情は私には分かりませんが、農業関係の公共災害、農業関係の40万円以上の事業の場合には区の負担がゼロになるということは国の説明でもそれが可能だということが言えるんじゃないかと思います。

そこで、資料をちょっと見てもらいます。

さっきの中の林野庁の治山対策の裏の資料です、林野庁の、さっきの治山対策の裏をご覧ください。

これは農水省のリーフレットから取ったものです。

左側をご覧ください。

農地災害復旧事業の補助率と書いてあります。基準は40万円以上ということだそうです。

市町村負担に対する地方財政措置を、ちょっと下のほうをご覧ください。

補助災害復旧事業債ということで、下にいきますと分かりますけれども、激甚災害での国の補助ということで、国庫補助率95%と書いています。残り5%が市町村負担ということで、この市町村負担5%も補助災害復旧事業債という起債をすれば交付税4.3%が出るということで、町の負担は実質は0.7%になるということを説明しています。ですから、100万円かかれば95万円は国が出して、町の負担は7,000円にしかならないということです。

ですから、これを見れば、今回激甚災害ですから、当然40万円以上の公共災害はゼロになってもおかしくない。下に特別交付税で災害復旧事業費掛ける3%がそのほかに国のほうから来るとすることも書いています。ですから、これを素直に見れば全く区は、40万円以上の公共災害は出さなくてもいいということになりませんか。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいまの議員のご指摘の、この農政局から提出されております補助率の資料に基づきまして今のご指摘でございますが、まずはちょっと確認をさせていただきますが、国庫補助率が95%というふうにここに示しておりますが、これは確定ではございません。過去3年間、5年間の平均の数字を取りまして、国のほうでこの資料が分かりやすく見られるように95というふうな形で書いておりますので、この数字につきましてはまだ今後移動する可能性があるというふうなことでございます。

さらには交付税4.3%というふうに見ておりますが、これにつきましては、補助裏の部分、5%の部分で公共災害復旧事業債、いわゆる起債を、充当率90%でございますので、5万円、90%、さらには充当率の90%の、起債のこの95%が交付税算入されるというふうなことでございますので、計算しますと4.3%というふうなことになるわけでございますが、残りが町の負担というふうなことになります。

ただ、これまでゼロというふうなことでしてきたというふうな形で町民の方がいらっしゃるということでございますが、これまでも公共災害復旧事業債につきましては、先ほども申し上げましたとおり農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例の第3条、分担金の額でございますが、災害復旧における事業費に充てる起こした地方債及び国又は県から交付を受けた補助金の額を控除した額の範囲内において町長が定める額で納めてきていただいておりますので、町は5%まで、非常に高率に地元負担金等上がらないような形でしているところでございますが、したがって、0.7%の分はできるだけ5%以内にして、できるだけ地元の負担金のないように町でも頑張ってお金を起こしながらやると。その残りの部分につきましては、地元から頂くというふうな形でさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） これだけ一応、国民に分かりやすい形で農水省で発表しているわけですから、当然国民は、私たちはこれ見て判断するわけです。ですから、今まで公共災害40万円以上は区の負担はなしということにしてきたようですので、いろいろあるようだけれども、ぜひ町としてそれを守って、堅持して、あらゆる努力でぜひやっていただきたいと強く要望しておきたいと思ひます。

それから、その関連で、仮工事から本工事への問題です。

うちの区でシンデン堰があります。今回、仮工事で40万円ぐらいで、もう来年の本工事は間に合わないのだから仮工事に始めるところです。大体40万円かかります。もう急がなくちゃならないので区でやることにしました。5%負担ということで区でやります。本工事は何百万とかかるというふうに言われています。それは公共災害に認めてもらって、今までだったら公共災害はゼロということで、今回シンデン堰の本工事は、負担は公共災害適用ということによろしいということですね。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず再度申し上げますが、公共災害復旧事業につきましても、これまでゼロではございませんので、この辺はまず一つ確認をさせていただきたいと思えます。できるだけ地元負担がないような形でゼロに近い形では頑張っていくというようなことをございますので、その辺まずご理解いただきたいと思います。

それです、仮工事、さらには公共災害ということをございます、まずご承知のとおり、公共災害復旧につきましても、ただいま積算をさせていただいて、査定がこれから行われます。それで国の査定が行われて初めて実施というふうなことをございますので、今年度実施については非常に厳しいと、来年度以降になるというようなことをございます。

そんな関係から、水路につきましても春先の、水が必要だというようなことをございますので、それに係る仮工事が必要というようなことで、町でもそれは認識をしているものをございます。したがって、仮工事につきましてもまずは地域で実施していただきまして、その町単災害の、今回激甚災害になっておりますので95%で実施をしていただき、その後、その部分の本工事につきましても公共災害復旧事業を使いながら低率で地元負担ができるだけないような形で実施をいただくというようなことをございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 分かりました。じゃ、仮工事で単独災害ということで区で5%負担して、負担しても本工事では公共災害に認めてくれるということを確認できてよかったと思えます。ということで。

それから一つ要望ですけれども、ここで、シンデン堰は元に復旧の工事をしますけれども、やっぱりもっと強化した形で補強したいとこちらは、区は思うわけですけれども、同じ元の原形にしないと駄目だということで、結局同じことをやって、また壊れるパターンを繰り返しているんです。ですから、そういう強化する形でぜひ認めていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思えます。

この問題では最後ですけれども、個人の農地の問題です。個人の農地は25%負担ということが出ています。例えばうちの区でも土砂が田んぼ、畑にかぶさりまして、もう大変な状況のところはあります。だけれども耕作したい、けれども100万円かかるのを25%、上限20万円ですから、20万円出してさあ、やりましようと言われても、高齢になりまして、なかなか20万円出して田んぼやれるかということ、非常に重やみなんですね。ですから、そこら辺で、

もっと個人負担、農地、田や畑、もっと下がらないかということ、負担が減らないかということ、をちょっとぜひ考えてほしいということです。

そこで、さっきのプリントの農水省が出した右側のほうがあります。農水省が出した右側です。これは営農者用、農業やっていらっしゃる方のためのものです。

40万円が基準と。下見ますと、被災農地A 800万円、国が95%出すと、760万円出すと。残り40万円は市町村か農家が負担するということですね。ですから、これ見ると5%なんですね。激甚で25%町で負担を求めていますけれども、この資料では5%になるんですね。ですから、今、田畑が、耕作放棄地が荒れてきていますけれども、やはりできるだけ抑えて、そして頑張って田んぼや畑やってもらうというところではこれで、5%でいけると思うんですけども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 この資料につきましても、これは40万円以上と、これはもう公共災害復旧事業に基づく95%までいって、その残りの部分が5%というような資料でございますので、公共災害の場合はこのような形になりますが、一般単独事業の場合は、本町ではただいまのところ25%地元から負担していただくというような形でしております、耕作者からはですね。というようなことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） ということは、農地でも40万円以上かかる場合は公共災害と認めてくれて、負担が5%以下になるということによろしいですね。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 全て40万円以上であれば公共災害復旧事業になるというようなことではございません。全て状況を確認をさせていただいて、国・県と確認をし、この場所については40万円以上であっても公共災害事業には該当しないというものについてはならないというようなことでございます。

したがいまして、金額では基本は40万円以上が公共災というふうなことになっておりますが、そういった事情の中でならない場合もありますので、ご理解をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 高齢になっても、田んぼに畑に土砂が入っても何とかそれを除いて田畑耕したいという方いますので、ぜひこういうあらゆる可能性をかけて、これだけ農水省で営農者向けに5%だということをきちっと出していますので、ぜひお願いしたいと、強く要望したいと思います。

では次、質問の2つ目です。

新型コロナウイルス感染症や豪雨災害で町の職員の役割、マンパワーというそうですが、ますます重要になってきていることが明らかになりました。

町の職員がコロナ対策で町内の店舗や事業者さんをよくくまなく回ってくださった。豪雨災害で町の職員がすぐに各地区に入って素早く対応してくれました。町民の方は本当に感謝している方がたくさんおられます。やはり行政のマンパワーがいかに大事かということを感じた今回の出来事でした。

また、まちづくりにおいても、町の職員の役割がいかに大きいかは言うまでもありません。町の職員の方々が十分に力を発揮して町民のために頑張っていたために質問いたします。

1つ目です。

来年度の職員の採用はどのようになっていますでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 佐藤議員の2番目のご質問であります。町の職員の関係であります。初めに本町の職員数について申し上げますが、令和2年度の本町の職員数につきましては、一般行政部門、教育、病院、水道及び公共下水道など全ての部門を合わせて151人です。また、令和2年度から開始されました会計年度任用職員数は80人です。

本町では、厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築しまして、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの維持向上に努めるなどとする国の行政改革の方針に基づきまして職員の定員、適正管理に努めております。

質問であります。来年度の職員の採用計画であります。令和3年度の職員の採用計画につきましては、現時点では町のホームページに掲載しておりますとおり、採用予定は現在のところありません。ただ、今後、専門職の採用につきましては随時検討しながら募集を行っていくというようなことですので、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、行政のデジタル化で、コンピューターの入力ミスも結構起きています。やはりプログラミングに詳しい方、職員なんかも非常に今、大事になってきている

と思います。あと、先ほど言いましたけれども、治山対策や災害の専門的知識を持った方も非常に今重要になってきています。ですから、そういう今、新しい状況の中で、やはりそれに合わせた職員を育てていかななくてはならないというふうに考えます。ぜひそういう視野で職員を採用していただきたいと思いますが、もいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員がおっしゃいますように、非常に専門職の採用が非常に厳しい状況になっております。特に土木関係の技術職も含めてであります。ご承知のように、管内の県立高校の土木科がなくなりまして、統合になったわけでありまして、なかなかそういった意味でも、町の土木職もそうですし、町内の事業所で管理監督者を採用するという場面が非常に厳しい状況になっております。そして、現場管理等におけるその専門職の縛り、こういったものが非常に厳しくなっておるということで、県のほうにはそれぞれ、林業もそうですが、土木も含めて、専門職の高校をぜひともお願いしたいというような要望も行っているところであります。そういった中で、西川町はおかげさまで土木関係につきましてはある程度、適正ではないかと思いますが、町に合ったような形で採用ができているというふうに思います。

ただ、これからであります。農業関係も非常に、以前ですと西川町役場の職員にも農業の専門学校を卒業して来られた方も大分おりまして、農業の、それぞれの農家への指導等も非常に柔軟な対応ができたわけでありましたが、今は農業高校に入学される方も非常に少ないというようなこともあって、農業の指導、これは農協との関係もありますが、そういった面での専門的な指導、こういったものというのは非常に厳しくなるということは認識しておりまして、これらにつきましてはさらに、先ほど申しましたように、県のほうに専門職の高校、専門学校、こういったものの人員確保をお願いしたいというようなこと要望しておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 中学生も将来町に帰ってきて町のために頑張りたいという、役場の職員になりたいという、町のために頑張りたいという中学生もいます。ぜひお願いしたいと思います。毎年確実に採用するということが大事だと思います。

次の質問です。

町の活性化のために地域おこし協力隊を募集して新たなまちづくりの挑戦に挑んでいくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ご質問の地域おこし協力隊の募集についてであります。まず、町内の状況についてご説明申し上げますが、本町におけます地域おこし協力隊の活用につきましては、平成23年度から始まりまして、以来、現在まで14人の方々が赴任していただいております。

当初、本町では、地域おこし協力隊に対しては、各地区の集落の地域おこしなどに従事していただくために募集を行い、赴任いただいた方には実際に地域に入っていただき、各地区の地域づくり活動などに関わっていただいたところではありますが、地域おこし協力隊の活動には様々なものがありますが、まず一つは、弓張平公園を舞台にしたイベント「月山マルシェ」などを企画しながら数年間にわたり新たな客層を集客し、弓張平公園の活用の在り方を見いだした事例などもありました。

現在、本町では3人の地域おこし協力隊が活動を行っておりますし、3人の方々の任務としては、インバウンド誘客拡大や自然教育学習プロジェクトなど、町が進めようとしている施策に関する現場における実践活動などであり、協力隊の方々からはその力を発揮していただいているところであります。

また、本町に赴任した地域おこし協力隊の当町への定着については、昨年まで定着の実績はありませんでしたが、今年度任期満了になった1人の方が満了後も自然と匠の伝承館の巧人として町内に住みながら活動を続けております。

今後の地域おこし協力隊の活用につきましては、農林業や観光業などの分野において地域おこし協力隊の任期満了後においても当町に定着し、地域の担い手として町民の皆さんと一緒に活動に従事していただくなど、赴任先での将来について協力隊ご自身の目標を持った方を募集してまいりたいというようなことを考えておりますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 町の活性化のためには、県との人事交流も大事だと思います。今、県のほうに何人町から派遣して、県から何人町に来ているのでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康議員の県への派遣の職員の人数あるいは県からのこちらのほうにいらっしゃる人数についてのご質問にお答え申し上げます。

今年度、令和2年度ということで見た場合ですと、山形県のほうへ派遣、お世話になっている職員はおりません。あと、県から西川町のほうにお見えになっている職員もいないとい

う状況であります。

ただし、今年度、令和2年度、山形県さらには県内の市町村のほうで出資して設立いたしました今年度の春に設立になりました一般社団法人でありますけれども、山形県の移住推進センターのほうに本町職員1名、県とも協議を重ねまして派遣をしているという状況でありますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 県の移住センターに1人派遣しているということですが、代わりに県からは来ないんですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 申し上げましたとおり、今年度、令和2年度、県からは見られている職員はおりません。山形県と本町とのいわゆる職員の交流といいますが、派遣の関係でございますけれども、2通り大きく申し上げましてございまして、1つは市町村から県のほうへ派遣、そして県から市町村のほうへ派遣ということでお互いにやる交流というものが一つでございます。あと、もう一つは、市町村から県のほうへ派遣するというような一方通行の派遣という制度がございまして、西川町も交流の年度もございましたし派遣の年度もあったということで、この間来ておるところでございます。今年は県からお見えになっている職員の方は一般行政職員ではないと、こういうことありますので、よろしくお願い申し上げます。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 町の活性化という点では非常に大事なことだと思います。朝日町では若い県の職員が朝日町に入りまして、非常に熱心で、お互いに町の職員と刺激し合いながら大変いいという話をしていました。前に課長として県から来た方は非常にあまりよくなかったという。ですから若い方に来てもらって、若者同士でどんどん交流していける、そういう機会をぜひつくりたいと思います。

それから、次、西川町歴史文化資料館、大井沢自然博物館、丸山薫記念館、館長全て生涯学習課の課長が兼務しています。それから健康福祉課の課長補佐の方が今回社会福祉協議会事務局長、シルバー人材事務局長を兼務するようになりました。こういう兼務というのは十分な仕事ができるのでしょうか、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、課長などの館長や事務局長の兼務についてであります、本町では条例ま

たは規則の規定によりまして保健センター所長、開発センター所長、中央公民館長、図書館長、町民体育館長、丸山薫記念館長、歴史文化資料館長、博物館長及び自然と匠の伝承館長を置いておりますが、この職の中で保健センター所長は健康福祉課長、それ以外の職につきましては生涯学習課長、それぞれ兼務を命じているところであります。町民福祉の増進のためにそれぞれの施設の機能向上を図ることは課長の職責であると考えておりまして、兼務を命じているものであります。

また、令和2年度につきましては、健康福祉課長補佐、地域福祉担当補佐であります。社会福祉法人西川町社会福祉協議会及び一般社団法人西川町シルバー人材センターの事務局長の職を担当しておりますが、いずれも地域福祉向上のために欠かすことのできない法人でありまして、法人が地域福祉担当の健康福祉課長補佐を事務局長に選任されているところであります。現在の状況は本年度からこのような形になったわけではありますが、諸般の事情も含めてこういった配置をやったというようなことでありますので、よろしく申し上げます。古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 真室川の歴史文化資料館は新庄東高校、私の知り合いの方が新庄東高等学校を退職されまして、今臨時で週4日間行っています。館長です。自主的にいろんな企画をして、昨日もテレビに出ていました。新聞も最近出ています。ですから自主的に動き始めます。ですから、ぜひこういう館長を置いて、しっかり自主的に動くようにしていただきたい。

それから、社会福祉協議会の方からやっぱり、できるのかと。今までも健康福祉課の課長補佐の方が社会福祉協議会の事務局長やったことあるけれども、ほとんど出てこなかったと。どうしても役場職員ですから、そっち行っちゃうということで、そういう不安、心配しています。ぜひご検討お願いしたいと思います。

次です。

病休、育休の代わりにの職員は確保されているのかどうか、お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、病休、育休の代わりにの職員の確保についてであります。本町では病気及び育休の職員が生じた時点で直ちに代替りの職員を確保、配置するというようなことはしておりませんが、年度当初の人事異動作業の際に、病休の職員、あるいは当該年度に育休を取得する職員を把握しておりますので、当該年度の事務事業を考慮しながら会計年度任用職員を含めて配置しているところであります。

なお、年度途中で急遽病休などで職員が欠けたときは、当該課・公所・系の事務事業の状況を確認しながら対応しているというような状況でありますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 育休の代わりに職員の方がなかなか来られないという話があります。そうなりますと、女性の方が出産する場合に、私がいなくなると本当に人が少ないのに気の毒だと、申し訳ないと、なんかそういう思いで子どもを産んで育てなくちゃならないという状況もあります。ですから、今から女性進出の時代に女性に元気よく働いてもらうためには、必ず育休の場合には職員をしっかりと確保して、安心して子どもを産んでくださいと、安心して職場を離れてくださいと言えるように、ぜひ環境をつくっていただきたいと思います。

最後です。

コロナ感染症の中で、今、医療従事者の方の待遇が非常に問題になっています。今回、放射線技師の方を取り上げます。

資料の1番の裏のほうの、分かりますでしょうか、表をご覧ください。

放射線技師です。

放射線技師は24時間対応です。いつ骨折するかわからない。ですから24時間対応でいつ呼出しがあるかわからないということです。ですから、普通の病院は全て2名以上です。2人以上です。ご覧ください。放射線技師のところ見てもらって、朝日は2人、高畠3人、白鷹2人、小国2人、最上3人、真室川3人、西川町だけが放射線技師が1人です。

どういうことが起きるかということですね。冠婚葬祭、結婚式、お葬式、出てもすぐ呼出しが来たら行かなくちゃならない。寒河江市で友達と飲んでいたらもう呼出しがかかってきて、タクシーですぐに戻って来いと言われる。家族と蔵王ロープウエーやリナワールドにいたときに呼出しがかかって急いで帰った。こういう人間的な生活が、やっぱり24時間対応ですから奪われてしまうということがあるわけです。ですから、どこの病院でも最低放射線技師はお金がなくても2人はつけているわけです。

24時間対応ですから、緊急呼出しがある。そこに括弧で表のところに緊急呼出し書いています。寒河江市は緊急呼出しは1,500円手当が出ます。朝日町立も2人いるんだけれども、緊急呼出しは1,240円です。ほかのところも、下の空欄ありますけれども、これ全部なしです。なしだというのは、3人とか2人体制、放射線技師いますから、やっぱり対応できるんですね。ところが西川町は1人でいつ呼出しが来るかわからないけれども、その手当がない。これは非常にまずいということになりませんか。

それから、賃金表、下にあります。全て放射線技師とか臨床検査技師は、山形県内の病院のを見せてもらいましたけれども、全て賃金表は5級までいきます。1級からだんだん賃金高くなって5級が最高です。ところか西川町だけは4級までしかいきません。そういう低賃金に西川町のコメディカルの人たちは置かれていて、そして労働条件もすごい厳しいという状況に置かれています。これは是正するべきじゃないんですか、町長。

古澤議長 時間が来ておりますけれども、答弁で終わりたいと思います。

答弁は小川町長。

小川町長 職員の労働条件等も含めてであります。まず、賃金の関係、最初に申し上げますが、本町の職員の労働条件等につきましては、人事院勧告、そして山形県人事委員会勧告に基づきまして給与、休暇制度及び勤務条件などを定めておりますので、ほかの市町村に比べて極端に低いということではありません。

例えば、給与につきましては、国家公務員の給与を100とした場合、本町の一般行政職員の給与水準を数値化したラスパイレス指数は平成31年4月1日現在で98.7でありまして、近隣市町村と比べても低いものではありません。これは全体的なものであるんですが。

さて、議員ご指摘の町立病院の放射線技師についてであります。医療における放射線を扱う職種である診療放射線技師は、検査や治療を行うときに必要になる放射線を医師の指示を受けながら人体に照射できる資格が与えられておりまして、町立病院の放射線技師につきましては、一般エックス線検査、CT検査、マンモグラフィー検査、骨密度検査、超音波検査及び眼底検査などの検査や治療に携わっております。人数の関係であります。町立病院の放射線技師は業務量及び人件費などを考慮しまして従来1人で対応しておりますが、現在は職員1人のほかに町内在住の有資格者の方に緊急時の業務を委託して対応しておりますので、不都合もあろうかと思いますが、現在は緊急の場合は委託されている職員にお願いして対応しているというような状況でありますので、よろしく申し上げます。

3番（佐藤光康議員） 時間ですので終わります。

古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤耕二議員

古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

7番（佐藤耕二議員） 7番、佐藤耕二です。

今回私は、7月28日の豪雨災害を考察したいというふうに思います。

最初に、この7月豪雨災害を受けた方々にお見舞い申し上げたいというふうに思います。

また、今回、多くの議員の方がこの豪雨に対しての質問をしておりますので、ダブる点もあろうかと思えますけれどもご承知いただきたいというふうに思います。

さて、平成25年7月18日、7年前になるわけですがけれども、大井沢で249ミリの雨量、このときは100年に一度の豪雨というふうに言われました。これは非常にまだ記憶に新しいこととであります。

今回、7月26日から29日まで断続的に雨が降り続け、累加雨量が志津285ミリ、大井沢で235ミリ、海味で191ミリに達しました。町内各地で土砂崩れや道路への冠水、土砂流入などの災害が発生いたしました。

現在、災害復旧に向けて、町当局が各区と協力しながら全力を挙げております。町当局や町職員の迅速な対応に感謝しながら、今後も起こり得る可能性がある災害を考えていきたいというふうに思います。

最初の質問ですがけれども、防災行政無線の使い方です。

災害が発生したときに、避難所の開設をするわけです。こういうことはやはりいち早く住民に知らせたほうがいいというふうに思います。そのように判断した場合、あるいは道路状況、また、避難所の閉鎖などを、防災行政無線をもっと活用したらどうかというふうに思います。その件についてお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 今回の7月28日の豪雨災害関連のご質問であります。まず今回の豪雨につきましては、これまで25年、28年に災害があったわけですが、従前と違った雨の降り方と申しますか、25年、28年につきましてはどちらかという大井沢、要するに朝日山系が非常に大きな災害を受けたわけですが、昭和44年の災害につきましては、これはどちらかといえば月山山系、要するに寒河江川の北側であります。こういったことではあります。今回は大井沢は若干少なく、旧川土居、西山、本道寺というようなことで、これまでと違った雨の降り方だったなと思っておりますし、全体的に雨も大きく変わりつつあるなというように思っております。

さて今回、佐藤議員からご質問ありましたように、防災行政無線の活用についてですが、本町では気象警報などの防災情報を速やかに放送しまして、町民の命を守るための行動をいち早く可能にしまして、被害防止に活用することを目的に、平成28年度に防災行政無線を整備し、29年4月1日から運用を開始しております。

防災行政無線は、町内30か所に屋外スピーカーを、また各家庭や避難所などの地区集会所に戸別受信機をそれぞれ設置しております。

防災行政無線の運用を開始してから3年以上が経過しておりますが、この間、防災情報放送、あるいは各課、公所からの行政情報放送について町民の皆さんの声などをお聞きし、より効果のある情報の提供となるよう検討、改善を重ねております。今後とも議員ご指摘の避難所の閉鎖や道路状況について関係する地区への放送などを含め、有効活用に努めてまいりたいと考えているところであります。いろんなご提案もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今回の災害で、防災行政無線は、私も、こういう非常時のときの防災行政無線のときなんですけれども、通常の場合は、その音声というのは多分、合成なんだろうかね。これは肉声でも可能なのだろうか。要するに、緊急の場合は可能なのだろうか、ちょっとそこだけお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤耕二議員からご質問がありました防災行政無線の声、放送の声ということですが、お答えさせていただきます。

2通りございまして、コンピューターで録音して放送する方法と、あと、人間が直接呼びかけることを録音して放送するという方法と、2つの方法ございます。私どものほうでも、

職員が録音した場合、あるいはコンピューターで録音した場合というようなことで、これまでそれぞれ、そのときそのときの状況で録音しながら対応してきたという状況でございますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） そうしますと、肉声でもできるということでしょうか、それを録音して流すということで、直接流すことはできるんですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 防災行政無線の放送の仕方についてのご質問であります、お答えさせていただきます。

私どもでは、これまでは事前に録音いたしまして、今日の何時、町内全域放送とか、町内のどの地区放送というような形で行ってきておりますけれども、直接放送することも可能ではあるというふうに認識はいたしております。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 直接できるということは、非常時には直接呼びかけができる。これは各地区ごとにできるはずですから、状況に応じてはその地区地区、あるいは全町的にというようなことの使い分けもできるというような認識でよろしいわけですね。

今回、孤立した箇所が町内で5か所ほどあったと思います。これは日中ですから別にそれほど復旧作業に時間はかからないといえますが、ある程度スムーズにできたのではないかなというふうに思います。これがもし夜間だったらというと、非常に問題があったのかなと思いますし、その辺の、当然町のほうは結果オーライとはしていないはずですがけれども、いろんなことを想定しながらやっていかなくちゃいけないかなと思います。

今回、町道も該当するでしょうけれども、今回ちょっと県道を取り上げてみますと、県道の場合は、数か所で通行止めというか、土砂崩れがあったわけですね。

まず1点は県道の小山・海味線、日影地区ですね。ここに沢がありまして、タキノシタ沢と、私、初めて聞きましたけれども、それとメオト沢というのがあって、これが氾濫したということでした。県道に土砂流入したのが、これが14時29分というような報告が入っております。ここは迂回路はありますけれども、やはり近辺の住民への周知の仕方とか、あるいは避難がどうだったのかというような、ちょっと非常に気になったところで、詳しくは調べて

いないんですけれども、その辺果たしてどうだったのかなという点が一点あります。

それからもう一点は、やはり県道でいいますと大江・西川線になるわけですけれども、これも大井沢地区が14時頃孤立しました。通行止めにしたのが14時49分なんですね。最終的には21時15分に解除されました。これは、次のニュースで、テレビのニュースでもまだ孤立状態だというふうに放送されました。私のところに、いろんな方から問合せがあって、解除になっているんだかなっていないのか、どうなんだと。今から医者に行かなくちゃならないんだけど、どうなんだという問合せが多数ありました。もちろんそのときは防災行政無線は動いておりません。ですから、そういうふうな使い方を的確にやってもらうと、私も、自主防災組織がどうのこうのと町のほうではおっしゃいますけれども、全員に徹底するわけにはなかなかいかないんです。その辺を、防災行政無線を使えば解決するのではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺はお願いしたいというふうに思います。

今のことに関して見解をお聞きしたいんですけれども、もう一つは、通行止めになったとか、それから解除というのは、例えば報道機関への連絡は誰がしているのか、どういう状態、忙しい状態でしょうけれども、町なのか、それとも県なのか、分かりませんが、その辺2点お聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤耕二議員の2点のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、災害時の道路の通行規制、とりわけ全面通行止めということになるでしょうけれども、そういった場合の防災行政無線での活用というようなことであります。これにつきましては、先ほど町長もお答え申し上げましたように、今後、町内全域あるいは関係する地区、そういった、議員からもご指摘ありましたように防災行政無線使い方、可能でございますので、全面通行止め箇所の発生の路線、場所等を考慮しながら防災行政無線放送での呼びかけ、案内というものは検討してまいりたいとふうに考えておるところでございます。

2つ目の、いわゆる道路の通行規制、通行止め等々の関係でございますけれども、議員もご指摘のとおり、それぞれ道路管理者がございまして、町道、町、あるいは県道、県というふうなことになりますので、通行止めするかどうかの判断等々はやはり当然道路管理者ということになってまいります。

そういった形で、マスコミ、報道機関へ発表というようなことでございますけれども、発表については県等を通じまして公表しているというふうにも理解してございますし、あとマスコミのほうから、報道機関のほうから問合せがあった段階では、こちらのほうでもその状

況に応じて対応していると、こういうことでございますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 分かりましたけれども、現実にはそういうふうな問題が起きているということをよく認識されて、今後どうしていくのかということ、対応をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから、防災行政無線が今、先ほど町長からもありましたけれども、3年が経過しているわけです。設置した当時は、無線なんですけれども、調査の結果大丈夫だということでその設置場所を決めたというふうに思いますけれども、やはり聞こえないところもあると。大雨だからというわけじゃなくて、通常も聞こえにくいところもあるというような指摘が今あります。

それと同時に、戸別受信機、当然、全戸に入っているわけなんですけれども、前も質問したことあったんですけども、3年経過すると当然乾電池を交換しなくちゃいけないなというふうに思います。1年あるいは2年ぐらいが限度かなと思いますけれども、なかなか乾電池の交換が、非常に、高齢者の方、大変だというわけじゃないんですけれども、やはり、まあいいやとなっちゃうんでしょかね。とにかくそういう聞こえないままにしているところもあると。回ってみますと、本当にそういうところ、乾電池、交換も、非常に固いです、蓋が。これじゃちょっと高齢者の方大変だなというようには思いますけれども、その辺を例えば町のほうでお知らせなり何かで結構だと思うんですけれども、どうやって周知しているのか。もう戸別受信があるよと、設置したよというだけじゃなくて、それが、じゃ、果たして機能しているのかどうかという調査というか、そういうことをしているか。それから、防災行政無線が全地区聞こえるのかどうか。やはり戸外に出ている方も多いと思いますので、その辺を調査しているのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 防災行政無線の利用、活用方法等につきまして議員からご指摘あったわけですが、今回、改めて大きな災害の中で、防災無線の利用、活用等について反省しておるところであります。若干、さっき議員からありましたように、災害の状況、それから通行止め等、町民の皆さんが本当に知りたい部分についての行政無線の利用が若干少なかったなど反省しているところであります。これにつきましては、今後、総務課を通じてさらに検討させますので、よろしくお願ひします。

あと、聞こえる部分、聞こえないというようなことがありますのですが、西川町はスピーカー、それぞれの地域におけるスピーカーの設置に併せて各家庭にレシーバーを配布しておりますわけですが、これは、当初、スピーカーだけでいいんじゃないかというようなことも考えておったわけですが、ただ、やはり西川町の場合は、冬、そがきをやるわけですから、さらに今二重サッシ等々も含めて非常に寒さに対して安全、安心なと申しますか、リニューアルがなされておりました、冬は全く聞こえないというような状況になるということもあって、レシーバーを全戸配布したという状況であります。

ただ、実は先月末であります、西村山、北村山の各支庁長と知事との懇談会がありまして、今回の災害に限ってであります、ありまして、その中で、防災行政無線を設置している市町村が多数であります、その中でどうしてもスピーカーの音が川の音、さらに風の音、沢水の音、こういったもので聞こえないというようなことがあったわけですが、改めて今回、西川町がそれぞれ各戸に1個配布したということについては非常によかったというように思っております。ただ、それをどう利用するかは、活用するかはそれぞれの町民の皆さんの力もありますんで、ぜひ危機管理等については、もし分からなければ町のほうに連絡いただいて、町のほうで対応するなどもあると思っております、そういった状況でありますんで、危機管理等につきましては総務課長のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 追加答弁を佐藤総務課長。

佐藤総務課長 私のほうからそのほかにつきましてご答弁させていただきたいと存じます。

戸別受信機の不具合等々の関係になるうかと思えますけれども、令和2年、今年度8月末現在ですと、町内18件ほど戸別受信機がちょっと聞こえないとか、そういったことでの私どもへの問合せ、連絡がありました。そういった形で、すぐその該当する家庭のほうに出向きまして、その原因を調査して修繕をするということで対応しております。昨年度あたりは8月同期で大体8件ほどと認識しておりますので、若干、最初の頃は極めて多かったということで考えてございますけれども、昨年8月では8件、今年8月では18件というような形で、戸別受信機がちょっと聞こえが悪いねというようなことで連絡をいただいているケースがあると。出向いて調整をしているということであります。

ただ、いわゆるその機材の乾電池、これの期限切れかということも議員のほうからございましたけれども、まだ乾電池が原因でというのは件数的にはまだ大きい数には上っていないのかなというふうな認識はしておりますけれども、乾電池につきましては、前回の定例会で議員のご質問にもお答えさせていただいたとおり、町民の皆さんからご負担いただいている

ということで、乾電池についてだけはそういったことでご理解をいただいている品物でございますので、今後ともいろいろな場面を通じてお知らせ等も含めながら乾電池の期限切れ等も含めた戸別受信機の状況というのは呼びかけてまいりたいというふうに思いますし、毎日夕方6時の段階で試験放送を流しながら、それぞれの戸別受信機もいわゆる聞こえる状態、聞こえ状況等について時には気をかけてほしいというようなことも呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

以上のようなところでありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 例えば戸別受信機が聞こえにくいということで町のほうに問い合わせるという方はなかなか立派だなと思いますけれども、そうでない方も大勢いらっしゃる可能性もありますので、ぜひその辺は調査というか、何か確認作業をやっていただきたいというふうに思います。

せっかく今町長からありましたように、戸別受信機をつけたということで、西川町ですから、やっぱりそれを最大限生かしていかなくちゃいけないというふうに思いますし、また、今回の豪雨のときなんかはやっぱり防災行政無線が非常に聞きにくかったんで、戸別受信機がやっぱり活躍したと思いますので、その辺が的確に機能しているかどうか、確認というか、するべきでないかなと。もしそれが各地区の自主防災組織でという話になれば、それはきちんとやっぱりそういう話をしながら進めていただきたいというふうに思います。

今回、あいべに避難所が開設されまして、あいべはたしか14時だったと思いますけれども、資料によりますと19人が避難したというふうにあります。次の日の5時十数分にもう全員が帰宅したというようになります。

あいべの避難所の場合は、地元といいますか、あの近辺の方、そのうち何人が避難したのか。例えばそのときには、大井沢が孤立になったわけですね。当然大井沢から出て仕事している方が大勢いらっしゃいますので、その方も大分あいべには入ったのではないかなと思います。その辺の連絡が非常に正直言いますと大変でした。あいべに開設したよと、あいべに向かってくれと言うのが非常に大変だったんですけども、その辺が、あいべを開設して、私どものほうにはそちらの住民があいべに来るように言ってほしいというような連絡があったわけですけども、実際全員に連絡するというのは、仕事の方もいましたし、非常に遅くまでかかりました。その辺はどういうふうに今後考えていらっしゃるのかなと思います。

先ほど言いましたように、分かればで結構です、ちょっとこれは急な話なんで。そのあい

べには地元の方というか、あの辺の近辺の方が何人ぐらい、19人中何人だったのか、またそれ以外の方は何人ぐらいだったのか、分かればその辺もお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま議員からご質問ありました7月28日の避難所、西川交流センターあいべへの避難者数につきましては、議員ご指摘のとおり、19人の方、最大19人の方の避難があったということでございます。議員ご指摘のとおり、28日の14時に西川交流センターあいべ避難所を開設いたしまして、そして加えて、今ご指摘いただきましたように、その後といたしますか、それと同時刻に主要地方道大江・西川線の大井沢地内の通行止めが発生したというようなことで、これが復旧したのが夜遅い時間帯でありましたけれども、その間、大井沢地区のほうにお戻りになれる方が足止めを食らったという状況の日でありました。

大井沢の通行止め、これに関しましては、やはりなかなか早い段階からの見通しというのとは出なかったんで、暗い時間帯になってから何時頃には開通するのではないかというような形で、そういった情報につきましては、町本部のほうに届いた情報は交流センターあいべの職員のほうに速やかに伝達しながら対応させていただきまして、ほとんどの方は帰られたのかなと、ほとんどといたしますか、大井沢の在住の方は帰られたのかなというふうに認識してございます。

7月28日夜、西川交流センターあいべの避難所へ泊まれた方は11人であったということで私どもは整理いたしております。この11人の方というのは議員ご指摘の交流センターあいべの近くの間沢地内、河川の氾濫等もございましたので、そういったことで、交流センターあいべ近くの間沢地内の住民の方ということで認識をいたしておるところでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 避難所を開設するときにはやはり今のような問題もありますので、いろんな想定をしながらお願いしたいというふうに思います。

今回、いろんな資料を見させてもらいますと、町からの資料によりますと、当日の13時に避難準備・高齢者等避難開始を発出したというふうにあります。避難準備・高齢者等避難開始、これはちょっと私も聞き慣れない言葉だったんですけども、この資料を見ると、今度大井沢地区にとあるわけですね。私、7月28日、ちょっと私の携帯の記録をたどってみました。そうしますと、発信が53回、着信が37回ありました。そのうち役場の方の職員の方とは21回交信しております。ただ、この避難開始を発出したという時間帯がちょっとどうも今わ

からないので、言ったよ言わないよということなんでそれはそれでいいんですけども、ただ、この避難準備・高齢者等避難開始というのは、この名称というのは、2015年の鬼怒川の氾濫がありました。それから2016年には台風10号の被害を受けて、そして規定されたというふうに私は理解しております。その中で、規定は、実際は平成31年3月に避難勧告等に関するガイドラインがそのときに変更されたというふうに思います。

今までは避難勧告、あるいは避難指示とかということだったと思いますけれども、その辺を、例えば自主防災組織あるいは各区に、あるいは町内会長も含めてでしょうけれども、そういう説明をされていたのかどうか。どういうことだったのかなというふうに思います。これが1点。

それから、もう一点は、この避難準備・高齢者等避難開始というのは警戒レベル3として発令するんですけども、発令伝達は防災行政無線を使用してというふうにあったんですね。防災行政無線をするとき、やっぱり、緊急です緊急ですということで、そして避難開始をするというふうになっているわけですけども、その辺も先ほどの防災行政無線の使い方の一つではないかなというふうに思うわけですけども、その辺、きちんとそれぞれの団体に説明されているのかどうかも含めましてお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの避難の、いわゆる町民の皆様方に呼びかける種類等についてのご質問、さらには避難を呼びかける際の防災行政無線等の使用についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員からもただいまございましたように、今現在の避難の呼びかけの種類、いわゆる避難指示あるいは避難勧告、そして議員からもありました避難準備・高齢者等避難開始というような形で数種類あるというようなことで非常に分かりにくいというのが今年の7月頃から全国的に課題となっているというふうに私どももお聞きしております。

そこで国では、来年令和3年の運用に向けて、現在世論調査等もしたところ、それを理解しているのがなかなかいないというような結果も出ているというようなことでありましたので、改正をすると。避難指示と勧告が一緒になるのかどうかでございますけれども、来年からまた、いずれにしてもこの避難の呼びかけが変わるであろうというふうには予測しておるところでございますが、この避難準備・高齢者等避難開始につきましては、制度が導入されたのは議員ご指摘のとおりまだ新しい呼び方、種類でございますので、これにつきましても当然、制度が変わるごとに県の会議等直ちに開催されまして内容の説明がありますので、私

どものほうといたしましては町のお知らせ版などを通じまして町民の皆様方に呼びかけるとともに、機会あるごとにご説明を申し上げてまいったというところでございます。

加えて、今般の避難準備・高齢者等避難開始につきましては、関係する地区のほうに防災行政無線で放送申し上げているというようなところで対応しておりますし、今後とも議員ご指摘のとおり、こういった避難の情報等については防災行政無線も一つの大きな手段でございますので、活用して呼びかけてまいるといふことに心がけてまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今回の避難開始の発出、発令に関しては、今後、防災行政無線を活用していくことも十分考えていくというような認識でよろしいわけですね。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答え申し上げます。

私の今の記憶といたしましては、大井沢地区のほうに防災行政無線で放送したというふうな記憶ではありますけれども、なお確認をしながら、当然、今後については防災行政無線で呼びかけてまいりたいということでもあります。

よろしくご理解ください。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 防災行政無線を使ったということだったんで、ちょっと私も何とも言えないんですけども、これは大井沢だけの問題でなくて、ほかの地区だって今後そういうことが起こり得るんですから、その辺しっかりと、これは防災行政無線を使うと。その補完として各区長にも連絡するとかというようなことをしっかりと、やっぱりマニュアルをつくってやっていただきたいというふうに思います。

2番目の質問になりますけれども、今回、豪雨災害があつて、その後各区、あるいは各町内会長さんから災害場所のいろんな報告があつたというふうに思います。その後、町のほうで被災地の確認を各担当課で別々に行っているかと思われまふ。そのときに、その区の担当者の方と一緒に確認したほうが非常に効率的ではないかなというふうに思うわけです。

また、例えば建設水道課、あるいは産業振興課など、ばらばらじゃなくて、関係する課は合同でやってもらえば三者でできると。そうすると1回で、あるいは確実に明確にできるといふふうに思いますけれども、その辺はどうかなと思ひまして、町長の見解をお願いしたい

というふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 2番目の質問であります。災害の被災箇所の確認についてであります。災害が発生した際は、議員ご存じのとおり、区長、地区会長はじめ町内会長、町民の皆さんなどから随時電話等で連絡が届いているところであります。連絡が届き次第、町道や河川などの災害は建設水道課の職員、林道や農地などの災害は産業振興課の職員と、それぞれ担当している課・公所の職員が可能な限り速やかに現地に赴き、被災状況の確認や必要な場合には災害が拡大しないよう応急措置の対応などを行っている状況であります。

今後とも被災状況の確認や応急措置の連絡などは一刻を争うものでありますので、迅速に対応してまいりたいと考えております。

応急手当等につきましては、それぞれ担当課の職員、課長で現場をある程度指示できるものについては責任を持ってやってほしいというようなことも指示しておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ちょっと質問の答えと違うのかなというふうに思うわけですがけれども、応急的にできるところはそうやってやって早急にやりたいということはそれは十分に分かります。またぜひそうあってほしいなと思います。そうでない箇所もいっぱいあるわけですね。先ほどの話ではありませんけれども、やはり町単独の部分、公共の場合とか、いろんな状況があります。その中でやはり災害箇所を確認する、まず災害箇所を確認しなければ前に進めないと思うんですね、応急だろうが何だろうが。ですから、その確認作業を、やっぱり現場で確認しているそれぞれの自主防災組織になるんでしょうか、その地区の責任者の方と一緒にやればもっと時間的ロスが少なくて済むのではないかなと。そうしますと、町全体でも、町当局の中でも建設水道課あるいは産業振興課というようなことが共有できるのではないかなというふうに思うわけですがけれども。

また、例えば、そうしましたら、土砂が流入されたというのは大概沢じゃないですか、崖崩れは別にしまして。そうしますと、沢、土砂流入されたらこれ農地ですよということで、じゃ、農地は産業振興課ですよと。じゃ、沢を直さなくちゃいけないということ、これは建設水道課ですよと。同じ箇所を2回も3回も見ているわけですよ。その辺がそうすると一括で済むのではないかなというふうに申し上げているんですけども、その辺はどうでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 災害の確認の仕方ではありますが、実は私も産業振興課5年ほどやって、災害現場の現場調査などをやった覚えがありますが、ただ、産業振興課、それから建設課との災害の箇所、確かに沢の場所もありますが、特に農地については農地の崩落、こういったものでありまして、建設課は町道、河川、全く同じであれば時間的ロス是非常に少ないと思いますが、むしろそういった場合は、同一行動をやるとなれば、建設課の職員が農地も含めてというような、そういったロスも出てくるのではないかと思います、その辺は、今回、現場の調査をやってみたそれぞれの課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

古澤議長 最初は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 災害の箇所に係る対応というようなことでございますが、産業振興課におきましては、災害発生時に職員3班編成で2人ずつつくりました。随時電話で各地域からも入ってまいります。さらには、こちらのほうで把握、パトロールをしながら把握をした場面もございます。したがって、とにかく至急箇所調査をし、災害の状況がどうなのかということ把握し、まとめていく必要がございます。何よりも人的な災害がないかということが一番になるわけですが、我々産業振興課におきましては、農地さらには林道の災害復旧というようなことでございますので、それらのものが連絡入ったら随時確認をし、そしてまとめて対応、そして各3班編成で各地域を回りながらでございました。

議員から、今、各地域の方々と建設水道課と一緒にというふうなことがございましたが、やはり、至急にその状況を把握しなければいけないということを考えますと、地元の方と時間を見てしっかり確認をして、その後に確認をさせてもらった箇所もございますが、やっぱり、初期段階ではいかに至急災害箇所を把握するかというようなものが大事でございましたので、そのような形をさせていただいたというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 追加答弁で土田建設水道課長。

土田建設水道課長 建設水道課の対応についてお答えいたします。

ただいま産業振興課長が話した内容と同じでございますが、災害発生しますと、最初に町内の全貌を把握するというのが第一というふうなことで思っております。それには町の職員、建設水道課職員、今回の場合は2人1班体制の2班で回りまして、災害状況把握に努めたわけでありまして。その後、町で把握している状況と、各地区の方からご連絡いただいて、大体100件ほど連絡は建設水道課のほうにいただいておりますけれども、その内容と照らし合わ

せて足りないところについて、やはり、分からない部分はお聞きしながら対応するというような対応を取らせていただいておりますが、まずは最初の段階では全容を把握するためということでもありますので、担当している町道の部分、あとは普通河川はやはり分けて行ったほうが把握の仕方としては早く把握できるのではないかなというふうなことで今回対応させていただいたところであります。

以上です。

古澤議長 追加答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 加えまして、議員からご質問、ご指摘のありましたいわゆる各課の連携というような形になるかと思えますけれども、今回、7月28日の豪雨災害ですと、昨日の一般質問でもご答弁申し上げたところございましたけれども、7月28日に災害対策本部、13時30分に設置した後に、その日の夕方に第2回目の対策本部会議、そして次の日の朝、次の日の夕方というようなことで29日についても朝晩2回の災害対策本部会議を開催しておると。そして30日は、いわゆる町内を朝から夕方までまずとにかく今の段階でくまなく調査しようというようなことで本部会議はございませんでしたけれども、31日、この日金曜日となりますけれども、このとき朝夕2回の対策本部会議を開催してというようなことで、対策本部会議を開催しながらそのそれぞれの課の災害の被災状況、これらの情報交換をやって、全課、全職員共通の認識に立つというようなことで開催しているところでございますので、この点についても併せて申し添えさせていただきます。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 1つの質問に4人の方まで答弁していただきましてありがとうございます。

まず今のお話を聞きますと、そうしますと、今までどおりのやり方でやっていくというような結論じゃないかなというふうに思います。

2課が同時にというのは、これは難しければ、ただ、その地区を確認された方と一緒に回ったほうがより早くできることが大分あると思います。場所が確認できなくて、どこだという電話ももらいます。あるいは次の日来て、幾ら探しても分からなかったなんていう方もいます。やっぱりそういうところというのは、やっぱり私どもは現地の人、個人個人からいろんな情報いただいてそれを集約して報告するわけですから、文書あるいは電話だけでは一律なかなか伝わらない部分も出てくると思うんですね。そういうこと含めてやはり、そうやっ

たらどうかと。

時間の許す限りでしょうけれども、お互いにその時間を見て、やっぱりそういうことも必要なんではないかなというふうに思うわけです。今後検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移りますけれども、町で毎年総合防災訓練ですか、これは行っているわけですが、これ、庁舎内、役場内で職員のみ非常時の訓練はしているのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、非常時の訓練についてであります。職員の災害訓練につきましては、役割を想定しながら、疑似体験を通して行うロールプレイング方式の情報伝達訓練を行ったほか、災害時には町のみならず、国や県をはじめ消防、警察など関係機関との連携が重要となることから、国土交通省主催の寒河江ダム緊急放流による洪水を想定したロールプレイング方式訓練、さらに寒河江川流域の土砂災害を想定した学習型情報伝達訓練をはじめ、総務、産業振興、建設水道、健康福祉、学校教育及び生涯学習などの職員が参加し、訓練を行ったところであります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 例えば今回みたいな、いろいろな想定があると思いますけれども、最近、大雨というのは非常に多いですね、被害もね。本当に、先ほどもハザードマップの話が出ておりましたけれども、ハザードマップのあの作成は30年に一度の大雨を想定したハザードマップだというように書いてあります。あるいは今回、新たなハザードマップが出ると、そして全戸配布するというようなお話もありましたけれども、あれは1000年に一度の大雨を想定したというようなことなんですよ。果たして今のこの時期に30年、それでなくても1000年なんていうのはどうやって考えられるのかと。そのような時期において、例えばいろんな想定して、先ほどの話に戻りますけれども、職員の方だけで、大雨が降ったら一番最初に危機管理課が集まってどうのこうのと、いろいろあると思うんです。その後、当然、対策本部を設置するというふうなこともあると思います。そういうことの訓練は果たしてどうなのかなというふうに思うわけです。

西川町の地域防災計画があるわけですよ。それをひも解いてみますと、その中に通信訓練も行うというふうにあるんですね。どうやって伝達していくのか。役場庁内の伝達、あるいはその地区、各地区との伝達をどうやっていくか、そういう通信訓練を行うというふう

もあるわけですが、その辺に關しましてはいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず職員の災害に対する認識といいますが、意識づけもありましてですが、実は西川町、これは災害が非常に少ないということで、内外に胸を張ってきたわけでありまして、これは、昭和40年8.8豪雨以来、大規模な災害が非常に少なかった、なかったといっても過言でない。春の融雪災害等はあるわけでありまして、そのほか秋の災害につきましては今回も含めてですが、このようなことはなかったということで、まず昭和40年のあの災害当時におられた職員というのはほとんど今いないわけでありまして、ですから大きな災害を経験した職員が全くいなかった、今から25年前までは、であります。

ですから、ぜひともそういった意味で職員の災害訓練、災害に対する認識を高めるという部分があって、災害訓練を必要だと実感しておったところでありまして、特に寒河江ダムもありますし、西川町は寒河江川を挟んで中小河川が非常に多いというようなこともありますんで、そのようなことも含めて職員の災害に対する訓練、そして町と関係機関との連携、こういったものが必要だということもあって、新庄河川事務所をお願いして県内の各関係機関、報道機関も含めて、これは27年からですか、2回ほどやっていただきまして、さらに最近では寒河江ダムをお願いして、寒河江ダムが所管になりまして、ダムの緊急放水、こういったものを含めて、それにはまず、先ほど言いましたように町の関係課の職員が一緒になって災害の訓練をさせていただいたということでありまして、幸いと申しますか、あの防災訓練を行った後が28年の災害だったということでありまして。そういうふうなことで、いろんな場面を捉えてやっておるわけでありまして、そのほか町の防災訓練の際には各課長が必ず参加するというようなことを含めてやっておるところであります。

さらには、日赤をお願いしまして、避難所開設訓練も、これも小学校を舞台にしまして大規模な訓練を行った経過もございますので。そういったそれぞれのパートの、役割分担ごとの訓練もそうですし、ただ、なかなか実際に被害、災害が起きたという場合は大変な困難もあるわけでありまして、そういった困難をなくすような訓練をぜひ今後ともやっていきたいと思っておりますので、時期を捉えながらそれぞれの関係機関のご協力を得ながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） いろんな訓練をなさるのは非常に結構ですが、私は今回は職員のみということで聞いているわけですから、その辺が、やはり職員の中できちんとやっ

ぱりそういう訓練をやっているのかどうか。

今回、やはり、同じ西川地域防災計画を見ても、大雨の場合の災害対策本部を設置した場合ということにあるわけですが、そのときには、第1次配備から第4次配備までであるというようなことなんですね。その辺を、じゃ第1次配備が、本来ならば、第1次配備はどういう方々が集まるのか、第2は誰々なのかということをお聞きしたいというふうに思いましたけれども、時間があまりなくなってきましたので、その辺はしっかりと、いずれ個別に確認したいと思えますけれども、その辺を、その配備体制をしいたということの中で職員なりの訓練が必要なんではないかというふうに思っております。

次の質問に移ります。

このところの大雨、寒河江川支流の沢が大分崩れているというふうに思います。町内あちこち崩れている箇所が多いかと思えますけれども、やっぱりこのままでは寒河江川や寒河江ダムの濁りというのはなかなか取れない。今も寒河江川は濁っているわけですが、今後も、今回みたいな雨でなくても多少の雨が降ってもやっぱりその都度にこういうことが、濁りが起こり得るのではないかなというふうにも思います。やはり町単独ではなかなか難しいかと思えますので、国交省、国ですね、あるいは県などとのそういうことでの話し合う予定なんかあるかどうかお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 寒河江川や寒河江ダムの濁りについてであります、寒河江川は村山広域水道の水源のみならず農業用水としても利用されておりまして、県内屈指の溪流釣りやアユ釣りの場として、また河川空間を生かした憩いの場としても多くの方に親しまれているところであります。

平成25年7月の豪雨災害以来、寒河江川やダムの濁り度合いの高い状況が続いたこともあり、寒河江川の清流回復のため、治山治水対策や濁度の低い河川水の放流など、西村山地方開発重要事業として国及び県に要望を行っているところであります。

また、河川及びダム関係で国及び県と話し合う場として、6月ににしかわの安心で安全なまちづくりを語る会、7月及び11月に月山湖周辺地域づくり懇談会、1月に寒河江川上流部の河川環境整備協議会を毎年開催しておりまして、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためこれまでどおりのスケジュールで開催できておりませんが、今後とも話し合う場を設けてまいりたいと考えておりますし、今後とも要望活動はやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 当然、要望活動は行ってないわけではないなというふうに思いますけれども、今回の災害に関して、その災害の今後のことを考えますと、やはりそういうふうな連携というのは非常に大事ではないかなというふうに思うわけです。

先日、ちょっと寒河江川の上流、見附川とあるんですけれども、そこにいましたら、ドローンで調査している方がいたんです。ちょっといろいろ話聞いてみましたら、国交省の依頼でということだったけれども、災害箇所を確認しているというお話でした。そういう方も実際にいるんですけれども、やはりその辺が、町も知っているかどうかまでは分かりませんが、そういうふうなお互いの意思疎通がされているのかなというふうに思うわけです。

あるいは、今回、話は若干それですけれども、人間地区、あるいは本道寺月岡、ブナ枯れが非常に目立ちますよね。私、ブナ枯れがひどくなると、保水というんですか、要するに水をためておくとか、それとか、あるいは枯れちゃうとそこから土砂災害が発生しないかなと思いつつ毎日あそこを通っているわけなんですけれども。これは今すぐどうのこうのじゃないんですけれども、本当にちょっとそんな心配もされるかなと思います。

全体的に考えて、やはりその辺はいろんな方と今後も十分話し合っ、対応していただきたいというふうに思います。

時間があまり少ないようですので、最後に2点ほど町長にお聞きしたいというふうに思います。

まず1点目は、今回、国土交通省東北地方整備局ですか、TEC-FORCEですけれども、緊急災害対策派遣隊、いち早く応援要請をしておりますよね。8月1日でしたか、すぐ要請しておいて、1日から7日まで調査期間が入っているということで、町長にも調査結果報告が出ているかと思います。非常に素早くやっていただいて、すごいなというふうに思いました。私もこの名称初めて聞いたわけなんですけれども。

これ、前々からいろんなことがあったらお願いしたい部分あったんでしょうけれども、そのきっかけといいますか、一番最初の、どういうことで、もう、28日の災害で1日ですよ。いち早く。今、新聞紙上見ますと、多分西川町だけではないかなと思いますので、その辺のいきさつなんかを町長のほうからお話しいただければというふうに思います。

もう一点は、先ほども申し上げましたけれども、大江・西川線、あるいは小山・海味線が土砂流入で通行止めになったわけです。今回、通行止めになって、一応今は解除になったという

ことなんですけれども、その原因追及ですね。

今回、例えば大江・西川線の場合ですと、3か所が寸断されました。その3か所のうち2か所は25年7月にも起きた場所です。同じ場所です。もう一か所は全く想定していない場所から土砂が落ちてきたと。非常にその辺がなぜなのかなと。やっぱりきちんとしてもらわないと、今後も十分起こり得るなというふうに思うわけですよね。

それから、日影地内の方ともちょっとお話ししますと、やはり、その辺をきちんとしてもらわないと怖いというようなお話もありましたけれども、その辺のことを含めまして、2点、町長のほうからお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、TEC - FORCEの関係であります。これはTEC - FORCEは国土交通省の専門家チームでありまして、各市町村自治体で解決できないような、要するに困難なものについては国が指導しながら災害復旧に当たるというような内容だと理解しておりますが、これは、私どものダム関係やら、あと新庄河川事務所の関係で、国土交通省との意見交換会が東京で何度かありまして、その中でいろんな話をお聞きしておったところであります。ただ、どういう時点でこのTEC - FORCEを使うかというのは非常に、どの程度の規模の災害でお願いすべきなのか、これは判断が非常に難しいところでありまして、実は今回は、国会議員もたまたまと申しますか現場に来られておりまして、できたら例えば鶴部線、非常に大変な大きな災害でありますんで、鶴部線については、町単独でなくて、できれば国の直轄、代行業業にでもしてもらえないかというような話をしておりましたのですが、それはなかなかできないことなんです。そういった話をしながら、TEC - FORCEの制度もあるというようなことで、その中でTEC - FORCEを使ったらどうだというような話にもなって、お願いしたという経過があります。

ですから、議員おっしゃるように、TEC - FORCEを山形県内で使ったというのは多分初めてではないかなと思いますが、今回、ご協力いただいて、いろんな、我々、さっき申し上げましたように、とにかく土木の専門家が非常に少なくなっているという状況でありますんで、そういった中ですぐ来ていただいて、それぞれ職員の指導、現場の状況の確認等も含めてやっていただいたということでもあります。

これを受けて、さらに今の査定の申請の方法とかそういったものも含めて、さらにいろんな団体もありますんで、そういったものも含めて今後、国の機関と申しますか、そういったものをお願いしていきたいと思っております。そういったことで今回初めてやりますが、一

回やりますと、今後、そのご協力のいただき方、こういったものについても十分に把握できると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、大江・西川線の原因究明でありますが、これは、特に大江・西川線につきましては、これまで砂防等についてもある程度収まったのではないかなと私も思っておったんですが、あの25年の災害以来、大規模な災害が起きておりますし、砂沢の土砂流出もそうですし、あの山全体がどういう構造になっているか、これも含めて。あとは、さっきありましたように寒河江川の濁りの問題。濁りはやはり土の問題、土壌の問題もあると思ひますんで、そういったものも含めて専門家の調査と申しますか、意見をお聞ひすべきだろうと思ひています。

大江・西川線につきましては、これまでどちらかというとき、冬の雪崩防止対策、こういったものに力を入れて県のほうに要望してきた経過がございますんで、全体的に改めて県のほうに要望の仕方も考えていきたいというように思ひますんで、よろしくお願ひします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 時間でしようから以上で終わりたいと思ひます。今後とも町の鋭意努力を期待しておきたいと思ひます。

古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

伊 藤 哲 治 議 員

古澤議長 続いて、9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動〕

9番（伊藤哲治議員） 9番、伊藤哲治です。

私からは、今後の町政運営をどのように担っていくのか、改めて町長のほうにお伺ひをしたいというふうに思ひます。

最近ずっと、新型コロナウイルス感染症がいつ終息するか分からない、そういう状況、また、7月28日の大雨による洪水等によって町で甚大な被害を受けた皆さんに、最初にお見舞いと激励をさせていただきたいというふうに思ひます。

その上に立って、質問1ですけれども、新型コロナウイルス感染症がいつ終息するか見通せない中、町長は現在の状況をどのように認識し、今後の町政運営を担っていくつもりなのか、最初にお伺ひをしたいというふうに思ひます。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの、今後の町政運営をどのように担っていくのかについて改めてというようにございまして、初めに、新型コロナウイルス感染症に関する現状認識について申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、1月16日に国内で感染者が初めて確認されまして、3月から4月の急速な感染拡大に伴い、政府は4月7日に7都府県に、4月16日には全国に拡大して緊急事態宣言を発出し、5月25日に全ての都道府県が解除されるまでの約1か月半にわたり、国民や企業、事業所に対し、外出や営業自粛要請を行ったところであります。

その後、緊急事態宣言による外出・営業自粛要請による効果や、国民の3密の回避、手指消毒の徹底などにより、新規感染者は一旦落ち着いたところでありますが、7月に入ってから、東京都など大都市圏を中心に全国的に新規感染者の拡大が進み、最近では連日、新規感染者が全国で1,000人を超えるような状態が続き、現在は第2波の真ただ中にあり、予断を許さない状況にあると認識しております。

このような中、内閣府の8月17日発表の2020年4月から6月のGDP速報値は、実質7.8%減、年率換算で27.8%減という結果でありました。これはリーマンショック後の2009年1月から3月の年率17.8%減を超えた、戦後最大のマイナス成長という状況にあります。国内の感染者が高止まりする中で、日本経済のV字回復は困難との見方や、年内には景気が二番底に転落するおそれもあるのではとの報道のとおり、国内経済は大変厳しい状況が続くのではないかと捉えております。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチンや新薬の開発、普及がされるまでは、当面の間、もしくは数年単位にわたり、人々の生活や経済活動に多大な影響を及ぼしていくのではないかと懸念を持っているところであります。

それでは、ご質問であります。新型コロナウイルス感染症禍での現状認識と、町政運営についてであります。国においては感染拡大の予防の施策と、経済活動を促す政策が同時並行的に進んでいる状況にあります。感染拡大は防ぐべきであります。強い経済活動の抑制は雇用や国民生活に多大な影響を与えるため、感染リスクを避けながら経済活動を推進しようとしております。予防対策と経済対策の両立、この施策バランスは非常に難しい問題だと認識しております。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、その終息が見通せない中における町政運営につきましては、改めて町内の状況について申し上げます。飲食宿泊や小売業を中心に、特に宿泊業については需要が蒸発したという表現が当てはまるほどの経済的ダメージを受けていると捉えております。加えて、建築需要の落ち込みに伴う木材販売の不振や、農業においては、花の需要の落ち込みによる販売不振など、町内経済全般にわたり深刻な状況にあると認識しております。

一方、感染症予防に関しては、新たな生活様式の徹底、いわゆる3密の回避、手指消毒の徹底を求められる生活が続いていくと捉えております。この習慣が定着しないことには、感染のリスクを低減させることはできないと考えておまして、今後の生活様式は大きく変わるのでないかと認識しているところであります。

議員ご指摘のとおり、この新型コロナウイルス感染症の終息を見通すことは困難でありますし、町としては国の地方創生臨時交付金や各種助成制度、県の事業等を活用しながら、町民の感染予防に関する支援や各種情報提供の徹底、そして経済対策としては、各分野の需要が戻るまでの間は、事業継続に関する経営支援や消費喚起施策など、徹底して町民生活や町内事業者を守る施策を進めてまいりたいと考えております。

また、まちづくりの基盤は地域コミュニティにあると考えており、人口減少が進む中において、コミュニティをどのように維持していくかの検討に加え、町内、地域内の人々の交流活動、日常の交流を維持できるような取組についても、地域とともに検討し、強化していかなければと思っております。

以上のようなことで、現在の考え方でありまして、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長のほうから現状認識についてお話がありましたけれども、4月16日、全国一斉の規制をかけてから1か月過ぎまして、その後もまた、最近、第2波がもう来ているんじゃないかというような状況にあります。

全国的に見た場合に、国のGDPは、先ほどあったように7.8%から、年率に直せば27.8%という急激な落ち込みになっています。そういう中で、町の経済もかなり落ち込んでいるというふうに認識をしているところですが、西川町の令和2年度の当初予算に関しては47億7,500万円ということで、前年比で5,500万円の減をしたということで当初予算を組んだわけですが、その後、今回の新型コロナウイルス感染症、あるいは7月28日の大雨洪水による被害の補償等に向けて、一般会計の補正が第7号まで来ていますけれども、その

中で既に61億3,845万円まで膨らんでおります。

これは国、あるいは県からの交付税等がかなり入っていることで、町の持ち出しというのはさほどないんじゃないかというふうに理解はしていますけれども、13億6,000万円ほど当初予算よりも既に増加をしていると。増加率でいくと28.5%の増加、当初に比べればなっております。これは10万円の給付金があったり、あるいは国・県からの交付金が増えたということでこうなったのかというふうに思いますけれども、その内容について、もしつかんでいられれば説明をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、予算の関係であります。一時期、西川町の予算も、当初予算で60億を超えたというような時期もありまして、近年ではまず50億を何とか切りたいというようなことで予算編成をやっておりますが、その中で、特に財政調整基金、要するに自由に使える基金であります。基金の保有額、これをある程度確保すべきだというようなことをこれまで申し上げておりますし、できる限り基金に頼らない予算編成をやりたいというようなことで、今回は50億を切っておるわけですが、昨年より5,000万ほど縮小した経過がございます。

今、国のほうでは、地方財政が非常に厳しいと言う割には、それぞれの市町村が基金をため込んでいると。そういうわけで、決して厳しい状況ではないのではないかと。この基金の取扱いについては、ある程度国も介入する気だというような声が国のほうでございまして、基金の保有額を参酌しながら、交付税の減額やら、そういったものをというようなことと思っておりますが、これまで国のほうには、基金はなぜ各市町村である程度確保するのかというようなことではあります。これについては、小さな市町村ほど今回の災害の対応、特に小さな市町村は山間部にありますので、その山間部ほど今回のような土砂災害、それから河川の災害、町道の災害、こういったものが非常に大きいと。そして財政規模に比較すれば、ほかの大きな市とは違った財政負担であるというようなこともあって、基金は持つべきだと。

そういうようなことで、基金については、総務省とのいろんな意見交換もありますので、そういった中では基金を積むのは当然だと、そして財源として持つべきだということも申し上げております。西川町もそのとおりでありますので、そういった基金も含めて、財政的にある程度ゆとりといたしますが、せっぱ詰まったような予算でなくて、ある程度そういった予算の編成をすべきだということなのであります。

特に西川町の標準財政規模は30億です。ですから30億です。自主財源も含めて、いろ

んな起債も含めて10億ほど多く事業を行っているというような状況にあります。そういった意味でも、まず災害に対する心構え、そういった意味では、財源のゆとりと申しますか、財源の確保、こういったものを含めて、今回の予算編成を行ったというようなことであります。よろしくお願ひします。

古澤議長 質疑の途中でございますけれども、ここで、昼食のため休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 先ほど、午前中ですけれども、町長のほうから、財政調整基金と適正な町の予算は30億ぐらいだという話がありましたけれども、それから見れば倍になっているわけですね。

実際問題として、激甚災害に指定されたことによる災害復旧費、あるいは国民1人当たり10万円の給付金、それから持続化給付金等、いろんな給付金がありますけれども、そういうものが結構今回の補正7号までの予算の中で、大きく占めているんじゃないかというふうに思います。実際、現実的に町の一般会計からどれぐらい持ち出しというか、一般会計で増加したのかお尋ねをしたいというふうに思うわけです。

先ほど、財政調整基金の話がありましたけれども、ふるさと納税にしてもわかりでございます。そういう面で見れば、一般会計でどれぐらいの予算増になるのか、そこをお尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

昼前、午前中のご質問の中で、議員からもございましたように、今年度、令和2年度の当初の一般会計の予算額は47億7,500万円でありました。47億7,500万円からスタートいたしました一般会計の予算につきましては、議員が先ほど来ご指摘のとおり、今回、9月定例会に第7号の補正ということで上程させていただいておりますけれども、これまで含めると、

第7号で61億3,845万3,000円ということで、第7号の予算額になっておりますので、当初から比較してみますと13億6,345万3,000円、13億6,300万円ほど総額としては増えてきておるといところでございます。

この13億余りの総額が増えてございますけれども、議員ご指摘のとおり、あるいは第1号の補正以来、提案理由の中で町長がご説明申し上げておりますとおり、第1号の補正予算以来、一貫してあるのは新型コロナウイルス感染症対策に関する経費でございます。新型コロナ対策に係る経費につきましては、今回の第7号の補正予算も含めまして8億2,197万5,000円ということで8億2,200万円ほどの総額となっております。

当然この中では、午前中のご質問で議員からもご指摘ありましたように、町民一律10万円の特別定額給付金給付事業、全額国庫交付金補助金というような形もありますので、国の補助金等が含まれてございます。国の補助金は、申し上げました特別定額給付金事業、これが代表格でございます。これに第7号までの補正予算で、私どものほうで歳入、いわゆる収入として入れておるのは、地方創生臨時交付金の分でございます。この地方創生臨時交付金といたしましては、これまで交付が内示されております6,360万円を歳入、収入として入れておるところでございます。

なお、臨時交付金につきましては、昨日の荒木俊夫議員のご質問にもお答えいたしておりますけれども、これまで2億7,231万8,000円、2億7,200万円ほどの配分通知がなされておるところでございますので、まだ2億ちょっとの分については、今後、内示等が来た段階で、また追加に入れるということになるかと思っておりますが、6,360万円の地方創生臨時交付金を収入として入れておるところでございます。

そのほか、GIGAスクール、小中学校に端末を整備するための補助金でありますとか、子育て世帯への臨時特別給付金、高校1年生まで1万円の子育て手当金というようなことでの分等も含めまして、6億980万円を国等の補助金として入れておるところでございます。

あと、この間、増額補正編成いたしております理由の大きな2つ目といたしましては、補正の第6号、専決で処分させていただいておりますが、これからになりますけれども、昨日来出ております令和2年7月の豪雨災害に伴う経費でございます。この豪雨災害に伴う経費といたしましては、今回の第7号の補正予算まで含めると5億6,415万3,000円、5億6,400万円ほど計上させていただいております。これにつきましても、地方債、いわゆる具体的な名称でいきますと、災害復旧対策事業債という地方債、さらには農地関係等での分担金等の特定財源を収入、歳入として見込んでございまして、これが2億

3,246万5,000円、2億3,200万円ほど特定財源として見込んでおるところでございます。

コロナ対策、そして災害対策というようなことで、これを合わせますと13億8,612万8,000円ということで、13億8,600万円ほどの歳入、支出を見込んでおりまして、計上させていただいております、これらに対する特定財源、国の補助金でありますとか地方債、そして受益者分担金、これらを含めると8億4,226万5,000円、8億4,200万円ほどの特定財源を見込んでおるところで、計上させていただいております。

当然、差引きいたしますと、特定財源で13億8,600万円まで到達していないわけでございますので、不足する分につきましては、議員からもございます、1つは財政調整基金、これを3億994万1,000円、3億1,000万円弱計上させていただいております、2つ目には地方交付税、これが当初予算計上額より、令和2年度スタートいたしまして、増額になるというような見通しが立ちつつございますので、1億6,576万8,000円、1億6,500万円ほどの地方交付税、そして繰越金ということで6,852万8,000円、6,800万円ほどの繰越金、こういったことで5億4,400万円ほどを、この3つの一般財源の中で補充するというので、予算を計上させていただいております。

ちょっと数字の羅列になりまして、こまい点もあり恐縮でございますが、以上のような形で、第7号までの補正予算で新型コロナウイルス感染症対策、そして令和2年7月の豪雨災害、これらに対する迅速な対応をすべく予算を計上させていただいておりますことをご理解くださるようお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） ありがとうございます。

今、総務課長から、るる詳しく説明がありましたけれども、そうしますと、実質的には町の一般会計から持ち出す額というのは、この前、議会でも提言をし、子どもたちに1万円ずつ、国の交付金に上乗せをして子どもたち一人一人に18歳まで1万円ずつ上乗せする分とか、それから町で出した3,000円の商品券とか、それから持続化給付金の上乗せ、そういうもので、あまり町の一般会計から実際出すという金は、さほどないんじゃないかというふうになんか今のところ思われますけれども。

そういう中でも、財政調整基金から3億1,000万円、ふるさと納税からは使っていないのかどうかちょっと分かりませんが、ふるさと納税のほうからも出したらどうかという話もさせていただきましたけれども、そういうことをやっていく中で、各市町村がそれぞれ

競い合って、例えば子どもに対しては給付金、うちの町は1万円上乗せする、うちは2万円上乗せする、持続化給付金はうちは30万にするとか、そういった競い合いがあって、町の財政そのものがだんだん逼迫をしてくるんじゃないかというふうに思うわけですが、そういったものはきちんと国のほうで財政措置をして、各市町村に交付をするというのが筋かというふうに思いますが、その辺については、町長はどういうふうにお考えですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今回のコロナウイルスに関しましては、当初、町での財源が非常に大きな負担になるのではないかとというようなことで、ただ、こういった状況でありますんで、ある程度の町の財源は使用すべきだというようなことで始まったわけではありますが、その後、国の地方創生の反響もあって、ある程度それぞれの地方に配分になったというわけではありますが、現在の配分の中で、見込める配分の中でやっているのがほとんどの市町村だと思っています。

ただ、問題はその後でありまして、このコロナの終息が、どの時点で終息になるのかどうか分かりませんが、このまま続けば2年、3年ずっと続いて、こういった地方の市町村の財政負担があって、それを国が補填するのかどうか。こういったものを踏まえれば、非常に今後は大きいと思っています。現在の状況は、まずは国の交付金で賄える部分で今やっているというような状況であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 現在のところは、国の地方創生交付金で賄っているということですが、いまだ終息するのがいつかというのが見えない中で、今後、町の財政を逼迫してくるというのは間違いないというふうに私は思いますので、そういう面で、ぜひ国、あるいは県のほうに、統一して交付金を支給しなさいという要望を強く町長、市町村長会議、あるいはその他の会議の中で要請をしていっていただきたいということを強く望んでおきたいというふうに思います。

次に、質問2に移りますけれども、「のぞみをつなぎ、未来を展望する人・商工観光業の創造」ということで、我が町は交流人口100万人を掲げ、観光立地を目指していますが、人の往来が制限され、窮地に陥っている観光業を支えるための対策をどう実施したのか。その効果と、今後のさらなる対策をどのように考えているのかお尋ねをします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2点目ではありますが、観光業を支える対策等の実施についてではありますが、これまでも申し上げてきておりますように、新型コロナウイルス感染症の影響は、町内の経

済活動に甚大な影響を及ぼし、先ほど申しましたように、なお先が見えない状況が続いているというわけでありませう。

特に、町外、県外、海外の来訪者から得られる外貨収入を見込む経済構造となっておりませう本町の産業のうち、特に観光産業は、マスコミにも評されるように、観光客とともに収入が蒸発という言葉に等しく、議員ご指摘のとおり、まさに窮地に陥っている状況にあると認識しております。

このような状況にあつて、本町では4月17日に、西川町商工会、一般社団法人月山朝日観光協会とともに、担当課職員による新型コロナウイルス対策支援チームを立ち上げまして、担当制によりまして観光事業者を巡回相談し、困り事の聞き取り等による経営状況の把握や、国などの補助事業、県の支援制度、そして町の単独の融資や補助、支援事業の説明、具体的なお手伝い等を行ってきたところで、事業者に寄り添う取組を行い、現在も継続しているところでありませう。

この支援チームの活動をベースとしながら、観光業を支えるこれまでの経済対策としましては、据置期間の設定や限度額を拡大した町単独融資制度、新型コロナウイルス感染症予防対策や、経済活動を行う際の町単独補助事業の拡充、地域振興券である町民1人当たり3,000円分の宿泊飲食券、商品券の発行配付。宿泊を早期に呼び戻すために、宿泊客1人当たり3,000円の割引と、1,000円分の商品券を町内で使用できる「月山これよろキャンペーン」、8月1日からは、宿泊、飲食店で使用できる地酒、地ワイン、地ビールのいわゆる三酒の割引キャンペーンを展開し、支援を行ってまいりました。

また、感染予防対策としましては、弓張平公園入り口での観光客の検温や問診、感染症対策のマニュアル作成配付。「新型コロナ対策宣言の店」プレートの作成付。感染防止予防対策チェックリストにより巡回、確認、勧奨等、多岐にわたる対策を講じてまいりました。

以上のような取組を行った効果については、「月山これよろキャンペーン」を行った7月10日から8月12日までの町全体の観光宿泊客数は、対前年比で「月山これよろキャンペーン」に係る宿泊客で33.7%、それ以外の県や国のキャンペーンに係る宿泊客で40.4%、対前年比は合わせて74.1%となっておりまして、この1か月においては、ある程度の効果が現れているものの、町の観光客の書き入れ時期である大型連休を含む4月から8月12日までについては、対前年比31.2%となっておりまして、非常に厳しい状況に変わりはないものと判断しております。

今後のさらなる対策につきましては、感染予防対策と経済対策の両立を基本に、支援チー

ムの継続、時期を見ての第2弾となる宿泊割引キャンペーンの実施を予定するとともに、首都圏やインバウンドの誘客が見込めない中であっては、特に、昨年策定いたしました仙台との交流計画に基づきまして、隣県の100万都市、仙台市をターゲットとし、万全な感染防止対策による各種交流事業やイベントにより本町にお越しいただき、宿泊し、体験し、食べて買っていただける総合的な取組を計画し、ウェブサイトやSNSにより発信し誘客を増やすことで、外貨を獲得できる取組を計画的に展開してまいりたいと考えておるところであります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長からありましたけれども、7月10日から8月12日までを見ても73%、7割ぐらいの対前年比でお客さんが来ている。ただ、4月から8月まで見ると、3割ほどしか来ていないということを見れば、今もって窮地に陥っていると言わざるを得ないかというふうに思います。

国では、GoToキャンペーンということで大々的にやっていますが、その効果というのは町に対してあったのか、今のところあるのかどうか、その辺をつかんでいらっしゃるのかちょっとお尋ねをします。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 国で行っているGoToキャンペーンの関係でございますが、本町におきましても、志津地区、それから姥沢地区におきましては、このキャンペーンに参加をしております。既にそういったお客さんを受入れしているというふうな状況になっておりますし、先ほど町長からありました数字にも、その辺につきましては反映させていただく中で、単月で74%ほどというふうに捉えているところであります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 観光業だけではないと思うんですけれども、特に観光立地を目指す我が町にとって、観光が本当に立ち行くのかどうかというのは、今後、町が立ち行くのかどうかにも関わってくるというふうに思いますので、本当にかゆいところに手が届くような施策を今後ぜひやっていただきたいということを強く望んでおきたいというふうに思います。

次に、3番目に移らせていただきますけれども、月山のある町、西川町の観光拠点となる志津会館の建設計画が持ち上がっています。地盤改良に伴う補正をしなきゃいけないということで、この前、先般の全協で、また800万ほどかけなきゃいけないという話もございました。今の現地に志津会館を建てるということになれば、今後の追加補正も危惧をされますけ

れども、現在地を変更して別の場所に建てるとか、そういった考えはないのかどうか。改めて町の考えをお伺いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 3点目の、志津会館の建設についてであります。昨日の佐藤幸吉議員のご質問にお答えする中で、建設の経過や建設時期につきましては次年度とする、そして設計の内容について答弁させていただきましたので、議員ご承知のことと存じますので省略させていただきますが、ご質問の建設に係る今後の予算計上については、令和3年第1回3月定例会におきまして、新年度予算として上程させていただきたいと考えております。

今定例会の追加議案として予算させていただいております辺地計画の変更については、志津会館の建設に係る全体事業については、当初の8,000万を1億円に変更させていただきたく考えているところであります。事業費の増額理由につきましては、7月9日の議会全員協議会で説明申し上げましたとおり、今年度において地質調査を行ったところ、想定した深さに支持地盤が出現しなかったことから、基礎工事が増大する見込みとなったものであります。

一番のご質問の中でありますが、建設地の変更につきましては、現在の場所に計画どおりに建設したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今年度予定した7,200万を次年度に繰越して、1億円で新たに3月定例議会に提起をしたいという話ですけれども、今言ったように、地盤にポールを挿すというんですか、そういう工事をするのに、結構、七、八百万かかるということですが、その結果で済むのかどうかですね。今のところというのは、のり面であるし、崖であるわけです。地質的にあの場所に建設をすることによって、先ほど私言いましたけれども、再度追加というのが出てこないのかどうか、その辺まで考えたのかどうかちょっとお尋ねをしたいというのが1点。

それから、議会に対しては、志津会館の候補地、建設地に関しては、志津旅館組合も含め、全てでまとまって、あそこに建てましょうというふうになったんだというふうな説明をされましたけれども、実際、いろんな方にお話を聞くと、平成27年9月に検討委員会を立ち上げた後、話合いがどれほどなされたのか。その辺の経過について、佐藤幸吉議員の質問にもありましたけれども、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 伊藤議員から2点のご質問であります。

第1点目につきましては、今後の建設費の追加があるのかというふうなご質問でございます。

本年度におきまして、議員ご指摘のとおり、総額で8,000万ほどの事業費を頂きながら、地質調査、それから実施設計まで、今のところ進ませていただいております。地質調査の結果、想定している深さに支持地盤が得られないということが判明したというところで、それに伴う基礎工事の増大というようなところでの主な増額、事業費の増額理由になっているところでありますが、実際の工事につきましては、次年度初めからお願いをしたいというふうに思っておりますけれども。

なお、地質調査につきましては、全ての基礎の部分に対して地質調査を行っていないということがありますので、基礎を行うところについては、実際の掘削によりまして若干の増減が出てくるというふうに考えておりますし、それから、次年度の工事ということでございますので、例えば人件費の単価アップとか、資材費のアップとか、そういった部分も考慮しながら追加議案といたしまして、辺地債の変更につきましては、ある程度の余裕を見ながら、1億円というふうなところを変更計画としたいということで考えているところであります。

それから、これまでの検討経過というふうなところが第2点目でございます。

昨日の佐藤幸吉議員のご質問に対する答弁と重複をすることでございますけれども、議員もご承知のとおりであります。平成27年9月24日に第1回の検討委員会を開催しております。これにつきましては、構成団体につきましては、民間ではございますけれども、町の担当課も入りながら構成したものでありまして、月山志津温泉地区拠点施設等検討委員会、これを設置しながら、役員会も含めましてであります。五、六回にわたりまして検討を重ねてきたというふうなところであります。

検討会の最終結論といたしましては、構成委員、当時の意見として、現在の場所に現状において必要な機能を持つ施設、現状に必要な施設というようなことで、集会機能を持つ、それから公衆トイレ機能、バス待合所機能、インフォメーション機能、消防ポンプ庫、それから倉庫、この機能を持つ施設でありまして、改修ではなくて新築することということで決定をしながら、翌28年11月に町長に対して要望されたというふうな経過でございます。

このような中にありまして、これまで進めてきたというふうな状況であります。平成28年の結果から数年もたっているというようなこともございまして、再度、昨年度におきまして、地元志津の各施設を全て回らせていただきながら、今後の計画、場所も含めて説明をさせていただきながら、平面プランなどの相談もいたしまして、昨年度中に平面プランの計画

の打合せなども2回ほどさせていただきながら、地元の合意としては再三取ってきたというふうな理解をしながら、今年度は工事の地質調査と実施設計の発注をさせていただいたというふうな状況だと認識をしているところであります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番(伊藤哲治議員) 今、志田商工観光課長から説明がありましたけれども、支持地盤が得られないということで、追加の調査が必要だという話ですが、全体的にやっていないということから見れば、この額で収まるというふうにはとても考えられないわけございまして、もっとかかるんじゃないかというふうに私は思います。

それと、先ほどありましたように、27年9月24日に第1回の検討委員会を立ち上げてから、種々会合をやって、役員会も含めてやった結果、町長に対して平成28年11月に要望したということですが、28年11月から見れば、もう今年度は令和2年です。4年もたっているわけですね。議会として、観光地にトイレがないなんていうのは絶対駄目だということで、早期に建設をなささいというふうに幾度となく要請をしてきたわけですが、28年11月に要望されて、その後、今まで何をやってきたのか。そこをちょっとお尋ねしたい。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 町長への要望から、かなり年数がたっているというふうなところのご指摘でございます。

平成28年11月に町長に対しまして要望が出されたと。そういった状況にありまして、志津建設の問題、建設とは別の課題として、志津地区の中では平成29年、それ以前からであります。月山志津温泉の源泉湧出量対策、少なくなってきたということで、この対策の必要性が出てきたところであります。

地元といたしましては、少なくなる源泉の対策として、新たな源泉の確保、これが必要だというふうなところでありまして、新源泉掘削場所の特定をする必要があるというふうなことでありまして、その湧出可能な場所につきましては全体的な調査を行って、志津地区の、今の建物と重複するようなことがあってはならないというようなことがありましたので、まずは源泉の問題に対しまして様々な調査、そして町に対しても調査の支援をする中で、町もちょっと支援も行ってきましたけれども、そういった源泉に係る問題をまずは地元として優先すべきだというふうなことから、ここの期間につきましては、志津会館の建設につきましては、地元としても優先順位の関係から、時期的に遅くなっても仕方がないというふうな状況で判断されているというふうに考えているところであります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、別の課題ということで、温泉が駄目になってきたんで、源泉を掘削しなきゃいけないということで、別の課題が出てきたから遅れたという話ですけども、たしか議会のほうに温泉の源泉掘削をするということで、その後に志津会館を建てたいと話があったのは、たしか平成31年度かなというふうに思いますので。建てるつもりだったら、その前に建てられたんじゃないですか。その辺は町長、どういうふうにお考えなんですか。

本当に観光立地を目指す西川町ということでしたら、あの入り口にある志津に対して、トイレもない、何もなし、そんなのは駄目だということを言ってきたのに対して、ぶん投げていたんじゃないかというふうに私は思いますけれども、その辺の町長の見解をお尋ねをしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、志田課長からご説明ありましたように、経過としては、今、課長からあったとおりです。

その間、ぶん投げておいたというような言葉ではありますが、そうではなくて、その前から志津温泉の源泉の問題の話もお聞きしておりまして、まずどちらを優先すべきかというようなことで、地元とのセッションもやってきまして、先ほどもあったように、まずは源泉が枯れては旅館もできないというようなことになりましたんで、その辺の調整をやりながら今回やったということになりますんで、ご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） そういう話なんでしょうけれども、実際、志津会館を建てるのに、ここに建てたいということで町が提起をしたのじゃなく、検討委員会の中から話が出てきたというふうに先ほど志田課長のほうからありましたけれども、町としては、月山の入り口である志津に、こういう志津会館をどこそこに建てたいんだという提起の仕方は、一切してこなかったのかどうかですね。

町長自身が志津に出かけて行って、検討委員会の方々とお会いをして、そういう話はしなかったのかどうか、その辺も含めて再度町長の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 志津のそういった会議には、直接私は参加しておりませんが、志津の旅館組合長、町内会長ともお話しした経過がございますが、さっきありましたように、志津のメインとなるものでありますんで、できれば駐車場も備えられるような、そういった場所も含めて検討

してほしいというようなことであつたんですが、昨日も担当課長から説明ありましたように、今後の管理上という部分があつて、あの場所が一番だというようなことで、地元からあつたというわけでありませう。

ですから、できれば現在の土地の上の、雪旅籠の会場になるあの辺の場所が妥当ではないのかというのでお話をしたんですが、なかなかその辺の調整がつかないということもあつて、まず地元のご意見も尊重しながらということでありませうので、よろしくお願ひします。
古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番(伊藤哲治議員) ほかの候補地ということで、2か所ほど見たという話もありましたけれども、今、町長から雪旅籠の開催地であるということ、ほてい屋さんのカマボコドームがある辺りかなというふうに思いますけれども。

あの辺については、今、志津に行くと、大変景観上よろしくないという状態になっています。町で本当に、先ほどから言っているように、月山の入り口だという考えがあるんだつたら、その辺も含めて、もっと強烈に、ここに町としては志津会館を建てて、景観もよくしたいというふうにできなかったのかどうか、私は大変疑問に思うところございます。

その辺について、再度また質問をさせていただきますけれども、今言つたように、全体像を考えたら、今の場所で果たしていいのかどうかという疑問は湧きますので、その辺について再度じっくりと話をしながら、来年度の3月定例会で、どのような形で議案を出してくるか見定めたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

質問4番目ですけれども、新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの教育環境に大きな影響を及ぼし、教師集団や保護者の不安は大きくなつております。今まで町として実施した対策と、その効果及び今後どのような形で子どもたちを見守っていくのか、その点についてお伺ひをします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 4点目でありませうが、新型コロナウイルス感染症関係での教育環境ということになりますので、この答弁につきましては教育長のほうからいたさせませうので、よろしくお願ひします。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 新型コロナウイルス感染症禍での教育環境についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、伊藤議員ご指摘のとおり、教育環境に大きな影響を及ぼし

ております。全国の小学校及び中学校は、感染拡大の可能性のあった3月2日から政府の要請により一斉臨時休校が行われ、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや、4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったことを受け、大部分の学校が5月末まで臨時休校を行いました。

本町においても、3月2日から小学校は4月5日まで、中学校は4月6日まで、それと、4月13日から5月10日までの間休校といたしました。休校による学習の遅れは教育環境に大きな影響を及ぼしたわけですが、その対策として、4月にはオンラインでの授業を小学校及び中学校で実施し、また、行事の選択、延期、縮小、夏休みの短縮、学習内容の重点化、焦点化等を行ったことにより、学習時間の確保を図り、現在ではほぼ通常に戻っております。

また、教職員の大きな不安である、学校内での感染を防止するための対策については、できることを一つ一つ行っているところです。具体的には3密の回避、例えば、授業や給食の際の机の配置、換気、集団で集まらない学習形態の考慮等、さらには毎日のマスクの着用、手洗いの励行、手指消毒。それからトイレ、水道の蛇口、手すりなどの消毒、家庭や学校での検温等を行っております。

学習時間の確保及び感染対策については、保護者の方も不安に思っているところでありますので、対策等については文書等を通して連絡を行い、ご理解、ご協力をいただくよう努めているところであります。

また、国から発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル」に基づき、感染リスクを少しでも減らせるよう、学校における新しい生活様式に変えております。授業のスタイルもマニュアルに沿って変えており、感染リスクの高い活動、例えば、長時間かつ近距離で対面するグループ活動とか、近距離で活動する調理実習、水泳、密集する運動等は控えております。

今後の施策については、これまで申し上げた対策を緩めることなく引き続き行っていくことが一番重要と考えております。また、感染防止策として予算化された備品等の購入を進め、学習環境の整備を図るとともに、県教育委員会及び学校と連携を密にして、状況の変化にも迅速に的確に対応できるよう努めてまいりたいと思っております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 予算化された諸施策について今後やっていくということですが、国のGIGAスクール構想等に対処するために、1人1台の端末整備も予算化されているとい

うふうに思いますので、その辺については前倒し、あるいは早めにやっていくということで、子どもたちの学習環境を早期に確立していただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

何はともあれ、学校の中では、少人数学級をつくっていくということが、一番のコロナ対策になるんじゃないかというふうにも思いますので、その辺については、今後、県に対してもぜひ、県でもさんさんプランを言っているわけですので、小規模校ではそうじゃなくて、40人になっているところもあると。西川町の小学校も40人学校があるはずで。そういうことで、ぜひ県の教育委員会あるいは県知事に対して、少人数学級をやっていただきたいということを強く町長、あるいは教育長のほうからも要望していただきたいということを申し添えておきたいと思います。

次に、質問5に移らせていただきますけれども、第6次総合計画の本稼働の年度と位置づけた令和2年度のまちづくりを、新型コロナウイルス感染症禍と豪雨災害という困難な状況の下で、どういうふうに今後、町長は進めていくつもりなのか。再度その決意をもって町政運営を行っていくのか、お伺いをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。時間ですので答弁で終わるかなと。

小川町長 新型コロナウイルス感染症禍での町政運営というようなことでありますが、まず議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、その終息が見通せず、数年にわたった対策が必要であるということでありまして、豪雨災害についても、その復旧には3年程度はかかると認識しております。この新型コロナと災害復旧という新たな政策課題には、多額の町の財源が必要になってくると思っております。

一方、町の財政事情は、地方交付税に頼るところが大きく、近年は基金からの繰入れを余儀なくされるなど、大変厳しい状況にありまして、来年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う経済失速による税収の落ち込み、国勢調査での人口減に伴う地方交付税の減少なども予想されると思っております。

しかし、第6次総合計画で掲げました5つの政策目標を目指した後期基本計画の主要施策、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成を進めていくことは、今後の本町のまちづくりには欠かせない取組でありまして、これら施策の具体的事業展開を図るために、現在、農林業振興、商工観光業振興、健康と生きがいづくり、若者定住・子育て支援の各プロジェクトに対し、組織横断的な作業チームを設置しまして、具体的な施策事業の立案を検討させております。とりわけ、産業振興や若者定住、健康づくりに注力した事業展開を行ってまい

りたいと考えています。

このように厳しい状況にあるときだからこそ、町当局のみならず、議会議員の皆様、町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、これまで以上に皆様方のご協力を賜りたいと。よろしく申し上げます。

まず、今回のコロナでは、国民の意識の変化が非常に大きいと思っていますし、そしてさらに、地域のコミュニティーの在り方も大きく変わってくるというようなことを想定しております。まずまちづくりは地域づくりが基本でありますので、そういった面での施策展開も重要だと考えておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。最後です。

9番（伊藤哲治議員） 以上で終わりますけれども、先ほども言いましたように、本当に困難な状況の中で町政を運営していくというのは並大抵なことじゃないというふうに思いますので、町長をはじめ幹部職員、また、町の職員も含め、町が本当に活性化して生き残れるように、今後も頑張っていただきたいということを申し添えて、終わりにしたいと思います。議員も頑張ります。

以上です。

古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終了します。

散会の宣告

古澤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

令和 2 年 9 月 1 1 日

令和2年第3回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年9月11日(金)午前9時30分開議

日程第1 専決処分の承認

承認第4号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認
について

日程第2 一般議案・補正予算案の審議・採決

議第43号 財産(西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器)の購入につ
いて

議第44号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について

議第45号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第46号 西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定
について

議第47号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第7号)

議第48号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第49号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第3 決算特別委員会審査報告書の提出

日程第4 決算認定案件の審議・採決

認定第1号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

ア 事業勘定

イ 施設勘定(大井沢歯科診療所会計)

認定第3号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

認定第4号 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

認定第5号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

認定第 6号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

認定第 7号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第 8号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認定第 9号 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第 5 報告第 6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報
告について

日程第 6 報告第 7号 令和元年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告につ
いて

日程第 7 陳情の審査報告

日程第 8 議員派遣について

日程第 9 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第10 議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第11 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し、地方税財源の確保を求める意見書

日程第12 発議第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

日程第13 発議第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見
書

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議会事務局長 補 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

日程の追加

古澤議長 ただいま小川町長より追加議案、議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更についてが提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

これを議事日程に追加し、追加日程第10、議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更についてとします。

専決処分の承認

古澤議長 日程第1、専決処分の承認を行います。

承認第4号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題とします。

議会事務局長補佐に原案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 おはようございます。

承認第4号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認につきまして、補足説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、令和2年7月28日の令和2年7月豪雨災害に伴い、災害応急措置及び公共災害復旧申請のための測量設計等の経費について、緊急に対応するためにいたしたものであります。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,346万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,510万9,000円といたしたものであります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の7ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から、目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。

また、主に補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

7ページの第6款第1項第5目畜産振興費につきましては、仁田山放牧場内土砂撤去作業委託料13万円、仁田山放牧場連絡道復旧工事請負費222万2,000円をそれぞれ追加いたしたものであります。

第7款第1項第3目観光費につきましては、志津地内のクアの道、一本ブナコース修繕及びブナの泉埋設導水管修繕工事請負費、計243万円を追加いたしたものであります。

第8款第4項第3目公園費につきましては、西川中学校裏の西川河川公園駐車場復旧及び芝・土砂搬出工事請負費82万4,000円を追加いたしたものであります。

第10款第4項第4目社会体育総務費につきましては、月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコース、流木処理作業委託料50万5,000円を追加いたしたものであります。

8ページをお開きいただきまして、第11款第1項第1目町単独土木災害復旧事業費につきましては、町単独土木施設等復旧工事請負費4,033万円を追加いたしたものであります。

特定財源につきましては、地方債3,800万円を追加いたしたものであります。

第2目公共土木施設災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧測量設計委託料7,573万8,000円を追加いたしたものであります。

第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、農業用施設公共災害復旧測量設計委託料3,150万円、農地及び農業用施設の農業施設災害復旧工事請負費650万円、農地及び農業用施設に係る農林業災害復旧事業補助金1,961万円をそれぞれ追加いたしましたものであります。

特定財源につきましては、地方債390万円、その他の欄に記載いたしておりますのは、農業施設災害復旧事業分担金32万5,000円をそれぞれ追加いたしましたものであります。

第2目林業施設災害復旧費につきましては、委託料は、災害応急措置委託料及び公共災害復旧測量設計委託料、計7,550万円、工事請負費は、応急復旧工事請負費3,260万円、負担金補助及び交付金は、林道及び作業道等に係る農林業災害復旧事業補助金5,557万5,000円をそれぞれ追加いたしましたものであります。

特定財源につきましては、地方債4,550万円、その他の欄に記載いたしておりますのは、林業施設災害復旧事業分担金175万円をそれぞれ追加いたしましたものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

6ページ、2、歳入をご覧ください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、第12款分担金及び負担金207万5,000円、第21款町債8,740万円をそれぞれ追加し、なお、不足する分については、第18款繰入金2億5,398万9,000円を充てたものであります。

次に、地方債についてご説明を申し上げます。

4ページ、第2表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、歳出の特定財源でご説明を申し上げましたとおり、町単独土木災害復旧事業3,800万円、農業用施設災害復旧事業390万円、林業施設災害復旧事業4,550万円をそれぞれ新たに追加いたしましたものであります。冒頭申し上げましたとおり、緊急を要する災害に対応するために専決処分をさせていただいた次第であります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 1点お尋ねをします。

承認第4号で、8月7日付で3億4,300万円ほどの追加補正をしたわけですがけれども、前の説明では、これ280か所ぐらいの災害箇所という話を査定をして、それで専決処分をする

という話だったわけですが、今回の7月28日の大雨による被害については、そのほかに国交省から来たTEC - FORCEの調査とか、その他追加で調査をした分を含めると、この承認第4号で追加補正をした3億4,000万よりどれくらいこれに追加で膨らんでくるのか、その辺概算で分かる範囲で結構ですので、どのようになるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまご説明申し上げました承認第4号、一般会計の第6号の専決処分の予算に加えまして、国土交通省のTEC - FORCE等の、その後調査が行われたということもございません。

今回、9月の今定例会に、後ほどご説明申し上げますけれども、第7号の補正予算を上程させていただいております。この第7号の補正予算の中では、豪雨災害対策に係る経費ということで2億3,000万円ほどの追加を含ませていただいております。

さらに、今後でございますけれども、TEC - FORCEの指導等も受けながら、そしてこの専決処分させていただいた補正予算の中で、10月に予定されております公共土木、あるいは農林業の災害の査定に向けて精力的に準備させていただいております。その査定が終わった後に、その査定に、額に伴う工事、復旧工事費の請負額等の補正予算ということも出てまいると考えております。

ただいま現在は、申し上げました第7号の補正予算を加えた額というふうに捉えておりますけれども、今後10月の公共災害の査定が終了した段階で改めて精査した上で、補正予算のご審議についてお願いしなければいけないという時期になってくるかと思っております。現在、概算で今後の予定も含めて捉えておるところは以上でございますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） そうしますと、今回の3億4,000万と補正の7号で2億3,000万を合わせれば、およそ大体6億円ぐらいですが、前の町長の話では、280か所で18億円ぐらいかかるんじゃないかという話もありましたけれども、10月あるいは11月、最終的にはいつ頃におおよそのめどが立つのか、その辺、町当局としてつかんでいらっしゃるかどうかお尋ねをします。額がどれくらいになるのか、概算で分かれば教えていただきたい。

以上です。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

今後、ただいま申し上げましたような工程等を経ながら、いわゆるより精度の高い額がいつ頃分かるかというふうなご質問でございますけれども、この後、公共災害の査定を受けまして、額が分かるのは12月というふうに認識いたしておるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） コロナ禍の中において7月に発生した豪雨による災害、300か所近く、職員の方、本当にご努力されて把握し、そして補助申請、激甚災害の指定というふうになっているので、非常にご苦労なさっているなというふうに思っております。

私からは1点お聞きしたいんですけれども、コロナの対策とこの災害の対策、災害のほうはこれから補助金が確定するんでしょうけれども、財源として財政調整基金を充てているわけでございます。財政調整基金については、こういった非常事態に備えて基金を積み立てているわけでございますけれども、令和元年度、今回の決算の中において、令和元年度末では13億3,000万ほどの財政調整基金がありまして、それに元年度の剰余金の処分ということで、自治法によりまして9,000万ほど積立て、計14億2,000万ほどになるわけですが、今回コロナも含めて、災害に関して含めて7億1,000万ほど取崩しをなさるということでございます。そうしますと、残額は7億1,000万ということになるわけです。こういった面において、今後、国の交付金なり補助金が入ってくるんでしょうけれども、今後入ってくる見込みがどの程度あるのか、もし分かりましたら初めに教えていただきたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

コロナ、災害と本年相次いでおりますけれども、今後、国庫支出金等入ってくる見込みの額についてのご質問でございます。

私どものほうでは、今回新型コロナウイルス感染症対策を取り組んでおりまして、国のほうでは、この地方創生の臨時交付金を新型コロナウイルス感染症対策のために交付金として制度を創設されているところであります。

後ほど第7号の予算では、この地方創生臨時交付金の、いわゆる交付が内示された額、

6,360万円ほど歳入の予算のほうに計上させていただいておりますけれども、地方創生臨時交付金は、配分総額が現在までのところ2億7,231万8,000円ということで、2億7,200万円ほどの配分通知をいただいております。

したがって、新型コロナウイルス感染症の対策経費については、この地方創生臨時交付金、申し上げたような金額と合わせまして、事務事業の中で国庫補助金として取り組んでおるものもございますので、そういったものも合わせますと大体6億ぐらいの新型コロナウイルス対策経費の額はくるのかなと。当然この中には町民の方1人につき10万円を給付させていただいた特別定額給付金の給付事業もございますので、これが5億3,140万円ございますので、これも含めて6億1,000万円ほどの新型コロナウイルス対策の経費ということで、国庫からの支出金として交付がされるであろうということで考えてございます。

また、災害のほうでございますけれども、申し上げておりますとおり、公共災害、土木施設あるいは農業施設、査定段階がこれからということになってまいりますので、その査定の工事費が幾らぐらいになるのか、それに伴いまして、今回激甚災害ということで8月下旬に政令が公布されておりますので、そのいわゆる国庫負担金のかさ上げ、これが過去の平均等を積み上げて幾らぐらいまで上がってくるのかということも併せて、査定後に通知があるものと考えておりますので、今のところは皆目、災害に係る負担金等は幾らぐらいというのはまだ想定はしておりませんが、今後の査定の結果等を注視してまいりたいというふうに考えておるところでありますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 財政調整基金はこういった事態のために積み立てているわけございまして、十分活用していただきたいとは思いますが、財政に詳しい町長なのでお聞きしたいと思いますけれども、規定上、財政調整基金を幾ら持てという規定はございませんけれども、財政基盤の弱い当町にとって、やはり頼りになるのは、いざというときの頼りになるのは財政調整基金なわけでございます。税収も7億ちょっとという中において、今後町の財政運営をしていく中において、将来負担比率も含めながら財政調整基金としてはどの程度保有しながらやっていくのか、まずお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、財調の関係でご質問あったんですが、財政の関係につきましては先般の一般質問の中でもお答えしておりますが、今非常に厳しい、国のほうでは厳しい見方をしておる

というようなことをご説明申し上げたわけでありましたが、ただ、今議員からありましたように、こういった状況、要するに災害等を踏まえて、財調の意義が非常に大きいというようなことで、これはいろんな場面でご説明を申し上げてきたわけでありましたが、ただ、今、基金をどの程度運用すべきかというのは、これは全国各地の市町村の課題でありまして、中ではほとんど持っていない、または標準財政規模の数倍という市町村もありますので、ただ、西川町は標準財政規模は30億でありますので、幾ら持てばいいのかというのは非常に悩むところではありますが、現在、今ありましたように財調13億程度、それと減債が8億程度でありますので約20億持っておりますが、ただ財政計画上もありますので、その辺ちょっと財政計画と合わせて総務課長のほうから若干説明させますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 追加答弁を佐藤総務課長。

佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

荒木議員から冒頭からご指摘いただいておりますとおり、まさに今年度は新型コロナウイルス感染症に伴う感染防止対策といたしまして、町民の皆さんの生活、経済支援対策、そして、7月28日に発生いたしました令和2年7月豪雨災害と、今年の年度当初、正月であれば誰もが予想だにできなかった感染症拡大、未知の感染症拡大、そして豪雨災害と、思わぬ支出の増加を余儀なくされているというところでございます。

再度にはなりますけれども、新型コロナウイルス感染症の対策、これにつきましては、この今定例会の専決処分の承認に加えて、後ほどの第7号、こういったことで計上いたしておりますけれども、合わせますと今年度第5弾ということで、5回にわたりまして補正をお願いしておりますところございまして、8億2,197万5,000円ということになって、そのうち約5億3,140万円は、先ほども申し上げました特別定額給付金の給付事業ということで、この特別定額給付事業は、事業着手に際して国庫からの概算払いということで概算の支払いを受けておりますけれども、差し引いても約2億9,000万円ほどかかっているということでありまして、災害にいたしましても、同じような考え方でいきますと、やはり当面応急復旧、あるいは公共災害に向けた測量設計等々も行わなければいけないというようなことで、当面のいわゆる自己財源というものが必要になってくるということでありまして、いずれにいたしましても感染症あるいは災害対策経費、国庫からの交付金は交付されますが、申し上げましたとおり、当面は自己財源で対応しなければいけない。

当然町といたしましては、ただいま町長からもありましたように、このほかにも様々な事務事業、年度を見通しながら、財政計画等も立てながら実施しておりますところでございます。

そういったことも含めると、感染症、災害、そして本来町民の福祉向上のための事務事業、そういったものも含めると、先ほど町長からもありました標準財政規模、町税と普通地方交付税を加えた標準財政規模、これの、我々としては、事務方としては、おおむね3割程度のやはり10億円ぐらいは必要ではないのかなということで、日々の業務の中では考えておるところでございます。以上のようなところで、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 非常にコロナ対策とか大雨の災害対策、待ったなしで進めなきゃならない事業が山積しておるわけでございます。しかし、財源的には限られているということもございまして、ぜひ優先度合いの高いほうからしていただいて、健全財政を維持しながら町民の負託に応えていただきたいというふうに思います。

以上です。

古澤議長 ほかがございせんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 1件だけお聞きしたいと思います。

7ページの10款4項社会教育費で、月山湖の流木処理が50万5,000円というふうに載っていますけれども、この前新聞で、中高の大会をしていたというふうな新聞を見て、大変安心したなという感じはしていますけれども、この流木処理については表面の流木の処理だったのか、それとも中に沈んだものはなかったのか、その辺の処理はどうだったのか。50万5,000円と、考えるとちょっと安いかなという気がしておったんですけれども、表面だけなのか、中だけなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 流木処理の内容についてでございます。

町内の業者、委託業者のほうに至急手配をいたしまして、当面流木、浮いている部分について、コース、レーンとの接触によります損傷を最小限に食い止めるためにということで、いち早く表面に浮いているものについて撤去していただいたというのが中心となるものでございます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） この前の大会でも何の被害もなかったのかなという気はしていま

すけれども、これから沈んだ流木の引上げの費用というのは発生してくるのでしょうか。

古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

奥山生涯学習課長 現時点では、その後、コース監視、様々大会などもする中で、その都度処理など踏まえております。ですので、コース内外にわたりまして、最上川ダム統合管理事務所さんからのご協力もいただきながら撤去をされているということでございますので、その後、コース付近についての流木というのは存在ほとんどないのかなというような状況であると認識しております。

以上であります。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第4号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

一般議案・補正予算案の審議・採決

古澤議長 日程第2、一般議案・補正予算案の審議・採決を行います。

議第43号 財産（西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器）の購入についてを議題とします。

議会事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

〔学校教育課長 安達晴美君 登壇〕

安達学校教育課長 議第43号 財産（西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器）の購入の契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、株式会社メコム村山支店、株式会社エム・エス・アイ、山形教育

用品株式会社山形支店、株式会社Y C C情報システム、株式会社N T T東日本東北山形支店の5社を指名し、8月17日に入札を行った結果、寒河江市西根2の2の16、株式会社メコム村山支店が1,537万4,500円で落札いたしましたので、消費税込み1,691万1,950円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格などにつきましては、配付いたしました入札内容資料に記載しておりますのでご覧ください。

設計金額は、消費税抜きで1,505万5,000円。予定価格も同額となっております。

財産購入の概要につきましては、児童・生徒用305台の端末の購入を行うものであります。

納入期限は、令和3年3月19日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） G I G Aスクール構想に基づいて、西川小学校及び中学校に情報機器を購入するということで、端末305台を購入する契約を結んだということですが、これによって、小学生全員、中学生全員、それに教師集団の端末の数というのは充足するのでしょうか。それとも、これでもなお足りないのか。その辺の状況についてひとつお尋ねをしたいのと、端末1台というのはタブレットなのか、それとも携帯、携帯とはP Cなのか、どちらなのか、その辺を分かたらお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

安達学校教育課長 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

305台につきましては、児童・生徒全員分を見込んでおります。また、指導用といたしまして教師用につきましても学級分、また予備分も含めまして考えておりますので、充足しているということで購入数をこのように設定したところでした。

また、端末につきましては、携帯用の持ち運びができるものとなっております。それで、キーボードも使えるようなものになっているものです。

古澤議長 ほかがございませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ちょっとお聞きします。

今回のメコムさんということですがけれども、今まであるパソコンとか、その他O A機器あ

と思うんですけれども、そのメンテナンスというのはどこでやって、メンテというか点検等です。いろいろな業者さんが入ると随分混在するのかなと思うんですが、今回メコムさんで、今までのやつはまた別個なやつなのか、その都度いろいろな業者さんに維持管理をしていかなきゃならないのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

安達学校教育課長 現在、小中学校に教育用パソコンを備えておりますけれども、その点検につきましては、実務的にはメコムさんに入って点検等をしていただいている状況になっております。

古澤議長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第43号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第44号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定についてを議題とします。

議会事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

志田商工観光課長。

〔商工観光課長 志田龍太郎君 登壇〕

志田商工観光課長 議第44号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について、補足説明をさせていただきます。

本設定条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策に必要な資金に充てるため設定するものであります。

具体的には、一つといたしまして、山形県商工業振興資金融資制度のうち、新型コロナ型としております地域経済変動対策資金、二つといたしまして、町の事業性評価融資制度、愛称「スーパーひかり」のうち新型コロナ型資金、この2つの融資金額に係る利子補給相当分、それから県保証協会とのそれぞれの契約に基づく保証料補給分、この資金に充てるためでありますけれども、財源につきましては、全て国から交付される新型コロナウイルス感染症対

応地方創生臨時交付金の充当を予定しているところであります。

第1条につきましては、基金の設置目的について。第2条は、基金の積み立てる額についてであります。特に国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用することを規定しております。第3条は、基金の適正な管理について。第4条は、運用益金の処理について。第5条は、繰替え運用について。第6条の処分については、第1条に規定する場合に限り処分できることを規定し、第7条は、委任について、それぞれに規定をしているところであります。

附則の施行期日につきましては、内閣府からの事務連絡、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いにおいて記載のとおりとしておりますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

なお、基金積立て予定額につきましては、今回の補正予算及び債務負担行為のそれぞれの補正として上程しておりますが、総額で4,452万7,000円。内訳につきましては、利子補給分が3,275万円、保証料補給分が1,177万7,000円を見込んでいるところであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 確認というか、教えていただきたいんですけども、これ第1次臨時交付金のときは基金はまかりならんということで、第2次の国の臨時交付金の補助金では基金に流用してもいい、ただし、ものによっては取崩しを期間を限定してやってくださいという、それに該当するので今回これをやったということの認識でよろしいんでしょうか。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 今回交付されます臨時交付金の内容の関係でございますけれども、ただいま議員ご指摘のとおりのごとでございますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第44号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第45号 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーに関わる事務及び経費負担軽減とマイナンバーカードの普及及び移行促進のため、個人番号通知カードと記載事項変更などの手続が廃止されることとなったため、手数料条例の規定中、個人番号通知カード再交付手数料に係る規定の整備を図るものであります。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条中8号に規定しております個人番号通知カードに関わる規定を削り、整備を図るものであります。

なお、経過措置といたしまして、マイナンバー付番後は、個人番号通知カードによらず、出生など新たにマイナンバーが付番された方には個人番号通知書が送付され、通知されるとともに、個人番号通知カードの記載事項変更等の手続を廃止し、交付されている個人番号通知カードは、その記載事項に変更がない、または正しく変更手続が取られている場合には、マイナンバーの証明書類としてのみ利用可能とされております。

改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則は、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第45号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

議会事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

工藤産業振興課長。

〔産業振興課長兼農委事務局長 工藤信彦君 登壇〕

工藤産業振興課長兼農委事務局長 議第46号 西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、第1条で、西川町総合交流促進センター条例の一部改正、第2条で、西川町水沢温泉館条例の一部改正、第3条で、西川町大井沢温泉館条例の一部改正として、各施設の指定管理の管理基準を一括して改めるため提案するものであります。

新旧対照表の2ページをお開きください。

これは、第1条の西川町総合交流促進センター条例の一部改正で、第7条第1項第1号において、これまで「無休とすること」を「休館日は、12月31日及び1月1日とすること」に改め、同条第4項で、町長の承認を受けて「開館時間を短縮し、又は休館することができる」に改めるものであります。

次のページをご覧ください。

第2条の西川町水沢温泉館条例の一部改正で、第5条第1項第1号において、これまで冬季間の開館時間を短縮することができるものとしたものを削除し、同条第4項において、「町長の承認を受けて温泉館の開館時間を短縮し、若しくは延長し、又は開館し、若しくは休館することができる」ように改正するものであります。

次のページをご覧ください。

第3条の西川町大井沢温泉館条例の一部改正ですが、前条の西川町水沢温泉館条例の一部

改正と同様の改正となりますので、ご確認ください。

議案書に戻っていただき、附則をご覧ください。

附則第1項は、この条例は、公布の日から施行するものであります。

附則第2項は、経過措置としまして、この条例による改正後の規定は、施行後の指定管理の指定について適用するものとし、施行日前に行われております指定管理者への指定については、なお従前の例によるものであります。

以上のとおりでありますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第46号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第47号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第47号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,334万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,845万3,000円といたすものであります。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策、7月28日の令和2年7月豪雨災害対策、そのほか国・県等支出金の交付決定や町有施設の修繕などに係る補正、債務負担行為の補正、さらに地方債の補正であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の14ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から、目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして、補正内容の説明の表とい

たしております。主に補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

14ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、工事請負費は、役場本庁舎正面玄関前階段の手すり設置工事請負費、さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、役場第2庁舎会議室の執務室化整備に伴い、網戸整備及び照明LED化工事請負費、計359万5,000円を追加するものであります。

第5目企画費につきましては、ふるさと納税のクレジット決済の手数料36万2,000円を使用料から手数料へ組替え、委託料は、新型コロナウイルス感染症対策として、町ホームページスマートフォン対応及びテレワーク環境構築業務委託料、計427万7,000円、負担金補助及び交付金は、過疎地域自立促進連盟会費の決定に伴い、同会費6,000円をそれぞれ追加するものであります。

第2項第2目賦課徴収費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、町県民税申告相談時の感染防止対策資機材、つい立て、消毒液用ボトル、ビニール手袋及びフェースガード購入費4万5,000円を追加し、通信運搬費は、携帯電話使用料の割引適用終了に伴い、同使用料2万円を追加し、備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策として、町県民税申告相談時の感染防止対策資機材、空気清浄機購入費20万5,000円を追加するものであります。

15ページをご覧いただきまして、第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役場本庁舎窓口の感染防止対策資機材、ペーパータオル購入費9,000円を追加し、負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構へ納付する個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金の増額に伴い、同負担金65万2,000円を追加するもので、全額国庫補助金を充てるものであります。

第5項第1目統計調査総務費につきましては、職員の転居等に伴い、職員手当等53万円を追加するものでありますが、次のページの開発費の職員手当等と組み替えるものであります。

第4目国勢調査費につきましては、県委託金の交付決定に伴い、会計年度任用職員報酬5万8,000円、社会保険料1万6,000円、費用弁償4万4,000円をそれぞれ追加し、指導員報酬11万7,000円、電話料としての通信運搬費1万円をそれぞれ減額するものであります。特定財源につきましては、県委託金9,000円を減額するものであります。

16ページをお開きいただきまして、第7項第1目開発費につきましては、職員の人事異動に伴い、職員手当等53万円を減額するものでありますが、前のページの統計調査総務費の職

員手当等と組み替えるものであります。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、自然水工場床面塗装修繕料244万2,000円、水沢温泉館木造劣化診断委託料199万7,000円をそれぞれ追加し、工事請負費は、自然水工場紫外線殺菌装置設置及び大井沢温泉館空調換気設備設置工事請負費、計381万円を追加するものであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、路線バス運行の感染防止対策資機材、車両用除菌剤購入費5万5,000円を追加し、路線バスIP無線基本使用料10万5,000円を賃借料から通信運搬費へ組替え、償還金利子及び割引料は、令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起することを目的として、住民税非課税者及び3歳未満の子が属する世帯の世帯主等を対象に、全国で実施されたプレミアム付商品券事業について、令和元年度国庫支出金の確定に伴い、返還金9万5,000円を追加するものであります。

第2目老人福祉費につきましては、介護保険特別会計の総務費及び地域支援事業費の増額、新型コロナウイルス感染症対策に係る介護保険料減免並びに過年度給付費精算等に伴い、同特別会計繰出金197万7,000円を追加するものであります。

17ページをご覧いただきまして、第2項第4目児童福祉施設費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、消耗品費は、西川保育園の感染防止対策資機材、非接触式電子温度計購入費8万8,000円、県事業としての新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金給付事業の実施に伴い、事務費1万6,000円、計10万4,000円を追加し、委託料は、里帰り出産のため、里帰り先の保育園入園に伴い18万円を追加し、備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策として、殺菌庫、殺菌線消毒保管庫、救急パック及び自動薬液噴霧器購入費88万円を追加し、負担金補助及び交付金は、山形県児童安全互助会施設会費2,000円、西川保育園職員に対する新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金160万円をそれぞれ追加し、償還金利子及び割引料は、令和元年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴い、返還金5万8,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金給付事業の実施に伴う県補助金161万6,000円を追加するものであります。

第3項第1目災害救助費につきましては、令和2年7月豪雨災害が災害救助法の適用を受けたことに伴い、住家に押し寄せた土砂を撤去等するための修繕料13万8,000円を追加するもので、全額県負担金を充てるものであります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、手数料は、未熟児療育医療費審査支

払い手数料1,000円を追加し、工事請負費は、保健センター柱補修工事請負費11万円を追加し、備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策として、乳幼児健診実施の際の感染防止対策資機材、フロアジョイントマット及び畳マット購入費15万4,000円を追加し、18ページをお開きいただきまして、扶助費は、未熟児療育医療費48万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、未熟児療育医療費に係る国負担金24万円及び県負担金12万円、計36万円を追加するものであります。

第6款第1項第3目農業総務費につきましては、安全、安心米の出荷のため、検査機関から認証を得ることを目的に、農家、さがえ西村山農業協同組合、そして町が設立いたします協議会への負担金5万5,000円を追加するものであります。

第4目農業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西山杉製材販売促進のための西山杉PR印刷製本費5万円を追加し、修繕料は、発芽胚芽米製造施設の発芽乾燥器ヒーター専用修繕料28万9,000円を追加し、工事請負費は、同施設の駐車場、側溝整備工事請負費26万6,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、備品購入費は、道の駅にしかわ及び水沢温泉館等の公共施設等の感染防止並びに西山杉普及啓発のための西山杉製クリアパーティション購入費14万1,000円を追加し、負担金補助及び交付金は、電気柵購入補助金として、鳥獣被害防止設備等整備事業費補助金50万円を追加し、西川町総合開発株式会社及び株式会社米月山のPR支援のための補助金100万円、西山杉製材品促進支援のための補助金200万円、及び西山杉製クリアパーティション購入支援のための補助金21万2,000円、計321万2,000円を町産品販路拡大支援補助金として追加するものであります。さらに、振込手数料としての西川町鳥獣被害防止対策協議会負担金3万円、及び新規狩猟免許取得者支援補助金30万円、計33万円を有害鳥獣捕獲補助金として追加するものであります。

第5目畜産振興費につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災した仁田山放牧場の側溝泥上げ作業委託料28万円を追加するものであります。

19ページをご覧いただきまして、第7款第1項第2目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、町民1人につき3,000円の飲食小売店等共通商品券交付事業の実施に伴い、共通商品券啓発用チラシ及び店舗用ポスター印刷製本費41万1,000円、共通商品券郵送料としての通信運搬費84万8,000円をそれぞれ追加し、月山山菜そば組合補助金及び西川町飲食店会補助金、計103万円を西川町商工業団体等支援事業補助金として、起業支援補助金150万円及び県事業としての事業継承雇用継続奨励金150万円、計300万円を企業支援事業補助金として、県の新生活様式対応支援事業実施に伴い、町のかさ上げ分106万

円並びにタクシー運行事業者及び月山リフト運行事業者に対する運輸サービス特定事業者等支援補助金150万円、計256万円を小規模事業者持続化事業補助金として、小規模事業者商店等リフォーム補助金200万円、共通商品券交付事業に伴う西川町地域振興券交付事業交付金1,544万7,000円、国の持続化給付金保管分として持続化給付金500万円をそれぞれ追加し、令和7年度までの融資制度等利子補給金及び同保証料補給金4,452万7,000円を融資制度等利子補給金及び保証料補給金積立てとして追加するもので、いずれも新型コロナウイルス感染症対策であります。

特定財源につきましては、県事業としての事業継承雇用継続奨励金に伴う県補助金75万円を追加するものであります。

第3目観光費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、宿泊飲食店の感染防止対策資機材、非接触型体温計購入費30万8,000円を追加し、委託料は、県委託料の増額に伴い、自然公園登山道刈払委託料1万7,000円を追加、志津会館の解体、新築工事の今年度、令和2年度の着工完了が困難になったことに伴い、志津会館設計管理委託料194万2,000円を減額、差引き192万5,000円を減額し、工事請負費は、志津会館整備工事請負費7,200万円を減額し、負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、5月30日に開催を予定していた月山山菜市場、7月26日に開催を予定していた月山サマーフェスタがそれぞれ中止となったことに伴い、月山春のイベント事業補助金30万円及び月山夏のイベント事業補助金30万円をそれぞれ減額し、西川牛モウモウまつりの和牛購入費の増額等に伴い、月山秋のイベント事業補助金100万円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、一般社団法人月山朝日観光協会の広告宣伝費補助金としての観光協会地域経済変動対策補助金916万円、月山美化協力金等補助金としての月山環境整備運営協議会地域経済変動対策補助金300万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金1万7,000円の追加は、自然公園刈払いに係る県委託金の追加で、また、地方債7,320万円の減額は、志津会館整備の減額に伴うものであります。

20ページをお開きいただきまして、第8款第2項第2目道路維持費につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災し、緊急に路面補修や側溝土砂上げの必要性が生じたことに伴い、リース機械運搬料9万6,000円、機械借上料13万2,000円、町道路面補修工事請負費100万円をそれぞれ追加するものであります。

第3目道路新設改良費につきましては、町道仁田山牧場線月山大橋橋梁の早期補修の必要性が生じたことに伴い、工事請負費400万円を設計業務委託料へ組み替えるものであります。

第9款第1項第4目災害対策費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、災害発生時の際の避難所の感染防止対策資機材、フェースシールド、非接触型体温計、段ボールベット、段ボールパーティション、傷病者対応マット及び救護者対応用ガウン購入費、業務の際の感染防止対策資機材、消毒用アルコール購入費及び業務の際の感染防止対策資機材として、また備蓄用として、不織布マスク購入費、計135万3,000円を追加するものであります。

21ページをご覧いただきまして、第10款第1項第2目事務局費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西川小学校及び西川中学校等の感染防止対策資機材、消毒液スプレー容器、使い捨て手袋、アルコールディスペンサー及びペーパータオル購入費7万1,000円、非接触型体温計購入費17万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

第3目教育振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、GIGAスクールの端末整備に伴い、持ち運び用端末カバー購入費100万7,000円を追加し、スクールバスIP無線基本使用料24万4,000円を賃借料から通信運搬費へ組替え、新型コロナウイルス感染症対策として、端末整備に伴い、学習支援ソフト、ウイルス対策ソフト及びモバイルルーター使用料、計608万円を追加し、密を避けた授業を行うための西川小学校の電子黒板購入費70万8,000円、西川小学校及び西川中学校の情報機器の充電保管庫購入費215万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

第2項第1目学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西川小学校の網戸修繕料、また、西川小学校の雨漏り及びエレベータードア制御基盤修繕料、計39万9,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、西川小学校の放送設備更新及び交流室照明取替え工事請負費、計114万4,000円を追加するものであります。

第2目教育振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、西川小学校の人権教育研究推進事業の中止に伴い、27万8,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、県委託金27万8,000円の減額であります。

第3項第1目学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西川中学校の校長室照明工事請負費60万5,000円、大型プリンター購入費29万7,000円、22ページをお開きいただきまして、諸負担金としての修学旅行キャンセル料9万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

第2目教育振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、西川中学校の人権教育研究推進事業の中止に伴い、27万8,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、県委託金27万8,000円の減額であります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西川交流センターあいべの感染防止対策資機材、非接触型体温計及びトイレ用シートクリーナー詰め替え購入費11万9,000円を追加し、西川交流センターあいべのホール倉庫雨漏り修繕料13万8,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、西川交流センターあいべのトイレシートクリーナー賃借料4,000円、照明器具交換工事請負費106万7,000円、感染防止対策資機材、非接触型体温タブレット及び空気清浄機据置き型購入費64万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

第2目公民館費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、ミニデイサービスを行っている、あるいは行おうとしている公民館及び町内会館にエアコンの設置を促進するための公民館等施設整備事業補助金430万円を追加するものであります。

第3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、自然と匠の伝承館の感染防止対策資機材、送風用サーキュレーター購入費10万円、自然と匠の伝承館のサッシ用網戸取付工事請負費39万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

第5目町民スキー場運営費につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災した町民スキー場給水ポンプ小屋災害復旧工事請負費199万3,000円を追加するものであります。

23ページをご覧くださいまして、第5項第1目保健体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、西川小学校及び西川中学校の耳鼻科検診の際の感染防止のための検診用の耳鏡及び鼻鏡購入費13万1,000円を追加するものであります。

第2目体育施設費については、新型コロナウイルス感染症対策として、町民体育館の感染防止対策資機材、トイレ用シートクリーナー詰め替え購入費7万4,000円、町民体育館のトイレシートクリーナー賃借料1万9,000円をそれぞれ追加し、町民体育館入間分館屋根雨漏り修繕工事請負費102万1,000円を追加するものであります。

第11款第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災した農地及び農業用施設応急復旧のための農業用施設災害復旧工事請負費1億500万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、地方債5,290万円、その他の欄に記載いたしておりますのは、農業施設災害復旧事業分担金525万円をそれぞれ追加するものであります。

第2目林業施設災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨災害で被災した林道応急復

旧のための工事請負費 1 億2,180万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、地方債7,910万円、その他の欄に記載いたしておりますのは、林業施設災害復旧事業分担金574万円をそれぞれ追加するものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が 1 億3,054万6,000 円の追加、令和 2 年 7 月豪雨災害対策に係る経費が 2 億3,043万9,000円の追加、それ以外の経費が6,764万1,000円の減額、合計 2 億9,334万4,000円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページ、2、歳入をご覧ください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、第10款地方交付税 1 億6,576万8,000円、第12款分担金及び負担金1,099万円、第14款国庫支出金、11ページもご覧いただきながら、6,449万2,000円、第15款県支出金、12ページもご覧いただきながら、207万6,000円、第18款繰入金479万円、第20款町債、13ページもご覧いただきながら、6,670万円をそれぞれ追加し、12ページをご覧いただき、第19款繰越金2,147万2,000円を減額するものであります。

また10ページをお開きいただきまして、10ページ、第14款第 2 項第 1 目総務費国庫補助金の説明の欄の 2 段目をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6,360万円とありますが、これは令和 2 年 7 月 8 日付で交付が決定された交付金であります。

次に、債務負担行為についてご説明を申し上げます。

6 ページ、第 2 表、債務負担行為をご覧ください。

債務負担行為の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策商工業資金利子補給 3,275万円、同じく保証料補給1,177万7,000円を追加するものであります。いずれの事業も、令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、3 年度から 7 年度までの期間、実施するものであります。

次に、地方債についてご説明を申し上げます。

7 ページ、第 3 表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、歳出でご説明を申し上げましたとおり、観光施設管理整備事業については、志津会館の解体、整備工事の令和 2 年度の着工完了が困難になったことに伴い、限度額7,800万円を480万円に減額し、臨時財政対策債については、普通交付税算定の結果、発行可能額の決定に伴い、限度額9,100万円を9,890万円に増額し、農業用施設災害復

旧事業については、限度額390万円を5,680万円に、林業施設災害復旧事業については、限度額4,550万円を1億2,460万円にそれぞれ増額するものでありますが、いずれも令和2年7月豪雨災害に伴い増額するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 質疑前でございますが、ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

古澤議長 休憩を閉じ、再開します。

令和2年度西川町一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) 4点ほどお聞きしたいというふうに思います。

第1点は、補正予算書12ページでありますけれども、今回繰越金を2,147万2,000円減額というふうにしておりますけれども、今回決算議会でございます、決算については出納閉鎖期を含めて6月にも確定しているわけですけれども、剰余金から基金積立てした残り7,800万でございますけれども、今回1億にしておったわけですけれども、この減額の、なぜ減額になったのかということです。

第2点目でありますけれども、補正予算書の14ページであります。総務管理費の一般管理費の中の工事請負費、第2庁舎の執務室化整備工事、具体的にどのようにするのか、ちょっと詳しく教えていただきたい。

3点目でありますけれども、3点目については補正予算書の19ページになります。1つが、観光協会地域経済変動対策補助金916万とありますけれども、各事業についていろいろ補助金をつけているわけですけれども、この補助金は具体的にどのようなものなのか教えていただきたい。

あと同じページでございますけれども、志津会館の設計監理委託、また工事請負費を減額

をしております。説明によりますと、くいを打つのに地盤まで達しなかったと、固定地盤まで達しなかったということでございます。志津会館改築、もちろん公衆トイレもないので、きちんと整備していただきたいというふうに思うわけでございますけれども、1億ほどかけて建物を建てるわけでございます。町が事業主体でこれは建てるんだと思いますけれども、転地計画もございますし、そういった場合、今後20年後、30年後においても、この場所の間違いなかったんだというように言えるのかどうか。公衆トイレと観光案内のインフォメーション施設もできるということでございますけれども、道路の横で、駐車場も下にあって上に上ってこなければいけないと、そういった面において、町が発注者として本当に町民の方々に説明できるのかということでもあります。

今回、予算を減額して、来年度の当初予算に計上するということでございますけれども、その際、こういった場所の再検討をきちんとするのか、建物も含めてです、検討なさるのかどうか、そういった場があるのかどうかもお聞きしたいと思いますけれども、これについて今後どうなさっていくのか。何かいろんなお話を聞きますと、場所的に本当にいいのかという声が大分聞かれます。そういった面をきちんと考慮されているのかどうか。

以上、4点についてお聞きします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 荒木議員から、ただいま4点のご質問がありました。

私のほうから、1点目の今回の補正の歳入の繰越金、これの件と、2点目の役場第2庁舎執務室化の具体的な整備内容等についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の繰越金のご質問についてであります。

令和2年度の一般会計予算におきましては、当初予算で1,000万円の繰越金を計上させていただきました。ご案内のとおり、今年に入ってから全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大という中で、令和2年度に入ってから、本町においても感染拡大防止対策、町民生活の支援、町内の経済の支援対策ということで3本の柱を中心といたしまして、補正予算を数度にわたり編成してまいったところであります。

また、これらの事業を執行するための補正予算の財源といたしまして、4月の第1号補正予算で3,643万4,000円、5月の補正予算、第2号補正予算で3,145万円、6月の第3号補正予算において2,211万6,000円、合わせて9,000万円の繰越金を充ててまいったところであります。

一方、今回の定例会、今定例会において上程いたしております令和元年度一般会計の実質

収支額が1億6,852万8,464円となっております。実質収支額のうち、地方財政法の規定によりまして、9,000万円を財政調整基金に積み立てるため、令和2年度への繰越金、いわゆる純繰越金が7,852万8,464円となりますことから、このたびの補正予算で2,147万2,000円を減額し、補正後の予算額を7,852万8,000円とさせていただきたいというものであります。

そういったことで、繰越金についてはよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げますところであります。

第2点目の役場第2庁舎の執務室化についてでございますけれども、具体的な工事といたしましては、1つには網戸の整備を考えてございます。そして2つ目には、照明のLED化取替え工事というような形で考えておるところであります。

役場第2庁舎につきましては、平成7年度でございますが、建設整備されまして、四半世紀、25年が経過しておるような状況でございます。そういった形で網戸の損傷、そして蛍光灯につきましても当然LEDではございませんし、非常に感度が悪い場面もあるというようなことを日頃から問題点として捉えております。そういったことで、今後感染症対策という観点から考えた場合に、役場本庁舎の執務環境をより密を解消する必要があるような場面も、これは本当はあってはならないんですけれども、出てくることに備えまして、役場第2庁舎のほうでも業務を行えるような施設の環境整備を今回図らせていただきたいというような形で、ただいま申し上げました網戸、そして照明LED化工事ということで整備をさせていただきたいということで、今回国の臨時地方創生交付金等も活用しながら、感染症の対策に取り組んでまいりたいということで計上させていただいておりますので、よろしくご理解を賜りたく存じます。

2点については以上であります。

古澤議長 3点、4点の質問に対しては志田商工観光課長。

志田商工観光課長 荒木議員の残りの2つ、3点目、4点目の関係について、お答えを申し上げます。

3点目につきましては、観光協会地域経済変動対策補助金916万円の件でございます。

具体的な内容といたしましては、夏、7月10日から8月12日までの期間におきまして、宿泊割引キャンペーンを実施いたしました。これ、これからもよろしくお願ひしたいと、観光施設関係者のコロナの関係でかなり打撃を受けているというようなこともありまして、なるだけ早く観光客を呼び戻したいというようなことから、町独自の宿泊料金の割引キャンペーンを第1弾として実施したところでありますけれども、まだ8月中旬におきましても、観光

関係の戻り率につきましては、8月末の累計で3割ちょっとというふうな状況にあります。3割ちょっとということは、対前年で7割減というようなところでございまして、こういったキャンペーンを打ったとしてもなかなか経営につきましては厳しいというふうな状況を把握をしているところであります。

こういった状況を考えますと、町独自で、もう1回秋にも同様の取組を行っていきたいというふうなことで考えているものでありまして、宿泊の割引キャンペーンを、予定では同じ金額3,000円程度の割引のキャンペーンを再度実施したいというふうなところで、その経費分916万を見込ませていただきたいというふうな内容でございまして、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

4点目、志津会館の建設に係りまして、建設場所について再検討の考え方はあるのかというふうなご質問であるというふうに思っております。若干答弁長くなるとは思いますけれども、恐縮でございまして答弁させていただきたいというふうに存じます。

志津会館の建設に関しましては再三ご説明を申し上げているところでありますけれども、40年以上の経過がたっておりまして老朽化が目立つというようなところで、あと当時建てた機能については、もう必要がなくなった機能も中に入っているということもありまして、地元から強い建て替えの要望が出ていたというところであります。

具体的な検討といたしましては、地元としてしっかり検討委員会を立ち上げながら、地元のみならず周辺の観光関係の方々にも入っていただきながら、地元の本道寺の地区会さんの中に入れていただき、役場とともに検討会を組織しながら、役員会を含めて、五、六回にわたりまして多方面からの検討をさせていただいたというふうな状況であります。その結果につきましては、同じ場所に建設というふうなところで検討委員会の統一意見として町としては承りながら、町長のほうにも要望されてきたというふうな認識をしているところであります。検討経過の中におきましては、3か所ほどの候補地を挙げながら、いろんな条件を考えながら検討されたというふうなことでございます。

まずは、やはり冬の雪の問題がございまして、この辺と違いまして、志津地区につきましては日本一の月山雪国宣言の本拠地でもございまして、例年5メートルの積雪があるというふうなことで、雪は宝ではありますけれども、維持管理の面におきましてはかなりの負担になってくると。道路から短い距離であってもかなりの維持管理がかかってしまうというふうなこともあるというふうなことが、同じ場所の選定要因としては一つとしてはあったというふうに思っております。

ほかの場所につきましても検討をしたというふうな経過ももちろん聞いてございますけれども、そういったあとは駐車場の関係なんかもあったというふうにも聞いておりまして、志津駐車場のほうに公衆トイレもあったわけでありまして、その課題と合わせて志津会館の建設もというふうなこともありまして、そういったことも考えるとやっぱりどうしても今の場所というふうなところでの結論が出たというふうなところを聞いております。

町といたしましても、そういった要望を受けながら、町としても建てる一部においてはビジターセンター的な、公共的なスペースも取りたいというふうなこともございまして、やはり月山の入り口、志津温泉の入り口というふうなところでは、あの場所につきましてもまずは適当でありますし、ビジターセンターとしての機能、公衆トイレ機能、それから案内所、バスの待合所機能、そういった部分につきましては、あの場所で十分機能を果たせるというふうな判断をしながら、あとは何よりやはり地元の方々の意向を高く、多方面からの検討を加えての最終結論だというふうなところを町としても尊重しながら、その意向を受けて同じ場所というふうなところで、これまで議会の方々にもお話をしてきたというふうな経過があるというふうに思っているところであります。

また、建設費につきましては、7月6日の議会全員協議会の中では増額になる見込みだと、1,300万というふうな予定の金額をお示しいたしましたが、その後、実施設計の中で詳細な設計を進める中で、全体事業としては恐らく1億まではかからないというふうに想定しておりますが、それ以内の金額にかかってしまうというふうな設計内容となりましたので、追加上程の中でも、全体事業としては2,000万増の1億というふうなことでの計画をさせていただきたいということで、追加上程をさせていただくわけであります。

なお、若干もう少しちょっと長くなってしまって恐縮でありますけれども、同じ場所に町が決定をしたというふうなことで、議会への説明の経過、若干申し上げさせていただきたいというふうに思いますが、昨年、令和元年12月2日招集、町議会第4回定例会の中で、補正予算の上程をさせていただきました。その中で、志津会館の構造耐力調査業務委託費55万円、これの補正の審議をいただいた経過があります。実際、決算としては33万円の決算になってございますけれども、この質疑の中で議員さんから、地域として同じ場所であることの、同じ場所である、この場所が確定されたのかというような質問がございました。これに対しまして、平成20年からの地元検討会で、建設場所については同じ場所という結論が出されたということを答弁をしながら、さらに、場所については、昨年秋に関係する志津全戸を回って再度確認した結果、いろんなことを想定するとこの場所というふうなこと、そのことに

についてはほとんどの方が合意されているということを答弁をさせていただいたところであります。

あわせて、その答弁の中におきましては、こういった地元の要望を受けて、町としてはなるべく早く建設したいという考え方を従前から持っていたわけではありますが、志津温泉の新源泉の場所の関係から場所は決定できなかったものの、新源泉掘削場所が志津会館建設場所と重複しないということが判明したことから、町としては要望どおり現在の場所においてできるだけ早く建設したいということもあって、構造耐力調査の要望をさせていただきたいというような説明をさせていただいたところであります。

あわせて、その構造調査を受けて、本年度の11月まで、降雪期前までにおいて、この会館につきましては完成していきたいというふうなことで答弁をさせていただいた経過がございます。この案件につきましては、補正の案件につきましては、この議会におきまして全員賛成で採決いただいているというような経過がまず一つございました。

それから、今年に入りまして、3月2日招集の議会第1回定例会、予算を決定する議会でございますけれども、その予算特別委員会の質疑の中につきましても同様のご質問がありまして、同様の回答をさせていただいたというようなところであります。同じ場所での建設要望であること確認をしております。町としてはその方向で進めていくというふうなところでの説明をさせていただきながら、今年度の予算につきましても総額8,000万というふうな予算をいただきながら審議、採決をしていただいたと、全会一致というふうなところで記憶をしておりますけれども、そういったことを受けながら、町としては早々に準備しなきゃならないということで、4月7日には実施設計のほうを、地質調査を含めた実地調査を発注しながら、早く進めたいということで、同じ場所で進めたいというような経過を取ったところであります。

ただし、地質調査の結果、想定した深さに支持地盤が確定、確認できないというようなことで、工事費が変わってしまうと工期もかかってしまうというような説明につきましては、7月9日の全員協議会におきましてご説明をさせていただいたと。

町といたしましては、予算の中で、同じ場所で8,000万というふうなところで議会の皆様のご承認をいただいた上で、ここまで進めているというふうな認識を持っているところでありますので、そういった経過でこれまで進めてきたというようなことがございます。ですので、冒頭の荒木議員のご質問にお答えしますと、現在の状況においては、場所の再検討については現在考えていないというような回答をさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 詳しくありがとうございました。

1つは、繰越金については6月にも確定していて、6月補正では過大計上だったわけです。自治法からいっても積立てしなきゃいけないので、こういった点については今後注意していただきたいというふうに思います。

執務室については、分かりました。

あと観光協会の経済対策変動対策補助金、もう少し具体的に名前を入れてくださったほうがいいんじゃないかなと。もっともっと町民の方が分かりやすいほうがいいんじゃないかと。宿泊助成であれば宿泊助成、宿泊活性化であれば活性化でも構わないと思いますけれども、もっと分かりやすく、どういった対策を取っているのかとやっていただければいいというふうに思います。

あと志津会館ですけれども、課長からるる説明していただきましたけれども、前提となっているのが、地域が了解して、地域の総意だということが前提にあるわけです。今聞こえてくるのが、地域の方はそうでもないという意見が聞こえてくるわけです。そういった意味でお聞きしたので、当初予算までちょっと計上があるので、前提条件が崩れていけば、今まで積立て、今課長が申し上げたような土台が崩れていくわけです。ですから、そこをもう一度ちょっと確認をしていただければというふうに思っているところでございます。

あと先ほどちょっと1つ質問を忘れたんですけれども、今回、22ページに公民館等施設整備事業補助金430万。公民館とか集会施設等にコロナ対策とかでエアコン等の設置について補助金があるということでございますけれども、もうある地域においては、そういったものを見越して、春にもエアコンを入れて対応したいというふうにやっているところもあるので、そういった施設も、今年度でありますし、この補助金に該当するかどうか。付け加えですけどもお聞きしたいと思います。

志津会館については、もしあれでしたら町長からお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 このたびの公民館の施設整備です。

今の現行の制度の中でもそういう補助制度が当然ありまして、それで整理をいただいているというような状況でございます。今回のコロナの対応としての整備ですけれども、既に整備をしている、そういうところとの整合性を考えまして、補助率については現行の公民館の

整備の補助と同じ補助率で、今回募集というか、整備を促したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

古澤議長 志津会館におきましては小川町長。

小川町長 まず、志津会館については皆さんから大変ないろんなご意見がございますが、この志津会館につきましては、先ほど担当の課長から、志田課長から説明あったとおりであります。まずこの志津会館の改築等につきます経過もあったわけでありまして、私も町長になった時点から志津の皆さんと話をしまして、トイレのない観光地はあり得ないということで、当時はそれぞれの旅館のトイレをお借りして対応しておったわけでありまして、そういったことで、まずトイレを何とかしようというようなことで始まったわけでありまして、その後、志津の皆さんから、トイレだけじゃなくて志津会館も相当老朽化しているというようなこともあって、できたら一緒に改築してほしいというようなことでありました。先ほどありますように、なかなか志津は、非常に宅地面積と申しますか、建設可能な場所が少ないわけでありまして、3か所ほどある程度建設できるような場所があるわけでありまして、それを含めて志津の中で合意形成をお願いしたいというようなことで、ずっと何年か経過して、四、五年前から具体的に組織をつくって、そして地域内での協議がなされてきたわけでありまして、そして、その場所に決まったわけでありまして、

特に、これ町の施設というようなことではあります。具体的にやはり利活用をしますのは志津の皆さんでありますし、さらに先ほど志田課長からありましたように、志津地区について非常に特殊な地域でありまして、まずは雪であります。その雪については、年に5回か6回、屋根の雪下ろしをせざるを得ないと、そういったことを踏まえれば、雪処理の楽なような、そういったものを含めて、そして観光に資するような、そういった施設をお願いしたいというようなことであつたわけでありまして、そういったことで、まず地域の皆さんの合意形成が第1番だというようなことで、これまで進めてきたわけでありまして、

先ほど議員のほうから、地域の方でも建設場所について疑問があるというようなこともあったわけでありまして、ただ、志津地区の全体意見としてまとめてほしいというようなこともあって、その後、志津の町内会長、それから観光協会長、さらに本道寺の地区会長共々全部、まず志津、本道寺の要望としてまとめたというようなこともあって、役場のほうに来庁されまして報告があったということでありまして、まず確かに100%合意を得るといふのは確かに大変だと思いますが、ただ大筋と申しますか、そういった面ではあの場所が妥当だというのが志津地区の意見だというようなことでありまして、そういった方向で進めてお

りますので、ぜひ皆さんからもこの件に関してはご理解をいただきたいと思っています。

これ、また新たに別な場所といいますと、また志津地区の合意形成も含めて議論がなされなければならないわけでありまして、言ってみればあと二、三年は遅れるというようこともありますので、できれば今まとまったわけでありまして、そういった意味でぜひとも今回進めたいということでありまして、よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ、貴重な財源を使ってするものですから、禍根を残さないように、そういった意見もあるということをお耳を傾けていただいて、やはり判断していただきたいと思いますというふうに思うわけです。

先ほど副町長のほうからありましたけれども、公民館等施設整備の補助金を頂かないで、金額にあれば最低限があるわけですから、そうでない施設で、このコロナ対策等でしたところについては該当になるのかどうか、該当していただきたいとは思いますが、そちらについてももう一度聞きます。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 今回は、公民館の施設整備につきましては前年度に申込みをいただいて、それで予算化をして、当初予算の中でやっていくというふうに原則としておりました。

確かに議員おっしゃるように下限額、それについても設定をしておりますので、今回につきましても現在の公民館の整備事業、これまでもいろいろ空調設備等についても整備をされているところが大部分あるようでして、これについても今の制度の中でやってきたというようなこともございます。今回のコロナ対策につきましても下限の額、最低幾ら以上、たしか40万でしたか、30万だったか、その下限の幾ら以上という額と、それから補助率、これについては現行制度に合わせて考えていくということでの今回の補助金のコロナ対策の設定をしております。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私からも何点かお願いします。

主に商工費ですが、振興券の交付事業で1,544万7,000円なんですが、これ振興券が今回、今回というか前回3,000円をお配りして、飲食店と宿泊業に限定ということだったんですが、こっこのほうの説明書を見ますと小売店等ということも書いているので、これは飲食、あとは宿泊に限定しないで、ほかの小売店も使えるというような振興券になるのか、そ

の確認をお願いしたいというように思います。

あと一番下の月山環境のための補助金300万。これは、ちょっと前もって聞いた話では、確認ですけれども、今までですと入山とか観光客からお金を頂いていたものを原資として月山及びその他の施設の維持管理に充てていたというのが、観光客のほとんどない状況でそれにあてがうお金がないので、ここで300万を追加して、来年の春先からの環境整備に充てるというような金額の300万という理解でいいのかどうか、これも確認です。

あと志津会館に関して、ちょっと追い打ちをかけるわけではないんですが、確かに7,200万というような設計は別として、予算で議会としても承認をしたということで、現在地に7,200万の範囲内で建てるというようなことは承認はなったわけです。ただし、7月9日の説明の段階で、図面を基に現地調査云々をやった結果がやっぱり増額になるということで、これも今からやると今年度ではできないということで、今回は取り下げるのというような説明があったということです。

そもそも、これはたればでしょうけれども、こういうあそこの立地条件で設計と施工を同じ年度でやると、そもそもちょっとやっぱり無理があったと。本来であれば、設計は例えば今年度だったら、施工は来年度というのが通常です。だとすると、こういうトラブルもなかったのかなというふうに思うんですが、それは今さら言ってもしょうがないので、ああいう図面を渡されて、私も後ろに水路があると知らなかったものですから、7月9日、議会終わった後すぐ志津に行って、現地見てきました。やっぱりあれでは大変だと。もっと早めに行行って見て来いと言われればそれまででしょうけれども、自分としてはまんまも食わないで、昼飯も食わないで現地に行行って見てきたと。五色沼の余り水をあそこで排出して、弓張平のほうに持っていっていると。聞くところによると、40年前に建てたときは素掘りで、建物を造った後に、ああいう間知ブロックで整備をしたというような話です。当然解体、建物を解体する部分は造ったのと逆で解体をしなきゃならないので、本来であれば水路も壊さなきゃならない。ただ、それを壊さないで何とかやりたいというふうにちょっと設計事務所さんも頭をひねっていたようですけれども。

だから、そういうことを考えると、7,200万では了承しましたが、この前の話で1,200万が今度は二千万に追加になると、トータル1億、多く見積もってということなんでしょうけれども、やっぱり地元負担がゼロだと。ただし、辺地債で行うとなれば、例えば1億の2割は町で借金として返していかなきゃならないというようなことになるわけです。ただし、志津会館は公民館条例でコミュニティーというような位置づけにもなっているの、町で整備

をすると。普通の集会所とは違うわけですから、これはしょうがないんでしょうけれども。例えば志津の人たちが、7,200万から1億になったと、ほかの差額2,800万、普通の公民館であれば半額負担です。志津の人が、じゃ、その場所だと二千何万余計にかかるとなった場合に、半額負担しろと言った場合に、はいそうですかと普通はならないです。自分たちの集会所としても使うわけなので。

そういうことを考えれば、当初の計画と今の現状では状況が違うので、おまえたち承認したんではないかというような先ほど話がありましたけれども、それと今の現状では違うというようなことをやっぱり認識してもらって、やっぱり一旦取り下げたということは、神様が仏様かわかりません、おまえらもう1回立ち止まって考えるというようなお告げもあるのではないかというふうに思います。今までのいろいろないきさつを、皆さん執行部の方は大変苦労されて今まできたんだらうと思います。我々、我々というか私は、ほんの一部分しか今までの苦労は分かりませんが、現状としてはそういうことで、やっぱり一旦立ち止まるというのも必要、たかが2,000万円以上の追加だからいいんじゃないかという問題だけでもないと。

ましてや景観を、昨日もお話ししましたけれども、隣を見ればああいう景観になっている。待合所で後ろを見れば崖だと。目の前道路で、道路の向かいには山で、景色も何にも見えないというようなところで、観光客が果たしていいのかどうかという面もあると思います。予算面でも、やっぱり隣、別な平らのところに行けば基礎もかからないので、かなりの予算の削減もなるというようなことと、今後、ああいう地滑り地帯であそこは本当にいいのかというようなこともトータル的に考えてもらって、これが12月、3月の定例まで持っていくとやっぱりどうしても後戻りはできないので、やっぱりこの9月の定例の段階から少し考えていたただかないとちょっと大変なのかなというような思いがしますので、見解をお願いします。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ただいま3点のご質問でございます。

第1点目につきましては、西川町地域振興券交付事業交付金1,544万7,000円であります。前回、第1弾として3,000円の宿泊、飲食商品券というふうなところで、8月末までの期限というふうなところで町民の方々にご使用いただきました。飲食店の関係者からは大変喜ばれているというふうな認識をしております。8月の単月だけでございますが、あくまでも推計でしかないわけでありまして、飲食の対前年比につきましては、昼については80%から90%、対前年比で戻ってきているというふうな見方があります。ただ、夜の飲食に

についてはまだ50%以下というような見方もあるわけではありますが、宿泊、飲食、特に飲食関係でございましたけれども、効果が見られるというふうに町としては判断をしているところでもあります。

追加分の部分については、なかなか宿泊の部分については、利用についてはなかなか望めないということが当初からあったわけでありましてけれども、何とかその宿泊も喚起したいということもあって、そういった利用の仕方にさせていただいたものでありますけれども、第2弾につきましては、飲食、小売などというようなところで考えております。などというのは、ちょっとタクシーとか、そういった部分もちょっと考えたいという部分でありますけれども、でありますので、小売の関係についても使えるというふうなところで、中身を精査しながら有効に予算を執行していきたいと。地域の経済の呼び戻しを図っていきたいというふうにまずは思っているところであります。

それから、第2点目のご質問であります。

要求をさせていただいている項目につきましては、月山環境整備運営協議会地域経済変動対策補助金300万円であります。これにつきましては、月山の美化、清掃、環境を守るというような観点で、姥沢の駐車場で協力金として一定額をご協力をいただいているというふうなものになっております。この協力金の使い道につきましては、大きなところといたしましては、スキー、登山のパトロール、それから、もちろん協力金の受付をお願いしている方がいらっしゃいますので、賃金とか、その受付場所の設置経費、それから志津駐車場のゴールデンウィーク期間中の警備員の委託料、それとトイレの維持費、姥沢駐車場、それからリフト上駅の2か所分、それから月山の山頂小屋のトイレにつきましても別の組織に委託金として支払ったりしながら月山の環境を今後も守っていくというようなことで、そういったことをしっかり来場者の方に申し上げながら協力金としていただいているというふうな性格のものになっております。

今般のコロナの状況によりまして、特に4月、5月につきましては、その協力金がいただけなかったということもありまして、収支関係が非常に切迫をしているというふうな状況であります。なお観光立町としての月山の環境保全につきましては、これは絶対必要だというふうなことがありますので、この協議会の機能をしっかりと維持し、今後も取り組んでいってもらいたいというふうなことから、今回300万円の支援を行いたいというふうなところでの計上でございますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、3番目の質問でございますけれども、志津会館につきまして、一旦立ち止まっ

てしっかりと考えるというふうなところについてはどうなのかというふうなところでございます。

ご指摘の中で、いろいろとご指摘いただいておりますけれども、やっぱり必要経費につきましては、特に志津地内については全体的に地滑りというふうな部分もございますけれども、恐らく地質調査については実際やってみなければ分からないというふうな、地下の部分でございますので分からないわけではありますが、恐らくこれも推定でしかございませんが、ほかの場所に建設をしたとしても、恐らくは支持地盤についてはそんなにこう変わらないのではないかなというふうな、これはあくまでも想定でございますので、そういったことをすると、経費については平地よりはやはり、平地に建てたとしてもかか増しの部分というのは、あの場所については拭い切れないというふうなところはあるのかなというふうなところを想定をしておるところでありますので、そういったことを考えて、それからこれまでの地元の検討経過を踏まえますと、やはりあその場所というところについては、今後検討したとしてもあその場所でしかないのかなというふうなことは、ちょっと担当としてはちょっと思っているところでありまして、町としては、このままの状態、いち早く整備をする中で地元の期待に応えるということと併せまして、月山観光の入り口としてのしっかりした整備、機能をしっかり持っていきたいというふうな考えているところでありまして、

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 志津会館は、どこまでいっても平行線になると思うんですが、町長、副町長はじめいろいろ現地に赴いたりして、苦労に苦労なされた経緯も少しは理解はしているつもりですので、あまり言いたくはないし、一旦は承認はしているわけですが、今どこに建てても基礎云々は変わらないんじゃないかというような話もちらっとありましたけれども、上は木造です。何坪の建物か、ちょっと計画の案が分かりませんので、例えば1億かけて木造で50坪あったら、坪何ぼになるんですか。普通の住宅の倍以上になります。そんなことはあり得ないです。そこまでいくとちょっと専門的になるので、それ以上言いませんけれども、例えば集会所、うちの地区の集会所で維持管理なんかみんなしてやっているわけです。屋根の雪下ろし、除雪、普通の公民館です。志津に関しては、そこで自分たちの集会所もあると、町の建物だから何ぼかかってもいい、維持費ももらえるというような頭はないとは思いますが、やっぱり地区の皆様から見れば非常に恵まれているわけです、その建物に関してです。

うちの、例えば熊野の公民館なんか昭和16年建てた満79歳で、数え80歳です。普通であれ

ば、人間であれば後期高齢者で1割負担です。この前トイレ直しましたけれども、生涯学習課から半額補助です。1割どころか半額。2分の1は地元負担。そういうふうにして維持管理をやっている。それは公民館と、あと普通の地区の集会所と位置づけは違いますけれども、例えばさっきも言ったように、二千何万、3,000万近くかかるから、おまへのところの集会所なので負担しろと、絶対じゃ別なところと私はなると思うんです。地元の感情としたら、お金を出さなきゃならないわけですから。ただし、今回はただ、出さなくてもいいからやっぱりそこだと。いろいろな絡みはあるんでしょうけれども。ちょっと例えが次元が違うような例えで申し訳ないんですが、やはり今後のことを考えれば、雪はきとか云々とかとあるんでしょうけれども、ただ何にも手入れもしない、管理もしないで維持していくかと、どこの建物だっけないので、雪国というのは住居までちょっとはけば、ちょっとはけばってごしゃかれるかもしれないけれども、逆にそうでもない。

それと、あともう1つだけ言わせてもらいたいのは、私も中に入れてみて、言葉は悪いですがけれども、マヤと同じですよ、中、もう足の踏み場もないと。ああいう状態で新しい建物を造って、本当に維持管理ができていけるのかということから、根本的に思うところがある。これは建設とちょっと話が違つかもしれませんが、ああいうものを今現在も観光客にさらしているということを考えると、何かちょっと情けなくなってきた、それに1億も今度新しい建物、かけて建てる意味があるのかという、ちょっとここまで言うと公の面なのでちょっとあれですけども、そういうことで将来の立地条件、地滑り等を考えれば、やっぱりもうちょっと考えたほうがいいのかなということで、あとは答弁は要りませんが、私の考えだけは話を伝えておきたいというように思います。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 先ほど荒木議員からの質問もございましたけれども、同じ地域の中でいろいろ異論が出ているというような話もございましたので、これは、私どもは地元の総意だというふうなことでいただいている、それは今も変わらないかなというふうに思っていますので、もしそういうことがあるんだとすれば、やっぱりもう1回その意向調査、そういうものをしっかりこうしていきたいというふうには思っています。

これまで志津会館は、ダムができるということで、地区が分断されるというようなことで補償として、例えば保育所、診療所、そういうような機能も備えて、補償で建てたというような経緯がございます。ですから、考え方としては各公民館と同じような取扱いで、建物については町で整備をするというようなことです。ただ、土地については、これまでも、どこ

の地区でも地元で対応いただくというようなことができましたので、これも併せて地元で協議をしていただくというようなことでしております。

今、先ほど来ご説明をいろいろさせていただいて、それでビジターセンター的な要素というのは地元でも当初はあまり考えていなかったんです、正直言いますと。ただ、やっぱり志津で、雪旅籠なり、来客される方のインフォメーション的なところがないと。来た人が全部寄るかという、全部寄るというのは限らないと思うんですけども、やっぱり志津の温泉街、旅館街、それをPRする、月山をPRする、そこでちょっと一服して周りの景色を見ていただく。そういったところがやっぱり公衆トイレと併せて整備すべきじゃないかなというふうなことで考えて、そういう方向になっているわけです。

これについては、先ほど申しましたように、もう1回地元と再確認をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤議長 質疑途中でございますが、ここで昼食といたします。

再開は1時といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、質疑を再開します。質疑ありませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 4つほどお聞きしたいと思ひます。

一つは、18ページの町産品の販路拡大ということで、西山杉の100万円と先ほど説明ありましたんですけども、なかなか西山杉、西川町のイメージが薄いという、再三いろいろ議会でも出ておりますけれども、100万円というのは、産品を売り込むために使うのか、それとも、産品を造るために、西山杉を生かしたもので製品を造るための補助金を出すのかお伺ひしたいと思ひます。

それから、先ほど、商品券の話がありましたんですけども、プレミアム商品券、この前、第2次、3,000万円分もあったわけですけども、最初は1回で売れて、2回目はなかなか売れなくて、あっという間に売れちゃったよというんですけども、1世帯当たり5セットまでというふうなことで、この管理はちゃんとしているのかどうかお聞きします。

それから、先ほど来出ています志津会館の件ですけれども、私も志津会館については、今までの説明のとおり地元の総意でこうなると、いろんな経緯があるかとは思いますが。予算化して七千何万円の本予算に持ってきたということですが、途中で、7月の説明があって、地盤が悪くて駄目なので取消しというふうなことなんですが、一般的に考えると、建物造るには、地質調査をして、それから設計に入るのではないかなと私は前から思っているんですけれども、先ほど、仁議員のほうからもあったように、同時発注というのは非常に理解のし難い。去年のカヌーのときも、発注と工事が同時スタートというようなことでいろいろ申し上げた件ありますけれども、これと同じような形、何か、同時発注で地質調査というのは進行の仕方としてちょっと問題があるのではないかなというような気がしております。

やっぱり順序だけでいけば、地質調査して、補正で地質調査したらこうだったと、だから志津会館については建てるんだというようなセオリーでいけば、こういう問題がなかったのかなと。今回は7,200万円の減額というようなことですので、先ほど来話出ているとおり、もう一度見直しをかけたか、設計をもう一回見直しして、資金がそんなに増えないというような進め方にいけないのかどうか、いわゆる前の設計に係るのでプラスになるよ、また、何かプラスになるよなんていうことでいくと、1億円なんてあっという間に超えてしまうという現実が、何か見えてくるようで、どこまで金がかかるのか、ちょっと分からない。あと、その後、町で建てたんだから、掃除とかそういうのはどうなるのか。これは出てからの問題なのか、造るときに決める問題なのか、ちょっと分かりませんが、やっぱりそこまで決めておかないと、掃除も町で業者頼んでしてくださいというふうに後でなれば、予算また追加していくということになるかと思っておりますので、その辺もお聞きしたいと思います。

あと最後に、23ページ、11款です、農林業施設災害復旧費、今回も随分あっていろんな災害復旧急ぐところが多いと思っておりますけれども、この資金2億2,600万円の補正組んでいるわけですが、これは、どの辺を集中的に工事なさるのかお聞きしたいと思います。何件ぐらい実際あるのかお聞きできれば。この数字だけだとどこを直したり、何件ぐらいあったりというのが全然分からないので、その辺もちょっと分かる範囲内で教えていただければ大変ありがたいと思っております。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 菅野議員の、私からは西山杉関連、さらには災害復旧の箇所につきまして答弁申し上げます。

まず最初に、町産品販路拡大支援補助金ということで、321万2,000円の中に、西山杉関連

というようなことでございます。議員ご指摘のとおり、西山杉につきましては、非常にまだまだPR不足も含めてですが、このコロナの関係で、非常に製材業が、販売がちょっと減っているということが危惧されております。その中で、西山杉をベースにした製材業のまずはご支援をさせていただきたいというふうに考えております。西山杉の利用につきましては、町内の住宅支援につきましては、建設水道課の事業の中でご支援をさせていただいておりますが、まずは、町外が販売路としては非常に大きいわけでございます。その中で、町外の販売が非常に落ち込んでいるというようなこともありますので、このコロナの影響をできるだけ緩和するために、大体1棟当たり、今、製材品として出しているのは1棟当たり200万円を超えるぐらいか、大体200万円ぐらいかなというふうに計算をさせていただく中で、その5%分は町産材、西山杉を搬出するというふうなことの約束の中で、5%の部分、限度を10万円にしておりますが、それを支援をさせていただくということで、町外、特に山形市内が多いわけでございますが、できるだけ低価格で販路拡大をしていただくというような意味から、製材業組合のほうでも、ぜひというふうなご意見もございまして、その中で、このたび、コロナ対策として挙げさせてもらうというようなものでございますので、まずは1件よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらには、町内におきまして、今、ご承知のとおり、本庁の窓口にもクリアパーティション、西山杉のパーティション、設置をさせていただいておりますが、町内のお店屋さんの、飲食店から小売店から、あのクリアパーティション非常にいいねというふうなご意見がございひます。ぜひ入れたいんだけども値段もねというふうなこともありますので、この際、コロナの対策の一つとしまして、2分の1補助をさせていただいて設置をいただくというようなことの関係がございひます。そういった西山杉をPRしながら、こういった活用をしていただくというようなことでご支援をさせていただくというものでございひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

今回補正をさせていただいておりまして、高額の補正をさせていただいております。ただ、この補正を出させていただいた後に、また箇所数も増えておりますので、その今の現段階のまとめさせていただいた箇所数、さらには、公共災害としまして、この予算を提出した後に、またちょっと若干増えておりますので、この箇所数と金額との乖離がございひますが、現段階の状況をお知らせいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、農業施設災害です。農業関係の災害でございひます。町内におきましては125か所

でございます。そのうちに、公共施設災害というようなことでもらせていただいている箇所につきましては14か所でございます。このような箇所数というようなことでもさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。金額的にはかなりの金額になっておりますが、まだこれから査定等もさせていたいただきながら、金額も大きく変わってきますので、この場での金額のお示しは控えさせていただきます。

続きまして、林業施設災害でございます。箇所数としましては133か所でございます。公共として挙げさせていたいただいている箇所につきましては12か所というようなことでもさせていただきます。このような多くの箇所の災害復旧ということで、させていたいただくようになっておりますので、なお、この金額の、また、先ほど総務課長の説明のほうでありましたが、今後、査定の後には、金額的なものは大きく変わってくるというようなことでもさせていただきますので、その際には、今後補正なりをさせていたいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、私からは以上でございます。

古澤議長 2点目、3点目は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 菅野議員からの2点目と3点目の関係につきましてお答えを申し上げたいと思ひます。

2点目の商品券の関連というようなところで、プレミアム付商品券の管理の関係というようなところだというふうに思っております。西川町プレミアム付商品券につきましては、2,000円分のプレミアムがついた商品券ということで、額面1万2,000円を1万円というふうなところで、5セットというようなところで、商工会さんが事業主体となりながらやっていたと。町については、そのプレミアム分について支援をしていると、あとは事務費について支援しているというふうな内容になっております。

第1弾といたしまして、2,000セット、4月24日から発売開始をいたしました。これにつきましては、これは3セットというようなところでございましたけれども、即日完売というようなところでありました。そういったことを受けながら、第2弾といたしましては、5月8日から販売開始をいたしまして、7月30日で完売というふうな状況であるというようなところを確認をさせていたいただいております。

なお、管理というような部分につきましては、これから実績報告書なども頂くわけですが、適正に管理されているものというふうには理解をしているところであります。

続きまして、3つ目の志津会館の関係でございます。

質問の中においても3点ほどあったのかなというふうに思っておりますけれども、1つは、地質調査と実施設計、同時発注というところで、果たしてよろしかったのかというふうなことが一つだというふうに思います。やはり、ここについては、担当課としては、比較的浅いところで支持板が得られるものというようなところを想定しながら、実施設計と併せて発注させていただいたというふうな経過があります。実際の地元からの要望につきましても、数年前からあったということもありまして、なるべく早めに完成を見たいというようなところもございまして、同時の発注したわけでありまして、結果的には、そういった結果が出たということについては、議員ご指摘のような考え方もあったのかなというようなことを思っているところであります。

それから、今後、全体的な事業費が増えないかと、どこまでかかるのかというふうなところのご心配でございますけれども、現状、実施設計を発注した段階において、概算ではあります計算もしながら、辺地債の総額も今回変更させていただくわけでありまして、ある程度の余裕を見ながら、全体事業費としては1億円というふうな数字を想定しているところでございまして、一般質問の中でも、単価アップとか人件費のアップという部分も今後想定されますけれども、大きなところの増減については、実際、掘って見ないと分からないという部分はありますけれども、そんなに大きい変更はないのではないかなというようなことを想定しながら、ある程度の余裕を見ながら、1億円というふうなところの数字を見ているところでございます。

3つ目といたしましては、その後の管理ということではありますが、地元として管理をしていくということについては合意をしているところでありまして、地元で管理をする場合についても、管理のしやすい方法というようなところを地元でも考えていただきながら、一緒に平面プランなどは2回から3回、地元において地元の方全員と話し合いをしてきておりますので、地元としても、その後の管理については地元というふうな認識をいただいているものというふうに思っているところであります。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 西山杉の活用で、さっき、木工のパーティション、半額補助だというふうなことですけれども、木工のパーティションは、見た目は非常にいいということですけれども、販路拡大の意味から言うと、役場にそういう表示はできないのかどうなのか分からないけれども、購入費の半額補助ですよというようなもの、何か下に分かるようなもの

があると、あ、半分補助してくれるのかというふうに、町民が来たときに、うちの会社でも買うかなというふうなものができるんでないかなと。どこで造って、どこでどう販売しているかというのも分からないので、ぜひ、そういう点でお願いしたいなというふうに思っております。

あと、製材業に対する製品の補助というようなことですがけれども、夏頃、製材の方が、やっぱり、東京がコロナで全然動かないので、製品をほとんど出せない、出すなと言われていくということで、山形県の製材環境は非常に苦しんでいるという状況は聞いております。だから、西川町だけでなく、新庄辺りも出せないというふうな関係で、大変だねという話はしたことがあって、何とか補助というか、いろんな施策がないのかなと思って、いろいろ話はしていたわけですがけれども、5%でも補助をしますよというようなことですがけれども、そういう点、もうちょっとPRしてもらおうといいのかなと。

いろんな、全体的に考えると、制度としては非常にいい制度が結構西川町にはあるんですが、世に出てくるPRがちょっといまいち弱いのかなという気がしておりますので、その辺、今後、ぜひよろしくお願いしたいなというふうな気がしております。

あと、志津会館については、いろいろ今までも、平成20年頃からあって、こういうふうなあれだというのは分かりました。しかし、合意に基づいて、我々考えるのは、住宅建てるときに、いわゆる地歴というんですか、それを、今、必ずつけなくちゃいけないというふうに、何年か前からなっているわけで、これを同時にするというのは、ちょっと私としては考えられなかったので質問したんです。普通は、土地の履歴というか、調査して、その後設計だよというようなことを、住宅ローンなんかでも全部そういう対応になっていましたので、だから、そういう点では、ちょっと進め方としてはどうだったかなというふうな。結果的には、志津温泉組合のほうも建物は来年度だとなると、また遅れるわけですよ。そういった意味では、やっぱりセオリーどおり進んでもらって、ちゃんとしていったほうが、志津温泉組合にもいいのかなというふうな気がしております。

別に、建てることには賛成ですので、ぜひ、そういった意味では、進め方で間違いのないような形でしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

あと、災害復旧については、今、いろいろやっぺらっぺらと思っておりますので、今すぐなんて言ってもなかなか大変でしょうけれども、ぜひ、道路関係、林道関係、いろいろあると思っておりますけれども、迅速な工事といいますか、よろしくお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 二、三点お尋ねをします。

まず最初、3款の民生費ですけれども、保育園の職員に対して161万6,000円ということで慰労金を出すという話ですけれども、これは、国の施策で、多分、私の認識が間違っていればあれなんです、医療従事者とそれから保育従事者に対して1人5万円の慰労金を出したいという話がありましたけれども、これの一環として町のほうで161万6,000円を計上したのかどうか。医療のほう、看護師さんに対しては、どういうふうにその点になっているのか、今後どういうふうに対応していくのか、まず一点お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、7款の振興券で共通商品券を3,000円分、第2次として出しますよということで1,670万6,000円ほど見込んでおりますけれども、これは先ほどもありましたけれども、町の全産業に使えるという商品券にするのか、それとも、この前は宿泊と飲食業だけだったわけですが、ある程度範囲を絞ってこれとこれとこういう業種にだけ使えるというような商品券の発行にするのか、それどちらなのかお尋ねをしたいというふうに思っております。

それから、同じように、7款の中で起業支援事業補助金ということで300万円を見込んでおります。起業ですけれども、300万円のこの補助金の出し方、どういうところに補助金を出していくのか、起業支援ということで、たしか1年半、2年近くなると思いますけれども、1起業者に対して150万円ずつ、前に出した経緯があります。その結果、その起業を起こした方々がその後どうなっているのか。私の見る限りでは、辞めちゃった人もいるんじゃないかというような気がしますけれども、そういうことで、その150万円を1年もたたないうちに、起業に失敗しましたということで辞めた場合に、町ではどういう対応を取るのか、その辺の対応の仕方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

あともう一点、皆さんから志津会館の話出ていますけれども、私は一般質問の中で質問させていただいて、町長のほうから、3月定例会に対して改めて志津会館の金額を提示するという話でしたので、3月定例会を待つというふうにしたいというふうに思いますけれども、ただ支持基盤が予定よりも見つからなかったということで1,300万円ほどを追加するとか。あのときも言いましたけれども、今後ますます、余裕を持って1億円で辺地債を今回組み替えてやりたいという話ですけれども、もしかすると、それをオーバーしちゃうという可能性もあるわけです。候補地として3か所ほど検討したという話でしたが、この前の一般質問の中では、どこどこなんですかという話は聞きませんでしたけれども、その3か所を検討した場所がどこだったのかお尋ねをしたいということと、改めて、現地じゃなく別の場所にき

ちんと月山の入り口として全国に誇れるような志津会館を建てていただきたいということを要望しておきますけれども、その3点についてお尋ねをします。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 伊藤議員から3点、もしくは4点のご質問ありまして、私のほうから、第1点目の新型コロナウイルス感染症に係ります医療従事者並びに福祉従事者に関する慰労金のご質問についてお答えさせていただきます。

慰労金につきましては、議員ご発言のとおりでございます。私、記憶しておりますのは、今回、今年度の国の第2次補正予算の中で制度化されたようでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していく中で、非常にご労苦いただいております医療関係者並びに福祉施設等の関係者について、国のほうで20万円から5万円の慰労金を支給するというような形で制度化されたものと認識いたしております。

ただいま、議員からもありましたように、この一般会計の中では、西川保育園の関係する職員の慰労金につきまして予算を計上させていただいております。加えて、後ほどご審議賜ります議第49号の病院事業会計の中で、町立病院に関係する職員の慰労金についてご審議を賜るという予定にいたしておるところでございます。

加えまして、町内で、いわゆる私ども町で運営しております病院、さらには保育園のほか、町外の病院なり福祉施設等へお勤めの方も多数いらっしゃるかと思います。私といたしましては、そういった町民の方にとっては、今回の制度はそれぞれの所属、事業所、そういったところが窓口となって県等への申請を行って、一括して受給されて事業所でそれぞれ職員の方のほうに渡されておられるという、いわゆる流れの中でやっておられるというふうに認識いたしておりますので、そういった町民の方にとっては、それぞれ事業所のほうで対応されておられるかなというふうには考えておるところでございます。

私のほうからは、第1点目、そのような形でお答えさせていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

古澤議長 ほかは志田商工観光課長。

志田商工観光課長 4点の質問のうちの2番目でございますが、3,000円分の商品券の関係でございます。第1弾については、宿泊、飲食というふうなところで、業種を限定したということでありましてけれども、今後予定している商品券については、全産業なのか、もしくは範囲を絞るのかというふうなご質問の内容でございます。

今回の追加については、飲食、小売、主にこの業種を対象としたいというふうに考えております。できればタクシーの利用などにも使えればというふうに考えておりますけれども、これも、再三申し上げておりますけれども、今回のコロナの影響を受けて、影響が非常に大きいところについては、やはり、外からの来訪者からの収益を得て経営をしている業種さんだというふうに思っております。もちろん、宿泊業はもちろんでありますが、今回については、その中でも外貨獲得がなかなか難しい飲食そして小売、この業種を主に対象とした商品券ということで、業種を絞った形で実施できればというふうに考えているところであります。

3番目の質問でございますけれども、起業の支援事業補助金300万円でございます。今回の補正の中身につきましては、内容2つになっておりまして、1つが、議員ご指摘のとおり、町内の起業者、新たに業を起こす方への補助金というようなところで、一つの事業所さんを想定させていただきまして150万円を想定しております。インターネットと申しますか、システム構築とかSNSの広告、データ蓄積、そういった部分について、新たに業を起こすというふうな方がいらっしゃると思いますが、その方を想定しております。

なお、審査会等を開催しながら、採択していきたいというふうに思っております。

もう一つの事業としては、山形県との共同で実施したいというふうに思っておりまして、県と町が半分ずつを負担して、こういったコロナの時代にあって、事業継承がなかなか難しい方がいらっしゃる場合に、その事業を誰かが継承するというふうなときに、奨励金として出す制度、あるいは、吸収合併等で事業を継承するというようなことがあったときに、県と町で半分ずつ出し合いながら、そういった事業者を支援するというふうな事業内容になっておりまして、想定としては、法人の場合について、法人さん1件100万円、それから、個人事業主については50万円、これは県の規定にもなっておりますけれども、それぞれ1件ずつを想定しまして150万円、合わせまして300万円のお願いをしたいというふうなことを考えております。

関連いたしまして、起業支援、町内で業を起こす方への補助につきましては、今年度もそうでありますし、昨年度については1件でございました。一昨年につきましては5件ほどの起業者がいらっしゃいまして、それぞれ150万円を限度にしながら、10分の10というような形で補助をさせていただいたものであります。その中で、辞めた方がいらっしゃるんじゃないかということではありますが、基本的に、辞めた方は今現在いらっしゃらないということでもありますし、先ほども申し上げましたとおり、この事業者さんを採択するに当たっては、事業計画、収支予算書、それから開業の届出なども頂きながら、審査会を設置をしながら、採

択をしているというふうな状況になっております。

ただ、その後の状況、いろんな状況があるわけでありまして、頑張っただけで起業される方については、本当に将来を見ながら、ぜひとも、この町で業を起し、雇用を確保したいというふうな思いでチャレンジをされる方であるというふうに認識しておりますが、その後の状況によっては、なかなかうまくいかないというふうな状況も、やはり出てきている事例も認識をしているところであります。そういったことも想定をしながら、開業後については、商工会さんへ加入いただきながら、商工会の巡回指導も受けるというふうな条件なども付しながらやっているところであるところであります。

今回、コロナの支援チームのほうでも、昨日を含めまして5回ほど巡回の相談を行っておりますけれども、そういった中において、状況を聞きながらやらせていただいておりますし、そういった起業者の中には、国の補助金を使いながら前向きに取り組もうとする起業者さんもいらっしゃるというふうなことでありまして、町としては、そういったところにつきまして、引き続き商工会さんとともに、何ができるのか、支援についてはしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、志津会館の関係でございます。検討過程の中で、候補地については3か所の検討をしたというふうに、当方でも申し上げた経過がございますけれども、この検討については、地元で候補地を挙げて検討したというようなことを聞いております。聞き及ぶところによれば、一か所については現在の場所であります。もう一か所につきましては、志津分校の跡地、もう一か所につきましては、伊藤議員も一般質問の中で言われた箇所になりますが、志津会館から少し行ったところ、米沢屋さんの手前の左側というようなところ、この3か所を候補地として検討したというふうなことについては、地元から伺っているところであります。

以上です。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 起業なんですけど、今、課長からあったように、本当に起業するときにはかなりの英断をもって起業するということだというふうに思いますが、そのときの審査というのは分かりますけれども、先ほどあったように、去年は1件、その前の年は5件の起業を起す方々がいらしたけれども、その中で、今、実際、辞めた方はいないということですが、休業状態とか、ほとんど動いていないというのものもあるんじゃないかというふうに私は理解をしています。そういう方々に対して、最初だけでなくフォローアップ

を商工会を通じてやっているというんですけれども、年に何回ぐらいなさっているのか、その辺、きちんとフォローしていかないと、いつ辞めたのかも分からない、そのうちにはなくなっていたというふうになるのでは、何のための起業支援か分かりませんので、そこはきちんとフォローしていただきたいということを要請しておきたいというふうに思います。

あと、志津会館の問題については、3月の定例会で再度お聞きしますけれども、町長に再度お尋ねしますけれども、3月までに、私の一般質問に対しては、現地に建てるということで、今のところ変わりはないという話がありましたけれども、いろいろ話が出ている中で、やはり、検討の余地があるんじゃないかというふうに私自身思いますので、その辺について、どういうふうに町長が思っているのか、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、先ほど来申し上げておりますが、まず、その地域の皆さんの利便性も含めて、地域のためでありますので、まず地元の人意見を優先的に考えたいということでありますので、できればこのままあの場所ということでありますが、ただ、先ほど来ありましたように、副町長からもご答弁申し上げましたように、改めて地域の皆さんの意見なども聞きながら、調整をやっていきたいと。そして、3月にまとめたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 ほかがございませんか。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 2点になります。

第9款の消防費の災害対策費で、段ボールベッドを買われたということですが、災害用ですが、何人分を買って、どこで使う予定なんですかということが1点です。

あともう一つですが、やっぱり志津会館のことですが、私は3月の予算の質疑では志津の皆さんのご意見をまとめて、苦労しながらまとめて、ここになったんだということで、その気持ちを受けて、私は賛成しました。ですが、場所、この地質調査でやってみないと分からないとか、あと、一番大きいのは、あの場所が本当にいいかどうか。観光ですよね。今、西川町も都市公園を造るとか、それから、寒河江ダムの湖面の利用とか、それから、月山リフトを検討して、ロープウエーとか、いろんな話が出ています。もう新しく月山観光を、西川町観光を変えるときに来ている、そういうときだと思います。

そういうときに、志津の皆さんの希望に沿ってやるということだけで、その発想でいいのかと。ですから、結構皆さん方、あの場所、いいのか、本当にとたくさんの声があります。

私も行きましたけれども、あそこが本当にこれからの西川町の未来の月山の観光の拠点になるのかというすごい疑問です。やっぱり、観光は夢を売る仕事だと思います。ですから、そういうときに、何か最初からあんな場所でいいのか、いいのかとか、そういう意見がばんばん出るわけですよ。それで、そんな、最初からそういう意見が出て、観光が、何か夢はないしロマンはないし、町民の税金を出すのかという感じですよ。ですから、志津の意向じゃなくて、気持ちじゃなくて、町としてどういう観光をつくっていくのか、そういう新しい局面の中で。そして、明日の志津のところに、どういう拠点をつくるのか。それも志津の皆さんの希望を入れながら、どういう拠点をつくるのか。そういうイニシアチブがもう必要な段階に来ているのだと思います。

そういうところで、町長、ぜひ、お考えをお聞きしたいと思います。

古澤議長 1点目は佐藤総務課長に。

佐藤総務課長 佐藤光康議員からございましたご質問の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

第9款消防費の中で、災害発生時の、コロナ感染防止対策資器材、段ボールベッド、いかほどかということですが。恐縮でございますが、これにつきましては、今回補正予算として、今定例会に上程しているところでございますので、購入等々につきましては、可決いただいた後に、来週以降早急に購入の手続に入らせていただくと、こういうことで考えておるところでございますので、まず、この点ご理解を賜りたいと思います。

仮に、補正予算案が議決になれば、30個の段ボールベッド、これを購入すべく手続を進めまして、町内の避難所等を中心に配置すべく検討してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解ください。

以上でございます。

古澤議長 志津会館に関して、答弁は小川町長。

小川町長 志津会館と申しますか、あの観光案内にも、まずは、当初はトイレだったわけですが、その必要性について、さらに、その場所の検討経過、こういったものについては、これまでそれぞれ、観光課長からご説明したとおりではありますが、まず、先ほど、伊藤議員のほうにもお答え申し上げたんですが、いろんなご指摘、議会の中でもあったということのを的確に、地域に行ってお説明しながら、さらに意見の調整をやって、3月まで、どのような内容になるかはちょっとあれですが、そういったことで臨みたいと思いますので、まず、今日は、こういったことでお答えしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 ほかございませんか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 皆さんが多くの質問していただいたので、ちょっと確認というか、補完だけちょっと確認させてください。

まず、第3款の民生費、今し方、伊藤議員からもありましたけれども、西川保育園の件ですけれども、西川保育園の職員にということで、国の施策だということで、それは十分分かりました。確認なんですけれども、西川保育園には、正職員が13名、それから、臨時の方が14名いるわけですよ。そうしますと、臨時職員の方にもこれは該当するのでしょうか。看護師も同じなんですけれども、そこをひとつ確認させてください。

それから、第6款の農林水産業の中で、先ほど、菅野議員からもあった件なんですけれども、この一番最初の冒頭の説明で、総務課長のほうからは、この300万円に関しましては、最初に総合開発に100万円と、西山杉に200万円と、パーティションに21万円という話があったと思うんですよ。それで、菅野議員のほうからは、西山杉の質問があったわけなんですけれども、総合開発では、じゃ、具体的にどういうふうなことをしていくのかなど。拡大支援ですか、というようなことをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、これもちょっと確認なんです。これも、今し方質問がありましたけれども、起業支援の事業補助金の中で、これは十分分かりましたけれども、一つお聞きしたいのは、先日、一般質問もしましたけれども、例えば、地域おこし協力隊が3年間継続してやってきたと。4年目に、私は、またこれを新たにやっていきたいと、この仕事を。それは起業になるのでしょうか。この事業に該当するかどうかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

以上、3点お願いします。

古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

飯野健康福祉課長 ただいまの佐藤耕二議員の1点目の質問にお答えいたします。

事業の中身といたしましては、保育園に係るコロナウイルス等の対応に当たった職員に5万円の慰労金を支給するという事業でございます。この事業に関しまして、正職員、臨時職員、いずれに対しても、職員ということで支給するというところでございますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

古澤議長 2点目は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 先ほどありました町産品の、もう一点目の支援策でござ

います。

これにつきましては、総務課長からありましたとおり、西川町産米の、さらには月山自然水関連で、PR支援というようなことをご説明をさせていただきましたが、今回、月山自然水につきましては、新たに、整備の中でも申し上げておりますけれども、月山自然水の紫外線滅菌機を使いまして、これまで、自然水ですと1年間のみ保存期間だというようなことでしたが、これからは、紫外線の滅菌機を使わせていただいて、5年保存というようなことで、させていただければなというふうに思っているところでございます。

それに伴いまして、災害関連の防災水としても、今後、広く活用していただきたいというふうなことで、そのことによります販売後の販路拡大を狙ってまいりたいというふうに思っているところでございます。それに伴いまして、自然水のパッケージデザイン、今、そのままのパッケージデザインでいきますが、そこに一つ、今、申し上げた内容も含めて、させていただきたいというふうなことから、まずはひとつ支援をさせていただくというものでございます。

さらには、米月山での月山の西川町産米、西川町米として出せるのは、本町の米月山の施設があるからでございます。ほかの町村は何々米というのはなかなか出せない状況でございますが、西川町産米としてしっかりおいしい米だということを出していく必要があるというふうなことでございます。そんな関係から、ふるさと納税も含めて、新たなパッケージを、しっかりとしたパッケージを作りながら、販路拡大に向かってまいりたいという、その2件を支援をさせていただくというようなことも含めてのものでございますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

古澤議長 もう一点は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 3点目のご質問でありまして、起業支援事業補助金の関係でございます。

地域おこし協力隊、3年経過後において取り組む場合に、なるのか、ならないかというふうなところのご質問でございますが、基本的に、この事業につきましては、起業に係る経費というようなところでございまして、起業に係る施設整備とか、備品とか、そういった内容のものを設備する場合に支援を行うというふうな内容になっております。あくまでも、審査会の中で交付になるかどうかは決定するものであります。審査会としても、将来的なものもしっかり審査する必要があるということで、事業計画、それから収支予算、場合によっては、業種によっては開業届とか、そういった部分を見せていただきながら、慎重に審査を行

うというふうなことになるものでありまして、そういったことに該当すれば、採択になるというふうなことの認識でいるところでありまして、また、町の小規模事業者の補助金制度、5分の4を補助するというふうな事業もございまして、そういった部分も活用できるというふうなことにはなっているところでありまして。

以上であります。

古澤議長 追加答弁は荒木政策推進課長。

荒木政策推進課長 地域おこし協力隊への起業の支援という観点から、私のほうから追加、補足でご説明いたします。

本年度、令和2年度当初予算で、地域おこし協力隊が任期満了後1年以内に町内において引き続き事業を行う場合について、最大100万円の助成をするという予算を取っております。今年度、要項を定めて制度化をしているところでありまして。対象となりますのは、設備費でありますとか、法人登記に要する経費でありますとか、あとは、様々なマーケティング費用などです。要件としましては、地域おこし協力隊任期終了後1年以内の方ということで、町内で事業をやる方ということで、地域おこし協力隊に限ってこういう制度を別に用意しておりますことを、そういった予算もあるということで、補足でご説明いたします。よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 地域おこし協力隊には、やはり審査会があってということで、それに該当すればというお話でしたので、それは分かりました。あと、今の政策推進課長からもあったのは、これは予算書を見ておりますので、それも十分承知しておりますので。

ただ、その辺を、町としてそういう方々にどこまで説明をしているのか、どういうふうにご利用しているのか分かりませんが、その辺が非常に少ないのではないかなと思います。やはり、任期が終われば、その後の接触が本当にどれくらいあるのかなと思います。町長がよく言うように、やっぱり、今まで誰もいないと、1人でも多く残したいと、新しく変えたというようなこともありますので、なおさらその辺をしっかりと説明すべきではないかなと。こういう場だと、該当するとか、これはどうなろうかと、お互い親身になって話し合っていたと、ということが、やはり大事ではないかなと思います。

そんなことで、今回は起業支援の事業の補助金のことでお聞きしたわけですが、ですから、いろいろ考えれば少しは該当するものもあるのかなと思います。その辺なんか、ちょっといろいろ、町としてそういうような方向性で協力というか、その人たちに話をして

いただきたいなというふうに思います。

以上です。

古澤議長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第47号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第48号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔健康福祉課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野健康福祉課長 議第48号 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,034万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,709万8,000円とするものであります。

8ページのほうをご覧ください。

歳出のほうから説明を申し上げます。

第1款第1項第1目の一般管理費については、地域包括支援システムサーバーの更新に伴う引取り手数料2万1,000円を追加するものであります。

第3款第3項第1目の包括的支援事業任意事業費については、介護支援専門員、更新経費中手数料が増額となったため、2万1,000円を追加するものであります。

第4款第1項第1目介護給付費準備基金積立金は、余剰金349万2,000円を積み立てるものであります。

第5款第1項第1目の第1号被保険者還付金及び加算金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる保険料の減免に係る還付金19万8,000円を追加し、第3目償還金は、令和元年度事業精算による社会保険診療報酬支払基金への返納金182万6,000円を追加するものであります。

9ページに入りまして、第3項第1目の一般会計繰出金は、令和元年度事業精算による繰出金497万円を追加するものであります。

歳入につきましては、5ページのほうをご覧ください。

歳入表中、説明欄のほうに過年度分、現年度分の記載ございますが、歳出で申し上げました令和元年度事業精算に係る歳入については過年度分ということの記載となっております。

第1款第1項第1目の第1号被保険者保険料は、地域支援事業費増額化に係る負担分5,000円を追加し、第3款第1項第1目介護給付費負担金439万2,000円及び2項2目地域支援事業交付金39万7,000円は、令和元年度精算に伴う追加であります。

3目は、現年地域支援事業増額による8,000円を追加するものであります。

6ページに入りまして、第5款第1項第1目介護給付費負担金は、令和元年度精算に伴う1,000円を追加し、第2項第2目地域支援事業交付金は、現年度の地域支援事業の増額による4,000円を追加するものであります。

第7款第1項第1目介護給付費繰入金111万1,000円、第2目地域支援事業繰入金71万5,000円は、令和元年度精算による追加、第3目は現年の地域支援事業増額による4,000円を、第4目その他一般会計繰入金は、事業費繰入金として14万7,000円をそれぞれ追加するものです。

7ページ、第8款第1項第1目繰越金は、令和元年度決算に伴い、繰越金356万4,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第48号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田憲州君 登壇〕

松田病院事務長 議第49号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入につきましては、1款1項6目県補助金に山形県新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金として482万1,000円及び3項1目その他特別利益に山形県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として375万円を追加するものであります。

支出の内訳といたしまして、1款1項3目経費のうち消耗品費として感染症防護具に18万円、消耗備品費として簡易ベッド等に35万1,000円、修繕費として病院の土足化対応のため、1階待合室及び廊下のノンスリップ抗菌シート敷設に429万円、計482万1,000円を計上するものです。

1款4項1目その他特別損失は、町立病院に勤務する医療従事者に対する1人5万円の慰労金につき、当院該当者75名分375万円を計上するものです。

6ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、1款3項1目県補助金に山形県新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金として1,156万8,000円を追加するものであります。

支出の内訳といたしましては、1款1項1目有形固定資産購入費に感染症対応診察室整備として660万円、HEPAフィルターつきパーティション3台61万5,000円、体表面温度サーモシステム1台29万9,000円、待合室長椅子更新20脚405万4,000円、合計1,156万8,000円を計上するものであります。

1ページをご覧ください。

第2条では、収益的収支の既決予定額7億3,334万1,000円にそれぞれ857万1,000円を追加し、7億4,191万2,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

第3条では、資本的収支の既決予定額にそれぞれ1,156万8,000円を追加し、収入額を1,731万8,000円とし、支出額を5,254万3,000円とするものであります。

なお、今回の山形県の補助事業につきましては、国の2次補正を受けたものであり、新型コロナウイルス対策として全額補助対象になっているものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、病院施設改修で下足で大丈夫だという話がありましたけれども、今現在も下足で入れるようになっております。これ、私、前に一般質問して、下足で入ったほうがいいんじゃないかというような質問をしたときには、病院内が汚れると、雨降り、雪降りは非常に大変だと、それから、今も説明ありましたのが、要するに滑るというような話で駄目だというお話を聞きましたけれども、何ていうんですか、今、ノンスリップという何かお話を聞きましたけれども、床面を多分改造されるということで、これは非常によかったなというふうに思います。

それからもう一つは、長椅子も、今、20脚ほど変更すると。これも私も、去年も6月の一般質問で長椅子が交換できないかというお話をさせていただいたときに、長椅子は傷みがないと、まだ使用できる状態であると判断しているというふうに町長から答弁いただいております。今回、これも換えるということで、非常によかったなと思っています。

ただ、今回は、コロナウイルス感染症の対策支援の事業補助金としての、この金額を全額使うということなので、もし、今回、このコロナウイルスの補助金が来なければ、じゃ、しなかったのか。本当に住民のためにどう考えていらっしゃるのかなというように思いはするわけですが、長椅子を交換していただくのは結構で非常にありがたいんですけども、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今回は特にであります、コロナウイルスというような関連もございまして、除菌等も含めて、それに対応できると、どのようなものでも多分できますが、そういった面で、簡単に、簡単と申しますが、容易に対応できるというような、そういった面も含めての今回の対応でありますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） コロナウイルスで対応できるということで、これは十分分かるわけでございますけれども、ですから、このコロナウイルスがもし補助金も含めてなかったら、じゃ、町はそのままであったのかなという気持ちが強いわけですが、やはり、一番問題は、住民の、町民の利便性ではないかなと思うんですよ。その辺を考えていただいていると思うんですけども、その辺は今お聞きしたかったわけで、もう一度お聞きたいと思えます。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員ご指摘のとおり、まずは町民の利便性もそうでありまして、病院の経営状況もそうですし、いろんな面で総合的に勘案してでありまして、特に、今回は床面の下足を解除したということもあって、それと併せてでありますので、全体的な傾向の中で進めていきたいと思っておりますので、今回のコロナがなければどうなんだということではありますが、その辺はまず、今回はコロナの補助金もあってでありまして、なかったらどうだということではありませんので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 ほかがございませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 今回の床に関しては、やっぱり当初は内部用ということで、外部の靴云々だと摩耗も激しいので、内部用の床と外部の床ではちょっとやっぱり質が違うのだな。今回、そういうもので、お金が、予算が国からもらえるということで、外部用、しかもノンスリップ用の床材ということであろうと思います。大変よいことだなというふうに思います。

それと、あと、ハウスなんですけれども、前、私、一般質問でもちょっと資料も渡したとあったかな、話したことがあるんですけども、テントではなくて固定の陰圧ハウスということで、それを常備、ケアハイツと病院の間の渡り廊下の下につけるということでよろしいんではないですか。もちろん、陰圧フィルターもつけないと陰圧にはならないわけなので、ただ、それと、あと、その今度、例えば、今からインフルエンザ等の季節になるので、どういうふうな使い道でコストの振り分けをやって、患者さんの、あと、医療側の対応の仕方をどのような形で運用していくのか、ちょっとそこだけお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

建物につきましては、感染症の対策のための陰圧ハウスでございます。設置場所につきましては、病院とケアハイツの間に救急車が入ってくるブースがあるんですけども、その割と正方形な形になっているんですが、その奥に設置しようということで思っています。横長のプレハブになります。陰圧の装置と感染症のためのフィルターとか、あと、エアコンとかというものは全て装備になっている既製品といいますか、そういったセットのものを準備しようというふうに考えているところでございます。

実際の運用の仕方なんですけれども、現在でも、一応時間を決めて、発熱外来というのは対応しているということになっております。発熱の方が来た場合ということで、当然、トリ

アージということで、病院の入り口での受付を通して、コロナ疑いであるというようなことが分かれば、こちらのほうのハウスに誘導するというので、直接病院正面の入り口から入らずに、真っすぐこちらのハウスが設置されているところに誘導して、そこで対応をしていくと。

そこで、陰圧ハウスの中では、PCRの検体の採取を考えています。PCRの検査はできません。PCR検査はやはり保健所を通して山形の衛生研究所とか、そういうところに頼むということになります。

それから、ワンランク下のといいますか、抗原検査については、ケースバイケースでの対応ということになるかというふうに思います。

ということで、コロナ疑いの方と、あと、いわゆるインフルエンザの方というのは、外から見ても分からないわけでございます。ただ、発熱の状況とか、問診の状況を見て、そこら辺は判断をしていくというようなことになるかと思えます。

以上でございます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） いい施設、設備だと思いますけれども、これに併せてサーモを購入したということで、こちら辺でぴっとくるやつではなくて、サーモであれして遠隔でパソコン等の画面で、パソコンの画面で見れるのは分かりませんが、遠隔である程度熱のある方を事前に玄関等で察知をして、そちらのほうの陰圧ハウスのほうに回すよというような組合せで、今回、このコロナの臨時交付金を利用して設備をやるというのは大変いいことだなと思えます。くれぐれも、院内云々にならないような対策を立てていただいて、しかも、せっかく入れたので、町民の方、患者さんに負担がかからないような使い方をやっていただければなというふうに思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 陰圧ハウスも置けることについては大賛成であります。あそこ、冬場の除雪の雪を下に投げるとき、ずっとあそこ通っていくわけですけども、その辺は邪魔にならないということによろしいのかな。ちょっとそこだけ、この前から確認しなくちゃなと思っていたんですけども、よろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は松田病院事務長。

松田病院事務長 陰圧ハウスの設置場所ですが、ちょうどその上にケアハイツの渡り廊下がありまして、屋根がかかっている状況です。除雪に関しては、外に出っ張るとかということ

もありませんので、全く影響がないというふうに認識しているところでございます。

古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第49号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第10、議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第10、議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを直ちに議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第50号につきましては、辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、総合整備計画（志津・月山沢辺地に係る分）を変更するため、提案するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長にご説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 議会事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

荒木政策推進課長。

〔政策推進課長 荒木真也君 登壇〕

荒木政策推進課長 議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更について、補足説明を申し上げます。

西川町では、町内観光業において重要な役割を担っている志津・月山沢辺地において、整備が必要な公共的施設に関する総合整備計画を平成31年度から5か年間を計画期間として平成31年3月に策定しているところであります。

本年度、当該総合整備計画に盛り込んでおります志津会館整備に関して、既存会館を解体し、同じ敷地に新たな会館を建設することとして、地質調査の結果を踏まえて実施設計を進めたところ、想定した工法での基礎工事ではなく、ほかの工法による基礎工事となることから、事業費が増加すること、それに加え、事業を予定していた年度での事業完了が難しいことから、後年度に先送りすることなどを受け、県との事前協議による指示及び同意を踏まえ、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項に準用する同条第1項の規定により、志津・月山沢辺地に係る総合整備計画の変更を提案するものであります。

お手元の辺地に係る総合整備計画の変更についての4ページ目にある新旧対照表をご参照願います。

3、公共的施設の整備計画の期間については、改元に伴い、平成の元号期間から令和の元号期間に変更を行うものであります。

また、表中の公民館その他の集会施設の欄の事業費「8,000万円」及び財源内訳の一般財源「8,000万円」をそれぞれ「1億円」に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額「7,840万円」を「9,780万円」に変更するとともに、表中、合計の欄の事業費「1億4,000万円」を「1億6,000万円」に、財源内訳の一般財源「1億1,000万円」を「1億3,000万円」に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額「1億840万円」を「1億2,780万円」に変更するものであります。

なお、本計画の一部変更につきましては、本年8月4日付で県に計画の変更協議を行い、8月21日付で同意を頂いているものでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第50号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

決算特別委員会審査報告書の提出

古澤議長 日程第3、決算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、伊藤哲治議員。

〔決算特別委員長 伊藤哲治議員 登壇〕

決算特別委員長（伊藤哲治議員） 決算特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定については、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和元年度西川町一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算認定について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1、付託案件

認定第1号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業鑑定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）

認定第3号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について

2、委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、伊藤哲治、副委員長、佐藤幸吉。

3、審査期間

令和2年9月1日 全体審査（特別会計、企業会計担当課長説明、審査）

令和2年9月7日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和2年9月8日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和2年9月9日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和2年9月10日 全体審査（10会計決算の審査・採決）

4、審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5、審査の結果

認定第1号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第2号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業鑑定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）（全員賛成）

認定第3号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）

認定第4号 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(全員賛成)

認定第 5 号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について (全員賛成)

認定第 6 号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (全員賛成)

認定第 7 号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (全員賛成)

認定第 8 号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について (全員賛成)

認定第 9 号 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について (全員賛成)

認定第 10 号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について (全員賛成)

以上、10会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定された。

以上のとおり報告申し上げます。

決算認定案件の審議・採決

古澤議長 日程第 4、決算認定案件の審議・採決を行います。

審議・採決は会計ごとに行います。

なお、質疑については決算特別委員会で十分なる審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論のみ行います。

認定第 1 号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第 1 号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算については認定することに

決定しました。

認定第2号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第2号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第3号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第3号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第4号 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第4号 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第5号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第5号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第6号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第6号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第7号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第7号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第8号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第8号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

認定第9号 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第9号 令和元年度西川町病院事業会計決算については認定することに決定しました。

認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算については認定することに決定しました。

以上で、令和元年度西川町一般会計・特別会計・企業会計の全会計決算が認定されました。

報告第6号

古澤議長 日程第5、報告第6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告を申し上げます。

この基準につきましては、自治体の財政破綻を未然に防ぐための地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき作成し、監査委員の審査を受け、報告をいたすものであります。

お手元の報告書をご覧いただきたいと存じます。

令和元年度決算における一般会計及び特別会計・企業会計ともに赤字はありませんでした。

実質公債費比率につきましては、自治体の収入に対する起債と負債返済の3か年平均の割合を表すもので、前年度より0.5ポイント高い19.6%となっております。

なお、早期健全化基準は25%で、基準以下となっております。

将来負担比率につきましては、自治体が将来負担すべき実質的な債務割合を表すもので、6.1%となっております。

なお、早期健全化基準は350%で、基準以下となっております。

また、公営企業会計ごとの資金不足はありませんでした。

以上のとおり、本町の財政は早期健全化基準以下であることをご報告申し上げます。
以上であります。

報告第7号

古澤議長 日程第6、報告第7号 令和元年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告
についてを議題とし、報告を求めます。

伊藤教育長。

〔教育長 伊藤 功君 登壇〕

伊藤教育長 報告第7号 令和元年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、ご報告申し上げます。
資料をご覧いただきたいと思います。

令和元年度本教育委員会は、奥山教育委員、近松委員、大泉委員、松田委員、そして私、
教育長、伊藤の5人と学校教育課及び生涯学習課の事務局体制で事務事業の管理執行に当た
ってまいりました。

教育委員会では、毎月1回の定例会を開催し、条例及び規則の制定や社会教育・学校教育
の施策等について審議してまいりました。さらに、教育委員は西川小学校及び西川中学校を
訪問し、各校の経営実態並びに児童・生徒の活動の様子を参観いたしたほか、山形県や寒河
江西村山地区の教育委員研修会などにも参加して、教育の現状などについて研修を積んでま
いりました。

今年度事務事業につきましては、第6次西川町総合計画に基づき推進しており、教育委員
会関係では、地域文化の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興、自然教育学習の推進、学
校教育の充実、郷土教育の推進、女性が活躍できるまちづくり等について計画を策定いたし
ております。

今般、本教育委員会では、令和元年度実施した事業のうち、小学校特別教育支援事業、小
学校施設整備事業、中学校教育振興に要する経費、ブナの森自然学校事業、芸術文化振興に
要する経費、生涯学習鑑賞事業、カヌー競技全般に要する経費、体育協会運営に要する経費、
以上の8事業について点検・評価を行いました。

点検・評価を行うに際しましては、その客観性を確保するために、3人の学識経験者を外

部評価委員として委嘱いたすこととし、西川町青少年育成町民会議会長の前田雅孝氏、西川町社会教育委員の伊藤仁夫氏、前西川小PTA会長の澁谷隆弘氏のお三方を西川町教育事務評価委員として委嘱し、点検・評価の内容についてご意見を頂きました。

評価委員の方からは、教育委員会の活動及び事業全般については、第6次西川町総合計画に沿って事業展開がなされており、適切に実施されているが、この事務事業の点検・評価を一層意味あるものにしていくには、何のために行うのか、どのような性格の事業について行うのかという点について、教育委員会として意識を明確にし、共有しておくことが必要とのご指摘を頂きました。

また、個別の事業につきましても、それぞれたくさんのご意見やご提案を頂いたところで、本教育委員会といたしましては、それらのご意見を今後の事務事業の推進に反映いたしてまいります。

最後になりますが、この報告の詳細につきましては、今後、町のホームページに登載し、また、西川交流センターあいべに据え置きながら公表いたしてまいります。

以上で報告とさせていただきます。

陳情の審査報告

古澤議長 日程第7、陳情の審査報告を議題とします。

陳情第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情書について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤哲治議員。

〔総務厚生常任委員長 伊藤哲治議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（伊藤哲治議員） 総務厚生常任委員会に付託されました陳情について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

1 件名

陳情第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情

2 付託年月日

令和2年9月1日

3 審査の結果

願意は適当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本陳情に対する委員長報告は採択です。

陳情第3号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、陳情第3号は採択とすることに決定しました。

陳情第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情書について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伊藤哲治議員。

〔総務厚生常任委員長 伊藤哲治議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（伊藤哲治議員） 総務厚生常任委員会に付託されました陳情について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

1 件名

陳情第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情

2 付託年月日

令和2年9月1日

3 審査の結果

願意は適当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本陳情に対する委員長報告は採択です。

陳情第4号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、陳情第4号は採択とすることに決定しました。

議員派遣について

古澤議長 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

閉会中の継続調査申出

古澤議長 日程第9、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

古澤議長 ただいま9番、伊藤哲治議員から発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書、発議第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書、発議第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書がそれぞれ提出されました。

ここで、議案書を配付します。

〔議案書配付〕

古澤議長 これを議事日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第11、発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書、追加日程第12、発議第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書、追加日程第13、発議第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書とします。

意見書の提出について

古澤議長 追加日程第11、発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

9番（伊藤哲治議員） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書ではありますが、ただいま事務局長補佐が朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第12、発議第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

9番（伊藤哲治議員） 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書であ

りますが、ただいま事務局長補佐が朗読したとおりであります。

提出先については、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第5号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第13、発議第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

9番（伊藤哲治議員） 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書
ありますが、ただいま事務局長補佐が朗読したとおりであります。

提出先については、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第6号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和2年西川町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時32分